デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直しに係る 工程表のフォローアップ (令和4年度3月見直し期限)

> 2023年5月30日 デジタル臨時行政調査会

令和4年12月21日に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の、7項目のアナログ規制(「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)、「FD等の記録媒体を指定する規制」及び「その他工程表(経済界要望等)」について、点検対象条項に係る規制見直しのフォローアップを行うもの。

- ・7項目のアナログ規制 ・FD等の記録媒体を指定する規制

									,	7	項目のア	ナログ規制 点検		コーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管徵庁名	#-III	規制等の内容振要	規制等の 類型	R&C Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「告」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている	見直し元了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (後「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了	見面しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し見了時期の理由
別表 1	1	人事記録の記載事項等に関する 政令	內間官房	第5条	19.25	口视规制	1-①	2	21.5 电放射 要	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	時期」を設定) 売了済み	令和5年2月、『「人事記録の記載事項等に関する改令」第5 条に基づく検査について』(令和5年2月1日付事務連絡)の 発出により、検査においてオンライン会議システム等のデジタ ル技術を活用することを指導する旨を明示した。			
別表1	3	人事院規則13-3 (災害捕獲の 実施に関する審査の申立て等)	人事院	W31.6	次書補償審査委員会が必要と 認める場合の実地調査	口视规制	1-①	2	W.	令和4年度 1月~3月	口根一共通	合示、通知・通道等 の発出又は改正	党了弟孙	令和5年3月、人事説HP (https://www.jnij.go.jp/kouheisinsa/saigaihosyou/saigaih osyou.html) に掲載している「災害賠償審査・職祉事業措置 申立ての予引」の改訂を行い、オンライン方式による調査が可			
別表 1	6	国家栽培特別区域法	内閣符	第12条の3第9 項	学校教育法等の特例	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	版である音明記した。 令和5年3月、「学区教育法等の特例における実地調査につい で (お知らせ)」(令和5年3月7日付事務運動)の発出によ り、実地調査においてオンライン会議システム等の技術を活用			
別表 1	7	東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関す る法律	内閣府	M3A:M6-W	特別の災害復旧事業について の補助	日根根制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	することを許容する資金明示した。 令部5年4月、「突進計算基本法等における実地調査の適用に ついて (原知) 』 (令配5年4月7日付事務連絡) の発出によ り、実地調査においてリモート等のデジタル技術の温用も可能			
		民間資金等の温用による公共施												である資を明示した。 令部5年3月、地方公共団体におけるPFI帯乗導入の子引きの 改定により、PFI法第28条による展務等の報告はオンラインに より可能である資明確化した。			
別表 1	8	民間資金等の品所による公共施 設等の整備等の促進に関する法 建	内閣府	第28条	指示等	日根根料	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日報一共通 1	告示、適知・適適等 の発出又は改正	売了済み	〇地か公共団体におけるPFT事業等入の手引き 2、実務編 6-1 この他、PFT法に基づき、地か公共団体が選定事業者に対し、 報会問取(オンラインによる実施も可能)等を求めることが考 えられます。			
別表1	11	地域交通安全活動推進委員及び 地域交通安全活動推進委員協議	警察庁	第4条第5号	活動內容	口根根料	1-(1)	3		令和4年度	口根-二萬	告示、通知・通道等	売了済み	令和5年3月、「地域交通安全活動推進委員制度の運営につい て (通達) J (令和5年3月17日付け警察庁丁交企発罪49 号)の発出により、貢事務局と事前に合意しているとおり、本			
		会に関する規則								1 Д~ 3 Д		の発出又は改正		規則については、適関からのデータ収集では必要な情報を十分 に収集できない場合等に実地による調査を求めるものである旨 を明示した。 令和5年3月、「立入検査等実施要領」を改正し、立入検査と			
別表1	13	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護 委員会 個人情報保護	第146条第1項	服告及び立入検査 資料の提出の要求及び実地調	日視規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月 令和4年度	口根一共通 1 口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正 告示、通知・通道等	売了済み	は別の情報収集の手段である報告者 Lくは資料の提出の要求に ついて、オンラインの手法が可能であることを明示した。 令和5年3月、「立入検査等実施要領」を改正し、実地調査と			
別表1	15	個人情報の保護に関する法律	泰姓命	第156条	ň	日根規制	1-①	2	*	1月~3月	1	の発出又は改正	児子済み	は別の情報収集の手段である資料の提出及び説明の要求につい て、オンラインの手法が可能であることを明示した。 令和5年1月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行			
別表 1	17	資金單法施行規則	金融行	第10条の23第 1項第4号イ	個人顧客の利益の保護に支限 を生ずることがない契約等	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	政の一体改革に係る開始について」(令和5年1月26日付事 根連絡)の発出により、事業の実際調査において、デジタル役 前を活用する方法が可能であることを開始し、プロックごとに 開催されている対務局・都退所側の監督提出者が参加する会議 において批判を実施している。			
別表 1	18	資金果法施行規則	金融庁	第10条の28第 1項第3号イ	個人顧客の利益の保護に支障 を生ずることがない程度方式 基本契約等	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	したい、近州支先郎している。 令犯5年1月、デジタル原則を撤支えたデジタル・規制・行 設の一体改革に係る問知について」(令犯5年1月26日付車 搭連絡)の発出により、策廉の支援団産において、デジタル保 関係により、等単の支援団産において、デジタル保 関係されている財務的・都正用係の整督提出者が参加する会議			
別表 1	19	復興庁所管に属する物品の無償 貸付及び譲与に関する復興庁令	後期庁	第4条第1項第 12号	資付条件	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁英心	において技術を実施している。 や和5年3月31日付事務連絡の発出により、実地調査におい では、オンライン会議システム等のデジタル技術を演用するこ とを計容する旨を明示した。			
別表 1	21	緊急消防援助際として活動する 人員の属する都道府県又は市町 村に無償使用させる消防用の国	彩房省	第4条第1項第8	無價使用の条件	口视规制	1-③	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年1月11日付消防総第13号「消防庁所有の緊急消防援 助除の活動に係る国有物品の無償使用手続き及び管理状況の報 会について(依頼)」を発出し、実地調査について、必要に応			
		有財産及び国有物品の取扱いに 関する省令		ĺ						-,1-38	•	,-w.A.4400E		じてカメラや動画、Web会議システム等を当用して行う背を 明示した。 令和5年3月、「選挙に関する常時啓免事業の実施に係る総務 大国の実地の調査について(整理)」を認内で作成し、当該規			
別表 1	22	公職選挙注售行令	彩務省	M135&	選挙に関する常時啓発事業の 実施に対する指示等	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	定に基づく、選挙に関する常時徳免事業の委託を受けたものに 対する総務大阪による実施の調査については、必ずしも現地に 起いて目積での調査を行う必要があるものではなく、画像・ データ等の確認で代替することも可能である旨、認内で明確に 製現した。			
別表 1	25	行政機関が行う政策の評価に関	板板省	第15条第1項	資料の提出の要求及び調査等	口视规制	1-①	2		令和4年度	口根-共通	告示、通知・通道等	売了済み	顕金の方法として、従約実施しているメールによる資料等の提 出金額に加え、リモートによるヒアリング等の実施の検討を指 示しているところであるが、令和4年11月10日に、これらが、 新輩ココナライルメ系施信の拡大に伴う影響的なものではない。			
0700.4	25	する法律	N:00 B	#15##1·4	資料の役出の要求点が開業等	H 903081	1-0	2	*	1 Д ~ 3 Д	1	の発出又は改正	70,346	ことを明示する通知を発出するとともに、令和5年1月から3 月にかけて、管区行政評価助等との会議等の場においても当該 通知についての認識の共有を行った。			
別表1	26	行政機関が行う政策の評価に関 する法律	彩质省	第15条第2項	資料の提出の要求及び調査等	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提 出依期に加え、リモートによるヒアリング等の実施の検討を指 示しているところであるが、令和4年11月10日に、これらが 新型コロテクルス感染症の拡大に伴う時限的なものではない ことを明示する適知を発出するとともに、令和5年1月から3			
														ことを明示する通知を掲出するとともに、令和3年1月から3 月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該 通知についての認識の共有を行った。 調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提 出金額に加え、リモートによるヒアリング等の実施の維計を表			
別表 1	27	行政機関が行う政策の評価に関 する法律	彩務省	第15条第3項	資料の提出の要求及び調査等	口视规制	1-(1)	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	示しているところであるが、令和4年11月10日に、これらが 新型ココナウイルス感感の拡大に伴う時間対なものではない ことを明示する通知を負出するとともに、令和5年1月から3 月にかけて、管区行政性環境をの会議等の場においても当期			
別表 1	29	消防団具等公務次吉標撰等責任 共済等に関する法律	彩務省	第11条第1項	基金及び指定法人の種類	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	通知についての認識の共有を行った。 「消防団具等公務災害補債等責任共済等に関する法律第11条 第1項に基づく帳簿書類の提出について」(令和5年2月3日 東部連載)の発生により、機管業務の発生については、必要と			
														応じ、オンラインで行うことが可能である旨を明示した。 調査の方法として、資約実施しているメールによる資料等の提 当依頼に加え、リモートによるヒアリング等の実施の検討を指			
別表 1	31	彩務省設置法	彩质省	第6条第2項	動会及び調査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了另本	示しているところであるが、令和4年11月10日に、これらが 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時限的なものではない ことを明示する適知を発出するとともに、令和5年1月から3 月にかけて、管区行政評価期等との会議等の場においても当該			
別表 1	2-		総務省	第6条第4項	NAT COMP	口视规制		2		令和4年度	口根-共通	会示、通知・通道等		選集についての認識の共有を行った。 調査の方法として、協称実施しているメールによる資料等の提 出依頼に加え、リモートによるヒアリング等の実施の検討を指 示しているところであるが、令和4年11月10日に、これらが 新型コロテクイルス原派位の拡大に伴う時間的なものではない			
	32	形務省設置法			動食及び調査等		1-(1)		¥.	1月~3月	1	の発出又は改正 合示、通知・通道等	見了済み	ことを明示する通知を発出するとともに、令和5年1月から3 月にかけて、管区行政評価期等との会議等の場においても当該 通知についての認識の共有を行った。			
別表1	33	地方自治法地方自治法	税務省 税務省	第252条の17 の6第1項 第252条の17	財務に係る実地検査 財務に係る実地検査	日根規劃	1-①	2	X	1月~3月	口根一共通 1 口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正 会示、通知・通道等	見了済み 見了済み	実務授要に販当法令の質疑が掲載されており、令和5年3月に 新たにデジタルを排していない省の質疑を追加 実務授業に販当法令の関疑が掲載されており、令和5年3月に			
別表1	35	地方自治法	粉粉質	の6第2項 第252条の17 の6第4項	財務に係る実地検査	口视规制	1-①	2	*	1月~3月 令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	の発出又は改正 会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	新たにデジタルを排していない旨の質疑を追加 実務提要に該当法令の質疑が掲載されており、令和5年3月に 新たにデジタルを排していない旨の質疑を追加			
別表1	36	地方税法	彩房省	第72条の49の 6第1項	総務省の職員の法人の事業校 に関する調査の事前通知等	日根根制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の項用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
3)表 1	37	地方稅法	彩務省	第72条の49の 8第1項	総務省の職員の法人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁男み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の項用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表 1	38	地方稅法	彩務省	第72条の49の 8第3項	総務省の職員の注人の事業税 に関する調査の終了の際の手 級	口税税制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の項用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う原の調査について」を作成した。			
別表1	39	地方稅法	形務省	第72条の63の 2第1項	総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の事約通知等	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日桐一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の温用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表1	40	地方稅法	総務省	第72条の63の 4第1項	総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の終了の際の手 続	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月31日付けて、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表1	41	地方稅法	彩務省	第72条の63の 4第3項	総務省の職員の個人の事業税 に関する調査の終了の際の子 続	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月31日付けて、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表1	42	地方稅法	彩務省	第144条の38 の2第1項	総務省の職員の経治引取税に 関する調査の事前通知等	口视规则	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の返用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表1	43	地方稅法	彩務省	第144条の38 の4第1項	総務省の職員の経治引取税に 関する調査の終了の際の手続	口视规则	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が貨幣検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省 職員が貨幣検査等を行う原の調査について」を作成した。			
別表1	44	地方稅法	彩務省	第144条の38 の4第3項	総務省の職員の経治引取税に 関する調査の終了の際の手続	口视规则	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	議員が実施を置きを行う席の調査について」を作成した。 令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場 合にデジタル使前の法用に需要する旨を明記した内積「総務省 職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表 1	45	地方稅法	総務省	第396条の2第 1項	総務省の職員の固定資産税に 関する調査の事制通知等	口视规制	1-(1)	2	×	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	負示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	議員少質問務金等を行り原の調査について」を作成した。 令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の返用に簡単する旨を明記した内規「総務省職員少質問務金等を行う原の調査について」を作成した。			
別表1	46	地方稅法	彩房省	第396条の4第 2項	総務省の職員の国立資産税に 関する調査の終了の際の手続	口根规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	職員が展開除金等を行う際の調査について」を作成した。 令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の返用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が開始者等を行う際の調査について」を作成した。			
別表 1	47	地方稅法	彩房省	第396条:04第 4項	総務省の職員の固定資産税に 関する調査の終了の際の手続	口根规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省			
別表1	48	地方稅法	彩展省	第396条の4第	総務省の職員の固定資産税に 関する調査の終了の際の手続	口根根制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	育示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。 令和5年3月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の適用に顕意する旨を明記した内規「総務省			
		法務省所管に属する物品の無償		第4条第1項第						令和4年度	口根-共通	会示、通知・通道等		職員が貨幣除査等を行う間の調査について」を作成した。 令部5年3月、「「出售者所管に属する物品の無償貸付及び譲 与に関する省令の適用について」の一部改正について」(令部 5年3月31日付法務省会第940号)の発出により、貸付条件と			
別表1	71	法務省所管に属する物品の無償 賃付及び譲与に関する省令 文部科学大臣の所管に属する公	注册省	第4条第1項第 13号	資付条件	口视规制	1-①	2	×	1,Я∼3,Я	1	の発出又は改正	売了済み	して付す実地調査に関して、実地調査の代替としてオンライン 会議システム等のデジタル技術を活用することができる貨幣示 した。 参加に至る日 他内の際保護へ 原用連続においてアナロゲ側			
別表1	75	益保託の引受けの許可及び監督 に関する規則	文部科学省	M294-W1-W	単務の監督	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	制見直しの一環であることを示した上で、公益保託に係る監査 は実地以外でも可能である旨を周知。			
別表1	76	文部科学大臣の所管に属する公 益保託の引受けの許可及び監督 に関する規則	文部科学省	第29条第4項	単務の監督	日根規制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日柳一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、省内の関係課へ、事務連絡においてアナログ税 制見直しの一環であることを示した上で、公益債託に係る監査 は実施以外でも可能である旨を開始。			
別表 1	109	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律	厚生労働省	第35条第5項	特定無能加工物の製造の計可	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚立労働省HP (https://www.mbhm.go.jo/sif/seisakunitsuite/burnya/kerk ou_iryou/jahkiakushinsei_00015.html) において、機能 場長加工機能の構造物間の確認など、調査の関係に関かて実施 に近く必要があるものを除き、デジタル技術を採用した調査も			
別表 1	113	水道注施行規則	厚生労働省	第17条の2第1 項第1号	水道施設の維持及び修繕	口视规则	1-(1)	93	*	令和5年度 4月~9月	口根一共通 2	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	到紙である旨を示した。 令和5年3月、「水道出售行規則の一部改正について(水道施 設の維持及が修繕契約)」(令和5年3月2日業 本来向5226集 1号)の発生により、現場に止せ、返榜と同等以上の方法による 通照での確認行為も近視におたる首を明示した。			
別表1	114	水道法施行規則	厚生分衡省	第17条の2第1	水道施設の維持及び修繕	口视规制	1-2	3	*	令和5年度	口根-共通	安全改正	見了済み	https://www.mhhw.go.jp/content/1090000/001075943.pdf 令和5年3月、水道施設の点検において目標と開帯以上の方法 も可能となるよう省令第17条の2を改正し、その貨を管轄に			
				項第2号					-,	4 Д∼9 Д	2			掲載した。 https://www.mhlw.go.jp/content/1090000/001075943.pdf			

										7	項目のア	トログ規制 点検:		1ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	注令名	所管電庁名	64	規制等の内容概要	規制等の 類型	R/G Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「告」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 非利適合性が確保できている	見直し完了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 1	116	放射性疾薬品の製造及び取扱規則	厚生労働省	第2条第6項第6 号	製造集者の遵守すべき事項	口视规则	1-①	3	ごとを確認責要	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	完了条本	令和4年12月に日本飲材性医療品協会へ書面を送付し、デジ タル原用を踏まえた物物で立を示した。なお、同協会におい で現在、デジタル原用を踏まえた物中立在の原用できまっ す業所自主基準の役割物計を行っており、機械会よ基準な打が プレス体、厚本分類性から超過用磁等へ振知を図る予定であ る。			
別表1	117	放射性医薬品の製造及び取扱規 例	厚生分衡省	第10条第1項第 1号	危険時の指置	口视规制	1-①	3	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和4年12月に日本放射性医薬品協会へ書面を送付し、デジ タル原則を重まえた技術中立化を示した。なお、開協会におい て現在、デジタル原則を重まえた技術中立化の運用ガイドを示 す業界自主集集の改訂検討を行っており、目鏡自主集準改訂が 了し次薬、厚生労働省から都道府県等へ周知を図る予定であ			
別表 1	124	国有林野の管理経営に関する法 律	具林水產省	第6条第2項第2 号	地域管理経営計画	口视规制	1-①	3	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	る。 令和5年3月、「国有材料の管理経営に関する法律等に基づく 実地調査等について」(令和5年3月30日付4株設改第641 号)の発出により、近限において各種技術(AIによる画像師 職)を活用することを計容する資金明示した。			
別表 1	125	国有林野の管理経営に関する法 建	具林水產省	第8条の21	指示等	口根根料	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了弟孙	令和5年3月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく 実地調査等について」(令和5年3月30日付4林改改第641 号)の発出により、実地調査において各種技術(無人航空機、 レーザ計測等)を活用することを計容する資を明示した。			
別表 1	126	国立研究開発法人森林研究・整 属機構法	農林水產省	第14条第1項	立入調查等	日根規制	1-①	2	W.	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令初5年3月、「森林法等に基づく実施調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改第641号)の発出により、実施調査 において各種技術(係人航空機、レーザ計測等)を返用するこ とを許容する旨を明示した。			
別表1	127	森林法	農林水產省	第49条第1項	立入調查等	日祝規制	1-3	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改第641号)の身出により、実地調査 において各種技術(領人執受機、レーザ計測等)を返用するこ とを計容する百を明示した。 和5年3月2日 「森林小阪に基づく室地調各等について」(令			
別表 1	128	森林法	農林水產省	第50条第6項	使用権設定に関する認可	日视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	和5年3月29日付4林政政第641号) の発出により、実地調査 において各種技術(無人執定機、レーザ計測等) を採用することを計容する旨を明示した。			
別表 1	129	森林法	具林水產省	第188条第2項	立入調査等	口视规则	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了男み	令和5年3月、「森林出帯に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改業所641号)の身出により、実地調査 において各種技術(係人物交種、レーザ計測等)を返用するこ とを計容する資を明示した。 令和5年3月、「森林出帯に基づく実地調査等について」(令			
別表 1	130	森林法	農林水產省	第188条第3項	立入調査等	口视规则	1-3	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	貴宗、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	第5年3月29日行4林改改高641号)の商品はより、実物調査 第5年3月29日行4林改改高641号)の商品はより、実物調査 において各種技術(係人的関係、レーザ計測等)を返用することを貯容する音を明示した。 令和5年3月、「森林法帯と基づく実地調査等について」(令			
別表 1	131	森林法	農林水產省	第191条の4第 2項	林地会様の作成	口视规制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	和5年3月29日付4林改改第641号) の発出により、実地調査 において各種技術 (無人執写機、レーザ計測等) を浜用することを辞容する旨を明示した。			
別表1	132	森林法施行規則	農林水產省	第14条第2号	仅採及び仅採後の適林の届出 を要しない場合	口视规制	1-0	2	X	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「森林士等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日行4林改改第641号)の発出により、実地調査 において各種技術(無人執管機、レーザ計測等)を返用するこ とを許容する旨を明示した。			
別表1	133	森林注施行規則	農林水產省	第60条第1項第 2号	立木の伐採の計可を要しない 場合	日视规制	1-0	2	X	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日行4林改政第641号)の向出により、実地調査 において各種技術(編入航空機、レーザ計測等)を当用することを哲学する旨を明示した。			
別表 1	134	森林注施行规则	農林水產省	第60条第1項第 8号	立木の伐採の計可を要しない 場合	日视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「森林士等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改政第641号)の向出により、実地調査 において各種技術(係人執管機、レーザ計測等)を返用することを計容する旨を明示した。			
別表 1	135	森林法施行規則	具林水產省	第63条第1項第 2号	立竹の伐採等の許可を要しない場合	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	2734	令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改第641号)の発出により、実地調査 において各種技術(無人執覚機、レーザ計測等)を活用するこ とを計容する資を明示した。			
別表 1	136	森林法施行規則	具林水產省	W103@	調查	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	2734	会招5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改票641号)の負出により、実地調査 において各種技術(無人執定機、レーザ計測等)を温用することを計容する質を明示した。			
別表1	142	入会林野等に係る権利関係の近 代化の助長に関する法律	展林水產省	第25条第1項	別屋、実地調査及び薄書の間 覧等	日初規制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改第641号)の発出により、実地調査 において各種技術(無人執管機、レーザ計測等)を返用するこ とを許容する旨を明示した。			
別表 1	143	入会林野等に係る権利関係の近 代化の助長に関する法律	農林水産省	第25条第9項	別屋、実地調査及び薄書の間 覧等	日视规制	1-0	2	Ŗ	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	貴宗、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改改第641号)の発出により、実地調査 において各種技術(無人執収機、レーザ計測等)を返用するこ とを許容する旨を明示した。			
39表 1	1265	河川走揚行命	国土交通省	第9条の3第1項 第1号	河川管理機能等の維持又は修 桶に関する技術的基準等	口视规制	1-①	69	W.	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	児子済み	・総括5年3月、「日野市河川田田総及公河市の市・西 製造について「金融)」(中部5年3月24日円市の田原 13人は5号)の発出に3ヶ、成的力は1つマレイは、事務を設定 する記載となっていたが、出発に対象しては3・3年を開立 する記載となっていたが、出発に対象しては4・3年を開立 ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・総5年3月、東省ニーム・アン(ARL ・会社)(ARL ・会社 ・会社 ・会社 ・会社 ・会社 ・会社 ・会社 ・会社			
別表1	1266	河川注施行 令	国土交通省	朝9条の3第1項 朝2号	河川管理施設等の維持又は修 稲に関する技術的基準等	日视规制	1-②	(91)	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	485年3月、「独物学の川田田園が区で河南の路・田屋 即位いて「保証)「佐知学 5月3月日代的会社 以343年9)の前比上が、68分出しつては、平均を加 と343年9 の前比上が、68分出しつては、平均を加 に343年9 の前比上が、68分出しつては、平均を加 に350年3月、18年2 のは同様、または、同時の 685年3月、18年2 のは一が一では一で 1860年3月、18年2 のよっと一が「他」 1860年3月、18年2 のよっと一が「他」 1860年3月、18年2 のよっと一が「他」 1860年3月、18年2 のまた。 1860年3月、18年2 のまた。 1860年3月、18年2 のまた。 1860年3月、18年2 のまた。 1860年3月、18年2 のまたとは「他」 1860年3月、18年2 のまたとは「他」 1860年3月、18年2 のまたとは「他」			
別表 1	1269	海上交通安全法	国土交通省	第41条第3項	航路及びその周辺の高坡以外 の高坡における工事等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	市和コチョ外、「神上大型医生活用・1988年3月17月に、他ツ く対応について」(令和5年3月13日専務運動)の負出により、職員が現地に赴ま行う以外の方法で行う調査をして、高級 度カメラやドローン等のデジタル技術を活用した調査を計容す る資を明示した。			
別表 1	1275	公营住宅法	国土交通省	第49条	国土交通大區及 <i>U都通府県</i> 知 事の指導監督	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「公常住宅法等に基づく目標・実地監査規制の オンライン化について(通知)」(令和5年3月31日付開住 個第490号)の発出により、立入検査においてオンライン会議 システム等の技術を採用することを許容する旨を明示した。			
別表 1	1276	公营住宅法施行規則	国土交通省	第24条第6号	権限の委任	日初規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了為み	令和5年3月、「公営住宅法等に基づく目標・実地監査規制の オンライン化について (通知)」(令和5年3月31日付開住 個第450号)の提出により、立入機査においてオンライン会議 システム等の技術を採用することを封容する旨を明示した。			
別表1	1281	国土交通省関係地域再本法施行 規則	国土交通省	第4条第1項第3 号	地域再本土地利用計画に記載 された集落本渓圏の区域内に おいて園由が不要な行為	DRRM	1-(1)	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	本条件では、実地機合っ大限となる大計の性質は国際に不等であ 6所度定しているところ。 令部5年3月、「立入機業等におけ るデジタル機等の温間について (援助) 」(金和5年3月26 日付販客料報196号/販路利取196号/販路制取94号/販売地数 の場所により、指揮実地構造しついては、人が土地等 に立ちり、大変するる機会化を、現場変かが多りでローツを のデジタル機等を、実現して実施する機会化を表現した。			
別表 1	1289	集落地域整備出施行令	国土交通省	第6条第5号本	集落地区計画の区域内におい て展出が不要な行為	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	口税一共適	食示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	本条項では、実施調査の支援となる木竹の供採は廃出不要である指摘定しているところ。他的5年3月、「五人機等用に対しる対象をデジタル特別の3周について(機力)(金配5年3月2日 日付護部計第196号/指導制第196号/指導制第196号/指導制第196号/指導制第196号/指導制第196号/指令指数 205号)の発出により、指揮実施費については、人が土地等に立ち入って実計と変更がより、手指実施資金にの、基本のメラッドローフ等のデジタル特別を活用して実施する課金も含む資金資利した。			
別表 1	1310	都市計画生物行令	国土交通省	第38条の5第5 号ホ	地区計画の区域内において届 出が不要な行為	口視規制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	児子済み	本条項では、実施調査の支持となる木竹の代貸は届出不要である情報としているところ。何名5年3月、「五入機等形に対しる 各階度としているところ。何名5年3月、「五入機等所に対しる 本デタルを開始の展出について(提出)(40日5年3月25日 日付国都計画156号/国都制第156号/国都制第94号/国位刺軍 265号)の発出により、指揮実施商品については、人が土地等 に立ち入って実計で高度が日本。高年3万米フタリヤローフ等 のデジタル技術を実用して実施する環危を含む資を展別した。			
別表1	1325	密集告別地における防宍側区の 整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第11条第5号ホ	勢沢明区整備地区計画の区域 内において順出が不要な行為	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	児子済み	本条項では、実施調査の支限となる木竹の性質は顕出不要である影響度とないるところ。毎日5年3月、「立入機管施に対しる る影響度とないるところ。毎日5年3月、「立入機管施に対しる 名デジタルが開かる場所について(提出)、60日5年3月2日 日付販車計画156号/国産制画156号/国産制理34号/国住実際 265号)の発出により、指揮実施機能とついては、人が土地等 に立ち入って実界で高速ではか、高様のアメテリアローフ学 のデジタル技術を返用して実施する調査も含む浴を開始した。			
別表1	1326	民間の能力を活用した国管理空 港等の運営等に関する法律	国土交通省	第16条第10項	特定地方管理室港運営者の指 定等	口视规制	1-3)	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月に「民談定港運営法附刺第16条第10項に基づく 報告徴収及び実地調査について」の発出により、オンライン力 式による報告徴収・実地調査を計容する旨を明示した。 令和5年3月、「デジタル規則を踏まえた後乗物の処理及び法			
別表 1	1352	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	類類	第3条第1項	事業者の責務	口視規制	1-2	2	W	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	博に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通 加)」(参配5年3月31日付職施送券第23033125号・環路税 発第23033110号)の角出により、実地確認の代替としてオン ライン金額システム等を用いたデジタル技術の返用による確認 を計容する資金明示した。			
別表1	1353	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第12条第7項	事業者の処理	DIRRN	1-②	2	×	令和4年度 1月~3月	日积一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「デンタルの取り数まえた地震物の処理及び海 側に削する途域等の適用に係る影響の可能をは、 の」(今和5年3月31日付加機局後撤20331259) 画館の 発剤2033109)の発出により、実物機能が付着としてオン イン分類がシストの参加により、実効機能がはよる等域 を対容する対象研究した。			
別表1	1610	災害対策基本法	内間符 総務省	第88条第1項	災害復旧事業費の決定	口视规制	1-3)	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	ついて (原知) J (参和5年4月7日付事務連絡) の発出により、実地調査においてリモート等のデジタル技術の温用も可能である資金明示した。			
別表 1	1617	犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等 に関する法律第二十条第一項に 規定する割合及び支出について 変める命令	金融行 財務省	第3条第5号	支援支出金管理団体との協定 の締結	口视规制	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	日初一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	限金保険機構に対し、令和5年3月30日付事務連絡を発出 し、限金保険機構が行う支援支出金管理団体における支援業務 の実施状況調査において、デジタル技術の派用が可能な省を明 継化した。			
別表 2	12	変める命令 私立学校教職長共済法	文部科学省	第46条第1項	報告の請求及び検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日相一共通	省令改正	先了男み	私立学校教職員共済法施行規則改正により、デジタルを活用した報告を計容する発明示する。(令和5年3月31日公布施行)			
別表 2	13	私立学校教職員共済法	文部科学省	第46条第2項	報告の請求及び検査	口视规制	1-3)	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	安全改正	先了済み	私立学校教職員共済注集行規則改正により、デジタルを採用した報告を許容する貨幣示する。(令和5年3月31日公布施行) 令和5年3月27日、「國民健康保険法第106条等の解釈につい			
別表 2	21	介護保険法	厚生労働省	第172条第1項	服会の徴収等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	て」(令和5年3月27日老介発0327第1号、保服例0327第1号、保服例0327第1号、保属例0327第1号)の例出により、報告徴収について、電子メールやオンライン金額システム等の技術を採用することも可能である旨を明示した。			

		, ,			,					7	項目のア	ナログ規制 点検:		1ーアップ一覧表		,	
分類 (班)	No.	注令名	所管電庁名	\$-II	規制等の内容概要	規制等の 類型	R& Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、実在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 2	22	介護保険法	厚生労働省	第197条第4項	服会の徴収等	口视规制	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	日根一共通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	元で済み	令和5年3月27日、「国際健康保険法第106条号の解釈について」(令和5年3月27日を介発の227第1号、保護例の327第1号、保護例の327第1号、保護例の327第1号、保護機関について、電子メールやオンタイン会議システム等の技術を採用することも可能である発生研示した。			
別表 2	26	高齢者の医療の確保に関する法 ほ	厚生労働省	第134余第1項	服会の徴収等	日税税制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	令和5年3月27日、「国際健康保険企業105条等の解釈につい で」(令和5年3月27日を介発0327第1号、保護例0327第1号、保護例0327第1号の向出により、保険機関について、 電子メールやフェックイ会機ジステム等の技術を採用すること も可能である資金等示した。			
別表 2	27	高齢者の医療の確保に関する法 建	厚生労働省	第134条第2項	製造の徴収等	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日報一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月27日、「国民健康保険法案106条等の解釈について」(令和5年3月27日を介発0327第1号、保服例0327第1号、保服例0327第1号、保服例0327第1号、成果発性収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である日を明示した。			
別表2	28	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第152条第1項	服会の徴収等	口视规制	1-③	2	W	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月27日、「国民健康保険注解105条等の原釈につい て」(今和5年3月27日を介食の27第1号、保護角の327第1号、保護角の327第1号)の角出により、探音徴収について、 電子メールやオンライン金属システム等の技術を採用すること も可能である省を明示した。			
別表 2	29	国民健康保険法	厚生労働省	第106条第1項	服会の徴収等	日根規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日桐一共通 1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月27日、「国民健康保険注第106条等の解釈につい て」(今和5年3月27日を介負の277第1号、俄国房の227第1 可、保高局の327第1号)の負出により、報告徴収について、 場子メールやオンライン分類システム等の技術を採用すること も可能である資を明示した。			
別表 2	30	児童福祉法	こども家庭庁	第21条の3第1 項	原育の絵付	日根規制	1-①	2	×	令和5年度 4月~9月	日桐一共通 2	背示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原列を加まえた児童媒社行政 の規制等の見直にについて」(令和5年4月28日付等所達 前)の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したり するときは、服務の効率化に関するようWeb会議サービス等 を使用することを計容する首を明示した。			
別表 2	31	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第35条の4	事業、養育里親及び児童福祉 施設	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	政令改正	元丁弄み	令初5年3月27日、実地検査が困難である場合等において、 実地の方式に限らず、Wub会議サービス等を使用した検査を 対うことも可能となるよう政令第35条の4を改正し、その旨 を官智に掲載。			
別表 2	32	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第38条	事業、養育里親及び児童福祉 施設	日祝規制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	政令改正	見了済み	令和5年3月27日、実施検査が困難である場合等において、 実施の力式に限らず、Web会議サービス等を使用した検査を 行うことも可能となるよう政令第35条の4を改正し、その旨 を官額に掲載。 令和5年3月、「健康保険法第150条の7等の解釈について」			
別表 2	39	地域における医療及び介護の総 合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省	第31条第1項	服会の徴収等	口视规则	1-10	2	×	令和4年度 1月~3月	日相一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(中和5年3月31日付業出版例の331番5号・老舎例331番3号・保達例331第2号・保護例331第2号・保護例331第3号・改統情例331 第1号)の発出により、報告徴収において電子メールやオンライン会談システム等のデジタル技術を実満することが計容される資金研究した。			
別表 2	40	地域における医療及び介護の総 合的な確保の促進に関する法律	厚生勞働省	第31条第2項	服会の徴収等	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	食み、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「健康保険法第150島の7年の解釈について」 (令和5年3月31日付業上総発の331第5号・老老例9331第3 号・保温後9331第22号・保保会931第3号・改統指例9331 第1号)の発出により、報会徴収において電子メールやオンラ イン会議システム等のデジタル技術を活而することが許容され お貨を売りた。			
別表 2	41	地域における医療及び介援の総 合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省	第37条第1項	服会の徴収等	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「健康保険法第150条の7等の解釈について」 (令和5年3月31日行業上総員0331第5号、必要例9331第 等、保護機0331第2号、保険の(331第1等) 改議特例9331 第1号) の発出により、報告徴収において電子メールやオンラ イン金舗システム等のデジタル性間を活用することが計響され おきを研究した。			
別表 2	43	特定8型肝炎ウイルス感染者絵 付金等の文絵に関する特別措置 法	厚生労働省	第24条第1項	保険医療機関等に対する報告の徴収等	口视规则	1-(1)	2	¥	令和4年度 1月~3月	日相一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	る資金所にた。 金額5年3月30日、「特定8型肝炎ウイルス感染者能付金等の 支給に関する特別措置法第23条項、第24条及び第35条の解釈 について」(金配5年3月30日線が例0339項31号)の単純に より、弱音微弦について、電子メールやオンライン会議システ ム等の物質を活躍することも可能である資金明末した。			
別表 2	44	特定8型肝炎ウイルス感染者絵 付金等の支給に関する特別指置 法	厚生勞働省	第35条第1項	服会の徴収等	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月30日、「特定日型デオウイルス等級機能付金等の 支給に関する特別機能主席23条第、第24条及び第35条の解釈 について」(令配5年3月30日健少房0339第1号)の担比 より、報音機能について、電子メールやオンライン会議システ ム等の物態を活躍することも可能である背を明示した。			
別表 2	45	民間あっせん機関による養子様 駆のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律	こども家庭庁	第7条第2項	許可の基準等	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日報一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 制)の発出により、本規定により説明を求めるとまは、調査に 支障ない範囲でWid会議サービス等を使用することを計合す			
別表2	65	原務省関係東日本大震災復興特	環境省	第4条第1項	特定評価書についての関係都	口视规制	1-①	2	IK.	令和4年度	口根一共通	表示、通知·通道等	売了済み	る資金販売した。 令和5年3月、環境会大區百円環境影響評価課のボータルウベ ・ (利用土産別) にて、環境影響評価のために行う調査、予期及 が評価について、デジタル技術を用いることが可能である段、 改めて明示した。 測載URL: http://assexs.enr.go.jp/3_shiryou/3-			
		別区域法施行規則			通常知事等の意見提出の期間					1 Д∼3 Д	1	の発出又は改正		1_government/reportdetai.htmfl:category_1-01&category_ 2-01,02,03,07&cert-desc&sortfield-yearmorth&firsi*1-00 &officat+0る&gottountamirrisd=slass&kayword-d-enex-192 &os@e=goveport&year-&year_before-&year_after-&tag- &kd<-1048 令和5-年5月、定期的に行う各様本助発での開知事則として、			
別表 2	69	社会福祉に関する科目を定める 省令	文部科学省 厚生労働省	第9条第2項	資料の提出等	日根根制	1-(1)	2	#	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	「科口省令集9条第2項に基づ多、実習資習料目の確認を行う 際には、オンラインも採用できる」資事務連絡を発出して周知 した。 前級条項に係る事項は、文部科学省及び厚生労働省が行うもの			
別表 2	70	精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める皆令	文部科学省 厚生労働省	M76/M29j	資料の提出等	日视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	告示、適知・適適等 の発出又は改正	売了済み	であり、オンラインでの資料の提出等を可能としている。令和 5年4月にその資料Pにも掲載した。 令和5年3月、人事競HP			
新規	2	人事批規則13-1 (不利益処分 についての審査請求) 一般社団法人及び一般財団法人	人事款	第62条第1項	实地調查	日视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	告示、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	(https://www.jnij.go.ja/kouhsisintsa/furiski/furiski/syobun. html) に掲載している「不利益処分についての審査請求の手 引」の改訂を行い、オンラインカ式による調査が可能である旨 明記した。			
新規	3	一駅社団並入及び一根町団並入 に関する法律及び公益社団法人 及び公益計団法人の認定等に関 する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律	內開府	第128条第1項	即可行政庁の職員による移行 法人への立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「公益法人及び移行法人に対する報告徴収等の 手法について」(令和5年3月28日付府益期第332号)の発出 により、報告徴収においてデジタル技術を採用することが可能 である省を明示した。			
新規	5	公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律	内閣府	第27条第1項	所管行政庁の職員による公益 法人への立入検査	日根規制	1-00	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-二元通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、「公益法人及び移行法人に対する報告徴収等の 手法について」(令和5年3月28日付所益均第332号)の発出 により、報告徴収においてデジタル技術を演用することが可能 である資を明示した。			
新規	14	民間資金等の浜用による公共施 設等の整備等の促進に関する法 建	内閣符	第63条第1項	立入検査	日根根制	1-(1)	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了弄み	令和5年3月、PFI維進機構に対し、PFI法第63条による報告 徴収はオンラインでの実施が可能である旨について事務連絡を 発出した。 令和5年3月、「警察関係公益保託の業務の監督における報告			
新規	26	国家公安委員会の所管に属する 公益保託の引受けの計可及び監 督に関する規則	警察庁	第8条第1項	単務の監督	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正		撤収等のデジタル化について」(令和5年3月24日付1重要 万景官官院公園城等車官等基金額)及び「国家公安委員会の所 官に育する公園域の別党はの時7支配着に割する「大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・			
新規	28	自動車安全運転センター法	警察行	第38条第1項	報告及び検査	日根規制	1-00	2	W	令和4年度 1月~3月	日和一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、「自動車安全運転センター法第38条第1項的 設に規定する「報会」の実施方法について」(令和5年3月 24日付け国公委交発第4号)の発出により、報会の方法につ いて、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	30	自動車運転代行業の単務の適正 化に関する法律	警察庁	第21条第1項	報告及び立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法 建業214条第1項に規定する「報会」について」(令和5年3 月27日付け事務連結)の発出により、報会の方法について、 報題的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	34	探偵果の果務の適正化に関する 法律	警察庁	第13条第1項	報告及び立入検査	日初規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年2月、「探偵薬の単層の適正化に関する法律第13条 第1項の規定に基づく報金及び資料の提出の方法について」 (令和5年2月21日付け事務連絡)の発出により、報金及び 資料の提出の方法について、メール等により代替することが可 終である音を研示した。			
新規	36	道路交通法	智察庁	第51条の11第 1項	報会及び検査	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通通等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「飲業車両の確認事務に係る公安委員会の登録 を受けた法人に対する報告徴収のデジタル化について」(令和 5年3月10日付け事務運輸)の発出により、報告を徴収する 方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示し た。			
新規	38	道路交通法	警察庁	第99条の6第1 項	報告及び検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口桐一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年2月、「指定自動車教習所兼務指導の標準について (通差) 」(令和5年2月27日付け實際庁務差別第3号)の 発出により、服告及び資料の提出の方法について、電磁的配録 によることが可能である数を明示した。 令和5年3月、「道路交通法第168条の21第1項に規定する			
新規	40	道路交通出	警察庁	第108条の21 第1項	報告及び検査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	「報告」の実施方法について」(令和5年3月17日付け警察 FT交企発導51号)の発出により、報告の方法について、電 磁的記録によることが可能である資を明示した。			
新規	42	特殊開錠用具の所持の禁止等に 関する法律	警察庁	第12条第1項	報告及び立入検査	口视规则	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	令和5年2月、「特殊課餘用具の所持の駅止等に関する法律率 12条第1票の規定に基づく報告の方法について」(令和5年 2月24日付票等庁丁生企会第151号)の発出により、報告の方 法について、メール等により代替することが可能である資金明 示した。			
新規	49	暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律	警察庁	第32条の11第 1項	服食及び立入り	口視規制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	令和5年3月、「暴力団長による不当な行為の助止等に関する 法律第32条の11第1項の規定に基づく報告について」(令和 5年3月31日帯務連絡)において、報告の方法について、電 組的記録によることが可能である旨を明示した。			-
新規	51	暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律	警察庁	第33条第1項	服务及び立入り	日初税制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	合示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「暴力団員による不当な行為の助止等に関する 法律第33条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出につい て」(令和5年3月31日等務連絡)において、報告及び資料 の提出の方法について、電報的記録によることが可能である旨 参明示した。			
莊規	54	朝行法	金融厅	第25条第2項	銀行の子法人等・業務委託先 に対する立入検査	口視規制	1-0)	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	表示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	和名名多月77日、銀庁ホームページ上で、法のに基づ当金 銀行及び金銀行長官の責任を受けて財務。(福岡財務支建队の 労務販会等税的を含む。)が実務する立人検査上おいて、デジ タル財政の温用が可能な社を研修化した。 発展ページ以北:States/www.ska.ak/polscy/shormen- ouls-tairme_minion/sh/mota.html 会表文(上記以れの「実務的対応」機工等級):			
新規	55	朝行法	金融厅	W25@W3-W	銀行、銀行の子法人等・単務 委託先に対する立入検査の際 に携帯する身分を示す証明書	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	合示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	inteps//www.fakapi/s/policy/shomen-ouin- timen, minasoh/01.pdf 令担5年3月17日、用デホームページ上で、法令に基づ享金 総庁及び金銀行者での責任を受けて財務局(福岡経費及及び 内観信金等局を乗り、)の実施する政務度において、デジ タル技術の高周が可能な当金明確なした。 環境ページURL: https://www.fakapi/goksy/shomen- ouin-bitmen, minashi/doub.html			
新規	56	製行法	\$MT	第52条の8第1	銀行議決権大量保有者に対す	DIRM	1-①	2	100	令和4年度	口根一点面	会示、通知・通道等		公表文(上記以配の「実務的対応」欄に掲載): は対定が「www.fba.aps/jopion/johomen-ouin- tionem_minisabi/Jobi ・ 他写を考まりは「、新子中・ルベージ上で、法令に基づす金 物写を考まりは「、新子中・ルベージ上で、法令に基づす金 制度の各種的を含む」が実計する工人を含まれた。デジ タル技術の表現の可能な各年物をした。 現場を今種的な思か可能な各年物をした。 現場を一ジ別に「おいて、デジ タル技術の実現が可能な各年物をした。			
AC AS	36	明 (1/高	±407	項	る立入検査	14 世間制	1-(1)	2	*	1 д~ 3 д	1	の発金又は改正	T1 80	現象ページURL: https://www.fas.go.jp/policy/shomen- ouin-taimen_misossih/finds.html 公表文(上記URLの「実務的対応」欄に掲載): https://www.fas.go.jp/policy/shomen-ouin- taimen_misossh/01.pdf			

_						r	r			, ,	項目のア	ナログ規制 点検:		コーアップ一覧表		ı	
分類(班)	No.	法令名	所管電庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「抱」かつ、現在 Phaseが2又は3の急視は、 見直しを要さずともデジタル 専門遺合性が確保できている ことを確認者	見直し完了	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し未了の現由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し兜了時期の理由
新規	57	銀行法	金融庁	第52条の8第2 項	銀行議決権大量保有者に対す る立入検査の際に携帯する身 分を示す証明書	口使规制	1-①	2	X	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	色示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	報告を与打TTL、報告でよった少まで、換点に送する あたって金融の等を受けて発展しません。 事業のでは金融の等を受けて表現をはません。 実現を金融の金属のである。 を表現した。というで表するようなようなようなようなような。 現現を全現した。 を表現した。 を表現した。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
新規	58	銀行法	金融庁	第52条の12第 1項	銀行主要株主に対する立入検 査	口视规制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	表示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	銀市及び金銀子県空の身体を受けて対路局(個国際格女及及び 中機能局金額局を含む。)が実施する立入検査にかいて、デジ タル技術の深層が可能などを特殊をした。 概象ペーンDRL: https://www.fas.go.je/polecy/shormen- pole-bittern, minoshi/findus.html 公表文(上記URLの「実務の対応」機に掲載): https://www.fas.go.je/polecy/shormen-ouin- laimen_minoshi/Lydf			
新規	59	联行法	金融行	第52条の12第 2項	銀行主要株主に対する立入検 金の際に携帯する身分を示す 証明書	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	日和一元級	食み、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場所ホールベージ上で、生命に基づす金 研究が立場数件を受けたその対しませた。 が開発の支援を開発を変し、)が実施する立人検索において、デジ から影響の心理が立ちるを明確した。 形成ペークURL: https://www.fax.go.ja/policy/shormen- cals-latens_reincoh/indux.html な変を、(上をURL の			
新規	61	銀行法	金融庁	第52条の32第 2項	銀行持株会社の子法人等・原 務委託先に対する立入検査	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、銀市ホールージ上で、連合は返す金 能力をご金融予可を付き受けて開発(Q国際有大規定) 沖縄総合等限略を含む。) が実施する立大接重において、デジ タル制能の等限略を含む。) が実施する立大接重において、デジ タル制能へデジロト、1982と/www.1sa.ag./pokey/abornen- calit-latense, princate/index.html システく (上をURA の大変) (1982年) (1982年) 1872年/1989年) (1982年) 1872年/1989年) (1982年)			
新規	62	联行法	金融庁	第52条の32第 3項	銀行持株会社、銀行持株会社 の子法人等・単務委託先に対 する立入検査身分を示す証明 書	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日祝一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場庁ホールベージ上で、生命に基づす金 研究が立場数件を受けたその対しませた。 が開発の表現を発見からし、タケ実持する立大検査において、デジ かり間の地震がある。 が見からない。 最低ページ(R)、1882から、1982から			
新規	65	联行法	金融庁	第52条の60の 21第1項	電子次済等取扱業者に対する 立入検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、田中士・レージ上で、生命に返り金 新子・ジの金件でありませた。サビオ Maria が開かる「金銀子」を持ちて、シャプログライ が開かる事務を含む。)が実施する立大検査において、デジ タル教の公園が可能となる特殊をした。 数様ページ(Pit.) 1 Mags/ (voweds as ps. p/poksy/sharmen- salt-sizene, rinteach/indea.html に再載): Mags/ (上をURL A (原発力)だら、 (世界): Mags/ (www.fas.as.) (p/poksy/sharmen-outs- lations, ministable)			
新規	66	銀行法	金融庁	第52条の60の 21第2項	電子次済等取扱患者の取引 先・最務委託先に対する立入 検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一用酒 1	食み、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場所ホールベンスで、生命に基づき 研究が必要が完全の軽を受けて特別。(周期間を実施的で が開発の事務を有なり、)が実施する立入機能において、デジ 少社所の心場がのはからなりを確認した。 規範ペーン規に、1815年2/more files app. (policy/shormen- mini-timen, minimal/index.html 公表文(上記URLの「実施の対応」機に規制): 特別な「/more files app. (policy/shormen- uninterminimal-timen)。			
新規	67	联行法	金融行	第52条の60の 21第3項	電子次済等取扱業者、電子次 済等取扱業者の取引先・業務 委託先に対する立入検査	口视规则	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一元週 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	他的をありまけます。 施力でからかけませた。 おいているかでは、それでは、 をはないではないでは、 をはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで			
彩規	68	联行法	金融庁	第52条の60の 33第1項	切ぶ電子決済等取扱事業者協 会に対する立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	485年3月17日、場所ホールベージ上で、生命に基づす金 研究が立場数件を向性を受けて特別。(周囲移来加速) が開発の変数形を含む。)が実施する立入検査において、デジ から形態の心温がではなりませ事から、に、 概要ページ形に、https://www.hat.ag.ip/poksy/shormen- usin-lairmen, ministabil/mides.html を表文 (上記以配の (実際が)の情況 https://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- html **The control of the contro			
新規	69	联行法	金融行	第52条の60の 33第2項	切ぶ電子決済等取扱事業者協 会に対する立入検査の際に終 率する身分を示す証明書	口视规则	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	食示、通知・適適等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場庁ホールベージ上で、生命に返り当会 研究が立場数件を向けた受けで対象の同様を対して対象 が開発が支援を開発を含む。)が実施する立大機能において、デジ から利用で加速がしたを申請した。 規模ペークURL: https://www.fata.go.jp/pokcy/shormen- ush-latems_minatosh/mda_tahed 立及で、(上をURLの、関係的対応)、側に発覚: https://www.fata.go.jp/pokcy/shormen-usin- latems_minatosh/poks_tahed			
新規	70	顺行法	金融庁	第52条の81第 1項	指定紛争解決機関に対する立 入検査	口視規制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、銀守ホールージ上で、連合は返す金 動子のご金銀子であった性を対して対象(周辺移成力取り 沖縄総合等原総を含む。)が実施する立及接重に加いて、デジ タル制のご風が可能を対象が繋化した。 環境ページ以降、1922/1990の対象。2017/2012/shormen- salt-latent, minacabi/mindsa.html システく(上をURL A Special Company)に (一両規): https://www.fsa.api/polory/shormen-outn- latent, minacabi/mindsa.html システく (上をURL A Special Company): https://www.fsa.api/polory/shormen-outn- latent, minacabi/Jude			
新規	71	顺行法	金融庁	第52条の81第 2項	加入銀行・指定給今解次機関 の服務委託先に対する立入検 査	口視規制	1-①	2	Ŧ	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	最多年3月17日、新介市・人本・ジェア、東中に近り音楽 研究及び金融行業官の学性を受けて対策局(福岡特殊支援及び 沖縄総合発展的を含む。)が実計する及入後者において、デジ タル技術の高度の可能な当ま可能なした。 現場ペーンURL・1982/www.1sa.ag.af/poksy/ahomen- sult-1982/www.1sa.ag.af/poksy/ahomen- sult-1982/www.1sa.ag.af/poksy/ahomen- のはしまませた。「「中国の大学 と記した」のである。 1982/2 (1282 NR of 1982			
新規	72	銀行法	金融庁	第52条の81第 3項	指定紛争解決機関、加入銀行・指定紛争解決機関の連携 委託先に対する立入検査の際 に携帯する身分を示す証明書	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場所ホールベージ上で、生命に基づす金 研究が立金融子を向性を受けて対解の(周囲経を実施的) が開始の参展形を含む。)が実施する立大検査において、デジ から利用で加速ができまります。 南電ベークURL: https://www.fsa.go.jp/policy/harmen- polit-latens_minacoh/mina.html 支配文(上をURLの、同様の対抗)。個に再載): https://www.fsa.go.jp/policy/harmen- ulen-latens_minacoh/policy/harmen- harmen_minacoh/policy/di			
新規	74	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第36条第2項	内閣総理大国の求めによる。 国による。金融サービスや介 業者の取引先・委託先・保証 業者に対する立入検査	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	他的を与う17171、形がホームページ上で、気を止返び音楽 地帯である途の表すであるがも安せてが開発し、個別解析を実施した が開始の表現から変化し、)が実施する立入接着において、デジ タル情報の高限が同様には、Mega (Front State Stat			
新規	75	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第36条第3項	金融サービス枠介屋者等に対 して立入検査を行う場合にお ける、検査額負の身分証の携 等・提示義務	日视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	毎日年3月17日、田介市・ムージ上で、東市に近げ音楽 研予プジ金融子等の受けを受けて対策の(福田経券支配) が開発の金融等を表現を含し、)が実践する立入検査において、デジ クを技術の高速が可能ときを明確とした。 関係ページ団は、1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen- salt-latens_reinsob/indus.html を支欠 (上記URA (開発分対的) 側に再載): 1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen-outn- 1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen-outn- 1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen-outn- 1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen-outn- 1882と/www.fas.ag.s/pokey/sharmen-outn-			
新規	76	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第1項	内間総理大国の求めによる。 国による認定金融サービス仲 分単協会に対する立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	色示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、 ※中ホールージ上で、注めに返り金 新元子の金銀子でありませませいであり。 (周田開発大規定) が開発の金銀子でありませった。) で実施する二人検索において、デジ タルガポーの温用でありませる場合。 (大 超ペーンリルに、https://www.fara.go.jp/policy/shormen- mini-triamen, minimals/index.html ご表文 (上記URL of (実施の対応) 側に現象): は対立に「www.fara.go.jp/policy/shormen-outs- timen, minimals/index.html			
新規	77	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第2項	内閣総理大臣の求めによる。 国による、明立金融サービス 中分番協会の転先患者に対 する立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通	色示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場庁ホールベージ上で、生かに返りす金 研究が立場数件を向性を受けて特別。(周囲移来加速) が開始を募削を含む。)が実施する立人検索において、デジ から他間の心場が自然をはる場合した。 電影ページリミ、https://www.fas.go.jp/poksy/shormen- usin-tairmen、princess/shortes-busin- の大く(上記以上の「実務の対応」間に再業): https://www.fas.go.jp/poksy/shormen- usin-tairmen、princess/shortes-ouin- tairmen、miness/shortes-ouin- tairmen、miness/shortes-ouin- tairmen、miness/shortes-ouin- tairmen、miness/shortes-ouin-			
新規	78	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第3項	即京金融サービス仲介業協会 等に対して立入検査を行う場合における。検査職員の身分 証の携帯・提示義務	口视规制	1-①	2	Ŧ	令和4年度 1月~3月	口視一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、MPホールージ上で、生かに返り金 新子ンぶ金田子男の女性子女は丁田郎の 初期からを発用さなし、)が実計する二人検索において、デジ クルガーの温かりになる年間から、 形成ペークURL: https://www.fax.go.jp/pokcy/hormen- pain-times.printos/h/mda.html 会友女、(上記URL 文明の対し、個に再報): https://www.fax.go.jp/pokcy/hormen- pintos/mda.html https://wdw.html https://wdw.html http			
新規	79	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第70条第1項	内間形理大臣の求めによる。 国による指定的争解決機関に 対する立入検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	報告を当月17日、田市ナールージ上で、東帝に返び音楽 研予力が金融子等の終生を対して制御、(福田経典生態の 冷観から乗期を含む。) が実践するこれ検査において、デジ 今を携の高速が同様となっ。 機能ページ(別・1 Mago / Noverska ag. ag/pokey/sharmen- sals-tainen, reinsos/h/mda.html 会変を(主をURL の			
新規	80	金融サービスの提供に関する法 律	金融厅	第70条第2項	内期総理大国の求めによる。 国による、指定総争解決機関 の加入金融サービス仲分県 者・委託先に対する立入検査	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一元級	食み、通知・通途等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、MPホールージ上で、連合は返り金 新元子が金融子である性を受けて特別。(周囲終年気別な 中間から参照形を含む。)が実施する立入機能において、デジ ナルタボの心臓がつびたとなる場合において、デジ ナルタボの心臓がつがわける。 選挙ペーンURL: https://www.has.go.jc/polcy/shomen- onic-laimen, minasolin/indus.html 公表文(上記URL: D/ (実施サロビ)、郷に規能): https://www.has.go.jc/polcy/shomen-ouin- laimen, minasolin/UI pdf			

_						,				7	項目のア:	ナログ規制 点検		1ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管官庁名	\$4J	規制等の内容振要	規制等の 類型	現在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「四」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列通合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の理由	新たな見直し 元了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	81	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第70条第3項	指定紛争解決機関等に対して 立入被查を行う場合におけ る、検査機関の身分証の携 等・提示義務	口视规则	1-①	2	- T. E. S.	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	の利1 を収え) 児子済み	報告を申当月17日、由庁ホールベージ上で、注句に基づき金 地方及び最近対策の必然と支行で接続。(福祉特別支援の 地域に当年後の金利・分配することの表示して、デジ 機能に当年後の金利・分配することの表示して、デジ 発展ページ目的: **はなど/www.fa.s.p. // policy/shomes- math intern tresschinds bett 必定文(上記記名)「京都中計の、第二条版): セロスグ(上記記名)「京都中計の、第二条版): セロスグ(加工)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
莊坝	86	保託業法	金融厅	第42条第1項	採託会社に対する立入検査	口视规则	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	銀市及び金銀子県空の身体を受けて対路局(個国際格女及及び 中機能局金額局を含む。)が実施する立入検査にかいて、デジ タル技術の深層が可能などを特殊をした。 概象ペーンDRL: https://www.fas.go.je/polecy/shormen- pole-bittern, minoshi/findus.html 公表文(上記URLの「実務の対応」機に掲載): https://www.fas.go.je/polecy/shormen-ouin- laimen_minoshi/Lydf			
新規	87	保託搬往	金融厅	第42条第2項	保託会社の主要株主、当話信 託会社を子会社とする株主会 社に対する立入検査	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、州テホールベージ上で、生命に基づす金 相子が立金融子であり仕を受けて対象(周期経失力能力) が開始の参展形を含む。)が実施する立人検査において、デジ タル技術の高層が可能となる特殊化した。 関係ページ(Mit. https://www.ba.ap./poksy/shormen- salt-latens_rinksabi/index.html 人製文(上をURLの、JRESPITIO)。 側に再製): https://www.ba.ap./spolicy/shormen-oute- latens_rinksabi/policy/shormen-oute- latens_rinksabi/policy/shormen-oute- latens_rinksabi/index.html			
新規	88	似托樂法	金融厅	第42条第3項	保託会社の維持委託先に対す る立入検査	日视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通	会示、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	毎日年年3月17日、田の中・レージ上で、東心に近り音 新で及び金銭行業であせたを受けて対策の(福岡村務支現及) 洋機能会基拠を含む。) が実計する立と検索において、デジ メル制の金製地で含む。) が実計する立と検索において、デジ メル制の金製地できない。 東海(ボーンジルド・シルド) (www.ba.ag. μr/policy/shormen- cult-sizeme_ministabl/index.html 本表文(よとURLの 大型) (***) (
新規	89	保託療法	金融行	第42条第5項	保託会社、保託会社主要株主 等・服務委託先に対する立入 検査の際に携帯する身分を示 す証明書	口视规则	1-0	2	*	他和4年度 1月~3月	日何一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	毎日年3月71日、新介市・ルベージ上で、地中に近り金 地行及び金融行業官の変化を受けて対断局(福岡特殊支援及び 沖縄総合等期的を含む。) が実計する五次後まにおいて、デジ メル規制合等期的を含む。) が実計する五次後まにおいて、デジ メルセリージルは、1982(1982)を明確なした。 展展・プジルト・1982(1982)を明確した。 を表表してジルト・1982(1982)を明確した。 本の変と(よど思いたのよう。 1982年(1982年)のは、1982年(1982年) 1982年(1982年)のは、1982年(1982年)(1982			
新規	90	保託搬往	金融厅	第51条第6項	同一の会社集団に属する者の 間における信託を行う者に対 する立入検査	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、新テオールイージ上で、生命に基づす金 地子びご金融子であった性を受けて対象に関係して 地帯がるが金融子を受けたりては同じ、 地域を含素形を含む。)が実施するこれ検査において、デジ 今を携める原理が可能となる時間とした。 関係ペーンURL https://www.fas.aps./poksy/sharmen- sub-laimen_minasub/index.html 人表文 (LEURLA (LEURLA) (LEURLA) は同じ、1882年11日 (LEU			
新規	91	保託業法	金融庁	第51条第7項	同一の会社集団に属する者の 間における信託を行う者に対 する立入検査の際に携帯する 身分を示す証明書	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、明守ホームージ上で、安心に近け金 地下アジの金が下来のかけを受けて対解し、(福田経外支加な) が開始の金剛等のなり、(タマ男かでのスト教皇において、デジ 今を他等の近郊で列板となる時間でした。 最低ページ(日、1815年/1998年15日、3417年15日、 最低ページ(日、1815年/1998年15日、第二時間): はおしば中の、中がはのが大力の大力を関して発動: は対象が「Ween Last よの(タロタンタイ) は対象が「Ween Last よの(タロタンタイ)			
新規	92	保託憲法	全粒厅	第58条第1項	外面保託会社に対する立入検 査	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	毎日年3月17日、田の市・レルージ上で、東心に近げ音楽 研予なび途を対するのが任を受けて対解し、個別解析支払助い が開始の事務を与えた。)が実践するこれ検査において、デジ 今を持ちの高端が可能となる時間でした。 関係ページURL: https://www.fas.aps.ir/picky/shormen- cult-times_rinkost/ir/doc.html に再発): たまなく、たまURLの、実践が対応に関係と同様。 https://www.fas.aps.ir/picky/shormen-outn- htmlere_rinkost/ir/doc.html			
彩規	93	保託憲法	金融厅	第58条第2項	外間信託会社の単務委託先に 対する立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	485年3月17日、場所ホールベージ上で、生命に基づす金 研究が立場数件を向性を受けて特別。(周囲移来加速) が開発の変数形を含む。)が実施する立入検査において、デジ から形態の心温がではなりませ事から、に、 概要ページ形に、https://www.hat.ag.ip/poksy/shormen- usin-lairmen, ministabil/mides.html を表文 (上記以配の (実際が)の情況 https://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- latings://www.hat.ag.ip/poksy/shormen-usin- html **The control of the contro			
新規	94	保託學位	金融厅	第58条第4項	外閣侯託会社、当該外閣侯託 会社の単務委託先に対する立 入教査の際に携帯する身分を 示す延明書	口視規制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、新テオールイージ上で、生かに基づす金 新子のご金融子であり仕を受けて対象の同様の関係を実施と が開発の高級等を見し、)が実施する二人検査において、デジ 今を携帯の高級や可能ときを明確とした。 関係ページ(Dit. https://www.fas.aps.ir/pokry/sharmen- salt-tiens.printsolt/index.httml 大型文(上をURL A (実施力性の)。 (展示対応)。 (展示検 に対応には、1988年2月1日)。 (日本検 1879年2月1日) (日本検 1879年2月)			
茶坝	95	保託療法	金融行	第80条第1項	保託契約代理店、指募保託契 物代理店の数引先に対する立 入検査	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、適知・適適等 の発出又は改正	児子済み	毎日年3月17日、銀市ホールージ上で、集中に返り車金 部下りご金銀子で乗りを付き受けて対策の(福田経券大阪の) 沖縄総合等務局を含む。)が実施する立大検査において、デジ タル財団公場が同様では、年間を企した。 発展ページ目は、1982/1990/1993 (1992/phorman- sult-1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman- のはた1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-outs- 1/2004/phorman-sult-1/2004/phorman-sul			
莊坝	96	保託療法	金融庁	第80条第2項	保託契約代理店、当該保託契 的代理店の助別先に対する立 入検査の際に携帯する身分を 示す延明書	口视规则	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	負示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	報告事業引打打、部庁ホールボージ上で、集中に基づ事業 研予及び金融行業官の発性を受けて対策局(福田計業力高及び 沖縄総合業務的を含む。) が実計する五次後世にかいて、デジ メルセ制の高限が可能な当ま可能をした。 東電イージ(日本・1982) / www.ba.a. put/policy/shormen- cult-sileme_miniscubi/index.html よ変え (上をURA と) (1982) (1			
新規	97	保託療法	金融厅	第85条の21第 1項	指定紛争解決機関に対する立 入検査	日视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口柳一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	毎日年9月17日、田市セールージ上で、安心に近す金 地下下びる他が下来の性を受けて制度。(周刊終支車及り 沖縄総合等局場を含む。) が実施する二人検査において、デジ タル間の公局が可能な当を明度とした。 原理ページURL 1986と1986とは、 のはっませた。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、			
新規	98	似托樂法	金融厅	第85条の21第 2項	指定紛争解決機関の加入保託 会社等、当該驾宣助争解決機 関の単務委託先に対する立入 検査	日视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通	会示、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	毎日年9月17日、田の中・レージ上で、東心に近り音 新子りご金米子をの好きを受けて対略的(個別特別支援して 予機能会等局別を含む。)が実施する乙炔酸土にいて、デジ タル特別公開ので同様では、単純な企した。 原機ページ以降、1982/1998/1981 のはっままれた。「中国の大学を大きないからない。 のようままれた。「中国の大学を大きないからない。」 のはないます。 のはないます。 のはないます。 にはないまないます。 にはないます。 にはないます。 にはないます。 にはないます。 にはないます。 にはないまする。 にはないまないまなないまなななななななななななななななななななななななななななな			
新規	99	保託療法	金融厅	第85条の21第 3項	指定紛争解決機関、指定紛争 解決機関の加入後託会社等、 治抵抗定紛争解決機関の施務 要託先に対する立入検査の際 に務等する身分を示す証明書	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口柯一共通	負示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	毎日年9月17日、田市一ムージ上で、東台に返び音楽 部下りび金融子育の好を受けて対解を(周囲経来気配か) 沖縄総合等務局を含む。)が実施する立及接責において、デジ タル税間公開が可能な当まが報金した。 発展ページ以降:1500×1700×1700×1700×1700×1700×1700×1700×			
新規	105	製金保険法	金融庁	第46条第1項	立入検査	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	毎日年 3月17日、前のホールージ上で、中心に近り音楽 研予力が登録を予算の対しを受けて対策局(福岡特殊支援人 予機能合業務所を含む。)が実施する点入検査において、デジ タル財の公開が可能を3年 年間をした。 類似ーンジは、1500/2000/2000 (2000/2000/2000/2000/2000/2			
莊墳	106	製金保険法	金融庁	第46条第2項	立入検査	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、部テオールベージ上で、生命に基づす金 新子が立途を研究のか任を受けて対象の 神概総合事務総合を会し、)が実施する立入検査において、デジ タル制能の事務総合を表し、のが実施する立入検査において、デジ タル制能の事務総合を表し、のが実施をした。 環境ページ(Dit. 1982)/www.1sa.ag.af/poksy/shormen- sub-1aiman_ministabil/ministabil/ 工業を大工を記した。「展際的対抗の 上述の 上述の 1872年2 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872 1872			
新規	107	製金保険法	金融庁	第46条第3項	立入検査	日视规制	1-①	2	Ŗ	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	会影を乗りまけば、総介市・ルージ上で、集合に返り金 能行及び金融行業官の責任を受けて対策局(福岡特務支援及び 沖縄総合等局体を含む。) が実計する点入機会において、デジ メル機能へが見ば、対策をした。 発展十一ジ目は、1982/1998/1998/1998 のはらはinen、princashi/index.html の表をくたを見れる「発展や対応」を構造して機能とす。 は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は、1988年は は対象が、1988年は、1988年は 1988年は、1988年は、1988年は 1988年は、1988年は、1988年は 1988年は、1988年は 1988年は、1988年は 1988年は			
莊坝	108	製金保険法	金融庁	第137条第1項	立入検査	日视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	合示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	総名を当月17日、部分ホールベージ上で、完めに正分す金 物で及び金融行業官の変化を受けて対策局(福岡特殊支援及び 冷観的合発的を含む。) が実計する及入後金において、デジ タル財命公配ので同なりを可能をした。 報酬ページ目は、1980/1980/1980/1981 2016~1980/1980/1980/1980/1980/1980/1980/1980 2016~1980/1980/1980/1980/1980/1980/1980 2016~1980/1980/1980/1980/1980/1980/1980/1980/			
新規	109	预全保険法	全物厅	第137条第2項	立入検査	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日柳一声通 1	色示、通知・通道等 の発血又は改正	党了済み	毎日5年3月17日、南野マームページまで、途中に至りまた 地元の名金裕子育の名を受けて終め、日間形式で高から 水理能の名祭がら考れ、) グ東市 なる人が意とおいて、デジ 少年間の高の名ができなる場合とした。 東部ページ以上、計算のビリーのである。 東部ページ以上、計算のビリーのである。 東部ページ以上、は とび及く (上記別の「京都の対点」を記載): はのはアノリーのである。 はのなりである。 はのなりでなる。 はのなりでなる。 はのなるなるなるなるななるなるななるななるななるなななるなななるなななななななな			

_				1		,				7	項目のア	ナログ規制 点検		1ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「我」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列遣合性が確保できている ことを確認者	見直し見了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の現由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し完了時期の確由
新規	110	现金保険法	全敞厅	第137条第3項	立入榜查	口视规制	1-①	2	東	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	児子済み	報告をおり打工、報子・上ボーンス下、造化送がきた の表示など最初を見ない。 を対して最初を見ないません。 が構造しません。 が表現を発展しません。)が実施するよれ後において、デア 少世間で高度が可能を対象とした。 現現を一見以上、は世紀/mone face jan			
新規	111	现金保険法	金融厅	第137条第6項	立入核査	日初税制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	食示、通知・適連等 の発出又は改正	見了済み	接出版の込むに基づいて行う立入検査において、デジタル検索 の温度が可能を含まる物理化、 関数ページURL は対象が、Machindon Auchini Intel は対象が、Machindon Intel は対象が、Machindon Intel は対象が、Machindon Intel なっては、常園・対量の予報について電子循環処理組織を使用 する力法をかめる情報を使用する力法も混用してい ます。」 ます。」 はます。			
新規	112	预全保险法	全物厅	第137条第7项	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一元週 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	・ 毎55 年 3月31日、別会保険機能ホームページ上で、別点保 総議等の決合に近れて行う立人検査において、デジタル検索 の3周ので現在分を利率化した。 機能ページURL: 特別に/www.dc.do.jo/hattodo/hathil.html 周点大賞・バーシア部「指導機工」これらの改造の実施にあ たっては、選出・プロテモビンいでデザ機能が指揮を採用 する力法やの参り機造技の対策を利用する力法も其同してい ます。」			
彩規	115	金融等品取引法	全執行	第156条の58	内間総理大国の求めによる。 当問職員による核定制争解決 機関等に対する立入検査	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	報告を当月17日、前分ホールージ上で、完めに並び金金 物子のご金数子でありせる受けて利用的(福田村祭女司品の 分類的心理の一切を加まる。 少成的心理の一切を加まる。 少成的心理の一切を加まる。 のは、上では、一では、一では、一では、 のは、上では、一では、 のは、上では、 のは、上では、 のは、上では、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 には、 のは、 には、 のは、 には、 のは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に			
彩規	116	金融高品取引法	金融庁	第190条	立入検査時の検査証券携帯・掲示	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、ボデオールイ・ジェン、生かに基づす金 新元子が金融子であり仕を受けて新聞。(福田経女加及) が開発を募組を含む。) が実践する立大検査において、デジ かり割った。 はないが、 はないが、 はないが、 がまれる。 最低イージ(旧、1 はないが、 いないはないが、 はないが、 はないが、 ない ないで、 はないが、 はないが、 はないが、 はい ないで、 はないが、 はないが、 はい はないが、 はないが、 はないが、 はい はないが、 はないが、 はないが、 はい はないが、 はないが、 はない			
彩規	117	銀行等の株式等の保育の制限等 に関する法律	金融庁	第55条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、ボデオールイ・ジェン、生のに基づす金 地子がご途場下でありたちませている。(福田県を東北の が展示を登場できない。) 年実計する2人接責において、デジ から前さの温が可能なりを明確なした。 成化ーンURL: https://www.sla.ap.inpokey/shormen- cult-laimen, minacoh/indus.html よの文と(正足URLの 大俣の対抗の) (第二月後): https://www.sla.ap.inpokey/shormen-outn- htmler, minacoh/pokey/shormen-outn- htmler, minacoh/pokey/shormen-outn- htmler, minacoh/pokey/shormen-outn- htmler, minacoh/pokey/shormen-outn-			
新規	118	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	全執行	第55条第2項	立入核查	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一用酒 1	食み、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、場介市一ルインスで、法令に基づす金 地元アン企業が予定の会社を受けて制御、(福田経産大阪の 市場配合業務等をなり、) が実施する立人発音において、デジ 少社等の心場からは今日後として、 掲載ペークURL: https://www.ta.go.jp/policy/shorme- mini-timen, minimal/index.html 公表文 (上記URLの「実務の対応」機に発制: 付加な「/www.fa.go.jp/policy/shormen-outs- timen, minimal/policy/shormen-outs- timen, minimal/policy/shormen-outs- timen, minimal/policy/shormen-outs-			
新規	119	銀行等の株式等の保有の制限等 に関する法律	全物厅	第55条第3項	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一元週 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	他的をあまりまけます。 部のでは、 部のでは、 を発展した。 を表現した。 を表現した。 を表現した。 では、 を表現した。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
新規	120	联行法	全執行	第52条の61の 15第1項	内閣総理大国の求めによる。 新智当司職員による電子決済 寄行行業者に対する立入検査 等	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	485年3月17日、ボデモールイ・ジェン、生命に基づす金 新学力で透発性子型の新生を受けて新聞。(福田経を実施が 市場所を含発性子型であり、) が実施するこれ発生において、デジ タルが部の心温がでありませる場合に、 素化・一リ出に、https://www.fas.go.jp/policy/shormen- usin-lairmen, ministals/indus.html 全数々(よど見れる、「展刊が16」 第二掲載): https://www.fas.go.jp/policy/shormen-usin- lairmen, ministals/indus.html			
新規	121	联行法	全物厅	第52条の61の 15第2項	内閣総理大區の求めによる。 務督当局職員による電子決済 等行行業者の委託先等に対す る立入検査等	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一元週 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	485年3月17日、ボラホールイ・ジェン、生命に基づす金 研究が立場数件を向性を受けて特別。(周囲経を実施的 が開発を募集を含む。) が実施する立大機能において、デジ から他所の元郎でからなる年齢をした。 規模ペークURL: https://www.fata.go.jp/policy/shorme- usin-laimer、princips/in/duct.html 会及文(よをURLの、実際が対応)(間に発覚): https://www.fata.go.jp/policy/shormen-usin- laimer、finalaimer.html			
莊坝	122	顺行法	金融行	第52条の61の 15第3項	立入検査時における身分征の 提示	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	485年3月17日、銀行ホールージ上で、独布は基づか会 結下力が必要が下来のかけを受けて対象に、(福田開発・東記か 沖縄総合等局場を含む。) が実施する立入接着において、デジ タル制御、(高田の一規念となっない。 海機や一ジルド、はtuby / www.sla.ag. ag/policy/sharmen- salt-sizeme_ministalt/indus.html 人表文 (上を以下の、大田田の一般 上記をは、「本田田の一般 には、「本田の一般 には、「本田田の一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一般 には、「本田のの一の一の一の一の一の一の一の には、「本田のの一の には、「本田のの一の には、「本田のの一の には、「本田のの一の には、「本田のの一の			
莊規	123	銀行法	金融厅	第52条の61の 27第1項	内質影響大臣の求めによる。 監督当局職員による認定電子 決済等代行事集者協会に対す る立入検査等	口银规制	1-©	2	要	令和4年度 1月~3月	日根一共通	食み、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	報告事業 3月17日、部庁ホールボージ上で、流中に並が金 取行及び金銭が共富の砂性を受けて対理数(福田経営支援及び 対理期金金額的を含む。) が実計する五入後者にかいて、デジ タル経営の温度が可能な当を研究した。 現場ページ(旧・150%) / www.ba.ag.u/pokry/ahrmen- ouls-timen_minasohi/ndes.html 支援で、上述以上、保護力計(別。 世上等段): https://www.ba.ag.u/pokry/ahrmen-ouls- laimen_minasohi/pokry/ahrmen-ouls- laimen_minasohi/pokry/ahrmen-ouls- laimen_minasohi/pokry/ahrmen-ouls- laimen_minasohi/pokry/ahrmen-ouls- laimen_minasohi/pokry/ahrmen-ouls-			
新規	124	銀行法	金融厅	第52条の61の 27第2項	立入検査時における身分征の 提示	II (6:49.M)	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月		会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了済み	485年3月17日、州デオールイ・ジェア、法令に基づす金 地子アン金銀件7度の付きを対して対象に、(福田開発支加な が開発の金銀件7度に、(福田開発支加な が開発の金銀件7度に、(福田開発支加な が開発の金銀件7度に、(本版) (本版) である。人検査において、デジ 今を提供の上が出て、はない/www.bla.go.je/pokry/harmen- sub-biame, minisohi/minishtmi 大型文(上をURL A (上版) (上版) (上版) : https://www.bla.go.je/pokry/harmen-ouin- biamen_minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- minisohi/pokry/harmen-ouin- miniso			
新規	125	公認会對土法	金融厅	W3356	立入榜查	日视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	ロ和一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	先了済み	毎日年9月17日、田庁ホールージ上で、集中に返り金金 新子子び金銀子子のの性を受けて新聞等(福田村祭女司な 庁機能会事務局を含む。)が実施する之外を出たいて、デジ タル特別公開ので開発力を有能なした。 東京ページURL・HSE(*)をwastasa、gas/poks/phormen- cult-sizeme_minacohi/minachinte と変えて、(上をURL A (開発力行所)。 田村田川・「中国・「中国・「中国・「中国・ 田村田川・「中国・「中国・ 田村田川・ 田村田 田田・ 田村田 田田・ 田村田 田田・ 田田・ 田田・ 田田・ 田田・ 田田・ 田田・ 田田・			
新規	130	公認会計主法の一部を改正する 法律 (平成15年法律第67号) 附 制御2条の規定によりなおその 効力を有するものとされる開注 期2条の規定による改正的の公 認会計主法	金融厅	第33条	立入検査	日初税制	1-0	2	7	令和4年度 1月~3月	日祝一共通 1	負示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	係的を当り171日、前のホールベージ上で、他のに返り金 物で入び金銀行業官の身性を受けて特殊的(福田特殊を見込び 分類的合業的場合では、)が実計する人入後者において、デジ メルセ制の金数的を含え、)が実計する人入後者において、デジ メルセ制の金数的を含え、)が実計をした。 第2者ページ(日、18年2年)/www.bla.ag.af/policy/shormen- cult-lairmen、princate/shormen-blam 人変文(上をURLの 大関係力計の)。 18月2日/19年2日 18月2日 18			
新規	132	資金決済に関する法律	金融厅	第24条	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局職員による宗弘式大 弘子段発行者に対する立入検 査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	毎日年 3月17日、前庁ホールージ上で、中心に近り金 地下力が金銀子でありたく乗りて対策局(福田村祭大司及の 庁用組合を開発するは、)が実施する人と発生において、デジ タル製造の金銭が与電力に対象とした。 製菓ペーン以前、1500/27/00m/1aag apfpolicy/aharmen- sals-tairen, minasoh/mina-lateri なが文とを記した。「発売力性の、側に発覚): は対象と「Ween faa apis/policy/shomen-outn- tairen, minasoh/mina-lateri Minasom, minasoh/policy/shomen-outn- tairen, minasoh/policy/shomen-outn- tairen, minasoh/policy/shomen-outn- tairen, minasoh/policy/shomen-outn-			
新規	133	資金決済に関する法律	金融庁	第54条	内閣形理大国の求めによる。 監督当局職員による資金移動 屋者に対する立入検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	毎85年3月17日、場庁ホールベージ上で、生命に基づす金 新子のご金融子で変かせたませいである。 (福田経典大型など 中職総合事務局を含む、) が実施する立入検査において、デジ タル機能合事務局を含む。) が実施する立入検査において、デジ タル機能会事務局を含む。) が実施する立入検査において、デジ タル機能の一分URL 1986と1980とは、 のはた3世紀の、対象に対しているがある。 のようとは、日本のは、日本のは となって、日本のは、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「中国では、日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。「日本のは とはない。」は、日本のは とはない。 とはない。 とはない。 とはない。 にはない。 とはない。 にはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
新規	134	資金決済に関する法律	金融庁	第62条の20	内質影響大臣の求めによる。 監督当局職員による電子決済 子投等取引業者に対する立入 検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	会形を当まれずは、銀行ホールージ上で、独布は基づき金 研予及び金融行業での責任を受けて特殊的(福岡特殊支援及び 洋機能合業務的を含む。)が実計する人入後金上がいて、デジ メル制の金属的で研究できない。 東海(ボーンジ形: 15mg)・/www.las.go/p/ok/y/hormen- ouls-sizes, rimsouls/index.html 会変で、(上をURA (展開サポバ) 展出 地震): https://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- interps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- interps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- literps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- literps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- literps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin- literps://www.las.go/p/ok/y/hormen-ouin-			
莊規	135	資金決済に関する法律	金融厅	第63条の15	内閣形理大臣の求めによる。 監督当局職員による届号資産 交換業者に対する立入検査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	合示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	報告を当月17日、前庁ホールベージ上で、完めに並が金 前庁及び金銭庁長官の責任を受けて対策局(福田特殊を見及び 庁機能合業期からなり、少実計する人入後金において、デジ タル時間の最初時間を19年に19年に上た。 選択ベーンURL、19年に20~000 kg apf policy/abarnen- culto-laren、princols/index.haren スカスで、(正足DA)、「発展力計ら、側に再報): 1年12日/Views fast api/policy/abarnen-outn- larings // inventors api/policy/abarnen-outn- policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn- api/policy/abarnen-outn-outn-outn-outn-outn-outn-outn-out			
新規	136	異金決済に関する法律	全執行	第63条の35第 1項	立入検査	District	1-0)	2	Ŧ	令和4年度 1月~3月	日和一共通	色示、通知・通道等 の発血又は改正	党了済み	格別をありまけます。 部分であったが、またに基づす金 MRTPがご他が下きたのかだったが、は、 が開始が表現ができない。)が実施するこれを含じないて、デジ クルが他の心部のでありませる。 高麗ギーンURL: https://www.fas.go/g/polcy/shomen- onic-laimen, minesofi/men held 公表文(よとURLの「実施サロビ」(単二条版): https://www.fas.go/polcy/shomen-ouin- laimen, minesofi/UI pdf			

										7	項目のア	ナログ規制 点検:		コーアップ一覧表			
⊕ (±	No.	注令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 関型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「君」かつ、原在 Phateが2又は3の条項は、 見直しを要きずともデジタル 専門適合性が確保できている ことを確認者	見直し見了	工程表	見直しの概要	見面しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見面し完了 時期」を設定)	見面しの内容 ・ の面を全え回17日 油炉セームページトで (中心に基づきな)	見面しま了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の現由
能	137	資金決済に関する法律	金融行	第63条の35第 2両	立入検査	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	報告事業 3月17日、田市士・上・一ジ上で、送令に基づす金 銀下及び金融庁裏官の責任を受けて利務局(福田日新史及近 戸機能会等局を含む。) が実計する入港産上はいて、デジ タル制能の金属の可能な当を研究した。 最後十一ジル目:「Mary Jownsham Johi John John John John John John John John			
¥:1	138	員会決済に関する法律	金融庁	\$80 S	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局職員による資金消算 機関に対する立入検査	日视规制	1-10	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	German, ministrativity Jedf の記ち手 3月17日、ボデナーページ上で、法令に基づき金 総方支が金融行業での向社を受けて終期等(福岡特殊大阪公 大棚間舎を開発さるの向社では、が大阪することが表生にない、アジ ラルを開かる場合である。 が展生ージ以降、1962年16日、1962年17日、日本 成業十一ジル目、1962年17日の日本 の記さ、1962年17日、日本 大阪大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪			
#E1	139	資金決所に関する法律	金融庁	第95条	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局職員しよる認定資金 決済事業者協会に対する立入 検査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参加5条3月17日、川庁ホールイージ上で、法令に基づす金 新元が立後衛門を向かせを受けて終め、福田野祭大坂之 市職会会事期を含む。)が実施する乙札養丘おいて、デジ 今後間の高原が可能なき年時をもた。 開催ページ用、は地点//www.bla.pu.jpolicy/shomen- cult-tiems_minacoh/mina.thm! 公表文(上をURL の 「展行対方」間に発動) 村均な//www.bla.pu.jo/policy/shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- latims_minacoh/jook_shomen-outn- button_minacoh/jook_shomen-outn- minacoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_shomen-outn- paracoh/jook_sh			
¥:1	140	資金決済に関する法律	全粒厅	第102条	立入検査時における身分証の 提示	口视规制	1-10	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	食み、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	485年3月17日、川中ナールージ上で、生命に基づす金 耐力が必需が平ちの仕を受けて対象に、保険財産が高度が 予機能令事務局を含む。)が実施する立み接責において、デジ タル財産の場所局を消を利能なした。 環境ページ目に、計成シ/www.slaw.ga/policy/shomen- cult-sizem.printsob/indus.html 会変えく(上をURA で展刊が5) 横に発展) 計算な//www.slaw.ga/policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- lations_ministable_policy/shomen-outn- ble_policy/shomen-outn- policy/shomen-outn			
R:1	143	私主相互保険組合法	金融庁	第50条第2項	立入検査	日便規制	1-10	2	Ŧ	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了奔み	485年3月17日、旧デオールイージ上で、法令に基づす金 販売び金銀件予度の性を受けて対象に、保証対象に残な 予機能分等限局を含む。)が実施する立及接責において、デジ タル制度に関係で発送しませませました。 環境ページ(旧・北京)/www.taa.ga.p/polcy/shomen- culn-timer, minisohi/mota.html 会表で、(上をURA、列展的対応) 欄に発搬): https://www.taa.ga.p/polcy/shomen-ouin- timera, minisohi/mota.html			
¥:1	142	船盒相互保険铝合法	金融行	第50条第3項	立入検査	日根規制	1-1	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	負示、適知・適適等 の発出又は改正	死了済み	報告を与まれ打工、部分エールージェで、途中に基づす金 物子及び金融子等の数を受けて対象を、(原知研修大規則・ 対理能の参展形を含む。)が実施する立入機能において、デジ クル製学の温度で対象となる等域とし、 規模・一ク規定、1対数点がある。 対象の数分、対象の のは、142mmの、princesがAndea.html 立次で、(主記別ルの「実施を対ち」側に規則) 1対対の「地域のよりが関係を対ち」側に規則) 1対対の「地域のよりが関係を対ち」側に規則) 1対対の「地域のよりが関係を対ち」側に規則) 1対対の「地域のよりが関係を対ち」側に規則)			
\$E1	143	摂客保険料率買出団体に関する 法律	金融行	W13@	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による科事団体に対 する立入検査	日初税制	1-00	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	貴示、通知・適連等 の発出又は改正	見了済み	参加5条3月17日、原デオールイージェア、法令に基づす金 新アダン協会所である他を受けて特別を、「機関特別を規定し 市職会会事務を含む。」が実施する意义接着において、デジ 少社間の心臓が可能を対象を特徴をして、 開着ペークURL:https://www.ta.ap.in/policy/htmms- mis-taimen、primals/deats.html 少表文(上記URL の「実施が対応」機に発載): https://www.ta.ap.in/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-ju/policy/sh mis-men.mis-mis-mis-mis-mis-mis-mis-mis-mis-mis-			
能	R 144	損害保険料率算出団体に関する 法律	全物厅	第13条第2項	立入検査等の証券の提示等	口视规则	1-@	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食み、通知・適連等 の発出又は改正	党了済み	485年3月17日、川中ケートページ上で、社会に基づす金 能力が必能が予定の他を受けて対象に、(周別発光現底) 可能がある場合を見まった。 「開発の一度により、「定実力でる入場査において、デジ 今分割の心型ので形成となる時度とした。 発電ページURL 18182//www.bla.ap.ippolicy/shomes- sals-tainen, minasoli/micha.html 立力文(よとDUR、「現代の対象」。 18192/「www.bla.ap.ip/policy/shomes-ouin- latings, (minasoli/micha.html 18192/「www.bla.ap.ip/policy/shomes-ouin- latings, (minasoli/micha.html)			
#E1	R 146	資金果法	全物厅	第24条の6の 10第4項	立入検査	口视规则	1-@	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	報告事業 3月17日、田子ホールージ上で、途中に基づす金 新子が立金米子等の他を受けて制御、GRIP等を実践して 洋機能会事務等を含む、) が実施する立入接着において、デジ タル開催へかび出、計画が少いののがある。対すがなくがhome- salit- izems、printsoly/noom/saa pajprintsy/homes- salit- izems、printsoly/noom/saa pajprintsy/homes- calit- izems、printsoly/noom/saa 大変文 (上をURL の 「供給で対方」間に発着): https://www.faa.go.js/policy/homes-ouin- latems, minisoly/sality_jaff			
¥:1	R 147	資金果法	全地厅	第24条の6の 10第5項	立入検査	口视规制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	参加5条3月17日、同分十一ルインシエ、 法令に基づす金 新元子が金融子型の終生を対して終め、個別研修大規定し 可能能の金属形を含む。)が実施する立大機能において、デジ から影響の出席で加たを手軽をした。 現職ペークURL:https://www.fai.ap.is/policy/shomes- cult-taimer,minassis/mdu.html 立力を大くと近日に、可能の対しが、関に発覚)・ 材質な//www.fai.ap.is/policy/shomes-outs- latings://www.fai.ap.is/policy/shomes-outs- latings://www.fai.ap.is/policy/shomes-outs- latings://www.fai.ap.is/policy/shomes-outs- fairmer_minassis/policy/shomes-outs-			
能	148	資金無法	金融行	第24条の17第 1両	立入検査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	毎日5年3月17日、川庁ホールイージ上で、上金に基づす金 新元が立途機合子見の社を受けて終め、「福田野を大坂之」 中間がある場合である。 中間が立る大阪会工が、「本田」 のは、日本の一の様々となっていません。 現場から本田の一様などを可能とした。 現場ペーンURI、1 thtps://www.bia.pu.jepistcy/shomen- oult-sizes,rinisosh/ndu.html 本表文(上をURI、大阪舎力が、「展売力が、「展売力が、「展売力が、 は対象が、「水阪舎」は、「展売力が、「展売力が、「 は対象が、「水阪舎」は、「大阪舎」は、「 は対象が、「水阪舎」は、「 は、「 は、「 は、「 は、「 は、「 は、「 は、「			
#H	149	資金果法	金融庁	第24条の17第 2両	立入検査	日根根制	1-00	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	負示、通知・通過等 の発出又は改正	死了済み	毎85年3月17日、田庁ホールージ上で、油化に基づす金 耐予及び金融行業官の責任を受けて利務局(福田財務支援及び 沖縄総合等期待を含む、)が実計する及入権主において、デジ タル制度の満足の可能と対象が構造した。 現場ページ(旧・北京)/www.lasa pai/polecy/shormen- culn-times_minasohi/mdu.kmlm シ製文(上をURA、列展門対応) (服門規)) 村間など「Www.lasa pai/polecy/shormen-outn- latimes_minasohi/pdu.kmlm は同期のでは、100円では			
#E1	150	資金果法	金融厅	第24条の17第 3項	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	死了弟谷	485年3月17日、川中ホールージ上で、油やに返りす金 新アンび金銀子である性を受けて新聞を、個別計算を実施して 洋機能会事務局を含む。)が実施する立入接査において、デジ タル開催の場所場合権を指するは、対象がよりた。 環境ページ以降、1982/1990年18年20月から大小homen- ouln-time, minachi/mont.html 立数文(上を以降、7度形寸形/ 間、発験): https://www.faia.go/polocy/shomen-ouln- latime, minachi/mont.html			
#E1	151	資金果法	金融厅	第24条の49第 1項	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	死了病心	毎日5年3月17日、田庁ホールージ上で、油化に基づす金 新子万な金銀子である性を受けて新聞。保証計算を実施して 洋機能会事務局を含む。)が実施する立入接査において、デジ タル開催の場所的を放けを明確なした。 環境ページ以降、1500×260×260×260×260×260×260×260×260×260×2			
#E1	152	資金果法	金融厅	第24条の49第 2項	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	死了病心	485年3月17日、田守一・ルー・ジェア、油やに基づす金 新子万が金銀子子の砂柱を受けて対抗局(個別対象が見た) 戸機能合業形成を含む。) が実施する之利金上がいて、デジ タル制能の温度が可能な対象が変化した。 現場ペーンジ目、上がいくがworks aputypoky/hlomen- ouln-time, minachi/mont.html シ製文(上をURA で展売行が同様に発動): https://www.fsa.aputypoky/hlomen-ouln- times_minachi/mont.html			
#E1	153	資金果法	金融厅	第41条の5第1 項	立入検査	口视规则	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	死了病心	毎日5年3月17日、田庁ホールージ上で、油化に基づす金 耐予及び金融行業官の身体を受けて利務局(福田特殊支援及び 対機能令基務を含む。)が実計する及入発量上はいて、デジ タル制能の高限の可能な対象が高なした。 発展十一ジ目に、1982/1990年18年20日、日本のよりかな大計のmen- culn-times, minachi/mota.html シ製文(上をURA で展刊方列。「展刊方列。「展刊対列 は特別/「Wew Isa ap.i/plot(c)」が https://www.isa.ap.i/plot(c)」が https://www.isa.ap.i/plot(c)」が			
#H	154	資金療法	金融厅	第41条の5第2 項	立入検査	日根規制	1-0)	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根-二月 1	負示、通知・通過等 の発出又は改正	死了済み	報告等 3月17日、前庁ホールベージ上で、途中に基づす金 新学及び金融行業官の責任を受けて利用品(福田村祭女見及び 対機能令基拠を含む。) が実計する人を発生ないで、デジ タル制能の企業の可能と対象が構造した。 現職ページ目に、1862/1982/1982/1892 なおしては、1862/1982/1982/1892 なおしては、1862/1982/1982/1892 本のようないでは、1862/1982/1982/1982 1862/1982/1982/1982/1982/1982/1982/1982/198			
#E1	155	資金果法	金融厅	第41条の5第3 項	立入検査	口税税制	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了弟谷	485年3月17日、旧デオームージ上で、法令に基づす金 新子及び金銀子等の数件を受けて新聞を、信服研算を実施して 洋機能会事務局を含む。)が実施する立入接着において、デジ タル開放へ至初は、1882/1982/1982 は 488歳とした。 環境ページ目は、1882/1982/1982 は 488歳とした。 現場ページ目は、1882/1982/1982 は 188歳とした。 北京、北京、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、 本会文(上記以内、大阪舎力は「、横上 、			
¥:1	156	資金果法	金融庁	第41条の30第 1項	立入検査	日祝祝朝	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	和影多年3月17日、指行ホームページ上で、送金に基づき金 総庁及び施設庁前で発性を受けて終期が(福岡時度実施及び 円機能金等期後を入り、労業等を立めませた。メデ タル機能・全球の大型で開発とはそれませた。 日本の大型で開発と対象が構造した。 発展ページ以降に1962/www.fasa.go.jp/polcy/shomen- outh-timen_minasuh/index.html 会表で、(上記URA と)を対象に対象に対象 と対象による場合に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象に対象 に対象に対象に対象 に対象に対象に対象 に対象に対象 に対象に対象 に対象に対象 に対象に対象 に対象			
R:1	157	資金銀法	金融庁	第41条の30第 2項	立入検査	口视规制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了奔み	第55年3月17日、第78十二十二十二十二十二十二十二十二十三十三十三十三十二十二十二十二十二十二十二十			

				1					88. wv	7	項目のア	ナログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類(生)	No.	206	所管省庁名	条項	規制等の内容規要	規制等の 関型	现在 Phase	見面像 Phase	見直し要否 見直し「我」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている	見直し先了	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了	見面しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し先了時期の理由
新規	158	貸金組出	全勢庁	第41条の30第 3項	立入修査	口视规则	1-@	2	工2.0 电电路	令和4年度 1月~3月	日何一元通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	時期」を放定) 売了済み	帝和5年3月17日、南庁ホームページ上で、法令に基づす金 都庁及び最終が質問の発性を受けては限額(福祉財産の扱む 地部政策を開発を受け、少国家からなどの表記されて、デジ ラン地間の三国なが可能とは各等地をした。 発展ページリル、1982年の1982年の地の主義の法分は大田の中心 のはたしばから、「大田の中心」というなどのような大田の中心 のはたしばから、「大田の中心」というなどのような大田の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となり出来し、日本の中心 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象しているとなりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の中心」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」というなど、 を対象人となりまた。「大田の一の」となりまた。「大田の一の」となりまた。 を対象してなりまた。「大田の一の」となりまた。 を対象となりまた。「大田の一の」となりまた。 を対象となりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなりなり			
莊坝	159	資金等決	金融厅	第41条の58第 1項	立入核査	日初税制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日何一共通	食示、通知・適連等 の角出又は改正	見了済み	特別を当まり打団、指サームページまで、途中に至する 地帯の万金油料を開始を受けて特別。在時間を見取りて 地震地帯を開始をより、ダ東原でも2人を置これで、デジ 少世間の高度が可能をも確定した。 高度ページ以降: 1世紀に/www.fa.a.a.p/p/sky/shames- sate - terms, missate/funa. http://www.fa.a.p.i/p/sky/shames- sate - terms, missate/funa. http://www.fa.a.p.i/p/sky/shames- coling.com/state/funa. http://www.fa.a.p.i/p/sky/shames- coling.com/state/funa.html			
新規	160	异金甲法	金融庁	第41条の58第 2項	立入榜查	日初规制	1-1	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	負示、適知・適適等 の発出又は改正	売了済み	・ 他日本多月7月1日、前庁中・ムページ上で、法令に至り金金 販売が金融等等を対象を使えて移動。 他国際財産場合の が開発を開発を含む。)が実施することを含まった。デジ 少数性の高温が可能を移動をした。 関係ページ以北、計算が/mow facts おおっぱが大きが出来る。 の会な、仁と以北し、竹原が付加された村 公司な、仁と以北し、竹原が対応のまた村 公司な、仁と以北し、竹原が対応のまた村 公司な、仁と以北し、竹原が対応のまた村 公司な、仁と以北し、「原用が対応」組に発動): HEAD/mow facts よりは多が大きが出来る。 1867年 1871日 1887年 1871日			
莊坝	161	資金額法	金融厅	第41条の58第 3項	立入核査	II (649.M)	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・適連等 の発出又は改正	見了済み	405年3月17日、川市・ルイ・ジェル、送やは近づ金 地方とび金融行金の仕を受けて終め、(福田経恵太起・ 対策総合業務を含む。) が実計する立入接着において、デジ クル技術の流却でが出る。405円の18年20日、 現場で、プリル目: https://www.ta.go.ig/polecy/shormen- outn-tuimen, minosh/minos.html 公表を(上足)RE、(東西村上の「東西村」(東西 (東西) は、1980年 (東西) は 1980年 (東西) は、1980年 (東西) は 1980年 (東西) は、日本 (東西) は 1980年 (東西) は 19			
新規	164	抑保付柱債保託法	金融庁	第16条第2項	部保付社債専業保託会社に対 する立入検査	口视规制	1-10	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	### 1971 (17 m) ### 1971 (17			
新規	165	即保付柱價保託法	金融庁	第16条第3項	即保付社債専業保託会社に対 する立入検査の際に携帯する 身分を示す証明書	口视规制	1-@	2	¥	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	1903年 3月11日、 即7か・2・1・2・1、 型り曲がある 形式 2の透射であるの性を受けて対象(周囲経来及な) 対象総合業務を含え、) が実施するユス接着において、デジ みが他所の高端の可能のは多年報金にして、デジ 表現ペーシリルに 18tgs://www.fas.ga.ga/poley/shormen- outo-turinen, minoshi/ofex.html 公表文(上をURL の (実施中計5) 欄 二規製): 18tgs://www.fas.ga.ga/poley/shormen-outo- 10terate, minoshi/01.pdf			
新規	166	類保付社債債託法	金融厅	第57条第2項	前受託会社、新受託会社に対 する立入検査	口视规制	1-10	2	7	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	総庁及び金銭庁長官の責任を受けて前務局(福岡村務支援及び 沖縄総合業務局を含む。)が実施する立及機能において、デジ タル分割の海原の可能な各分階金とし、 開催・ンリがは、https://www.fas.ap.ip/policy/shormen- outs-taimen, minacash/index.html 公教文(上記DLR) (実務を対抗) 欄に跨載): https://www.fas.ap.id/policy/shormen-outs- taimen minacash/outs-dif			
新規	167	類保付社債債託法	金融厅	第57条第3項	前受託会社、新受託会社に対 する立入検査の際に携帯する 身分を示す証明書	口视规制	1-10	2	7	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	報告を与打打L、前等ームページまで、生命に至する 地域が大き場合を有なられた。 を対しては一点では、一点では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			
新規	168	犯罪利用預念口紙等に係る資金 による被害国際分配金の支払等 に関する法律	金融厅	NI 36 Sk	2入検査	口视规制	1-@	2	я	令和4年度 1月~3月	耳根一共通 1	食示、週知・週週等 の発血又は改正	党了済み	部の名の金融でするの数性を対して終め、協調研修を発送が が開始を発酵を得るした。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			
新規	169	保険単注	全執行	第122条の2第 4項	内閣総理大国の求めによる。 監督当局による指定法人(一 報任団法人)に対する立入検 査	口视规制	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	色示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	405年3月17日、ボラホールベージ上で、生かに返びす金 新元子が金融不同なが任を受けて対象(周囲終末丸配か 非規能を募集的を含む。)が実施する立大機能において、デジ クルが前の高温が可能などを申請した。 現象ページ現社: https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindu よの文(上を記した。以後の対応)。 (単一規): 1819年/1999年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus 1819年/1999年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus 1819年/1999年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus 1819年/1999年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus_ 1819年 https://www.fata.go.jp/poksy/shomen- ouls-tuinus_ministals/indus_kindus			
新規	170	保険単位	全物厅	第129条	内閣総理大国の求めによる。 監督当局による保険会社等に 対する立入検査	口视规则	1-@	2	¥	令和4年度 1月~3月	日何一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	他的SキョコplTII、部ボー・ルー・ジェル、他かに近げ音 新示力が金融子であったサインでは、(個別等を実施した) が開発を展現を含む。)が実施するこれ検査において、デジ クを他所の高度が可能となる時間をした。 現場で、予以前、1 性担心/www.fas.ap.i/poksy/shremen- out-tulemen, minusoh/midus.hefu よ次文 (上記DUR、5 供給力計ら) 側に再載): 1 性対しがwww.fas.ap.i/poksy/shremen-outs- teites/ inverse fas.ap.i/poksy/shremen-outs- teites/ inverse fas.ap.i/poksy/shremen-outs- teites/ inverse fas.ap.i/poksy/shremen-outs- teites/ inverse fas.ap.i/poksy/shremen-outs-			
新規	171	保険単位	全物厅	第201条	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による外路保険会社 等に対する立入検査	口视规则	1-@	2	¥	令和4年度 1月~3月	日何一共通	食示、通知・適適等 の発出又は改正	党了済み	毎日5年3月17日、部庁ホールベージ上で、生命に返び金 新形子など機能予度の終年受けて新聞。(福岡特を大規定) 沖縄総合業務局を含む、)が実施する立人検査にないて、デジ 少分が前で成果のでは、1年間により、「中国では、1年間では、1年には、1年間では、1年間では、1年には、1年間では、1年間では、1年間では、1年には、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1			
莊煩	172	保険療法	金融厅	第227条	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による会計特定法人 等に対する立入検査	II (6:49.M)	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日何一共通	食ぶ、通知・適連等 の発血又は改正	見了済み	毎日5年3月17日、前庁中・上ページを、途のに至りませ 施元子を治年所育の世を使立て移動。他間外を成立は 才報節を展覧を含む、)が実際する立人を登立さいて、デジ ク大量の立場が登りませる場合とした。 関係ページ以及: 1世長が/www.fax.pa/pi/s/j/shames- out-lames_missal/funk.rbtml の対文(上記記名)「原理が対象。 間に発動): 世界以/www.fax.pa/pi/s/shames- uis-inam_missal/full_pill を報答を多月17日、前サームページとて、途台に至りませ を報答を多月17日、前サームページとて、途台に至りませ			
新規	173	保険療法	金融庁	第265条の46	内閣総理大臣及び財務大臣の 求めによる、監督活局による 保険契約者保護機構に対する 立入検査	日初规制	1-1	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適適等 の発出又は改正	売了済み	総庁長び金銀子県空の身体を受けて対称的、(福岡将原文規長び 外機能の書務局を含む。) が実施する立入検査において、デジ タル技術の高原の可能なおを利用金した。 素単へ一ジURL: https://www.fas.go.js/policy/shormen- onis-turinen_mirroshi/focks.html 公表文 (上記URL: の「実務の対応」機に掲載): https://www.fas.do.js/policy/shormen-outs- turinen_mirroshi/tujudf			
新規	174	保険療法	金融厅	第271条 cr9第 1項	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による保険議決権大 屋保有者に対する立入検査	II (6:40.6)	1-1	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	売了済み	報告を与打打E、前サームページ上で、途中に至す金 販売な金融手費を対象を使むて移動。任何的情報を認及び が報節金属報告者は、)が実施するこれを建立さいて、デジ ク機能のご乗びを受ける場面をした。 関係ページ以及: 1世級が/www.fax.a.pi/pi/sig/shames- oid-times_mirasid/mox.fax! の対文(上記記名)「原務が対応」を開 の対文(上記記名)「原務が対応」を開 の対文(上記記名)「原務が対応」を 配送/www.fax.a.pi/sig/s/shames- uin-mirasid/mox.fax.a.pi/sig/s/shames-uin- times/mox.fax.a.pi/sig/s/shames-uin- times/mox.fax.a.pi/sig/s/shames-uin- times/mox.fax.a.pi/sig/s/shames-uin-			
新規	175	保険療法	金融厅	第271条の13 第1項	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による保険主要検主 に対する立入検査	II (6:40.6)	1-1	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	売了済み	405年3月17日、川市・ルイ・ジェで、送やは近づ金 地下五び金銀件で乗り始せを対して特別の(福田様を丸殻) 沖縄総合業務が金化り、)が実施する立大機能において、デジ クセ技術の近期で到れた3年3年3月(policy/inbrane- soli-sitems, rimoni/indrus.html 公表文(上記別私の「実務中計反」(順二級数): https://www.fisa.jc/jo/policy/inbrane-outs- sitems_minosolv01_pdf			
新規	176	保険療法	金融厅	第271条の28	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局による保険評株会社 等に対する立入検査	II (6:40.6)	1-1	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・適連等 の発出又は改正	売了済み	総庁及び金銭庁長官の責任を受けて財務局(福岡財務支援及び 沖機能合業務局を含化。)が実施する立大機能において、デジ みた他所の実施の可能な各年機をした。 開発へ一クURL: https://www.fas.go.jc/policy/homen- outs-timen, minasahi/mdu.ktml 公表文(上記URLの「実務的対応」欄に開催): https://www.fas.go.jc/policy/dhomen-outs- temen_inasahi/policy/dhomen-outs- inasahi/policy/dhomen-outs- inasahi/policy/dhomen-outs- inasahi/policy/dhomen-outs- policy/dhomen-outs- policy/dhomen-outs- policy/dhomen-outs- policy/dhomen-outs- policy/dhomen-outs- policy/dh			
新規	177	保険療法	金剛庁	第272条の23	内閣総理大臣の求めによる。 監督当局職員による今期知明 保険業者等に対する立入検査	II (6:49.M)	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日何一共通	食示、適知・適連等 の発出又は改正	見て済み	格別を当月7月日、前が一上ページ上で、途中に至する 地方の全部が開始を使むてお明め、日間的が大型があり、 が開発の高級が開始をしまっていることがあった。 が最終の高級があり、少定策庁 なる人が最近において、デジ 少世間の「高級が関係を収益した」、 現場ページ担任、1世紀と//www.fax.a.ph/polecy/shares- なるとなった。 が表生が、1920年においる。 1920年においる。			
新規	178	保険療法	金融庁	第305条第1項	立入検査等	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	負示、適知・適適等 の角出又は改正	死了済み	・ 他は多多月7月日、前サームページを大、途のにより多 地方大金油料質の出せを使むて移動。他間が表現が が開発を開発を使む、)が実施することを含まれて、デジ 少年間の高度が関係を構造した。 第ページ以降: 1世紀シ/www.fa.a. ph/picky/shrene- site-times_missal/fuck.html 必定文(上記記の「原展的対応」を開発した。 には2/www.fa.a. ph/picky/shrene- suit-uirous_missal/suit-picky/shrene- suit-uirous_missal/suit-pi			

										7	項目のア	ナログ規制 点検:		1ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	注令名	所管電庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	現在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「我」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている	見直し完了 時期	工程表	見直しの振要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了	見直しの内容	見直し余了の現由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	179	保険策法	金融庁	第305条第2項	立入検査等	口视规制	1-①	2	2.2.0 电影用	令和4年度 1月~3月	日祝一元週	会示、通知・通過等 の発出又は改正	時期」を設定) 売了済み	※805年3月17日、南庁ホームページ上で、法令に基づす金 総方法が金融分質の合理を受けて特別(福田特別大阪の)、少数計ちの公司をできまった。 「大阪の公司をできまった。」、少数計ちの公司をできまった。 テンタル制の公司をできまった。 「大阪の一会」は、「大阪の「大阪の一会」は、「大阪の一会」は、「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の「大阪の			
新規	180	保険療法	金融庁	第308条の21	内閣影理大臣の求めによる。 監督当局職員による指定紛争 解決機関等に対する立入検査	日视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日和一用酒 1	会示、通知・適適等 の発出又は改正	究了済み	毎日年3月17日、田市ナールージ上で、東台に近げ金 地帯下及び金融子等の転を受けて新聞。(周囲終年末別年7 「海販売を登金出するのは、分で実施する立入映査において、デジ タル研究の場合可能な3年が開始とした。 現職ページ以降、1500×1000×1000×1000×1000×1000×1000×1000			
新規	181	保険単法	金融庁	第311条第1项	立入接查時の延票の提示等	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	兜7奔み	485年3月17日、第テホールベージ上で、集会に返びす金 新元子が金融を予定の終せを受けて対象(周囲終年来放立) が開発の参展形を含むし、) が実施する立人検査において、デジ 今を技術の高度が可能と2を可能なした。 関係ページ(Dit. 1 ktps://www.fa.ap.ir/picky/shormen- salt-tierus_reinsosh/inda.ktpii 大変文(上をURL の			
新規	182	家庭無品質表示法	消費者庁	第19条第2項	報金及び立入療査	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	表示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	・毎55年3月、南国際財の設定(他15年3月35日付け)に 24、 事業等や同かの任命の加り作べり影響(18年3 に基づかないもの)では、配子力から便正される関係資料の メールによるデータの提出を開催してみなど、アジタル検測 返回して行うことができることを可能した。また、任命の 加力を得て行る場合においては、アジタル検測を通りできるか を格学力とのギアルさよりが発し、裏の理念を行う は、紙字が上できまります。 は、紙字が上できまります。 の15年3月、第一日の第二日の日からないます。 の15年3月、第一日の第二日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、第一日の日からないます。 15年3年3月、日本日からないます。 15年3年3月、日本日からないます。 15年3年3月、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日、日本日からないます。 15年3年3日 日本日からないます。 15年3年3日			
新規	184	国民生活安定緊急措置法	消費者庁	第30条第1項	立入検査等	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁弄み	し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、 メールによる関係資料の提出が可能である旨を相手力に明確に 案内することを明記した。			
新規	185	国民生活安定聚念措置法	消費者庁	第30条第2項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、室内整理資料 (令和5年3月22日付)を作成 し、本条項に基づかす、任意の協力を押工調査等を行う場合。 メールによる関係資料の提出が可能である資を相手力に明確に 案内することを明記した。			
新規	186	国民生活安定聚念措置法	消費者庁	第30条第3項	立入検査等	口视规制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	日和一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、至内整理資料(令和5年3月22日付)を作成 し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、 メールによる関係資料の提出が可能である旨を相手力に明確に 案内することを明記した。			
新規	188	の特例に関する法律	消費者庁	第111余第1项	報告及び立入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一点通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	条件することを明正した。 参配5年3月、対応機関の需定(令配5年3月31日付)によ り、支援のない場面でデジタル技術を活用して立人検査等を行 ことも可能とあるを影響をした。た、デジタル技術を 用した立人検査等を行うことができる場合には、事他に、標準 力に対してその音を鑑的することを明記した。 参配5年3月、力に対してその音を認かすることを明記した。			
新規	189	消費者の財産的被害等の集団的 な回便のための民事の裁判予続 の特例に関する法律	消費者庁	第111条第2項	報告及び立入検査	日根規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	り、デジタル技術を採用して立入検査を行う場合にはウェブ画 個への表示等の方法により、職員による身分証明書の提示を行 うこともでまる日本の理能化した。 令和5年3月、「デジタル原則に照らした消費者安全法の一部			
新規	190	消費者安全法	消費者庁	第11条の24第 1項	報告、立入調查等	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	が知ります。「ドッグルを削りに帰ったの情報を生まな一届 表文の解析研究について」(金色を 5 月2日日付外部の場 部号)の発出により、現場に人が立ち入って行う開発が起と ともに、展析と表情のない場間でで与かを持ち、日本 を行うことも可能である旨を明確か(デジタル技術の温度が可 展である日を紹子がに関わてることも明記し の報告を当まり、アングルを開始した活費者を全体か一届 の報告を当れ、アングルを開始した活費者を全体か一届			
新規	191	消费者安全法	消費省庁	第11条の24第 2項	程会、立入調査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	金文の解釈明確化について」(令和5年3月29日付消除協議 助等)の発出により、デジタル技術を活用して軽度を行う場 かにはウェア開始の表現帯のがたはより身分数を提入を行う こともできる旨を明確化、(デジタル技術の返用が可能である当 を報子が正案があることも時間)と、 令和5年3月、任意の協力を併て調査を行う場合、メール等に			
新規	193	消费者安全注	消費者庁	第45条第1項	報会、立入調查等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-二进 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	よる方法で関係資料の提出を求めることも可能である資金内部 文書にで明確化した(全和5年3月27日付け)。メール等の 派用が可能である資金相手力に説明することも明記した。			
新規	195	生活関連物資等の買出め及び売 情しみに対する緊急措置に関す る法律	消費者庁	第5条第1項	立入検査等	日视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日報一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、至内整理資料(令和5年3月22日付)を作成 し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合。 メールによる関係資料の提出が可能である旨を相手力に明確に 案内することを明記した。			
新規	198	特定施設引に関する法律	消費者庁	m66&m14j	報告及び立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	会和5年3月、「国内番行者配布資料」を改正(全即5年3月 31日付)し、任意の協力を特で調査を行う場合、メールによ る関係原料の設金を求めること等を可能にするなど、デジタル 接着を国用して行うことができることを明確してアジタル技術 の国用が可能である旨を相手力に案内することを明記しした。			
新規	199	将定局取引に関する法律	消費者庁	第66条第2項	報告及び立入検査	口視規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参和5年3月、「銀本番件名配合資料」を改正 (参加5年3月 31日付) し、任意の協力を得て調査を行う場合、メールによ る関助資料の設金を飲めること等を可能にするなど、デジタル 結婚を採用して行うことができることを示認文章にて研修を (デジタル技術の温用が可能である音を相子力に案内すること も明記) した。			
新規	200	将変遷取引に関する法律	消費者庁	第66条第5項	報告及び立入検査	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了海み	※記写 3月、「銀水器任金配合資料」を表正 (参照 5年 3月 3日付)」、「後期 500 50 今年 7日 50 50 7 50 50 7 50 50 7 50 7 50 7 50			
新規	202	不無要品類及び不当表示的企法	消費者庁	第29条第1項	服会の徴収及び立入検査等	口视规制	1-@	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	2.9、悪暴帯の相手力が経め取りを作て行う機を(体系) に基づかないもの)では、他手力から便止される関係資料 ルールによるデータの提出等を可能にするなど、デジタル技術 を活用して行うことができることを明確化した。また、任意の が力を得て行う認定となって、デジル技術に展出できる旨 を解子力に必ず案内するようが記し、実際の調査を行う際に年 学力にその事業内するようが記し、実際の調査を行う際に年 学力にその事業内するような			
新規	204	物區統制令	消費者庁	第30条第1項	面接收查	口根规制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁男み	令和5年3月、至内整理資料(令和5年3月22日付)を作成 し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合。 メールによる関係資料の提出が可能である旨を相手力に明確に 薬内することを明記した。			
新規	205	振託等取引に関する法律	消費者庁	第18条第1項	服食及び立入検査	口视规则	1-0)	2	=	令和4年度 1月~3月	口根一共通	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	死了海み	令和5年3月、「国内番任金配布資料」を改正(中加5年3月 3日付)し、任意の協力を特で調査を行う場合、メールによ る関係資料の提生を求めることを等も可能にするなど、デジタル 技術を採用して行うことがつきることを内部交響にて明確化 (デジル技術の採用が可能である旨を相手力に案内すること も別記)した。			
新規	209	株式会社高外遺保、放送、郵便 事用文提機構出	総務省	第39条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 法第35条に定める立入検査におけるデジタル技術の活用につ いて(通速)」(令和5年3月31日付け税回数第47号)の発 出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術			
莊規	210	殊式会社海外通信 - 放送 - 郵便 事果文獻機構法	粉粉省	第39条第2項	立入検査	口视规制	1-0)	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	を返開することを授寄する版を明元した。 参和5年3月、「株式会社選外通信・放送・郵便事業支援機能 法第39条に認める工人機能におけるデジタル技術の返開につ いて (通密)」「令和5年3月31日付け総額維減47号) の発 世により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術 を返開することを告寄する首を明元した。			
新規	215	反同事業者による信書の送達に 関する法律	税務省	第37条第2項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口称一共通	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「保倉保事業校査事務校費の制定について(組 達)」(平成15年12月35日新保保設等)の完全改正する 通信(中和5年3月3日新保保証3等)の売出により、接査 等の実施について、オンテイン会談システム等の情報提供技術 それ同した力化、(機能、) 画像、データ等による情報収集等)を 物容さる背を研示した。			
新規	216	民間事業者による信書の送達に 関する法律	粉務省	第37条第3項	立入検査	口视规则	1-0)	2	*	令和4年度 1月~3月	口柳一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令部5年3月、「信書簡単事検査書格技能やお覧について(図 参)(学和15年2月5日新田棚信用99)の一部をみ正する 選連(令和5年3月31日制信信用289)の売出により、検査 等の実施について、オンライン会談システム等の情報浸度技能 を利用した力性(機断、調像、データ等による情報投棄等)を 計価等する資金報示した。			
新規	217	新使出	総務省	第65条第1項	立入検査	口视规制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、立入検査において、電子情報均期相組を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を採用すること を計容する各を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正(令和5年3月6日付総情検票6号)により明ニュル			
新規	218	郵便出	标符官	第65条第2項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	合示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	示した。 令和5年3月、血入検査の際に提示する身分を示す証明書につ いて、電子情報技術組織を使用する方法その他の情報選供の独 間を利用する方法により提示することを許有する発生 [日本朝 政務式会社等に対する検査に関する基本指針]の改正(令和5 本3月5日付税機械第6号)により明示した。			
新規	249	と畜場法	厚生分割省	第17条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	本3月9日刊前頭機会のサブトムカリポルによっ 中部5年3月、「デジタル解除を踏まえたアナログ規制の見画 しに係る工程表について」(令和5年3月27日付票な食企発 6027第1号、薬な食監験6227第2号)の発出により、デジタ か挫折の温売が何報である68。課題した。			
新規	269	医療法	厚生労働省	第6条の8第1号	医療広告に関する立入検査	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/hurya/wark ou_jryam/shikakunitsuitenie_00015.html) において、報告 報収 (実物機能と身なが行わるものも含む) について、電部 的方法等による確収も可能である旨を示した。			
新規	271	医療法	原生分類省	第6条の24第1 項	医療事故に関する立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhhm.gb.jc/stf/seisakunitsuite/burya/kark ou_iyou/nyou/shikakushinsoi_00015.html) において、服会 徴収 (実物検査:失立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	273	医療法	厚生分衡省	第25条第1項	病院等に対する立入検査	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了選み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhm.gb.jc/stf/seisakunitsuite/burya/kark ou_jrou/myou.bhakauchinsuite/burya/kark をローjrou/myou.bhakauchinsuite/booksberil において、最初 数収(現映接近-労立ち行われるものも含む)について、電配 お方法的による配収も同じのある旨を示した。 今和5年3月、原生労働省HP			
新規	274	医療法	厚生分徵省	第25条第2項	病院等に対する立入検査	口视规制	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	作和5年3月、淳立労働省計 (http://www.mbhm.go.jp/stf/seisakuntsuite/bunya/kenk ou_iryou/shikakushinsei_00015.html) において、報告 確定 (実施検査に先立ら行われるものも含む) について、電磁 的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	275	医療法	厚生分衡省	第25条第3項	病院等に対する立入検査	口视规制	1-0)	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	背示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	即方法等による他収り開ビ力をおせました。 中部5年3月、第二十四期間PP (http://www.mhm.go.jo/st/saisakursisia/burya/kark の.jous/ippu/shkakursisiaia/0005.5kml)において、最終 徴収(実施物産に先立ち行われるものも含む)について、電線 対力法等による機収も同じから当を示した。 や部ち年3月、第二十四期間PP			
新規	277	医療法	厚生分衡省	第63条第1項	都通好県知事による医療法人 に対する立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了海み	参配543月、原生労働計위 (https://www.htmle.go/g/d3/seisakunitsuite/burya/hurk to_inyou/myou/shikakushinsei_60015.html) において、服会 徴収 (現場検査に先立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による能収も可能である旨を示した。			

									見直し要否	7	項目のア	ナログ規制 点検	対象条項のフォロ	ローアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管官庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要命 見直し「君」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (後「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し売了時期の現由
新規	279	化製場等に関する法律	厚生労働省	第6条第1項	立入検査	口视规制	1-30	2	#	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	2794	令和5年3月、「デジタル原門を踏まえたアナログ規制の見面 上に係る工程表について」 (令和5年3月27日付集仕食企発 0327第1号、業工食監例0327第2号) の発出により、デジタ 外技術の返却が可称である8、周知した。			
新規	293	介護保険法	厚生分衡省	第69条の22第 1項	登録試験問題作成機関が、適 正にその試験問題作成事務を 遂行していることを確認する ための立ち入り検査	口视规则	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	貴示、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	A放照の当局の引度である後、項目した。 の転記等 4 3月31日、「デジタル原則を撤走えたアナログ規 納り原因した場合工限制」を撤生えた各種規定の数数小にフ リ (中和5年3月3日付着生力機能を規則規則が保存数 信等更はか等所差別)の際はより、質素の地数の関係条件の 関係について、実体の対抗が必要が含みを独立に、機能を きュリティの階級を前便にオンライン等が実用可能であること を明日した。			
新規	294	介護保険法	厚生労働省	第69条の22第 2項	登録試験問題作成機関が、適 正にその試験問題作成等務を 遂行していることを確認する ための立ち入り検査	DRRN	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	表示、通知・通道等 の発出又は改正	死了落み	令和5年3月31日、「「デッタル関助を加まえたアナログ機 前の設置上に係るご便利。 第11日 ・			
新規	295	介護保険法	厚生労働省	第69条の30第 1項	指定試験実施機関が、適正に その試験事務を遂行している ことを確認するための立ち入 り検査	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食み、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	会部5年3月31日、「デアウルの開発を設定えたアナロッ構 助り居置した場合に発展」を増生えた各種間での配体について」 (令和5年3月31日付厚工労働省を機関を開発機関を 関連支援が多数を開発している。 関連していて、実施の関係が必要がある。 関連していて、実施の関係がある。 を キュリティの関係を創度にオンライン等が実用可能であること を明元した。			
新規	306	介護保険出	厚生労働省	第115条の40 第1項	介護サービス事業所が報告す る内容について調査を行う指 定調査機関が、適正にその調 査事務を遂行していることを 種切するための立ち入り検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	・報告等 3月31日、「「デンタル開門を撤走えたアカログ県 助り居屋にはある正規」を増生えた着地域での散歩いてつい で」(中和5年3月31日付加生力増生を起発形度が放映してい で」(中和5年3月31日付加生力増生を起発形度が保険し 構築を正さい手により、日本の地区へが開から 関節について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セ キュリティの確保を削慢にオンライン等が実用可能であること 参照にたい			
新規	320	教急救命士法	厚生分衡省	第21条第1項	指定登録機関への立入検査	口视规则	1-10	2	=	令和4年度 1月~3月	日報一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.nthin.go.ja/stf/seisakunitsuite/bunya/bork ou_iryou/jihkakushinsei_00015.html) において、報告 報文 (実施修査に先立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	331	健康保険出	厚生労働省	第150条の7第 1項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	和5年3月、「福藤保健主流100mの7年の6年代について」 (中和5年3月31日付加土年後の331第5号 ・ 老年後の331第3 号・ 6年後の331第2号・ 信託後の331第3号 ・ 改託後の331第2号・ 信託後の331第2号・ 改託後の331第2号・ 公託後の31第2号・ 公託を与うしていて電子ノルルウマンライン(成分シストのランジタル製画を返回することが計場さる 5日を明元した。			
新規	359	高齢者の医療の確保に関する法 律	厚生労働省	第16条の7第1 項	立入検査等	口视规制	1-①	2	=	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	(令和5年3月31日付第1年8月0331第5号・老舎例0331第3号・現実規0331第2号・現実例0331第3号・政策規例0331第3号・政策規例0331第3号・政策規例0331号・以下第7メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが計算される資金研究した。			
新規	360	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生分衡省	第16条の7第2 項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	究了弟み	(令和5年3月31日付票土総発0331票5号・老老例0331票3 号・保差例0331票2号・保証例0331票3号・改計係例0331 第1号)の発出により、最分を示す証明書の携帯・提示についてオンタイン会験システム等のデジタル技術を満用することが 計算される資金研示した。			
新規	364	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律	原生分類省	第24条第1項	立入検査	口视规制	1-(1)	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.nthin.go.ja/stf/seisakunitsuits/bunya/kork ou_iryou/injou/shikakushinaei_(00015.html) において、報告 報収 (実施検査に先立ち行われるものも含む) について、電配 的方法等による徴収も形をかある数を示した。			
新規	365	再な医療等の安全性の確保等に 関する法律	厚生分衡省	第24条第2項	立入検査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mthingo.jp/stf/seisakunitsuite/bunyu/senk ou_iryou/infou/sikusininei_(00015.html) において、報告 報収 (実施検査に先立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による情収も可能である資金示した。			
新規	367	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律	厚生分衡省	第52条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mthinagi.jg/stf/seisakunitsuite/bunya/berk ou_iryou/injou/shikakushinaei_(00015.html) において、報告 報収 (実施検査に先立ち行われるものも含む) について、電配 的方法等による徴収も形をかある数を示した。			
新規	368	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律	厚生分衡省	第52条第2項	立入検査	口视规制	1-30	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhim.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/senk ou_jryou/irjou/shikakushinsei_00015.html) において、報告 報文 (実施後に允立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	376	児童福祉法	こども家庭庁	第18条の16第 1項	立入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を期まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 額)の発出により、本規定により場合を求めたり、異問したり するとまは、無務の効率化に資するようWeb会議サービス等 を使用することを背容する首を明示した。			
新規	380	児童福祉法	こども家庭庁	第21条の14第 1項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見重しについて」(今和5年4月28日付事務連 稿)の発品により、本規定により報合を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に資するようWeb会議サービス等 を使用することを許容する様を明示した。			
新規	385	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の5	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を超まえた児童権祉行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付事務連 納)の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に費するようWeb会議サービス等 を使用することを許容する資を明示した。			
新規	387	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の14第 1項	立入検査	口根規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 協)の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に資するようWeb会議サービス等 を使用することを許容する旨を明示した。			
新規	388	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の17第 1項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童権祉行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付事務連 納)の発出により、本規定により報合を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に責するようWeb会議サービス等 を使用することを許容する旨を明示した。			
新規	389	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の18の 2第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を期まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付事務連 稿)の発品により、本規定により報告を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に資するようWeb会議サービス等 を使用することを許容する様を明示した。			
莊規	390	児童福祉法	こども家庭庁	第46条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 筋)の発出により、本規定により場合を求めたり、規則したり するとまは、無務の効率化に買するようWeb会議サービス等 を使用することを背容する音を研究した。			
新規	391	児童福祉法	こども家庭庁	第56条の8第7 項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 筋)の発出により、本規定により収音を求めたり、質問したり するときは、無務の効率化に資するようWeb会議サービス等 を使用することを背容する各を研究した。			
新規	398	社会福祉法	厚生分徵省	第56条第2項	立入検査	口根規制	1-(1)	2	=	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月の主管課長会議において、身分征の提示について オンラインでも可である旨を開始。 https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001074497.pdf の15Pの2行音参照。			
新規	425	水道法	厚生分衡省	第17条第1項	需要者における水道事業者に よる立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「デジタル福助行政調査会の「デジタル原則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け第2本条例0331第17号)の身出により、デジタル技術の議用 が可能である官、周知した。			
新規	426	水道法	厚生分衡省	第17条第2項	需要者における水道事業者に よる立入検査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル規則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け第年水泉0331第17号)の身出により、デジタル技術の議用 が可能である後、規划した。			
新規	427	水道生	厚生分衡省	第20条の15第 1項	登録水質検査機関における厚 生労働大臣による立入検査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「デジタル職時行政調査会の「デジタル限則」 への水温法令における対応について」(令和5年3月31日付 け第本水角0331第19号)の身出により、デジタル技術の選用 が可能である役、調加した。 令和5年3月、「デジタル機時行政調査会の「デジタル規則」			
新規	428	水道法	厚生分衡省	第20条の15第 2項	登録水質検査機関における厚 生労働大臣による立入検査	日根根制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日初一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル専門」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け原生水免0331第19号)の身出により、デジタル技術の温用 が可能である背、周知した。			
新規	429	水道法	厚生分衡省	第25条の22第 1項	指定試験機関における原生労 働大臣による立入検査	日初規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル専門」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 打策本水長0331第21号)の見出により、デジタル技術の温用 が可能である背、周知した。			
新規	430	水道生	厚生分割省	第25条の22第 2項	指定試験機関における原生労 働大臣による立入検査	口视规制	1-3	2	#	令和4年度 1月~3月	日初一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け薬生水発0331第21号)の発出により、デジタル技術の温用			
新規	431	水道法	厚生分衡省	第39条第1項	水道事業者等における原生労 衛大臣による立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	が可能である旨、周知した。 令和5年3月、「デジタル福助行政調査会の「デジタル提明」 への水温法令における対応について」(令和5年3月31日付 け業本水角0331第1月9)の身出により、デジタル技術の温用 ACTREであるようと、即601 か			
新規	432	水道法	厚生分割官	第39条第2項	専用水道における都道府県に よる立入検査	口视规则	1-3	2	*	令和4年度 1月~3月	日初一共通	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	が可能である旨、周知した。 令和5年3月、「デジタル陽斯行政調査会の「デジタル原則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 甘葉生水県0331第16号)の発出により、デジタル技術の活用			
新規	433	水道生	厚生分衡省	第39条第3項	簡易専用水道における都道府 単による立入検査	日根根料	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	が可能である谷、黒地した。 令和5年3月、「デジタル福時行政調査会の「デジタル専用」 への水道法令における対路について」(令和5年3月31日付 け原生水泉0331第16号)の見出により、デジタル技術の温用			
新規	434	水道生	厚生分衡省	第39条第4項	立入検査における証明書の提示	日根根料	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	が可能である旨、周知した。 令和5年3月、「デジタル間時行政調査会の「デジタル限則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け策な水泉0331第16号)等の発出により、デジタル技術の派			
新規	435	水道生	厚生分衡省	第40条第8項	災害その他非常の場合の水の 緊急応援に関する水道事業者 及び水道用水供給事業者にお	日初規制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	用が可能である旨、別知した。 令和5年3月、「デジタル間時行政調査会の「デジタル原則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 け第本水県0331第17号)の負出により、デジタル技術の項用			
新規	454	特定8型肝炎ウイルス想染者絵 付金等の支給に関する特別指置 法	厚生労働省	第23条第1項	ける都道府側による立入検査 服会の徴収等	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	が可能である旨、周知した。 令和5年3月30日、「特定8型肝炎ウイルス感染者給付金等の 支給に関する特別措置出立法条項、第24条及び第35条の解析 について」(令和5年3月30日歳が例の330第1号)の向出に より、報告の撤送等について、電子メールやオンライン会議シ			
新規	455	特定8型肝炎ウイルス想染者絵 付全等の支給に関する特別指置 法	厚生労働省	第23条第2項	凝食の徴収等	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	ステム等の技術を採用することも可能である旨を明示した。 令和5年3月30日、「特定B型肝炎ウイルス場場者能付金等の 支給に関する特別措置出資金業、第24条及び第55条の解析 について」(令和5年3月30日線が例の330第1号)の向出に より、身分征の標準。提所についてオンラインでも同である旨			
新規	469	母子及び父子並びに寡婦福祉法	こども家庭庁	第22条第1項	立入検査	口視規制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	を明示した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を超まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付券務連 制) の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したり オストまは 業務の物面をに着するよう場合を発わり、質問したり			
				1					<u> </u>					を使用することを計容する省を明示した。			

										7	項目のア	ナログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管電庁名	\$-II	規制等の内容模要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、実在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	470	母子及び父子並びに寡婦福祉法	こども家庭庁	第22条第2項	母子家庭日常生派支援事業を 行う者の事務所への立入検査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 納)の発生により、本規定により報告を求めたり、異問したり するときは、無務の効率化に買するようWab会議サービス等 を使用することを計響する音を研示した。			
新規	472	民間あっせん機関による養子様 組のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律	こども家庭庁	第39条第2項	民間あっせん機関の事業所等 への立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を期まえた児童機祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 絡)の発出により、本規定により規則するとまは、維務の効率 化に責するようWide会議サービス等を使用することを許容す る旨を明示した。			
新規	473	民間あっせん機関による養子線 駆のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律	こども家庭庁	#39-Щ	民間あっせん機関の事業所等 への立入検査	日初税制	1-0)	2	IK.	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	究了病み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童婦社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等所達 絡)の発出により、本規定により見問するとまは、服務の効率 化上質するようWeb会議サービス等を使用することを計容す る資を明示した。			
茶規	481	臨床検査技師等に関する法律	厚生分衡省	第20条の5第1 項	南生検査所への立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jo/stf/seisakunitsuite/buryss/bark ou_iryou/myou/shikakushinsei_00015.html) において、服食 個収 (実物機能:先立ち行われるものも含む) について、電報 的方法等による確収も可能である資金示した。			
新規	483	程序研究法	厚生分衡省	第35条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日初一共通 1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、原生労働計P (http://www.mbhu.go.jp/stf/jseisakumitsuita/bunya/kark ou_jrous/mpoul/shakaushinsuit (00015.html) において、資金 窓切 (実効検査に先立ち行われるものも含む) について、電磁 切力が歩きによる他収も可能へあきを手にた。 必能を集立日間 [『デジタム回線を集をメナテナログ機			
莊規	487	老人福祉法	厚生労働省	#18##1#	服会の徴収等	口税税制	1-①	2	7	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了海心	令部5年3月31日、「「デッタル周別を激まえたテロッ領 助の間直に販売の無数」を除また場合機定の配数にでい て」(令和5年3月31日付厚生労働省を領局総務国外関係 販電運圧の手軽売額)の単位により、販売の施定の関係者の 関地について、実施での対抗が必要を持るを除いて、機能の ホュリティの確保を前提にオンライン等が実用可能であること を終こし、			
新規	489	老人福祉法	厚生労働省	第18条第3項	凝食の徴収等	口視規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令部5年3月31日、「「デジタル原則を指まえたアナログ県 納の京席上に得る工場表」を指まえた各種規定の担係いについ 、」(令和5年3月31日付第工分割省を機関総務機関の護保険 信職要はか整理機関の発生に、対マライン会議とステム 等を周日に共同等を行る場合に、関係者からの分指の結束が あれば、振路域上に使用で手をできることを明示した。			
莊規	523	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省	第6条の13第1 項	国の服員による立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通	食み、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく 未知真義等について」(令和5年3月30日付4 林改改編641 明)の発出により、立入調査において各種技術(オンライン会 振システム等)を活用することを辞容する旨を明示した。			
新規	524	国有林野の管理経営に関する法 律	農林水產省	第6条の13第2 項	国の服員による立入検査	日祝祭制	1-0)	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	令和5年3月、「国有材料の管理経営に関する法律等に基づく 実施調査等について」(令和5年3月30日付4 林政政策641 号)の発出により、立入国策において各種技術(オンライン会 級システム等)を採用することを許容する首を明示した。 金和5条3日 「国本技術の管理技術・関すスト体管板に基づく			
新規	525	国有林野の管理経営に関する法 律施行規則	展林水產省	3819@	立会	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根-二項 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	実地調査等について」(令和5年3月30日付4林政政第641 号)の発出により、立会において各種技術(オンライン会議シ			
新規	600	緑の寡金による森林整備等の推 進に関する法律	展林水產省	第24条第1項	国又は原の職員が行う立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁男み	ステム等) を活用することを許容する旨を明示した。 令和5年3月、「森林比等に基づく実施調査等について」(令 和5年3月29日付4 林政政第641号) の発出により、立入検査 において各種技術(個人執空機、レーザ計測等)を活用するこ			
新規	602		農林水産省	M28AM141	4. 全産事業者及び配付事業者に	口视规制	1-①	2	W	令和4年度	口根一共通	会示、通知・適連等	先了済み	とを計容する資を明示した。 令和5年3月、「森林法等に基づく実地調査等について」(令 和5年3月29日付4林改政第641号)の発出により、立入検査			
					対する検査				· ·	1月~3月	1	の発出又は改正	70,700	において各種技術 (係人航空機、レーザ計測等) を活用することを計容する日を明示した。 立入検査においてデジタル技術を活用することが可能である旨 の通達を立入検査の実施ませてある地方指昇産業局等別に発			
新規	620	ゴルフ場等に係る会員契約の選 正化に関する法律	经开度单省	#17##1H	立入検査	日税税制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	告示、適知・通道等 の発出又は改正	売了済み	出。(令和5年3月、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に 関する法律の施行について(通連)」(20230314高局第2 号))			
新規	621	ゴルフ場等に係る会員契約の選 正化に関する法律	经决定单省	第17条第2項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日初一共通 1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	立入検査においてデジタル技術を混開することが可能である旨 の選連を立入検査の実施生体である地方指示産業局等発に発 出。(令和5年3月、「ゴルフ場界に係る会員契約の選正化に 関する法律の地行について(選連)」(20230314商助第2 号))			
新規	622	ゴルフ場等に係る会員契約の選 正化に関する法律	经济度集省	第17条第3項	立入検査	日视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	究了病み	立入機能症の表示についてデジタル技術を追用することが可能 である旨の適産を立入検査の実施な体である地方経済産業制 房に発出。(令和5年3月、「ゴルフ場等に係る会長契約の選 正化に関する法律の施行について(選連)」(20230314階間 第2号)) 令和5年3月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づ			
新規	674	住宅の品質確保の促進等に関す る法律	国土交通省	第42条第1項	調証型式住宅部分等製造者に 対する立入検査	口积积制	1-()	2	×	令和5年度 4月~9月	口根-共通 2	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	く報告徴収のオンライン化について」(令和5年3月27日付 国住生業698号)の発出により、オンライン会議システム等の 技術を採用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施するこ とも可能である資を明示した。			
新規	712	マンションの管理の適正化の推 進に関する法律	国土交通省	38.86 Sc	マンション管理業者に対する 立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁弄み	「マンション管理単名、住宅部治管理単名、賃貸住宅管理単名 及び将定転貨単単名等に対する立入検査について (開始) (令和5年3月31日付配不参第79号)の発出により、立入検 金化係る情報収集の連携化等が可能である資を明確化した。			
莊規	744	幹様道路の治道の整備に関する 法律施行令	国土交通省	第8条第5号本	治道地区計画の区域内におい て展出が不要な行為	口税税制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	本条項では、実地開発の実施となる木竹やは採江田ボー等でお る物産型というところ、全額5 8 3月、「立人機差形」 るデジタル技術の温用について(建加)」(全和5 年 3 月28 日付施産が終えらり「運搬車」15 9 「運搬車」16 9 「乗車 3 日 は2559 の身出した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
茶規	745	気象果療法	国土交通省	第41条第4項	立入検査	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「予福業務及び発表業務の計可等に関する事務 助設課報」(令和5年3月2日付別業第1999)、「別業の報 場合行う者の事業所令の立人発表実施整めの総定このに」 (令和5年3月31日付別業第495号)の発出により、立入検察 においてオンタイン会議システム等の技術を活用することを計 容する資金等の上			
新規	746	気象果務法	国土交通省	第41条第5項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「民間気象維務支援センター監督事務要領」 (今和5年3月27日付気指揮147号)、「指定試験機関監督等 等等実領」(令和5年3月28日付気推棄1929)、「登録検定 構成立入検査実施要領」(令和5年3月31日付展開記25号) の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の			
新規	747	気象果務法	国土交通省	第41条第6項	立入検査	口视规制	1-(1)	2	#	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	技術を採用することを背容する資金等示した。 令和5年3月、「卸定測定者に対する事務所への立入検査及び 報告請求の実施基準」(令和5年3月31日付気觀測235号)の 発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技			
新規	758	建放果法	国土交通省	第25条の21第	建設工事制争審査会による仲 数の相手力への立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一点通	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	衛を活用することを計算する資を明示した。 「課設工事能令審査会による立入検査におけるデジタル技術の 講用について」(令和5年3月28日付面不建築630号)によ り、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可			
新規	759	游鈴果法	国土交通省	第26条の21第	国土交通大臣による登録講習	DARMA	1-①	2	W	令和4年度	口根一共通	会示、通知・通道等	2734	底である旨を明確化した。 「登録講習実施機関による登録講習の適正な途行について」 (令和5年3月28日付事務連絡)により、立入検査につい			
				1項 第27条の12第	実施機関への立入検査 国土交通大臣による指定試験					1月~3月	1 日初一共通	の発出又は改正 告示、通知・通道等		て、デジタル技術を採用して行うことが可能である資金明確化 した。 「指定試験機関による技術検定に係る試験等務の適正な遂行に ついて」(今和5年3月28日付事務連絡)により、立入検査			
新規	760	路放果法	国土交通省	19	機関への立入検査	日根規制	1-①	2	*	1д~3д	1	OREXIGE	元丁済み	について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を 明確化した。 「国土交通大臣による建設業を営む者に対する報告及び検査に			
新規	761	建設原法	国土交通省	第31条第1項	国土交通大口又は都道府原知 事による建設策を含む者への 立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	おける子グタル技術の温用について」(参加589月28日付 原不確認5日分)及び「都面所得効率にる接效機を含せるほ 対する場合及び検査におけるデジタル技術の温用について」 (参加5年3月28日付照下海線52分)により、立入検査につ いて、デジタル技術を温用して行うことが可能である資金研修 をした。 個上交換ではによる接続を対象機を発生しまする場合が			
新規	762	建設原法	国土交通省	第41条の2第4 項	国土交通大臣又は都道所常知 事による課役責付製造業者へ の立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	18年末大巻には、より地区が内側車車等により、名前内が 起た対ちデジンを使用の原用でいて、(金田5年3月28 日付版下車部533号)及び「銀石戸他知事による建設材料製品 業帯に対する電点が増生に対するデジンタル機関の記していて、(金田5年3月28日代版下車線634号)により、立入地 産について、デジタル機関を高用して行うことが可能である旨 を開催とした。			
新規	763	辟穀無法	国土交通省	第42条の2第1 項	中小企業庁長官による元請負 人又は下請負人への立入検査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日祝一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	「中小企業庁長官による元請負人又は下請負人に対する報負及 び検査におけるデジタル検索の混用について」(全部5年3月 28日付間不建第635号)により、立入検査について、デジタル 検測を混用して行うことが可能である日を明確化した。 「都適所機関係による他国都適所用の区域内で特化工業等を増			
新規	764	建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律	国土交通省	第37条	都通行環知事による解体工事 単を営む者への立入検査	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	「都通用部が率による当該基連用の公成がで解除工事業を割 む者に対する報告及び検査におけるデジタル検測の返用につい で」(令和5年3月28日付照本課業55号)により、立入検査 について、デジタル検測を返用して行うことが可能である資金 明確をした。 令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報金推成のオン			
新規	765	跨築基準法	国土交通省	第12条第7項	建築主事等による建築物等へ の立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁弄み	ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付間住指導 490号、固住参議第4727号) の発生により、オンライン会議 システム等の技術を誤用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても恵し支えない旨を明示した。 令和5年3月、「練基基準関係法令等に基づく報告徴収のオン			
新規	766	跨築基準法	国土交通省	第15条の2第1 項	立入検査	日视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付限住指揮 490号、国住参建算4727号) の発血により、オンライン会議 システム等の契照を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し支えない当を明示した。 令和5年3月、「建築基本開保法令等に基づく報金推収のオン			
新規	767	建築基準法	国土交通省	第77条の13第 1項	建築基準適合利定員格長検定 機関に対する検定事務に関す る監査	口视规制	1-0	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付限住指揮 490号、国住参建算4727号) の発血により、オンライン会議 システム等の契照を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し支えない当を明示した。 令和5年3月、「建築基本開保法令等に基づく報金推収のオン			
新規	768	建築基準法	国土交通省	第77条の31第 1項	指定確認検査機関への立ち入 りによる監査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付間信指第 490号、間信参謀第4727号) の発生により、オンライン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても第上支えない旨を明示した。 令和5年3月、「練器基度解保法令等に基づく報告徴収のオン			
新規	770	建築基準出	国土交通省	第77条の35の 17第1項	指定構造計算適合性刊定機関 への立ち入りによる監査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「接導基基関係法令等に基づく器会放収のオン タイン化について (差別)」(令和5年3月17日付間接換第 400年、国在申請率年227号)の発生により、オンライン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても更し支えない当を明示した。 (地震主要を発展されている。)			
新規	771	建築基準出	国土交通省	第77条の49第 1項	国の職員による核交易交換関 の事務所への立入検査	口視規制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「建築基基関係法令等に基づく報告徴収のオン タイン化について (通知)」(令和5年3月17日付間依指第 400%、関係を建築率427号)の発生により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても思し支えない当を明示した。 今和5年3月、「建築基基関係法令等に基づく報告徴収すン			
莊規	772	建築士法	国土交通省	第10条の2第1 項	一級建築士の業務に関する監 査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	18年末週	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「建築基基類保法や等に基づく協会販収のオン タイン化について (通知)」(令和5年3月17日付間保施第 460号、間往中華原本727号)の売出により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても差し支えない旨を明示した。			

		, ,								7	項目のア	ナログ規制 点検		コーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	注令名	所管督庁名	64	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列適合性が確保できている	見直し先了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見面しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 売了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	773	建築主法	国土交通省	第10条の2第2 項	二級・木造建築士の屋務に関する監査	口视规制	1-①	2	正と6億22月 東	令和4年度 1月~3月	日相一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元子済み	令和5年3月、「建築基準開保法令等に基づく報告徴収のセン ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付限性指揮 400号、国生参議第4727号) の発生により、オンテイン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても思しまえない発を明示した。			
新規	774	跳祭士法	国土交通省	第10条の13第 1項	中央指定登録機関に対する一 級建築土登録業務に関する監 査	日視規制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオン ライン化について(通知)」(令和5年3月17日付間住海軍 490号、間信参連第4727号)の発出により、オンライン会議 システム等の技術を採用して参携所等に立る入らない検査を 行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	775	建築士法	国土交通省	第10条の34第 1項	登録講習機関に対する定期講 習事務に関する監査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了落み	令和5年3月、「建築基基類構造や等に基づく顕微性収のオン ライン化について (通知)」(令和5年3月17日行間性指導 40時、国位参議等4727号)の発生により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない検査を 打っても悪し大えない発生時末にた。 利35年3月、日本第二年3日により、日本3日によりによりまりによりによりまりまりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより			
新規	776	建築士法	国土交通省	第26条の2第1 項	建築士事務所に対する監査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	等担当本3月、「経験基本関係法で等に基づく 設計度取ります。 ラインをについて「透則」」(今85年3月3月7日初度指揮 490号、関位参算第4727号)の発出により、オンライン会議 システム等の技術を当開して事務所等に立ち入らない検査を 行っても恵し支えない当を明示した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
新規	777	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律	国土交通省	附列第3条第10 号	所定増改築に係る特定建築物 の省エネ連合に関する立入検 査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日桐一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	タイン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付頭信指揮 490号、間信参連第4727号) の発血により、オンライン会議 システム等の対策を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し支えない省を明示した。 令和5年3月、建築基準開設法等に基づく報金徴収のオン			
新規	778	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律	国土交通省	M17@	特定建築物の展出義務に関す る立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	ライン化について (通知) 」 (令和5年3月17日付間信指導 490号、関信参謀第4727号) の発生により、オンライン会議 システム等の技術を当用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪しまえない俗を明示した。 令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオン			
新規	779	建築物のエネルギー消費性能の 内上に関する法律	国土交通省	第21条	建築物の適合義務に関する立 入検査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日相一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	9イン化について (通知) 」 (令和5年3月37日付頭信指第 400号、間信券提票4727号) の発出により、オンライン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し大きない発を明元した。 令和5年3月、「「デジタル提供に照らした規制の一括見直し			
新規	780	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律	国土交通省	第30条第4項	特定建築生に対する立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了海み	プラン! 等を踏まえた独立トップランナー解説における対応に ついて」をHF上で公開し、オンティン会議システム等の技術 を採用して事務等に立ち入らない検査を行っても差し大文な い資を研示した。 令和5年3月、「「デジタル原附に照らした規制の一個見直し プラン! 等を離まえた協会トップランナー解説における対応に			
新規	781	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律	国土交通省	第33条第4項	特定確設工事業者に対する立 入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ついて」を担上で公開し、オンライン会議システム等の技術 を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても悪し支えな い覧を研えた。 命和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく服会徴収のオン ラインをについて「随助」」(参数5年3月37日付限性指揮			
新規	782	建築物のエネルギー消費性能の 内上に関する法律	国土交通省	第43条第1項	立人领金	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月 令和4年度	口根一共通 1 口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正 会示、通知・通道等	売了済み	490号、関信参議第4727号)の発出により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても第し支えない旨を明示した。 令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオン ライン化について(週知)」(令和5年3月17日付関信指揮			
新規	783	の向上に関する法律 建築物のエネルギー消費性原	国土交通省	第58条第1項 第61条第2項	検査	日根規制	1-0)	2	#	1月~3月	1 日根一共通	の発出又は改正 の発出又は改正 会示、通知・通道等	見了済み	400号、関信参継第4727号)の発出により、オンライン会議 システル等の対策を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し支えない当を勢示した。 令和5年3月、「建築基本開保止令等に基づく報会徴収のオン ライン化について(通知)」(令和5年3月17日付関信指第			
8:50	184	の向上に関する法律	国土交通省	(第58条の別み替え)	検査	日视规制	1-0)	2	#	1 Д∼3 Д	1	の発出又は改正	見了済み	200号、固住参算第4727号)の発生により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても悪し支えない治を明示した。 令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく服会徴収のオン ライン化について(週別)」(令称5年3月37日付限性指揮			
新規	785	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	附侧第3条第2 項	特定増改築に係る特定建築物 に係る立入検査	口视规制	1-0)	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	400年、図作参謀第4727号) の売生により、オッライン会議 グライルを発生を通り上で事務所を出たり入るから検査を 行っても思しまえない役を保入した。 なた、音話条単は影響を発を受けまするための課題物のエ あらず一河食性紙の味上に除するた様等の一部を必正する法律 の一部の指行に手が展記金の管理に関する法律(今日本 金第251号)の令和5年4月1日の指行により、制節された。			
新規	786	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	第6条第2項	将定建築物の適合資務に関す る立入検査	口视规则	1-0	2	×	令和4年度 1月~3月	口何一元년 1	角示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	報告等3月、「福祉業業別組合的に基づく報告報のできなからなっていまった。 サイク化とついて、他の)(会称等4月3月7日間の報報 は40号、指定の業業を入下り、の会により、マンテイン会議 は40号、指定はまなない後も研究には、マンテイン会議 付ってもありまなない後も研究により、大きない後継 付ってもありまなない後も研究によったから福業物のよ よみよーで機能がのよと対するための基準的の一部や記するよ数が 一部の場所に与り、日本のから機能がある。 68331号から参加を無効するとなった。 68331号から参加を無効するとなった。 68331号から参加を無効するとなった。 68331号から参加を無効するとなった。 68331号から参加を無効するとなった。			
新規	787	雑築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	期9条第2項	建築物に対する立入検査	口视规制	1-①	2	Ŗ	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	毎日5年3月、「港港運車等総合やに基づく福命機関のマン タイクをについて、(803)(今日5年3月7日で開始業産 409、銀信申算率(2779)の発出上り、オンタイクの議 リステム等の制度で加加して事務所等に立ち入らない境産を 行っても見に求えない場を明示した。 行っても見に求えない場を明示した。 カルド、海海県市総合の実施に対する方のの機関的によ カルド・海豚県の地域と関する方の機関的によ カルド・海豚県の地域と関する自然を の一部の銀行に伴う関係退金の整備に関する姿を(令和4年3年 の製造員中の他が5年4月1日の銀行により、開発された。			
莊坝	788	疎築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	第12条第2項	分類型一戸建て規格住宅に係る立入検査	口视规制	1-0	2	7	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	負示、適知・適適等 の発出又は改正	死了済み	令和5年3月、「「デジタル原例に関らした機制の一級見直し プラン」等を請求した性等トップランテー機関に対けられた。 プランは、一般では、オップランを機関とよりを発展しませる。 を返回して事務所等に立ち入るない検索を行っても差しまえる。 は金剛的した。 なお、自然を周辺が展示社会の支援に関するための薄極等のエ みをデー度機能のお上に関する血管等の一部を返正する場合。 の一部の前門に伴う関係性の対し関するので、他の前門は の一部の前門に伴う関係性の対し、対しまれた。 「一部の前門に伴う関係性の対し、対しまれた。」			
莊墳	789	薄薬物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	第14条第2項	請負型規格体宅に係る報告及 び立入検査	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食み、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	他15年3月、「「デジタの原則に関らした規制の一級児童レプシ」等を加えた記号トップシン一般に上れる形成と プシ」等を加まえた記号トップシン一般に上れる形成と スペミー学が必要した。スペライン機能が入るを受け を認用して等所等により入らない機能を行っている。又は は3月、12年8月年2日、大学・フェーストの企業のシェ スペー 光度性の人とに関する法律ので発出される場合と マールの側により対象点が必要地でするため、 イールの側により対象点が必要地でするとなっても出 の一場の側により対象点が必要地でするとなっても出 の一場の側により対象点が必要性である。(後日 4年3			
新規	790	雑築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行令	国土交通省	第16条第2項	基準適合哲定維築物に係る立 入物査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日和一共通 1	告示、通知・通道等 の発生又は改正	先了済み	報告を当り、「無職業業務的」を特によって報告的のです。 サイク化とついて、他の)(会称等を引力で用効能器 体的、指定の業務を打力)の他により、オンタイの他 オリストルのでは、工業務が加えなり、からい、他 ガラストルのでは、工業務が加えなり、からい、他 ガラストルのでは、工業務が加えなり、からい、他 カーストルのでは、工業務が加えなり、からい、他 カーストルのでは、日本のでは、			
新規	817	住宅の品質確保の促進等に関す る法律	国土交通省	第22条	登録住宅性底評価機関に対す る立入検査	口税税制	1-0)	2	*	令和5年度 4月~9月	日桐一共通 2	告示、通知・通通等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、信宅の成員確認の容差等に関する法律及び時 実性や部度が経済との履行の確保等に関する法律に基づく報告 指収のオンライン化について「(4015年3月27日付間住生 第576年、間在参拝第188号)の発出により、オンライン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収 未実務することも可能できる後を研示した。			
新規	818	住宅の品質確保の促進等に関す る法律	国土交通省	第25条第2項で原用する第22条	登録講習機関に対する立入検 査	口税税制	1-(1)	2	*	令和5年度 4月~9月	口根一共通 2	含示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び等 定住宅販金額投資性の履行の確保等に関する法律に基づく 報告 徴収のオンライン化について」 (令和5年3月27日行間住生 第676号、関住参知第128号) の発出により、オンライン会議 システム等の技術を派用して事務所等に立ち入らない報告徴収			
新規	819	住宅の品質研究の促進等に関する法律	国土交通省	第44条第3項 で原用する第 22条	登録住宅型式性差認定等機関 に対する立入検査	口视规则	1-()	2	*	令和5年度 4月~9月	日桐一共通 2	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	各実施することも可能である記録を研究した。 台和5年3月、「住宅の高質種原の促進等に関する治療及び等 は生態最終的責任必要行の確保等に関する治療に基づく報告 物成のセンタイク化について」(参和5年3月27日付開住を 成が56年、開始等3月27日付開生と システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない報告機の			
新規	820	住宅の品質確保の促進等に関す る法律	国土交通省	第61条第3項で運用する第22条	登録試験機関に対する立入検 査	口税税制	1-①	2	*	令和5年度 4月~9月	口根一共通 2	会示、通知・通道等 の発出又は改正	死了海心	を実施することも可能である前を研示した。 他私与年3月、日本の出版等解の必要を注意する出世証が助 定位で即原除保責任の銀行の確保等に満する出版に基づく着会 徴収のマンラインにしていて」(他和5年3月27日付別住主 別の76年、前後申録126号)の発出により、オンラインの議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入るない報告徴む 来源することも同じてある各を得った。			
新規	821	住宅の品質確保の促進等に関す る法律	国土交通省	第82条第3項で原用する第22条	報告及び立入検査	口视规制	1-(1)	2	*	令和5年度 4月~9月	口根一共通 2	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定性を実施を発展していません。 定性を認定的保責任の銀行の確保等に関する法律に基づく報告 報収のオンテイン化について」(令和5×3月27日付額住土 第676号、国性参加第138号)の発出により、オンテイン会議 システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収			
新規	835	水害予防稻合法	国土交通省	第24条第1項	实地検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	を実施することも可能である資を明示した。 令和5年3月30日付け等新連絡「水害予助船合法に規定する 検査等の方法について (通知)」の発出により、実地監査の代 貸としてオンライン会議システム等の技術を採用したオンライ ン方式による監査を非常する資を研究した。			
莊坝	841	模立式宅地維物販売単法	国土交通省	第51条	模立式宅地跡物販売業者に対 する立入検査	口视规制	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	ン方による態度を打容する数を切った。 砂部3年3月、「地域物物の計算を次位立式や地域物販売 素に対する2人検査について(現地)」「砂町3年3月28日 切割を開業35分の会社により、電子3月28日 地速物販売業化対する立入検査に関しては、立入検査に付起 して3年にフェイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
新規	870	大都市地域における住宅及び住 宅地の供給の促進に関する特別 措置法	国土交通省	M63&M14	測量及び調査のための土地の 立入り	口视规制	1-①	2	=	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、「立入検査等におけるデジタル技術の法用について (括切) 」 (令和5年3月28日付銀配計業195円(施制)			
新規	871	宅地建物取引果法	国土交通省	第16条の13	指定試験機関に対する立入検 査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日柳一共通	含水、通知・通道等 の発出又は改正	死了海心	令和5年3月、「宅地接物助引搬上に基づく立入検査について (周知)」(令和5年3月22日付加不動車15号)の免出によ り、高定試験機能に対し、宅地等の制能に基づく立入検査 に関しては、立入検査に関した行為について、情報収集の通 観化等を図るため、電子が一ルやWeb会議システム等のデジ タル検測を活用することがある後を通した。			
莊坝	872	宅地建物取引量法	国土交通省	第17条の17	登録誘習機関に対する立入検 査	口视规制	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	浮水物域を加出することがある当を通知した。 の報名等4月、日本経済物が開始である。 (現如) 「 (令和5年3月2日付限不越第1569) の発生によ の、更終議務機関は1人、電池機等が開金に基づく立入検索 に関しては、立入検査に何銘に行為について、情報収集の過 機必等を図るため、差子メールの特別を終ります。 カル物理を返出することがある旨を連加した。			

				ı					明直し要素	7	項目のア	ナログ規制 点検:	対象条項のフォロ _{見面しの状況}	ーアップ一覧表		1	
分類(生)	No.	法令名	所管信庁名	条項	規制等の内容頻要	規制等の 類型	R/dz Phase	見直後 Phase	児童し「売」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 児童しを要さずともデジタル 専門適合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要	発展しい代表 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見面しの内容	見直しま了の理由	新たな見直し 元了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	873 874		国土交通省	第50条の12 第63条の2	指定流通機構に対する立入検査 指定流通機構に対する立入検 指定保証機関に対する立入検 者	口視規制	1-0)	2	要	令和4年度 1月~3月 令和4年度 1月~3月	口根一次通	会示、通知・通道等 の発出又は改正 合示、通知・通道等 の発出又は改正	児子済み 児子済み	・ 465年3月、「包装期間的相談に超ぐ点入機関について (別別)(1665年3月2日間代学報報目の・の発記と ・1、超工業機能に対し、電地機能的指載に基づく立人機能 配送年度以下した。入場を対し出して持ちいでは、機能運動の 配送年度以下した。大学メールでの地の指述・アメニボッドで (回答)(1665年3月2日では、日本語でデリー (回答)(1665年3月2日で本語は1569年3日に対して ・1、変更回編期には、一定機能的対象と対して、上機能で に関して、山大機能で付款した行為について、機能可能の に関しては、二大機能で付款した行為について、機能可能の の形では、二大機能で付款した行為について、機能可能の の形では、二大機能で付款した行為について、機能可能の の影響を提出され、音楽を			
新規	875	石地維物取引維佐	国土交通省	第72条	宅地理物取引業者に対する立 入物査	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	タル技術を共同することがある後を通的した。 物形を3年3月、「空間機能的目標を1分を入機を亡ついて (別切)」「空影響物が制備表皮が基立式や影響物質素素と 打する立入機能ごついて (周切)」(金和5年3月28日付属 不ဆ期3559)の発生こり、地方推動物及び都道路は一位。 し、空影響地位計算者に対する立人機能に関しては、立入機能 に対していて、情報などの必然を考めるため、等 デメールや物品が提入するドラウジル技術の混用が可能 であると考えられるを連加した。			
新規	878	駐車場出	国土交通省	#18##1#	立入検査等	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「立入検査等におけるデジタル検索の項目について (活別) 」(命和5年3月22日付施部159号(原総制) 3136号(原総制等4号・原性を対して (活別) の会社により、の会社により、大検査・立入服務等とおいて高橋度カメラウドローン、オンライン会議システム等のデジタル検索を返用して実施することも可能である背を測別した。			
新規	879	駐車場出	国土交通省	第18条第2項	立入検査等	口视规则	1-3)	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「立入後季年におけるデジタル技術の活用につ でて(通加)」(令和5年3月28日付頭都計画196号/開都制 第136号/開都削減3号/開位調道245号)の発出により、デジ タル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンラ イン会議システムの震闘組した。関係者に対して職員証を提示 するなどの対処を求める資を開加した。			
新規	880	賃貸住宅の管理単務等の適正化 に関する法律	国土交通省	第26条第1項	賃貸住宅管理業者に対する立 入検査	日初規制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	「マンション管理原名、住宅店泊管理原名、賃貸住宅管理原名 及び写面監算原務者等に対する立大検査について(例如)」 (令和5年3月31日付頭不参第79号)の発出により、立入検 金に係る情報収集の連携化等が可能である資を明確化した。			
新規	881	賃貸住宅の管理業務等の適正化 に関する法律	国土交通省	第36条第1項	特定転貨事業者等に対する立 入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	「マンション管理単名、住宅店出管理単名、賃貸住宅管理単名 及び将定転貨単単名等でする立大検査について(開知)」 (今和5年3月3日付割で参加すり、の条法により、立入検 金に係る情報収集の過度化等が可能である旨を明確化した。 令和5年3月3日付け事務単級 (申請など)			
新規	882	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第89条第1項	立入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日祝一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	等定開発行為又は特定課期行為等に関する立入検査について」 の発出とより、定該支票等的警点区域から特定開発行為又は 実施等行為等で割する立人検査について、オンライン会議シス テム等の技術によるオンライン方式を活用することができる旨 を明示した。 令組5年3月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用につ			
新規	887	都市開発資金の貸付けに関する 法律物行令	国土交通省	第30条第5号	立入検査	口视规则	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	いて(通知)」(令和5年3月28日付国都計第195号/国都制 第136号/国都削減34号/国住削第245号)の発出により、立入 接査・工入期直等において高階度カメラやドローン、オンライ シ会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可 形である首を抑制した。			
新規	888	都市計画法	国土交通省	第25条第1項	調査のための立入り	口視規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正		※655年3月、「江入検査管に対けるデジタル技術の温度について (通知)」(605年3月25日20日間記録記録359円(305円間間第34号の間位則第25号)の発出により、立入検査・立入間径等において高橋度カメラッドローン、ボンラく公金約シアムト等のデジタル技術を集団して実施することも可能であるおき期間した。			
新規	889	都市計画出	国土交通省	第82条第1項	立入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	1 日初一共通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	〒802年3月、「北人代理寺」というアンタル代明の油によって、 東315号「鹿田県本台・男店201年3日)の発生により、立人 接金・立人服器寺において高橋貴ノタッドローン、エクト 会金・立人服舎といいて高橋貴ノタッドローン、エクト 会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可 電である日本別にした。 金の名を43年3月、「北人技術学におけるデジタル技術の活用につ			
新規	890	都市計画出	国土交通省	第82条第2項	立入検査	口視規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	1982年3月、「北人代理中においるアンタル内別の30年12 第315号の運搬開業34号の保証第35号の発生により、デジ タル発酵を周囲に方法により立入検査を行う即には、デジ タル発酵を周囲に方法により立入検査を行う即には、デジ イン会議システムの期間結しに、関係者に対して難員証を提示 するなどの対応を求める後を見知した。 885年3月、「記入検査をおけるデジタル検索の選集につ			
新規	891	都市再開発法	国土交通省	第60条第1項	測量及び調査のための土地の 立入り	口視規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日禄一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	いて (通知) 」 (令和5年3月28日付国都計第196号/国都制 第136号/国都削第94号/国住削第245号) の発出により、立入 接査・立入調査等において高額度カメラやドローン、オンライ シ会議システム等のデジタル技術を温用して実施することも可 形である存を測知した。			
新規	900	土地区画整理法	国土交通省	第72条第1項	測量及び調査のための土地の 立入り等	口視規制	1-①	2	=	令和4年度 1月~3月	日祝一共逝	会示、通知・通道等 の発出又は改正	m-7-7-1	令部5年3月、「弘太被曹化士対・るデジタルを傾の返席につ いて「選知」」(令和5年3月28日付施部計第196号/原都利 第136号/原都同様3年/原徒到第245号)の会出により、立入 接き、立入選番等において高級度カメラッドローン、オンライ シ金融シテム上等のデジタル技術を温用して実施することも可 新である首を影的した。			
新規	901	土地区画整理法	国土交通省	第117条の14 第1項	立入検査	日初税制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、担当者に対してメールにより、立入検査におい て高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジ タル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	902	土地区画整理法	国土交通省	第117条の14 第2項	立入検査	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通	合示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、知当者に対してメールにより、立入教査において高橋使力メラウドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である資を開始した。 令和5年3月、「信宅の品質確保の促進等に関する法律及び特			
新規	916	特定体宅取扱担保責任の履行の 確保等に関する法律	国土交通省	第28条	住宅取底担保責任保険法人に 対する立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正		定住宅部庭野深貫性の原行の確保等に関する法律に基づく報告 施収のセンライン化についた! (参加5年3月27日付留住本 施工67号、間径や無調138号)の参加により、オンライン会議 システム等の技術を採用して事務所等に立ち入らない報告徴収 を実践することも可能である資金研示した。			
新規	939	ボリ塩化ピフェニル便乗物の週 正な処理の推進に関する特別接 算法	環境省	第25条第1項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	日祝一雅明 報1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	充了落み	発展物の適正な処理の推進に関する特別装置法の適用に係る解 駅の明確化等について (機助) 」 (参和5年3月31日付課職 無限型203313年) の発出により、立人検索においてオンラ イン会議システム等の技術を活用することを許容する資を明示 した。 ・ 一名和5年3月、「デジタル展別を撤まえたぞり場化ビフェニル			
新規	940	ボリ塩化ビフェニル疾棄物の週 正な処理の推進に関する特別接 置法	環境省	第25条第2項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	日祝一雅明 報1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	充了落み	展集物の適正な処理の推進に関する特別維重法の適用に係る制			
新規	955	産業務棄物の処理に係る特定施 致の整備の促進に関する法律	理場合	第22条第1項	報告及び検査	口視規制	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	日报一期明 報1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁弄み	弾に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について (通 加) 」(令和5年3月31日付け環境通常配2033125年、期間 経発記20331159) の発出により、機能及び破壊においてオ シライン会議システム等の技術を活用することを背容する旨を 明示した。 令和5年3月、「デジタル原則を指える大振棄物の処理及び消 令和5年3月、「デジタル原則を指える大振棄物の処理及び消			
新規	956	産業務棄物の処理に係る特定施 致の整備の促進に関する法律	環境省	第22条第2項	報告及び検査	口视规则	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	日报一期明 留1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	弾に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通 加)」(今的5年3月31日付け環境高級第2233125年、開発 金級第223331310年)の 受無止により、資券及び修査においてオ ンライン会議システム等の技術を採用することを背容する貨を 新二した。 令部5年3月、「デジタル原則を禁まえた廃棄物の処理及び消			
新規	982	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第13条の9第1 項	服告及び立入検査	口视规制	1-①	2	#	令和6年度 4月~6月	日初一年明 年1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	市和3十3月、「アジタル原則を確定人に依頼のの地域人の ・ 地震でする地震を通用に係る経済の単位をデニかって「通 加り」(中的5年3月31日代リ市福祉機能20203125年、開始 ・ 規模第2203313109、中央出土とり、自由支入が特定上がです シライン会議システム等の技術を採用することを背容する旨を 研示した。 ・ 他55年3月、「デジタル原則を算まえた機業物の技術及び消 ・ 他55年3月、「デジタル原則を算まえた機業物の技術及び消			
新規	983	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第13条の9第2 項	服告及び立入検査	口视规制	1-①	2	#	令和6年度 4月~6月	日初一年明 年1	含示、通知・通道等 の発出又は改正		弾に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通 加)」(参加5年3月31日付け環境過剰第2933125号、環境 規発第23033110号)の判出により、報告及び検査においてオ ンライン会議システム等の技術を活用することを計容する旨を 明示した。			
茶規	986	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第15条の13第 1項	報告及び検査	口視規制	1-①	2	×	令和6年度 4月~6月	日報一環境 省1	食み、通知・通道等 の発出又は改正		令和5年3月、「デジタル原則を設定えた極楽的の対理及び調 等に関する途標等の適用に係る解釈の場面化等について(通 が)」(令和5年3月31日付け環座過失第233312号、環境 規模第2333110号)の発出により、報告及び検査においてす ンライン会談システム等の技術を採用することを背容する後を 明示した。			
新規	987	廃棄物の処理及び通择に関する 法律	環境省	第15条の13第 2項	報告及び検査	口视规则	1-①	2	×	令和6年度 4月~6月	日根一環境 省1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令部5年3月、「デジタル原列を禁まえた機能の均利施払び場 等に関する途標等の適用に係る経験の明確化等について(通 30)(今前5年3月31日付け環境関係を20331259、環境 規模施2033110号)の発出により、報告及び検査においてす シライン会談システム等の技術を採用することを背容する貨 明示した。			
新規	988	廃棄物の処理及び清拝に関する 法律	環境省	第19条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	日和一期明 報1	表示、通知・通道等 の発出又は改正		令部5年3月、「デンタル原則を禁まえた極楽的の処理別が明 等に関する途標等の適用に係る解釈の明確化等について(通 30)(今和5年3月31日付け環境過失限233311分の、原稿 規模第2333110号)の発出により、立入検索においてオンタ イン分議システム等の技術を採用することを背容する資を明示 した。			
新規	989	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第19条第2項	立入検査	口視規制	1-①	2	莱	令和6年度 4月~6月	口税一項項 省1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「デジタル原則を設定人た極楽的の処理及び場 単に関する途障等の適用に係る解釈の場面化等について(通 30)」(今和5年3月31日付け環境活発第230331259、環境 規模第23033110号)の提出により、立入検査においてオンラ イントリールのでは、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の			
新規	990	原棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第19条第3項	立入検査	口視規制	1-①	2	#	令和6年度 4月~6月	日根一環境 省1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「デジタル原則を設定えた極東的の規則及び調 特に関する途障等の適用に係る解釈の明確化等について(通 が)」(今和5年3月31日付け環境協身第23031259、環境 規算第2303110号)の提出により、立入検査においてオンラ イン金銭システム等の技術を採用することを許容する資を明示 した。			
新規	1009	新級技術化法	內閣官房 金剛子 総務省	第118条第1美	郵便貯金銀行(銀行代理業者 を含化)に対する立入検査	口视规制	1-①	2	Ŗ	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、週知・週週等 の発血又は改正	党了済み	報告を主力、表現が他们(別行の基本を引)に対す の製造にした。等して物理機能を開発を引き、という を制度した。等して対象性を指することを対象する。 を制度した。 をした			

		1							見直し要否	7	項目のア	トログ規制 点検	対象条項のフォロ 型面しの状況	ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見面像 Phase	見渡し「奈」かつ、現在 Phaseが2女は3の条項は、 見渡しを要さずともデジタル 原放しを要さずともデジタル 原的適合性が確保できている ことを確認者	見直し完了	工程表	見直しの概要	発展している。 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の現由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し見了時期の理由
新規	1010	新高度實化法	內閣官房 全限庁 総務省	第118条第2美	制便貯金銀行の子法人等・維 新委託先に対する立入検査	口视规制	1-@	2	7	令和4年度 1月~3月	日禄一共通 1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	完了済み	報告を当り、概要が他们である。本書を成立している。 人間を注して、一番を取る機能を使用である。 ・ 機能には、一番を取る機能を使用である。 ・ 機能には、た。 またがある場合である。 ・ 機能には、た。 またがある場合である。 ・ はませました。 ・ はませませました。 ・ はませました。 ・ はませました。 ・ はませました。 ・ はませました。 ・ はませませました。 ・ はませませました。 ・ はませませました。 ・ はませませました。 ・ はませませませました。 ・ はませませませままままままままままままままままままままままままままままままま			
新規	1011	新游戏青化法	內閣官房 金剛所 報務省	第118条第3項	郵便貯金銀行、郵便貯金銀行 の子法人等・業務委託やに対 する立人検査の際に携帯する 身分を示す証明書	口视规制	1-@	ż	я	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通過等 の発生又は改正	完了済み	報告をより、最初が出出り、最初的を目からから、ま の記念が打ちらり、場合に関する日本では、ま があるが大きない。 では、電子等級が開発を受けると、またされている。 では、電子等級が開発を受けると、またされている。 に、電子等級があると、またされている。 により、最初すると、またされている。 により、最初すると、またされている。 により、最初すると、またされている。 により、最初すると、またされている。 により、最初すると、またされている。 一般が、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には			
新規	1012	京 解滴跃落化法	內閣官房全銀行総務省	第146条第1項	郵便保険会社に対する立入検 食	口视规制	1-@	ž	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通	食示、通知・通速等 の発出又は改正	売了済み	・ 他名名 3.月、新聞保証会社に対する立分機能において、管子 ・ 無知の情報は受けて力のませっかった機能にの対象を対象 ・ 無知が当めるを与えているのでは、のが一点でした。 によりる金田が「当めるを与えば」のが一点でした。 によりる金田が「当のなり」のが一点でした。 によりる金田が「当のなり」のが一点でした。 「他のは、「日本」の「一点でした」の「一点でした」の 「他のは、「日本」の「一点でした」の「一点でした」の 「他のは、「日本」の「一点でした」の「一点でした」の 「他のは、「日本」の「一点でした」の「一点でした」の 「他のは、「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の 「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の「日本」の			
新規	1013	· 解疏跃黄化法	內閣官房全限庁即務省	第146条第2美	郵便保険会社の子生人等・報 務委託先に対する立入検査	口视规制	1-①	2	я	令和4年度 1月~3月	日初一共通	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	本会をも力、表現的からできたよう。最初的なよりでは 本規能に対して、電子の対象を指すってものできた。 を規能に対して、電子の対象を指すっても、できている。 を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を を対象を対象を対象を対象を対象を を対象を対象を対象を対象を対象を になって、またが、できないである。 になって、またが、できないできないである。 になって、またが、できないできないできないである。 になって、またが、できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない			
新規	1014	可说双责化 法	內爾官房 全期行 彩质省	第146条第3項	郵便収換会社、郵便収換会社 の子法人等・業務委託先に対 する立人検査の際に携帯する 身分を示す証明書	口袋規制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日桐一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	・ 他的なもう月、単位保険会社、郵便の開発性の下水と、一般 ・ 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 ・ では、一般では、実際をは、一般では、一般では、 ・ では、一般では、一般では、 ・ では、一般では、 ・ では、 ・ で			
新規	1015	独立行政法人郵便貯金開昇生命 6 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構法	内閣官房 総務省	第31条第1項	独立行政法人都便貯金製易生 命保険管理・郵便局ネット ワーク支援機構に対する立入 検査	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	の改正 (今和5年3月6日付銀榜検票6号) により明示した。 ・			
新規	1016	独立行政土人郵便貯金税易生命 5 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構法	内間官房 総務省	第31条第2項	独立行政法人都使貯金開幕生 命保険管理・郵便局ネット ワーク支援機構に対する立入 検査の際に携帯する身分を示 す証明書	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	7823年3月、独立行政の大阪収定金額の出版機能率、 起来・サドラウを提携側に対する立入検査の際に提売する身分 を示す証明書について、電子情報投援総議を使用する方法その 物の情報過機の契約を利用する方法により提示することを許等 する資金 (日本郵政教式会社等に対する検査に関する基本版 封」の改正 (令和5年3月6日付助領検案6号)により明示し			
新規	1017	7 日本郵政株式会社法	内間官房 形務省	第14条第1項	日本朝政株式会社に対する立 入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	5.2. 企和5年3月、日本郵政株式会社に対する立入検査において、電子情報処理総額を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを計会する背を「日本郵政株式会社「中に対する機能」の改正(令和5年3月6日付経過検案6号)により明示した。			
新規	1018	3 日本郵政株式会社法	内閣官居 総務省	第14条第2項	日本朝政株式会社に対する立 入検査の際に携帯する身分を 示す証明書	口视规制	1-①	2	ж	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、日本朝政株式会社に対する立入検査の際に提示 する分分を示す証明書について、電子情報技術組織を使用する 方法でゆめの情報を保存機等を利用する方法により提示することを持つする背体「日本朝政株式会社等に対する検索に関する 基本指針」の改正(令和5年3月6日村総積検第6号)により 場示した。			
新規	1015	日本郵便株式会社法	内間官房 総務省	第16条第1項	日本郵便株式会社に対する立 入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	令和5年3月、日本朝便株式会社に対する立入検査において、 電子情報投票総議を使用する方法をの他の情報提供の技術を利 用する方法を活用することを計容する背を「日本朝政株式会社 等に対する検査に関する基本指針」の改正(令和5年3月6日 付総情候第6号)により明示した。			
新規	1020	日本郵便株式会社法	内閣官房 総務省	第16条第2項	日本郵便株式会社に対する立 入検査の際に携帯する身分を 示す証明書	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令部3年3月、日本郵便放出会社に対する立入機査の際に提示 する命分を示す延申第について、電子構築地原施集を関末する が成立の物の機構機の対策を利用する方法により提示さ が立てか物の機構機の対策を利用する方法により提示さ とを指容する資金 [日本郵政機出会社等に対する機査に関する 基本施封・の改正 (令和5年3月6日付総機模集6号)により 網系にた。			
新規	1041	民間公益消動を促進するための 1 休取現金等に係る資金の済用に 関する法律	內閣府全銀庁	第44条第1項	立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月17日、金銀庁ホームページ上で、法令に基づき 金銀庁及び金銀庁長官の責任を受けて対限的(福岡時務支局及 が内観等合業務を含む)が実施する立入検査において、デ ジタルを誘の温面が可能なおを開催した。 金和5年4月17日、指定温田団体に対して、事務連絡により 法令に基づく期間が実施する立入検査において、デジタル会			
新規	1042	民間公益消動を促進するための 2 休眠預金等に係る資金の活用に 関する法律	内閣府 金融庁	第44条第2項	立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	間の活用が可能な旨を明確化した。 令和5年3月17日、金銀庁ホームページ上で、法令に基づき 金銀庁及び金銀庁長官の責任を受けて財務局(福岡財務支援及 び沖縄総合審務局を含む。)が実施する立人検査において、デ ジをも独示に関係が定断を記した。			
新規	1043	民間公益消勤を促進するための 3 休取預金等に係る資金の活用に 関する法律	內関府 金融庁	第44条第7項	立入検査	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ジタル技能の温雨が可能な資金明確化した。 令和5年3月31日、預金保険機構ホームページ上で、預金保 競法等の止めに基づいて行う立入検査において、デジタル技能 の温雨が可能な資金明確化した。 令和5年3月17日、旭庁ホームページ上で、迚金に基づ多金			
莊規	1060	9 電子記録供権法	金融庁 注務省	第73条第1項	内閣総理大国の求めによる、 監督当局職員による電子情報 記録機関等に対する立入検査 等	口视规制	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	※15年3月17日、川庁ホールベージ上で、流やに基づす金 販売びる施門子室の仕を受けて対解し、個国制度支援の が無難合金券販売を出し、)が実施する立人検査において、デジ 今後間の立施が可能なき年明確とした。 機能ページ(用し、は tubus//www.sla.ap.a/pokty/sharmen- cult-tuleme_minusuh/minus.html 公表文 (上をURL で展刊力に)、個に再報): はtapus//www.sla.ap.i/pokty/sharmen-oute- tuleme_minusuh/judus.html			
新規	1063	8 字記錄貨權法	金融行法務省	第73条第2項	立入検査時における身分屋の提示	口视规则	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	口称一共通	食み、適知・適達等 の発出又は改正	見了済み	・ 他的5年3月17日、南庁ホームページ上で、流命に基づき金 地方及び施計会官の受性を受けてが移動(福田特殊を加及い 可能能的各種的を見たり、が実際する五人後者において、デジ タル他的の高限の可能な2年間後とした。 発展ページUR: Visicy / owws Jasa Que / policy / shormen- cult-tuleme_minusub/index.blml と対象で、上述URL の「展際的対抗」 (URB) : 145px / / www. fasa Que / policy / shormen-outn- tureme_minusub/index.blml			
新規	1079	不動煙特定共同事業法	金融庁 国土交通省	第40条第1項	立入検査	口视规制	1-10	2	W	令和4年度 1月~3月	日相一共通	食示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	Weeds、Ambiending 200 ありまうま。他国際国際「不能信号文庫下の一部できまった」 の人様をファインで「人の間接と交換下の一部できまった」 ある 3月3日1日信報報報の時、第一年間を発生の分割、回口店 ある 3月3日1日信報報報の時、第一年間を認めまり、回口店 ある 3月3日1日信報報報の時、第一年間を認めまり、回口店 ある 3月3日日信報報報の時、第一年間を認めました。 ある 3月3日日信報報報の時、日本日本の日本の事業を受け、 のの見見能力となり、発生では、日本日本の男性の事業を メールの他の最早能力をとなり表達では、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本			
新規	1077	7 不動產转定共同事業法	全棚厅 国土交通省	源58条第9項	立入検査	日视规制	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	口根-二进 1	負示、通知・通道等 の発出又は改正	死了済み	・ 他名を与 3月、 超温符段 「不起直背空ス川等条件に対する 立 外線とハット」 人の指示交換を一、金銀行業円等等を では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一			
新規	1075	9 消費者契約法	消費者庁 法務省	第32条第1項	服会及び立入検査	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	合示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、内部規程の無定(令和5年3月31日付)により、実際のない報酬でデジタル技術を実際して立入検査等を行うことも可能である自を明確化した。また、デジタル技術を採用した立入技術音を行うことができる場合には、単単に、標子がはしてその旨を案内することを明記した。			
新規	1080	3 消費者契約法	消費者庁 法務省	第32条第2項	報告及び立入検査	口视规则	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	令和5年3月、内部規程の策定(令和5年3月31日付)により、デジタル技術を採用して立入教査を行う場合にはウェブ期間への表示等の方法により、職員による身分証明書の提示を行うこともできる旨を明確化した。			

										7	項目のア	トログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管官庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 関型	R& Phase	見面像 Phase	見直し要否 見直し「治」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列適合性が確保できている ことを確認者	見直し充了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見面Lの内容	見直し北丁の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し兜了時期の現由
新規	1083	1 食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第1項	立入榜查等	日初税制	1-0)	2	莱	令和4年度 1月~3月	口根一共通	負示、適知・適達等 の発出又は改正	見了済み	「意識原出に対けるデジタの機関の意思について」(物数) は対し対けが高速的の「発生し、高速によった。 が認識能などの経験の認識や他立ん。毎年から、日本のでは、日本のでは、 が認識能などの経験の認識や他立ん。毎年からは、日本のでは、日本のでは、 は、関係機能に関することを報じた。 ・ 関係機能に関することを報じた。 を得りる手で高くのが設施性を検討したが、展析的には条件 デイ酸に適かを発せした。なか、食品所とは認識を関いていている。 第二項に対いて特別大変の表面を選出した。 第二項に対いて特別大変の機能では、日本のでは、 第二項に対いて特別大変の機能では、。 立人を選手をしている。 第二項に対いて特別大変の機能でよる。立人検索等をそれぞれ を見している。			
新規	1082	2 食品表示法	消费者厅 財務省 農林水産省	第8条第2項	立入検査等	口视规制	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」(令和5年3月29日付4所定業7509号)の発出によい、力、放放費等において電子メール等を活用できることを明示し、充力療政研修に対してデジタル技術の活用による効果的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1083	3 食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第3項	立入検査等	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	口根-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	「食品表示法におけるデジタル技術の活用について」 (令和5 年4月7日付) を発出し、本条項に基づかず、相手方の任意の 協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求 めること等を可能にするなど、デジタル技術を活用して行うこ とができることを明確化した。			
新規	1084	4 食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第4項	立入検査等	日视规制	1-①	2	ş	令和4年度 1月~3月	口根一共通 1	食み、適知・適適等 の発出又は改正	死了済み	・ 福田等 3月、「富人務整性に対するデジタ・時間の高限でつ 「他等を与り取付する原質が必りの動性と リ、立入機器性はいて電子メールを名間ですることを利助 ・ 地方機能性はいて電子メールを名間ですることを利助 ・ 地方機能性はいて電子メールを活用ですることを制助 ・ 地方機能性は、ビデジタを対象の高限について」 (他記5年3月31日付加食機能の30円の一、1、本条単にあ ・ では、原本単一、1、日本・1、日本・1、日本・1、日本・1、日本・1、日本・1、日本・1、日本			
新規	1085	5 食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第9条第1項	センターによる立入検査	口根規制	1-(1)	2	W	令和4年度 1月~3月	日桐一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「立入検査等におけるデジタル検例の活用について」(令和5年3月2日付4所変第7500号)の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方表改局やに対してデジタル技術の活用による効果的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1086	6 食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第9条第5項	センターによる立入検査	口根規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日和一共通	食み、通知・通過等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」(令和5年3月29日付4消突電7500号)の角出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示した状態最終に対してデジタル技術の混用による効果的・効率的なよ検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1091	1 食品開生法	消費者庁 厚生労働省	第28条第1項	臨榜	口视规制	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見温 しに係る工程表について」(今和5年3月27日付票生食企発 0327第1号、産生食製的227第2号)の発血により、デジタ み技術の活用が可能である資、限知した。			
新規	1105	5 家庭用品品質表示法	消費者庁 経済産業者	第19条第1項	報告及び立入検査	口視規制	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	日桐一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	・ 個別多年3月、前面開発の温定(・ 何別5年3月15日付け)に ・ 日本発音や8年7の任务の協力を持て行う課金(を基準 に基づかないもの)では、様子方から提出される研究資料の メールによるデータの提出を与制化するなど、デジタル技術 を調加して行うとなかすることを解析した。また、任金の 協力を行うが開発においては、デジタル技術も周期できる数 を称う力に必ず案件するよう時記し、実際の調査を行う際にな 手が上その資素中することとした。			
新規	1112	2 高齢者、障害者等の移動等の円 潜化の促進に関する法律	彩務省 文部科学省 国土交通省	第53条第1項	製会及び立入検査	口视规制	1-3	2	IK.	令和4年度 1月~3月	日初一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用につ いて (超加)」(令和5年4月28日付回駅で第35号)の発出 により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を 活用することを崇寄する貸を明示した。			
新規	1113	高齢者、障害者等の移動等の円 潜化の促進に関する法律	総務省 文部科学省 国土交通省	第53条第2項	報告及び立入検査	日根根料	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年5月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用につ いて (部加) 」 (令和5年5月10日付回駅・電37号、国際明 第22号) の発血により、立入検査においてエンライン会議シ ステム等の技術を活用することを計容する資を明示した。			
新規	1114	4 高齢者、陽害者等の移動等の円 潜化の管理に関する法律	総務省 文部科学省 国土交通省	第53条第3項	報告及び立入検査	口视规制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日根一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオン ライン化について (機切) 」(令和5年3月17日付間依指揮 490号、間体参謀第4727号)の発出により、オンライン会議 システム等の技術を当用して事務所等に立ち入らない検査を 行っても単しまえない名を明示した。			
新規	1125	5 独立行政法人国際協力機構法	外務省 財務省	第38条第1項	報告及び検査	口视规制	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月	日根-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	対っても加工文文ない場合的がした。 令和5年3月、等務連絡の発出により、立入検査においてオン ライン会験システム等の技術を混開することを計容する資金明 示した。 令和5年3月、等務連絡の発出により、立入検査においてオン			
新規	1126	6 独立行政法人国際協力機構法	外務省 財務省	第38条第2項	製金及び検査	日根規制	1-3	2	*	令和4年度 1月~3月	日相一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	ライン会議システム等の技術を活用することを計容する旨を明 示した。 「マンション管理暴者、住宅店泊管理業者、賃貸住宅管理業者			
新規	1161	1 住宅室泊事業法	原生労働省 国土交通省	第45条第1項	報告徴収及び立入検査	日根規制	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	日禄一共通 1	青示、通知・通道等 の発出又は改正	元了済み	及び特定転貨事業者等に対する立人検査について (周知) 」 (令和5年3月31日付間不参第79号) の発出により、立入検 査に係る情報収集の適関化等が可能である背を明確化した。 令和5年3月、「他の管理者の管理する高呼及全絶股への立入			
新規	1186	9 海岸法	農林水産省 国土交通省	第20条第1項	他の管理者の管理する両岸保 全施設への立ち入り	口视规则	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	口根一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	検査について (基施) 」 (今初5年3月30日付事務連絡) の 発出により、 位立入機能においてオンライン会議システム等の技術を選用す ることを持つ さっとうべか方式による立入検査を行う場合の立入身分配の提 示は国国域化に技術 することとした。 物別を当まり、(他の監算者の監察する温度保全検診への立入			
凝規	1190	0 海岸法	農林水産省 国土交通省	第20条第2項	他の管理者の管理する海岸保 全施設への立ち入り	口视规制	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	日根一共通	食み、適知・適適等 の発出又は改正	先了済み	市台エネッス、「即の住職者の投資する資本が認定への加入 検査について「他等」」(参和5年3月30日付養原連局 身出により、 企工大寮企工ができないでオンライン会議システム等の技術を活用す ることを計算 ジオンライン方式による立入検査を行う場合の立入身分類の資 示は開放格に投示 することとした。			
新規	1191	1 海岸法施行令	農林水産省 国土交通省	第1条の5第1項 第21号	土地等への立ち入り、他の管理者の管理する高声保全施設への立ち入り	口視規制	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	日桐一共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「他の世報者の管理する場所を全数数への立入 検査について (運施) 」 (令和5年3月30日付事務運施) の 発出により、 (立立人検査においてオンライン会議システム等の技術を選用す ることを押容 ②オンライン方式による立入検査を行う場合の立入身分配の提 示は同様長に提示 することとたか。			
別表 1	7	人事院規則10-5 (職員の放射 級障害の防止)	人事政	W26@	定期健康診断 (放射線無務性 準職員)	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期一人事 院1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	充了済み	※15年3月、各年管から提出される場割診断等の結果報告について、入力・集計を掲集化するためのオンラインツールの原 発が完了。 (令他日本限分の結果報告からは、完成したツールを用いたエンライン報告となることについて令和3年5月に等務選絡を発出。)			
別表 1	8	人事院規則10-5 (職員の放射 線障害の防止)	人事院	第26条の2	定期健康診断 (放射線無務性 事職員)	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期一人事 院1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	完了済み	市和コキュル、市所国かの改出される時期を助すい効果を採用していて、入力・集計を製業化するためのオンラインアールの開発が完了。 (令配4年享受の結果報告からは、完成したアールを用いたマンライン保管となることについて令犯5年5月1等搭連絡を発出。)			
別表 1	74	物品管理法	財務省	第39条	各省各庁の長の所管に属する 物品の管理に関する定期検査	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	令和5年3月 「【春報連稿】デジタル得刺に知らした規則の 一個英語しグラン等を指するた別地能及又は定解機会・適用に おけるデジタル機の周囲について、(今和5年3月3日) (1) の発出により、メールによる専門のスケジュール機能を消 発送され、ナンターン上での機能等といったデジタル検護を消 することができる影を朝戸した。 令和5年3月、大郎呼吸音と、ムーデジ(URL:			
別表1	76	学校保健安全出施行规则	文部科学省	#1&	学校環境衛生基準に基づく環 境衛生検査	定期検査	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	売了済み	https://www.mext.go.jp/a_menu/kanko/hokan/1353625.ht m) において、学校環境衛本基準に基づく環境衛本検査につい では、デジタル技術を活用した方法で検査を行うことが可能で ある資金 明示した。			
別表 1	90	と香場法施行規則	厚生分衡省	第3条第1項第7 号イ	7 と画場の資金管理のための検 査・点検	定期検査	1-10	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見高 にに係る工程表について」(令和5年3月27日付業工変会会 の327第1号、業立責監例327第2号)の発血により、デジタ ル性間の返記が可報である8、周知した。 令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見高			
別表 1	91	と番場法施行規則	厚生分徵省	第3条第1項第7 号ハ	7 と畜場の資生管理のための検 査・点検	定期検査	1-3	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	しに係る工程表について」(令和5年3月27日付業本食企会 0327第1号、薬本食整例0327第2号)の発出により、デジタ か技術の温雨が可能である旨、周知した。 令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見道			
別表 1	92	と香場法施行規則	厚生分徵省	第3条第1項第 17号二	と面場の資金管理のための検 査・点検	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見て済み	した係る工程表について」(令和5年3月27日付業本食企会 0327第1号、集本食監局0327第2号)の発出により、デジタ 小技術の温雨が可能である旨、周知した。 令和5年3月、デジタル開発電表とたアナログ規制の見談			
別表 1	93	と畜場と物行規則	厚生分衡省	第3条第1項第 17号本	と畜場の資生管理のための検 査・点検	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党了済み	しに係る工程表について」(令和5年3月27日付集工会会発 0327第1号、第工会監例0327第2号)の発出により、デジタ ル性間の運用が可能である省、周知した。 令和5年3月、厚工労働省HP			
別表 1	119	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律施行規則	原生分類省	第99条第1項第 7号	よる製造設備の定期点検整備	定期検査	1-30	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	(https://www.mhm.go.jp/stf/seisakuniksuite/bunya/kenk eo_iryou/inyou/shkakushinsei_00015.html) において、デジ タル技術を活用した定期検査・点検も可能である資を示した。			
別表 1	120	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律施行規則	厚生分衡省	第100条第1項 第3号	将定極形加工物製造事業者に よる品質管理のための試験検 査に関する設備及び毎貝の定 期点検整備	定期検査	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhim.go.jo/sif/seisakunitsuite/burya/bark ou_iryou/nyou/shikakushinsei_00015.html) において、デジ タル技術を実用した定期検査・点換も可能である旨を示した。			
別表 1	121	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律施行規則	原生分類省	第108条第1項 第1号	特定細胞加工物製造事業者に よる製造管理及び品質管理の 定期自己点検	定期検査	1-①	2	W	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/senk oo_jnyou/injou/shikakushinsei_00015.html) において、デジ タル技術を活用した定期検査・点検も可能である旨を示した。			
別表1	122	採血の無務の管理及び構造設備 に関する基準	厚生分衡省	第5条第1項第4号	採血事業者等による構造設 個、試業等及び資材の定期点 検	定期検査	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	売了済み	令和5年4月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見画 しに係る工程表について」(令和5年4月21日付益政対策課 等務連絡)の発出により、デジタル技術の返用が可能である 3年、現地した。 令和5年4月、「デジタル規則を踏まえたアナログ規制の見画			
別表 1	123	採血の果務の管理及び構造設備 に関する基準	厚生分衡省	第7条第1項第3 号 別表第3(第4	おける単語の定期自己点検	定期検査	1-30	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党了済み	令和5年4月、「デジタル原則を撤まえたアナログ規制の見面 しに係る工程表について」(令和5年4月21日付血液対策課 等務連絡)の発出により、デジタル技術の派用が可能である 3、周知した。 令和5年3月、「デジタル提削を指まえたアナログ規制の見面			
別表 1	131	食品処理の事業の規制及び食品 検査に関する法律施行規則	厚生労働省	条第1項関係) 第1項第1号へ (1) 別表第3 (第4	食品処理場で使用する水の水 質検査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の会理化 (技術中立化)	党了済み	市和コキン月、「デンタル原的支加またピアフログ原的の原面 しに係る工程表について」 (令和5年3月27日付票生食企会 627第1号、 郷生食監例9237第2号)の発生により、デジタ 今使用の深間が可能である省、周知した。 令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見面			
別表 1	132	検査に関する法律施行規則	厚生労働省	条第1項関係) 第1項第1号へ (3) 別表第3 (第4	食品処理場の絵水設備等の定 期点検	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	売了済み	Lに係る工程表について」(令和5年3月27日付業本食会員 0327第1号、業本食能員0327第2号)の発出により、デジタ A使用の活用が可能である旨、周知した。 令和5年3月、「デジタル原用を踏まえたアナログ規制の見談			
別表 1	133	検査に関する法律施行規則	厚生分類省	条第1項関係) 第1項第1号 テ (6) 別表第3 (第4	食品処理場の絵水設備等の定 期点検	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見て済み	Lに係る工程表について」(令和5年3月27日付票企業企会 037第1号、第本食業務9037第2号)の発出により、デジタ か被回の活用が可能である官、限知した。 令和5年3月、「デジタル限用を踏まえたアナログ規制の見談			
別表 1	134	食品処理の事業の規制及び食島 検査に関する法律施行規則	厚生労働省	条第1項関係) 第1項第1号子 (7)	食品処理場の絵水設備等の定 期点検	定期検査	1-(1)	2	#	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	充了済み	Lに係る工程表について」(令和5年3月27日村栗生食会発 (327第1号、栗生食製剤(327第2号) の発出により、デジタ A性間の活用が可能である旨、開知した。			

	対象条項のフォローアップ一覧表		頁目のアナログ規制	7										
Mathematical Content	(15 fx7) (10 fx fx7) (10 fx fx7) (10 fx fx7) (10 fx	(※「未了」。 についてはい 「新たな見直	工程表 見直しの		見直し「密」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている				規制等の内容振要	条項	所管徵庁名	法令名	No.	分類(世)
Part	党了済み 北京高工程表について」(令和5年3月27日行業企業企業 0327第1号、第企業監験0327第2号)の発出により、デジタ				*	2	1-①	定期検査		第37条第1項第 2号	厚生労働省	安品衛生法施行規則	1 135	別表 1
Mathematical Content	・ 毎日 年 3 月、 デジタル原列を指定 大たデナログ解析の民間 しに係る工権所について」(今間 5 年 3 月 2 日 日 標本 全食 会 ・ 図27第 1 年、第2 年 後 日 年 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3		定期一共通 現行の規制の 1 (技術中立		*	2	1-0	定期検査		第37条第1項第 4号	厚生労働省	安品周生法施行规则	136	別表 1
Mathematical Content of the conten	会話を当まり、「デジタル開発会話とようアコク学院の見器 た了済み 記27第1号、第五年間会話を3月27日将軍立会会 記27第1号、第五年間会記27第2号の発生により、デクタ	の合理化 立化)	定期一共通 現行の規制の 1 (技術中立		*	2	1-(1)	定期検査			厚生労働省	食品衛生法施行規則	1 137	別表 1
Part	会形を当まり、「デジタル研究会業と大アヤログ院的の項目 を丁済み 位2万里 、東立住民会は7日 7日 7				*	2	1-(1)	定期検査		37 (6.) (140 (6.	厚生労働省	食品衛生法施行規則	138	別表 1
Part	帝和5年3月、「デジタル原則を加まえたアプログ規則の原理 党丁済心 しに帰る工務等について」(帝和5年3月 72 7日 7年 東京党 日本 7年		定期一共通 現行の規制の 1 (技術中立		*	2	1-①	定期検査		別表第17 (第 66条の2第1項	厚生労働省	食品衛生法施行規則	139	別表1
March Marc	令和5年3月、「デジタル原則を築まえたアナロゲ税制の見器 しに係る工程表について」(令和5年3月27日行業な食企発		定期一共通 現行の規制の 1 (技術中立		*	2	1-①	定期検査	(水道事業等により供給され	別表第17 (第 66条の2第1項	厚生労働省	食品衛生法施行規則	140	別表 1
No. Column Colu	令和5年3月、未選出他行規則の一部改正について(水道機能 の機能及び利益機能の)((令和5年3月22日付け需点本条例223)	の会理を	ご第一名通 飛行の規制の	令和6年度										
March Marc	際を採用することが可能である資金可識化した。 https://www.nrhon.go.jp/content/19990000/001075943.pdf	定(余	10 (技術中立	4 Д~ 6 Д	*	2	1-00	定期検査	水道施設の定期点検	Ą	厚生労働省	水道注施行規則	147	39数1
Marie Mari	下了済み への未進を付よれら対応について」(参照5年3月31日付 けまた未発が313日分)の利比により、保護工程の実施施度 について、信誉であるを非確した。		定期一共通 検査等の撤廃 1 延長に向け取		*	3	1-0	定期検査	関系専用水道の定期の検査		厚生労働省	水道注施行規則	149	別表 1
Part	カアルカ 小の名間からにおおりだったが、(中的エキンス以上) かった はなった はなった はなった はなった はなった はなった はなった はな				*	3	1-①	定期検査	簡易専用水道の定期の検査	第56条の4第5号ト	厚生労働省	水道法施行規則	150	別表 1
Marie Mari	本規則を指すえた技術や立たを示した。なが、列級会において 第7月 一				*	2	1-①	定期検査	を製造する装置の不畅物除去 機能が保持されていることの	第2条第5項第4 号二	原生分類省	放射性医薬品の製造及び取扱規 則	176	別表 1
March Marc	・ 用物を加える。日本の中心を示した。ない、開発になって 支下みる。 成、アンタルの影響は加える。 上のでは、一般では、一般では、 東京のようながら、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 東京の大きない。 日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、 「は、日本のでは、日本のでは、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「		定期一共通 現行の規制の 1 (技術中立		*	2	1-0)	定期検査	製造業者が行う放射性物質による汚染状況の定期測定	第5条第1項第4 号	厚生労働省	放射性医薬品の製造及び取扱規則	1 177	別表 1
March Marc	23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 党ア済み 付け4検監第1103号)により、漁業共享団体に係る定期検査	ライン化 見て済る	E期一共通 (報告オンラ		*	2	1-0	定期検査	単務・会計状況の検査 (漁業 共済団体)	第70条	農林水產官	漁果災害務價法	234	別表 1
March Marc	23年9月1日付173日接続日刊) の志工 (後日5年3月23日 ガア済み ガアスト ガンマ・ス・マンタインによる報告が可能である対象を明確にし た。	ライン化 党で済る	定期一共通 (報告オンラ		*	2	1-0	定期検査		第85条第3項	農林水産省	油条货器等搭價法	235	別表 1
March Marc	23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 党了済み 付け4検監第1103号)により、森林総合連合会に係る定期検	9イン化 見て済る	定期一共通 、 (報告オンラ		*	2	1-0	定期検査	単務・会計状況の定期検査 (森林組合)	第111条第4項	農林水產省	森林铝合法	245	別表1
March Marc	23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 党了済み 付け4検監第1103号)により、農業共済団体に係る定期検査	ライン化 党で済る	定期一共通 (報告オンラ		*	2	1-①	定期検査	単務・会計状況の定期検査 (委果共済団体等)	第209条第2項	農林水產省	農果保険法	1 263	別表 1
March Column Co	事態のつせて「後の」(今日5年3月24日代表現版集 13.1.3.1.9.1.9.0.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2			令和4年度 1月~3月	7	2	1-①	定期検査	円川管理施設等の定期自主点 検		国土交通省	河川流施行令	1 443	別表 1
10 10 10 10 10 10 10 10	・				*	2	1-①	定期検査		第19条の36	国土交通省		451	別表 1
10 10 10 10 10 10 10 10	物料を打け口に発生した事務機(落象的機合門直接の 機能性・少能性の発化していました。 第7条人 第7条人 第7条人 第7条人 第7条人				*	2	1-0	定期検査	級他の定期検査、中間検査等 (毎洋汚染等防止経書)	第19条の42	国土交通省	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律	1 452	別表 1
### 1985 1-00 1.00	物料を打け口に発生した事務機(海奈牧衛門日南南の 機能力・公司の日本の一大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大 東アルト カランス・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大				*	2	1-①	定期検査		第4条第2項	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	1 453	別表 1
### 100 0 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マカノラを設計することが形実である年を創化で加払した。 ・ の科科科が到から発生したを発発権(耳角を探信する主体) ・ の教授から知識での会別では、対して、 ・ の対して、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		変形一共通 新たな規制の 10 の検討	令和 6 年度 4 月~ 6 月	*	2	1-①	定期検査		第5条第1項	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	1 454	別表 1
### 100 1 00	の科学を打けた日本にも参考機能「海外的場合性」を終め 機能力・の部門の部門におけた機能とついて、これで、 第7月か 1975年 - 19	の在り方 見了済み 対	変期一共通 新たな規制の 10 の検討	令和6年度 4月~6月	*	2	1-①	定期検査	般能の定期検査、中間検査等 (両洋汚染等的止証書)	#6##1#	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	1 455	別表 1
## 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 #	マカメラを温明することが可能である旨を会議にて開ビした。 ・											WOODS AND ACCOUNT OF THE PARTY.		
2	対方機能に対し、ジャー・対策が成功ですると可能的な、対 対			令和6年度 4月~6月	*	2	1-①	定期検査	私社の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書)	第6条第2項へ	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	456	別表 1
第2	機能的や一定部が支援性に対して影響あた「ロップ」とおいて、 対定が表現しては、「サード・中心を関すってきるを機能的に対す を行うような。「中心国本権主え、他等の対象には、第一方 参考がようなど、「ロード・中心国本権主义、他等の対象には、第一方 を行うようなに、「ロード・中心国本権主义、他等の対象に対する。 第一方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の在り方 売了済み 売了済み	変期一共通 新たな規制の 10 の検討		*	2	1-①	定期検査	般能の定期検査、中間検査等 (毎洋汚染等的止証書)	第8条	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	457	別表 1
	機能的から認識的な関連に保証が高速を上つなど、上記がて、 労工済あ 発生のようなが、一般には、サール・開発を対象があるがあるがある。 を行うようなが、これの集を増生し、今858年3月2日、第225年 毎月5ようなが、これの集を増生し、今858年3月2日、第225年 毎月5ようなでは、これのようなできないではていては、	の在り方 見了済み 対		令和6年度 4月~6月	*	2	1-①	定期検査	般他の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書)	第12条第2項	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	458	別表1
第27年 2月 2日	機能的かっ地面が支援性に対した整備を入口でリードルで、 形でする。 第7万高 第7万高 第7万名 第70名 第70 870 870 870 870 870 870 870 8	の在り方 売了済み 対	変制一共通 新たな規制の 10 の検討		*	2	1-①	定期検査	級能の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止経書)	W13-6	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	459	別表 1
第2	機能的かっ地面が良好に化ける階級と同じてリジョンない。 対策を開発しては、「サー・イルの基準をは、サー・イルの表現したけ、 を行うようなは、「中の基準をはよ、他等の対象には、指示す。 参考がようなが、「中の基準をはよ、他等の対象には、対象に対する。 を行うようなは、「中の基準をは、対象に対象に対象に対象に対象に対する。 を行うようない。「中の基準をは、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対				*	2	1-①	定期検査	船舶の定期検査、中間検査等 (海洋方染等防止証書)	第15条第6項	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	1 460	別表 1
開発 2 東京内等及が発生性を含む (国際内部等で開発 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6日 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6日 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6日 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6月 1 日本の 2 東 4月-6日	の科学4月39日を発出した事務機「海脊板等門接着の 機能性の少国際の政権に対すた機能とついて」となって、 地震などの国際の政権に対し、サートが研究するよの機能に対称 サアンより収入、の機能を指揮より、40年3月2日、東京等 が同じ、大型の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を				*	2	1-0)	定期検査	般他の定期検査、中間検査等 (第洋汚染等防止証書)	第20条の2	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	461	別委1
◆60444月39日:発展した季荷養経「海季財務等円官業務の	・				*	2	1-①	定期検査		第21条第1項第 1号	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	462	別表 1
初刊 42 北京でお店の成立によって毎日 他の信頼等の発音に関する報 出入交替 現上交替 現上交替 現上交替 現上交替 日本交替 日本会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社					*	2	1-0	定期検査	船舶の定期検査、中間検査等 (海洋汚染等防止証書)	第21条の2第1 項	国土交通省		1 463	別表1
### 1-0 2 単	の科学4月39日を発出した事務機「海脊板衛門指導的 機能性の少認即の成形に対した動物とついて「これいて、 物力を対しては、サートが研究するその機能に対 サデュンタ以、その機能を指揮する。中国を対しては 中野ンタンタ以、その機能を指揮する。中国を対しては 中野ンタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンスタンス			令和6年度 4月~6月	*	2	1-①	定期検査	般他の定期検査、中間検査等 (両洋汚染等防止経書)	第21条の2第3 項	国土交通省	に関する法律の規定に基づく船	1 464	別表 1

										7	7項目のア:	ナログ規制 点検:	対象条項のフォロ	ローアップ一覧表			
分類(生)	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	RG Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「四」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている	見直し見了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見面しの内容	見楽し北丁の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	465	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律の規定に基づく船 般の設備等の検査等に関する規 則	国土交通省	第21条の2第4 項	船舶の定開検査、中間検査等 (両洋方染等防止延書)	定期検査	1-①	2	正上有報政策 更	令和6年度 4月~6月	定期一共通 10	新たな規制の在り方 の検討	党である	令部4年4月19日に発出した事務連絡「海帯技術専門管屋終の 機能的かつ効率的な製行に向けた取扱みについて」において、 地力強能が対し、リモート技術が保護できるや機能的に対け、 等行うよう似し、少モート技術が保護できるのであります。 高等及び海上状帯の助上に関する法律の定期検旋においてビア ネンメラを実際するとどが形できる社会を発展に関いてビア ネンメラを実際するとどが形できる社会を発展に関い			
別表 1	466	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律の規定に基づく船 舱の披露等の検査等に関する規 則	国土交通省	第22条第1項	船舶の定期検査、中間検査等 (両洋方条等防止証書)	定期検査	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	定期一共通 10	新たな規制の在り方 の検討	見了済み	令部4年4月19日に発出した事務連絡「海拳技術専門官業務の 機能的かつ物語的な執行に向けた影響入社・ロップ において、 地力連絡局に対し、リモート技術が高端でするみ情報的に拡行 を行うよう気は、少年の編集を指え、令配5年3月2日、周洋方 展帯及び海上以帯の助上に即する途線の距離検証とおいてビア オンメラを展示することが形態である後々儀はに関いてビア オンメラを展示するとが形態である後々儀はで開い			
別表 1	467	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律の規定に基づく船 舱の設備等の検査等に関する規 則	国土交通省	第28条の2第4 項	般他の定開検査、中間検査等 (両洋汚染等防止経書)	定期検査	1-①	2	¥	令和6年度 4月~6月	定期一共通 10	新たな規制の在り方 の検討	見了済み	令部4年4月19日に発出した事務連絡「海帯技術専門官屋積の 機能的かつ効率的な装行に向けた数据みについて」において、 地力運動が上対し、リモート技術が温所さらのを機関的に対け を行うよう気は、今の8年参加よの全85を発展的に対いてビア カルテラを実施すると述析等である他の定期検索とおいてビア カルテラを実施することが可能であるを会議にて関いてビア カルテラを実施することが可能であるを会議にで開い			
別表 1	519	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第4条第1項	般長の労働条件等に関する定 解検査 (海上労働証書)	定期検査	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の会理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	令和5年2月に「第上労働検査関係等核取扱要領」(平成25 年5月1日国際運搬27号)及び「第上分機検査受得等に跨す あがドライン」(中成25年5月1日国際運搬27号形分 の一部位正道後(今初5年2月1日国際周期328号)を開始団体 等に発せし、私員の労働名件等に許する正面検査に合格した結 他に対して交付する協業を集予的に交付できることを研修化し			
別表1	520	松良の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第5条第1項第1	: 船員の労働条件等に関する定 期検査 (海上労働証書)	定期検査	1-3	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	会和5年2月に「海上労働検査関係等核取扱要額」(平成25 年5月1日国際運搬27号)及び「海上労働検査使得に関す あがドライン」(中成25年5月1日国際運搬27号形)の 一部位立道後(今初5年2月1日国際周期328号)を開始団体 第に発出し、船員の労働条件等に対する宣戦検証と合格 動に対して交付する協業を電子的に交付できることを将端をし			
別表1	521	松良の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第5条第1項第2号	2 船長の労働条件等に関する定 期検査(海上労働証書)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	令部5年2月に「海上が物検査関係等務改施要額」(平成25 年5月1日国際運搬27号)及び「海上が物検査使物等に跨す あがメドライン「伊北25年5月1日国際運搬27号制分 ・一版な三速後(今初5年2月1日国際長期328号)を即成活体 等に発生、風景の労働条件等に対する宣療検査に合格 動に対して受付する従業を電子的に受付できることを明確化し			
別表 1	522	船員の労働条件等の検査等に関 する規則	国土交通省	第7条第1項	般長の労働条件等に関する定 期検査(海上労働証書)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	売了済み	令部5年2月に「海上が物検査関係等税取扱契則」(平成25 年5月1日国際運搬27号)及び「海上が物検査機等に跨す あがメギライン」(中成25年5月1日国際運搬27号制)の一一級な正通後(中部5年2月1日国際運搬3円等制)の一一級な正通後(中部5年2月1日国際資料32号号)を開発団体 等に対し、配列の関係等等に呼ぶることを明確とした。			
別表 1	523	船員の労働条件等の検査等に関 する規則	国土交通省	第12条第2項第 4号	組長の労働条件等に関する定期検査(海上労働証書)	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省 4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	党丁済み	令部5年2月に「第上が期待直閉係事務改議要領」(平成25 年5月1日国高連盟27号)及び「加上が開待直受物等に跨す あがメドライン(中成25年5月1日国高連盟27号制分)の 一級な正通後(中間5年2月1日国高異期328号)を即成団体 等に対し、配列の関係等を当ります。 記述して受けても経済を表す。 が、対して受けても経済を表す。			
別表 1	524	松良の労働条件等の検査等に関 する規則	国土交通省	第12条の2第1 項	般長の労働条件等に関する定 期検査 (海上労働証書)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	た。 4815年2月に「海上労働検査関係等核改核要額」(平成25 毎5月1日国際運搬27号)及び「海上労働検査契約等に関す あがメドライン「中成25年5月1日国際運搬27号別号)の 一級な正通後(中間5年2月1日国際異類328号)を即成25年 市に対止、 税益の労働条件等に対する互際検索126号が 他に対して交付する経業を電子的に交付であることを明確化した。			
別表 1	525	船員の労働条件等の検査等に関 する規則	国土交通省	第12条の2第2 項	般長の労働条件等に関する定 期検査 (海上労働証書)	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	売丁済み	令部5年2月に「第上が期待直閉係事務改議要領」(平成25 年5月1日国際運搬27号)及び「加上が開待直受物等に跨す がイギライン(中成25年5月1日国際運搬27号的例)の 一級な正通後(中的5年2月13日国際具第328号)を開発団体 等に対止、脱近の労働条件等に呼ぶる国際検証に合格 続に対して交付する延書を寄予的に交付であることを明確とした。			
別表1	526	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第3 項	般長の労働条件等に関する定 期検査 (周上労働証書)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	令和5年2月に「第上分類検査関係事務取扱事態」(平成25 年5月1日周末遷取7号)及び「加上分類検査技術等に跨す カイドライビ、「何成25年5月1日周末選別27号別号)の一部反正通後(中間5年2月1日周末員数328号)を開発団体 等に向止、脱型の対象元等に呼ぶる互関検数126号が 続加に加工で付する従業を電子的に交付であることを明確化した。			
別表 1	527	松良の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第5 項	級長の労働条件等に関する定 解検査 (海上労働証書)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省 4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見丁弄み	和5年2月に「京上労働地路開発・研究機関(平元25 申5月1日間再運第27号)及び「海上労働地会受機等に跨す るガイドライン」(学成25年5月1日間高速第27号等開)の 一部左正通後(中85年2月13日間高資第23号)を開発信息 年に発し、最初の労働発等所に対っる原検量に合格した解 熱に対して受付する従業を参予的に受付できることを明確化した。			
別表1	528	松良の労働条件等の検査等に関 する規則	国土交通省	第13条第1項	般長の労働条件等に関する定 解検査 (海上労働証書)	定期検査	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	※記名 4 2月に「東上労働地震関係業務政策型」(平成25 4 5月 1 日間高速270 例 次が「東大労働地会党時間で らガイドライン」(単成25年5月 1 日間周報第27号刊門)の 一部改正通道(今和5年2月13日間周月第328号)を開発団体 年に発止、、最後の労働条件等に関する面積独立ら等した解 続に対して交付する従業を電子的に交付できることを明確とした。			
別表1	529	松見法	国土交通省	第100条约2	私長の労働条件等に関する定 期検査(海上労働証書)	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期一国土 交通省4	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	売了済み	※ 日本 2月に「海上労働金貨商等基礎政策制」(平成2年 年5月1日国際運行等)表が「海上労働金貨等等」の 3万メイライン」(平成25年5月1日国際運搬工作等)時)の 一部改正通過(令和5年2月1日国際資業22年)、全期保防 年5世上、高減の労働条件等に対する正規検証に会核した 額に対して受ける経費を管予的に受けてきることを明確とした。			
別表 1	872	水產業協同組合法	金融庁 農林水産省	第123条第4項	単語・会計状況の定期検査 (水産単協同組合)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	売了済み	令和5年3月、「農林水産省協同総合等検査基本要額」(平成 23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 付け4検監第1103号)により、水産業協同総合に係る定期検 差について、オンラインによる報告が可能である旨を明確にし た。			
別表 1	874	中小漁業融資保証法	金融庁 農林水産省	第66条第3項	単務・会計状況の定期検査 (角単信用基金協会)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (報告すンライン化 の推進等)	見了済み	令和5年3月、「農林水産省協同総合等検査基本要請」(平成 23年9月1日付123検査第1号)の改正(今和5年3月28日 付け4検室第1103号)により、漁産保用基金協会に係る定期 検査について、オンラインによる報会が可能である旨を明確に した。			
別表1	876	農業協同総合法	金融行展林水產省	第94条第4項	単務・会計状況の定期検査 (農業協同組合及び農業協同 組合連合会)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	見了済み	令和5年3月、「農林水産省協同総合等検査基本要額」(平成 23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 付け4検監第1103号)により、農産協同総合及び農産協同総 会連合会にある定期検査について、オンラインによる報告が可 能である背を明確にした。			
別表 1	877	農果保局保証保険法	金融庁 農林水産省	第56条第3項	単務・会計状況の定期検査 (要単信用基金協会)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	党丁済み	令和5年3月、「農林水産省協同総合等検査基本要請」(平成 23年9月1日付け23検査第1号)の改正(令和5年3月28日 付け4検監第1103号)により、農産保用基金協会に係る定期 検査について、オンラインによる報会が可能である旨を明確に した。			
別表 2	1	人事放規則10-4 (職員の保健 及び安全保持)	人事院	第20条	定期健康診断	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一人事 院1	現行の規制の合理化 (報告オンライン化 の推進等)	充了済み	令和5年3月、各行省から提出される健康診断等の結果接負に ついて、入力・集計を掲載化するためのオンラインツールの課 発が完了。 (令和4年度分の結果服負からは、完成したツールを用いたオ ンライン報告となることについて令和5年5月に事務連絡を発 ※ 1			
別表 2	22	介護保険法	厚生労働省	第115条の45 の2第2項	事業の実施状況の定期的な調査・分析・評価 (今級予防・ 日常生活支援総合事業)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技能中立化)	見て済み	令和5年3月31日、「「デジタル原則を加まえたアナログ領 前の原因上に終る工程列と報まえた各種検定の影響とつい 「「令和5年3月2日付加工分割を場場的原則の原列を 高等理しか等形差別」の向止により、今後予約・日常本正文原 総合業庫の実施に関する商券を上いて、オンライン技術 を活用することが可能である資金制御化した。			
別表 2	48	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第35条の4第1 項	家庭的保育事業等の基準遵守 状況の実地検査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	先了弄み	令和5年3月27日、家庭的保育事業等に係る定期検査におい て、テレビ会議等の検問を活用した検査を行うことも可能とな るよう政令第35条の4を改正し、その旨を官額に掲載した。			
別表 2	49	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第38条第1項	児童福祉施設の基準遵守状況 の実地検査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	ЯТЯА	令和5年3月27日、児童福祉施設に係る定期検査において、 テレビ会議等の技術を採用した検査を行うことも可能となるよ う政令第38条を改正し、その旨を官額に掲載した。 令和5年4月28日、「デジタル規則を踏まえた児童福祉行政			
別表 2	50	児童福祉企施行規則	こども家庭庁	第1条の29	小規模住居至児童委育事業者 における委託児童の状況の定 期調査	定期検査	1-①	2	*	令和5年度 4月~9月	定期一共通 2	現行の規制の合理化 (技能中立化)	見了済み	等453年4月28日、1ヶグタル側を確定えた光葉機能力が の契約等の見間にフリング(今853年7月28日代等形態 部)の発出により、小規模は高数型業業青等暴産に対する支票 検査について、検査機関の基準による定期検索に対よて検査を 実施する場合でかって、より児童等の機会な関北に関するとま えられるとまは、Web企議サービス等を使用することが可能 である当年号間等化力に (同時村地域機能計画及び都造用地地域能と変計画の第2次 (同時村地域能計画及び都造用地地域能と変計画の第2次			
別表 2	51	社会福祉法	厚生労働省	第107条第3項	計画の定期的な調査・分析・ 評価 (市町村地域福祉計画)	定期検査	1-①	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	図等調査について (依頼) 」 (令和5年1月16日付け社復地 発の116項1号厚よ労働省社会援展局地域福祉課長規約) におい て、 市場の評価通程に当たっては、オンタインでの住民アン ケートやWebを課による軽減者とアリングなどのデジタル技 前も3周可能である旨を明記し、周知した。			
別表 2	52	社会福祉法	厚生労働省	第108条第3項	計画の定期的な調査、分析 - 評価 (都通府県地域福祉支援 計画)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	「市かけた地域配と対策及び認識所用的地域配と支援計画の研究状態等面差に、(地面)」(今日5年)1月15日付けたので放射 発明15日11号第二分階省社会推奨制的域配と提出表現的、において、計画の砂部面形に出たっては、エンタインでの位置力ンケートや物由会議による有識者とアリングなどのデジタル技術した関係による有識者とアリングなどのデジタル技術とあるが第3年の日本の対象を対した。「東加した。			
別表 2	53	障害者の日常生派及び社会生派 を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第88条の2第1 項	市町村障害福祉計画の定期調査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の会理化 (技術中立化)	見了済み	型展記時間、の内蔵に図るりAについて」の発記により、都高 日間及び命句付が、計画に掲げた事項(成果日間等)の実践だ 現のために開発を行うに当たって、実践や低での開発によらず に、オンタインでのとアリングを行うことや、最後悪に電子様 体を展開すること等も可能である資金自然体況でに関地した。 令和5年3月、「デジタル福時行程調査会の「デジタル規則」			
別表 2	54	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第2 号	水道事業者等が行う定期の水 質検査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	への水道法令における対抗について」(今和5年3月31日付 け原生水発0331第19号)の身出により、極度管理の実施制度 について、任意である資金明確化した。 や和5年3月、「デジタ本服所行政商金会の「デジタル規則」			
別表 2	55	水道注物行規則	厚生労働省	第15条の4第4 号口	水道事業者等が行う定期の水 関検査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党了済み	への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付け は薬生水発0331第19号)の発出により、研疫管理の実施領度 について、任意である旨を明確化した。			
別表 2	56	水道注售行規則	厚生労働省	第15条の4第6 号	水道事業者等が行う定期の水 関検査	定期検査	1-①	2	×	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党了済み	令和5年3月、『デジタル環跡行政調査会の『デジタル原則』 への水道法令における対応について』(令和5年3月31日付 け策な水泉0331第19号)の負出により、機械器具の保守点検 の実施模皮について、任意である資金明確化した。			
別表 2	70	明治四十一年内務省令第十三号 (水害予防昭合法二位ル予算調 製ノ式及費目近用其ノ他財務二 関スル件)	国土交通省	#19#	単居・会計状況の定期検査 (水害予防昭会)	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期-共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	党丁済み	令和5年3月30日付け事務連絡「水害予防総合法に規定する検 業等の方法について(通知)」の発金により、水害予防総合の 現金帳簿の検査について、オンライン会議システム等のデジタ み技術を実用することができる資金明示した。			
															-	-	-

										7	項目のア	ナログ規制 点検		コーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管官庁名	条項	規制等の内容頻要	規制等の 類型	現在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「我」かつ、現在 Phateが2又は3の条項は、 見直しを要きずともデジタル 原列連合性が確保できている ことを確認者	見直し先了	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (米「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	21	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第89条の2	都連行原障害福祉計画の定期 調査	定期検査	1-0	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見て済み	令和5年5月19日、「第7 原降否領社計画 及び第3 期限否 児福祉計画の作成に係る(点について)の向出により、第2 開発及び告訴が、計配に掲げる事業(加集日降等)の実施形 間のために顕査を行うに当たって、実地や紙での調査によらす に、オンタインでのヒアリングを行うことや、調査界に電子解 体を活用すること等も可能である日本自体形でに関地した。			
新規	22	児童福祉法	こども家庭庁	第33条の21	市町村障害児福祉計画の定期 調査	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の会理化 (技術中立化)	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル規則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 額)の発出により、市町村降客児福祉計画に係る定期開査につ いて、オンラインでのヒアリング等を行うことが可能である旨			
新規	23	児童福祉法	こども家庭庁	第33条の23	都通好原降客児福祉計画の定 期調査	定期検査	1-3	2	=	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	を明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等長速 場)の発生により、都道行衛降害児福祉計画に係る定期開査に ついて、オンラインでのヒアリング等を行うことが可能である 旨を明確化した。			
新規	56	海洋汚染等及び海上災害の防止 に関する法律	国土交通省	第19条の38	両洋汚染的止緊急維軍子引書 等及び揮発性物質放出防止指 軍子引書の中間検査	定期検査	1-①	2	*	令和6年度 4月~6月	定期一共通 10	能たな規制の在り方 の検討	見丁済み	令和4年4月19日に発出した事務技施「軍事技術専門官業務の 機能的かつ海軍的な執行に向けた拒絶的について」において、 宅力連絡しだけ、リモート技術が活躍できるや精緻的に対す を行うよう似し、その結果を指さよ、今都の争引力2日、海洋万 毎等及び事上次書の物上に関する法律かや開発者とおいてピア カステラを展開するとが可能であるを金銭にて関切した。			
莊規	57	河川注施行規則	国土交通省	第7条の2第1号	河川管理施設等の定期点検	定期検査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	の記ち等3月、報也ナームページ (URL: https://www.mila.go.jg/report/press/minukekuds04.jht,000 204.html) において、同川・ダルの危険やフカタロダ環境を寄せ、アルの危険やフカタロダ環境を発す。 高度を患ることが対象に対すて、成時での効果で、高度を必要といる。 高度を患る合体特別には、特性で、成時カタログを対象・ 公長した音を開始し、新世間の温度を発出した。			
新規	58	河川注熱行規則	国土交通省	第7条の2第1項 第2号	月川管理施設等の定期点検	定期検査	1-0)	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一共通	現行の規制の合理を (技術中立化)	見了済み	・総名 年 3月、「接砂等河川管理施設及び河南の高性・評価 開催について(後地)」(他名 5 年 3 月 3 月 4 日 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1			
新規	59	河川达施行規則	国土交通省	第7条の2第1項 第3号	円川管理施欽等の定期点検	定期検査	1-0	2	¥	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	・ 他等を引き、「競争等」に関係を記されて高の条件 円面 形態について(後の)と称るを自然が自然を開催 13.14.15円 の発出により、必要方法とついては、予防を収ま ・ 大砂能となっていた。の数に対象、または、物質によっ ・ 他等を引き、対象に対象、または、物質によっ ・ 他等を引き、一般ではないでは、対象に対象によっ ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ 他等を引き、一般ではないではないとなったが ・ ののではないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな			
新規	60	河川连總行機則	国土交通省	第7条の2第1号 第4号	月川管理施設等の定期点検	定期檢查	1-①	2	莱	令和4年度 1月~3月	定期一共通 1	現行の規制の合理化 (技術中立化)	見了済み	・ 他等を当り、「他参考」の「日本の本」がある。 中華 地区へつて、(他の)、60年5年 3月24日では四年度 13.14.15円 の発出により、60年方法とついては、子が年間、 13.14.15円 の発出により、60年方法とついては、子が年間、 小の配となっていたり、60年7日を、10年1日、 所知によい。 ・他等を当り、10年1日 では、10年1日 では、10年1			
別表 1	2	人事院規則14-17 (研究職員の 技術技能事業者の役員等との業 業)	人事故	第10条第1項	人事技による技術移転乗業に 関する事務実施状況監査	实地監查	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了男本	令和4年12月、「国家公務員法第103条に関する事務の実施 状況等について(依頼)」(令和4年12月12日付人事院院帯 務利司職員福祉局需查課長事務連絡)の免出により、実地監査 の代替としてデジタル技術を採用したオンテイン方式による監 査を許容する旨を明示した。			
別表 1	3	人事院規則14-18 (研究職員の 研究成果派用企業の役員等との 兼業)	人事院	第10条第1項	人事院による研究成果派用兼 単に関する事務実施状況監査	实地監查	1-@	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共用 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和4年12月、「国家公務員法第103条に関する事務の実施 状況等について(依頼)」(令和4年12月12日付人事院授事 務税総職員保証抗審査課長事務連絡)の発出により、実地監査 の代替としてデジタが技術を採用したオンテイン方式による監 豊金計容する旨を明示した。			
別表 1	4	人事院規則14-19 (研究職員の 株式会社の監査役との景庫)	人事院	第10条第1項	人事故による監査役業業に関 する事務の実施状況監査	实地監查	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和4年12月、「国際公務員法第103条に関する事務の実施 状況等について (依頼) 」(令和4年12月12日付人事故故事 務総総職員保祉局審査課券事務連絡) の発出により、実地監査 の代替としてデジタル技術を採用したオンライン方式による監 査を計容する旨を研えたい。			
別表 1	5	人事放規則16-0 (職員の災害 経費)	人事院	第4条	人事故による実施機関の補償 の実施状況監査	实地監查	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「災害補償実施状況監査における電子データの 温用について(通知)」(令和5年3月31日付)の商出によ り、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を 温用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表 1	6	人事院規則16-3 (災害を受け た職員の福祉事業)	人事院	第3条	人事院による実施機関の福祉 事業実施状況監査	実地監查	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「突害補償実施状況整査における電子データの 国用について(通知)」(令和5年3月31日付)の廃出によ り、実地を査め代替としてオンライン会議ノステム等の技術を 国用したオンライン方式による整査を計容する旨を明示した。			
別表 1	8	自動車安全運転センター法	警察庁	第17条第3項	自動車安全運転センターにお ける監事による無務監査	实地影查	1-@	2	要	令和4年度 1月~3月	新放一共通 1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	本条件における無限地合いついては、近人である自動性を連 起とシターの影響が実施を有していることから、影響が発生 する自動態を実施をジターのが解しまいて、影影の出土の名 認知を行う必要があるものである。これを書きえ、をおらず3 月、自動量を実施をジャンーの影響により、感形を出土が である他を実施であるとのである。 なおきかまでがあるとなった。 なお、本事様については、例本を月間に高度が発出する監査計 無の説似に高いるとの変である。			
別表 1	15	会計法	財務省	第46条第1項	財務大臣による各省庁に係る 予算執行状況実地監査	実地監査	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等3月、「「無務無額」デジタル保御に回らした契約の 「規則国しアランを計算えた大型を受力は高期を含め関連に 対けるデジタル技術の温用について」(今前1年3月31日 付)の発出により、メールによる事的のスケジュール規能や異 対送が、オンタインとかの知識やといったデジタル技術を返開 することができる数を明みした。 ◆報告等3月、「長春展週間、デジタル保御に開らした規制の がある年3月、「長春展週間、デジタル保御に開らした規制の			
別表1	16	文出負指行為等取扱規則	財務省	第22条第1項	財務大臣による各省庁に係る 予算執行状況実地監査	实地影查	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	「原用は「プラー等を加まえた実施を入せま開発を勿選用に おけるアジタル技術の選用について」(参加5年3月31日 付)の発生により、メールによる場合のスケジョール機能や具 製送付、オンライン上での指数等といったデジタル技術を選用 することができる発を明示した。 ・ 他数5年3月、国際材度整备を設計 (「単位2245 月31日材			
別表 1	17	国有财産法	財務省	第10条第1項3 近第4項	る国有財産実地監査	実地監查	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	標準2543時)の改正により、実施監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を採用したオンライン方式による監査 を計容する資を明示した。 令和5年3月、信道制度を保託する場合の手級について」			
別表 1	18		財務省	第28条の5 第6条第8項及	各省庁による国有保託財産実 地転査 各省庁による国有財産管理事	実地監查	1-①	2	#	令和4年度 1月~3月 令和4年度	製造一共通 1 製造一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正 会示、通知・通道等	先了弟み	(福和62年2月19日展標第553号)の改正により、実地監査 の代替としてオンライン会議システム等の技術を採用したオン ライン方式による監査を哲容する日を明示した。 や和5年3月、「国有財産監査施計」(平成23年5月31日財 環第2543号)の改正により、実地監査の代替としてオンライ			
別表 1 別表 1	19	国有財産出售行令 国家公務員協会出	財務省	び第9項 第6条第2項	務を行う都道府県及び市町村 に対する実地監査 財務大臣による各省庁に対す	実地監査	1-①	2	*	1月~3月	1 製造一共通	の発出又は改正 会示、通知・通道等	完了済み 売了済み	ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を計容する音を明示した。 令和5年3月、「調幹財産監査指針」(平成23年5月31日財 環軍2543号)の改正により、実地監査の代替としてオンライ			
別表1	22	沖縄振興開発金融公庫の予算及	財務省	第22条	る電庁別宿舎実地監査 財務大臣による沖縄振興開発 金融公庫予算執行状況実地監	実地影査	1-0	2		1月~3月	1 新亚一共通	の発出又は改正 会示、通知・通道等	見て済み	ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を計容する日を明示した。 令和5年3月、『【事務連絡】デジタル原則に関らした規制の 一項見直レプラン等を指まえた実地監査が運用におけるデジタ か技術の活用について」(令和5年3月31日付)の身出によ			
別表1	23	O. SCHIEF 100 & O. SCHIE	対務省	第12条第2項	査 財務大臣による各省庁所管物	天地紅雀	1-0	2	*	1月~3月 令和4年度	1 製造一共通	の発出又は改正 合示、通知・通道等	元丁済み	9、メールによる事的のスケジュール問題や資料さが、オンケ イン上での報酬等といったデジタル技術を選用することができ る資金明示した。 仲和5年3月、「「事務差略」デジタル提明に関らした規制の 一属見直しプラン等を請まえた実施整金及は実施検査の適用に おけるデジタル技術の適用について」(令和5年3月31日			
別表 1	24		対務省	第45条第1項	品実地製査 財務大臣による各省庁所管物 品実地製査	果地監查	1-①	2	· ·	1月~3月 令和4年度 1月~3月	1 製造一共通 1	の発出又は改正 合示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	(村)の発出により、メールによる事物のスケジュール問題を負担が、オンタン上での根拠をといったデジタル技術を提供することがである発生等にした。 中部5年3月、「「季素連絡」デジタル専列に前らした規制の一般認らする。 中級自、プラン・等を指えた大型を重要とは活用を使の選出におけるデジタル技術の活用について」(中部5年3月31日 付)の発出により、メールによる事業のスケジュール開始(利)			
別表 1	25	国の債権の管理等に関する法律	財務省	W9.6-W2-W	財務大臣による各省庁に対す る機権管理事務状況実地監査	实地監查	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	新面一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	料送性、オンライン上での振振等といったデジタル技術を活用 することがする名を発示した。 令和5年3月、「【事務差額】デジタル原則に関らした規制の 一届月直にブラン等を加まえた実地監査又担定期待査の適用に おけるデジタル技術の適用について」(令和5年3月31日 切)の発生により、メールによる事物のスケジュール開催や異			
別表 1	26	供售管理事務取扱規則	財務省	第43条第1項	財務大臣による各省庁に対す る供権管理事務状況実地監査	实地影查	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	料送が、オンタイン上での報酬をいったデジタル技術を温期 中心とながする発生等にした。 中部5年3月、「【季期連結】デジタル専門に関らした規制の 一級原因しグラン等を指すよど用地重点又は互開機会の間形に 対けるデジタル技術の温和について、 付りの発出により、メールによる事的のスケジュール規模を負 別述が、オンタイン上での報酬を失ったデジタル技術を採用			
別表 1	27	国の庁舎等の使用調整等に関する特別機需法	財務省	第3条の2	財務大臣による各省庁による 庁舎等使用状況実地監査	实地監查	1-①	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	することができる資金明示した。 令和5年3月、「国有財産監査施計」(平成23年5月31日財 環第2543号)の改正により、実施監査の代替としてオンライ ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を計容する日を明示した。			
別表 1	43	公共工事の前払金保証事業に関する法律	国土交通省	\$127 Sk	保証事業会社における議負者 の前払金便途監査	实地監查	1-2	2	×	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了男子	を評論する首を明かした。 「前私金の検定監査におけるデジタル化等の推進について」 「作和5年2月21日付限不確期551~563号)により、実地監 査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨 を明確化した。			
別表1	45	地方住宅供給公社法	国土交通省	第12条第3項	地方住宅供給公社における監 事による単務監査	実地監查	1-2	2	*	令和4年度 1月~3月	監査一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、「地方信宅供給公社法に基づく監事による監査 のオンライン化について(通知)」(令和5年3月31日付国 信備罪453号)の責任により、監査においてオンライン会議シ ステム等の技術を採用することを許容する旨を明示した。			
別表 1	57	沖縄振興開発金融公庫法	內閣府財務省	第9条第4項	沖縄振興開発金融公庫における監事による業務監査	实地監查	1-2	2	#	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月、「デジタル原則に開らした規制の一族見直しア ラン等を重まえた実施監査の選而におけるデジタル映倒の深用 について」(令和5年3月30日付用沖頭第93号)を発出し、 実地監査におけるオンライン会議システム等の技術の模様的な 運用を促した。			
別表1	59	異体組合法	農林水産省 国土交通省	第33条の7第1 号及び第2号	要性組合における監事による 財産状況等監査	实地監查	1-2	2	¥	令和4年度 1月~3月	監査一共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月、「農住船会法に係る手続等のオンライン化について」(令和5年3月31日付属下土第9時)の発出により、 販査においてオンライン会議システム等の技術を採用すること を対象する資を明示した。			

		,								7	項目のア	ナログ規制 点検		1ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管電庁名	\$-II	規制等の内容模要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、実在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの標要	見面しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見面し完了 時期」を設定)	見面しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 元了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 2	3	国民年金汰物行令	郑務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	第17条第1項	共済払いの基礎年金支払事務 を行う共済組合等を所管する 電庁の長による共済組合等資 金受払状況実地監査	实地監查	1-①	2	要	令和4年度 1月~3月	製造一共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、「【事務連稿】デジタル原則に関らした規制の 一級原直とアタン等を指また其実態差を透開しまけるデジタ 今後期の返開について」(令和5年3月31日付)の発出によ り、メールによる事態のスケジュール開発・資料送が、ネンタ インとでの認識等といったデジタル技術を返用することができ お客を販売した。			
別表 2	4	国民年金汰物行令	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	第17条第2項	共済払いの基礎年金支払事務 を行う共済組合等を所管する 電庁の長による共済組合等資 金受払状沢実地監査	实地監查	1-10	2	*	令和4年度 1月~3月	製造一共通	食示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「【事務連稿】デジタル原則に関らした規制の 一個見面にプラン等を輸まえた実施を置か適用におけるデジタ ル技術の温用について」(令和5年3月31日付)の発出によ リメールによる新的のスケジュール問題を保軽され、オンラ イン上での信服等といったデジタル技術を混用することができ			
別表 1	37	と畜場法	厚生労働省	第7条第1項	と畜場における側盆管理責任 者の専任	常駐寄任	1-2	2-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	る資金明元した。 命和5年3月、「デジタル周別を指まえたアナログ規制の見譲 しに係る工程表について」(令和5年3月27日付属土金会発 0327第1号、果本業監別927第2号)の発生により、デジタ 今後回の展開により専任によるず最終実施が可能である旨、異 別した。			
別表 1	38	と畜場法	厚生労働省	第10条第1項	と面場における作業関生責任 者の専任	常駐専任	1-2	2-2	#	令和4年度 1月~3月	京航等任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見譲 止に係る工程表について」(令和5年3月27日付集立食企発 0327第1号、集生食監例0327第2号)の発出により、デジタ が使用の流端により寄任によらず業務更施が可能である役、貝 知した。			
別表 1	39	食品衛生法	厚生労働省	第48条第1項	食品加工施設における食品剤 生管理者の常粒	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和5年度 4月~9月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、「デジタル原列を踏まえたアナログ規制の見頭 しに係る工程表について」(令和5年3月27日付属生食企発 0327第1号、集生食監例0327第2号)の発出により、デジタ 分技術の活用により常数によらず業務実施が可能である省、貝 知した。			
別表1	69	食品衛生法	厚生労働省	第33条第1項第 2号	(食品の製品検査における管理 者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和5年度 4月~9月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令部5年3月、「デジタル原則を監まえたアナログ規制の見富 しに係る工程表について」(令部5年3月27日付第4支金会 の272第1号、東京監局9827第2号)の発生により、デジタ 今後期の深間により常駐によらず最終実施が可能である旨、展 別した。			
別表 1	74	医療法施行規則	厚生分徵省	第9条の25第2 号	臨床研究中核病院における特 定臨床研究の実施の支援に係 る単務に従事する者の専任	常駐寄任	1-4	2-4	×	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	作的5年3月、原本労働省中 (https://www.mbhm.go.jp/atf/saisakunitsuits/bunya/kark ou_iryou/inhikakushinsai_00015.html) において規則の 超端化を行った。 令和5年3月、原本労働省中			
別表1	75	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第3 号	臨床研究中核病院における板 計的な解析等に用いるデータ の管理を行う者の専任 臨床研究中核病院における特	常駐寄任	1-2	2-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	(https://www.mhm.go.ju/stf/seisakuritsuite/bursya/serk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 財産化を行った。			
別表1	76	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第4 号		常駐専任	1-2	2-2	×	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	を和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mblm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/karik ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	77	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第7 号	臨床研究中核病院における知 的財産の管理及び技術の移転 に係る単勝を行う者の専任	常駐寄任	1-2	2-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	や和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfmgoj.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/inpu/shikakuninsui_00015.html) において規制の 期間化を行った。			
別表1	88	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第4号	臨床研究中核病院における臨 床研究の実施に係る支援を行 う単務に関する相当の経験及 び臨見を有する者の専任	常駐寄任	1-4	2-4	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbm.go.jg/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	89	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第5号	臨床研究中核病院における臨 床研究に関するデータの管理 に関する報告の経験及び鑑見 を有する者の専任	常駐寄任	1-2	2-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mblm.go.ja/stf/seisakunitsuite/bunya/benk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	90	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第6号	臨床研究中核病院における生 物統計に関する相当の経験及 び施見を有する者の専任	常駐専任	1-2	2-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhw.go.jo/stf/seisakunitsuite/bunya/serk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表1	91	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第7号	臨床研究中核病院における業 事に関する審査に関する相当 の経験及が選見を有する者の	常駐寄任	1-2	2-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mh/m.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) にまいて規制の			
別表1	121	於療飲射線技師学校養成所指定 規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	専江 診療放射線技師学校養成所に おける教員(診療放射線技師 等)の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	期端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbin.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 1	122	診療放射線技師学校養成所指定 規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	診療放射線技師学校養成所に おける教員 (単務経験5年以 上の診療放射線技師) の専任	常駐寄任	1-4	3-2	=	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁英み	顕確化を行った。 令和5年3月、厚本労働省HP (https://www.mbhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_iryou/iryou/shkakushinsoi_00015.html) において規制の			
別表1	123	於療故射線技師学校養成所指定 規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第12号	診療放射線技師学校養成所に おける事務職員の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	顕確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_iryou/shkakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 1	124	臨床検査技師学校養成所指定規 例	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	臨床検査技師学校長成所にお ける教員(診療放射線技師	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	研修化を行った。 を和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhu.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_iryou/iryou/shkakushinsei_00015.html) において規制の			
別表1	125	臨床検査技師学校養成所指定規 Em	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	等)の専任 臨床検査技師学校長成所にお ける教員 (単務経験5年以上	常駐専任	1-4	3-2	=	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁英み	原語化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/jhikakushinisei_(0015.html) において規則の			
別表1	126	四 區环検査技師学校養成所指定規	京年7月日 文部科学省 原生労働省	第2条第11号	の診療放射線技師) の専任 臨床検査技師学校養成所にお ける事務職員の専任	常駐寄任	1-4	3-2	=	令和4年度 1月~3月	京駐専任- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	期端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
別表 1	127	理学療法士作業療法士学校養成	文部科学省	第2条第1項第4		常駐寄任	1-4	3-2	=	令和4年度	常駐専任一	会示、通知・通道等	売了済み	oz. jryou/ryou/jahikakushinsei_00015.html) に 251いて規制の 開催化を行った。 や初5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
70条1	128	条投程宣規則 理学療法士作果療法士学校養成	厚生労働省 文部科学省	第2条第2項第4	任 理学療法士学校長成施設にお ける教員 (理学療法士) の専	常駐帯任	1-4	3-2	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	売了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 研能化を行った。 や和5年3月、原生労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/burys/kenk			
別表 1	129	理学療法士作業療法士学校養成	厚生労働省 文部科学省	明3条第1項第3	任 作業療法士学校長成施設にお ける教員(作業療法士)の専	常駐帯任	1-4	3-2	=	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	売了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 関極化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/kank			
別表 1	130	热致指定规则 理学療法士作業療法士学校養成	厚生労働省 文部科学省	明3条第2項第3	ff	常駐寄任	14	3-2	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	元丁済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jg/stf/seisakuritsuite/burya/kenk			
別表1	131	施設指定規則 現能訓練士学校養成所指定規則	厚生労働省 文部科学省	明2条第1項第4	(É	常駐寄任	1-4	3-2	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	2734	ou_iryou/ryou/shikakeshinsei_60015.html) において規制の 財産化を行った。 を和5年3月、厚生労働省HO (https://www.mh/m.go.ig/stf/seisakeshitseite/burya/kerik ou_iryou/ryou/shikakeshinsei_60015.html) において規制の			
別表1			厚生労働省 文部科学省	明2条第1項第5	性 視板訓練士学校長成所におけ					1月~3月	共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等		ou_iryou/iryou/ahikakushinsei_00015.html) において規制の 研細化を行った。 や和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jg/stf/seisakuriksuite/burys/kerk			
-	132		厚生労働省 文部科学省	等第2条第1項第	る教員 (5年以上業務に従事 した機能訓練士) の専任 規能訓練士学校養成所におけ	常駐寄任	1-4	3-2	#	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	売了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinaei_00015.html) において規制の 期限化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhs.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kark			
別表1	133		厚生労働省 文部科学省	12号 第2条第2号第4	る事務職員の専任 視筋訓練士学校養成所におけ	常駐寄任	1-4	3-2	#	1月~3月	共通 1 常駐募任一	の発出又は改正	元丁済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 期端化を行った。 令和5年3月、厚土労働省HP (https://www.mbhs.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk			
別表 1	134	現底即釋士学校養成所指定規則	厚生労働省 文部科学省	明2条第2項第5	る教員 (機能訓練士等) の専 任 視能訓練士学校長成所におけ	常駐専任	1-4	3-2	*	1月~3月	共通1	の発出又は改正	見了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 期間化を行った。 令和5年3月、厚な労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/kank			
別表1	135		文部科学省 文部科学省	明2米州2州州3 号 第4条第1項第4	る教員 (5年以上単務に従事 した機能訓練士) の専任 常語研覚士学校長成所におけ	常駐専任	1-4	3-2	*	1月~3月 仓和4年度	共通1	の発出又は改正 の発出又は改正 会示、通知・通道等	売了済み	(mipse/www.mmmaga.gp:at/sattascartssatts/curse/sate のujryou/jryou/shkakushinsai_00015.html) において規則の 明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省中 (https://www.mhim.go.jp/stf/satsakunitssite/burya/karrk			
別表 1	136	會語既党士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省 文部科学省	第4条第1項第4	る教員 (医師等) の専任 常語既覚士学校長成所におけ	常駐専任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	京和 年任一 共通 1 常計事任一	有水、通知・通道等 の発出又は改正 会示 通知・通道等	売了済み	(付加px//www.mhim.gb.g/stl/setiakumitsuste/bussa/barke ou_inyou_fryou_/shikakushinsai_00015.html) において規制の 切職化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (付加px://www.mhim.gb.jp/stl/setiakumitsuste/bussa/barke			
別表 1	137		厚生労働省	第4条第1項第5 号 第4条第1項第	る教員 (単務経験5年以上の 宮語聴覚士) の専任 宮語聴覚士学校養成所におけ	常駐専任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月 令和4年度	共通1	の発出又は発正	元丁済み	ou_inyou/inyou/shikakushinsei_(00015.html) において規制の 研媒化を行った。 会別5年3日 原生物製金HP			
別表1	138	宫廷既党士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	12 %	る事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	*	1 Д~ 3 Д	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(https://www.mhin.go.jp/stf/seisakuntsuite/bunya/karrk ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 明確化を行った。 令初5年3月、厚生労働省HP			
別表1	139	含語歷覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第4号	る教員 (医師等) の専任	常駐専任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(https://www.mhlm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk eu_iryou/iryou/jahikukushinsei_00015.html) において規制の 団際化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表1	140	宮廷際党士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第5 号	宮頭聴覚士学校長成所における教員 (単種経験5年以上の 宮頭聴覚士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	(https://www.mhlm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 関連化を行った。 かあち名3日 世生や眼中HP			
別表1	141	言語既党士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第3号	会議課業士学校長成所における教員(医師等)の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	TREE 7 + 3 月、原本プリ国際 IP (https://www.mbm.go.jp/stf/seisakuritsuite/burya/berk ou_iryou/ryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 研修化を行った。 ・ 4855年3月、原本学報告HP			
別表1	142	含語研覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第4号	会語研覚士学校長成所における教員 (単極経験5年以上の 会務研覧士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	TRED チェンド、原本の内閣をPC (https://www.mblm.go.jg/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_tryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 財産化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 1	143	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項4可	福床工学技士学校長成所にお ける教員 (医師等) の専任	常駐専任	1-4	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 時職化を行った。			
別表1	144	臨床工学技士学校養成所指定規 同	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項5号	塩床工学技士学校養成所にお ける教員 (単務経験5年以上 の塩床工学技士)の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/karik ou_iryou/iryou/shikakushinsei_60015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	145	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項12 号	臨床工学技士学校長成所にお ける事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 根確化を行った。			
別表1	146	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項4号	臨床工学技士学校養成所にお ける教員 (医師等) の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚立労働省HP (https://www.mhhugo.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/kank ou_inyou/inyou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	147	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項5号	臨床工学技士学校長成所にお ける教員 (単務経験5年以上 の臨床工学技士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	#	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbln.go.jg/stf/seisakunitsuite/bunya/benk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。		L	
別表1	148	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項4号	臨床工学技士学校養成所にお ける教員 (医師等) の専任	常駐等任	1-4	3-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mblm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	149	臨床工学技士学校養成所指定規 則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項5号	塩床工学技士学校長成所にお ける教員 (単務経験5年以上 の塩床工学技士) の専任	常駐専任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	中部5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhm.go.jo/stf/seisakunitsuite/bunya/serk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
_	_				i								·	proceeds 11 May			

						規制等の	現在	0.5%	見直し要否 見直し「君」かつ、現在	7 9.5 L 9.7		ナログ規制 点検対	見直しの状況 (※「未了」のもの			新たな見直し	能たなり直し型下路間の両由
(数)	No.	法令名	所管省庁名 文部科学省	条項 第4条第1項第-	規制等の内容概要 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	類型	Phase	Phase	見直しを要さずともデジタル 専門適合性が確保できている ことを確認者	時期 令和4年度	工程表常数等任一	見直しの概要 合示、通知・通過等	についてはいずれも 「新たな見直し先了 時期」を設定)	見直Lの内容 全和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhing.go.jg/stl/seisakunitsuite/bunya/kerik	見直し北了の理由	先了時期	他たな見楽し見り時期の様国
	150	義效误其士学校養成所指定規則	厚生労働省 文部科学省	等4条第1項第	る教員(医師又は異敗接具 士)の寄任 義敗装具士学校養成所におけ	常駐専任	1-4	3-2	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	元丁済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 開催化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mh/m.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunya/kerik			
別表 1	151	異效英具士学校養成所指定規則	厚生分開省 文部科学省	等 第4条第1項第	る教員 (単務経験5年以上の 義教装具士等) の専任 義教装具士学校養成所におけ	常駐寄任	1-4	3-2	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正	先了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 期極化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mb/m.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunya/kerik			
別表 1	152	義財装具士学校養成所指定規則	京本労働省 文部科学省	11号	る事務職員の専任 義教装員士学校養成所におけ	常駐寄任	1.4	3-2	*	1月~3月	共通1	の発出又は改正	元丁弄み	www.minus.goga.u/ www.minus.goga.u/ www.minus.goga.u/ www.minus.goga.u/ www.minus.goga.u/ www.minus.goga.goga.goga.goga.goga.goga.goga.gog			
別表 1		義赎误其士学校養成所指定規則	厚生労働省	9	る教員 (医師又は義殊英具 士) の専任 郵効毎貝士学校春成所におけ	常駐等任	1-4	3-2	*	1 月∼3 月	共通1	の発金又は改正	元丁済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 関議化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 1	154	義效英具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第 号	る教員 (単語経験5年以上の 義教装具士等) の専任	常駐等任	1-4	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(https://www.mhfm.go.jp/atf/seisakunitsuits/bunys/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 関係化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 1	155	義跌误其士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第一号	る教員 (医師又は義放装員 士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(https://www.mhfm.go.jp/atf/seisakunitsuits/bunys/kenk ou_iryou/ryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 関係化を行った。 令初5年3月、原生労働省HP			
39表 1	156	義敗英具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第 号	高教装具士学校長成所における教養 (単務経験5年以上の 高教装具士等)の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunys/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 開催化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
3(表 1	157	森科奥华士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	歯科衛生士学校長成所におけ る教員 (歯科医師) の専任	常駐寄任	1-4	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	(https://www.mhm.go.ju/stf/seisakunitsuita/bunya/kerik ou_inyou/inyou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 研修化を行った。 中刻5年3月、原生分階省HP			
別表 1	158	盛料衛生士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号の	生士) の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	(https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	159	盛料衛生士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号の	森科衛生士学校長成所におけ 3 る教員 (単務経験4年以上の 森科衛生士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	全和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerik ou_iryou/mpou/shisakushinsai_00015.html) において規制の 期間化を行った。			
別表 1	160	编科技工士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	歯科技工士学校養成所におけ る教員 (歯科医師又は歯科技 工士) の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/ryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 報節化を行う。			
39表 1	161	あん摩マツサージ指圧師、はり 師及びきゆう師に係る学校養成 絶紋認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	あん草マッサージ指圧師学校 養成所における学校又は養成 施設の長の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou_i/ripou/shisakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	162	あん摩マクサージ指圧師、はり 師及びまゆう師に係る学校養成 挽政認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	あん草マッサージ指圧師学校 養成所における教員の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunys/kenk ou_iryou/injou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 報節化を行う。			
別表 1	163	あん摩マクサージ指圧師、はり 師及びまゆう師に係る学校養成 挽紋郎定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第7号	あん摩マッサージ指圧師学校 長成所における教員の専任	常駐寄任	1-4	3-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	原確化を打った。 中和5年3月、度生労働省中 (https://www.mhfm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunys/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 配限をを行った。			
30表 1	164	あん草マクサージ指圧師、はり 師及びまゆう師に係る学校養成 施設認定規則	文部科学官 厚生労働省	第2条第17号	あん摩マッサージ指圧師学校 養成所における事務職員の専 任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/wank ou_iryou/ryou/shikakushinsei_00015.html) において規則の			
39表 1	165	意 通整 使 節 字 校 要 成 挽 股 指 定 規 則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	東道整度師学校長成所におけ る学校又は養成施設の長の専 任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	期端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
3(表 1	166	库道整夜鸽学校要成熟股损定规 則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	業運整復師学校養成所におけ る教員の専任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	明確化を行った。 令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mthm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunys/kenk ou_iryou/jn/sukskushinsoi_00015.html) において規制の			
30表 1	167	常道整夜師字校養成熟設指定規 III	文部科学省 原生労働省	第2条第7号	素道整度師学校長成所におけ る数目の寄任	常駐寄任	1-4	3-2	=	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	期間化を行った。 令和5年3月、原生労働省中 (https://www.mhfm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/pikiakuuhinsei_00015.html) において規制の			
別表 1	168	第道整夜師学校養成熟設指定規	文部科学省 厚生労働省	第2条第17号	業道整復師学校長成所におけ	常駐寄任	1-4	3-2	=	令和4年度 1月~3月	常駐専任一	会示、通知・通道等	売了済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhu.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
		No.			る事務職員の専任 浄化槽工事業者の営業所にお					1月~3月	共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等		ou_iryou/linyou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 期端化を行った。 「営業所に設置された浄化機設備上のテレワークの考え方につ いて」の一部改正について(令和5年5月25日付箇不確第57			
別表 1	227	净化槽法	国土交通省	第29条第1項	ける浄化槽設備士の設置	常駐寄任	2-2	3-1	*	1Я~3Я	共通1	の発出又は改正	元丁弄み	- 60号) により、営業所に設置された浄化権設備士につい て、営業所に完整・等任することは求めていない旨を明確化し た。 動物取扱責任者の選任要件資格について、都追行商等がより効			
別表 1	249	動物の炭膜及び管理に関する法 律	理境省	第22条第1項	動物を取り扱う事業所における動物取扱責任者の専任	常駐寄任	1-2	2-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	軍的に一幅下さんたのか専門資料となるよう、今配4年12月、 「動物の受護及び智調できる使用な22条第1 別に基づく動 物態の責任を受性受算について」(今配4年12月13日付開 日総発面2212132号)を発生し、関連契係の情報を都適府商 等へ提配した。 令和3年3月、「デジタル関係を禁まえた原棄物の結構及び落			
別表 1	251	廃棄物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第12条第8項	産業所棄物処理施設における 産業所棄物処理責任者の常駐	常駐寄任	1-1	3-1	¥	令和6年度 4月~6月	常駐等任一 環境省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	線に置うる途標等の適用にある解析の影響化等について(通 対) (今和5年3月31日付け需要過度解2303125年、開業 対象機能23033120円 の参加により、原業物的開放的過程な 等限に支援がないような開催を繋ずるなどその服務の差行の 最早間したた。「機能が振動性の大型で開かることと して影しまなない後を開催をした。 や85年3月、「アクタル原附を建まるた原業物の処理及び指 や85年3月、「アクタル原附を建まるた原業物の処理及び消			
3)表 1	252	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	環境省	第12条の2第8 項	産業廃棄物料理施設における 特別管理産業廃棄物管理責任 者の常駐	常駐寄任	1-1	3-1	*	令和6年度 4月~6月	常駐等任一 環境省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	部に押する途間等の適用に係る解析の場面を除っついて(通 別)(今前5年 月31日付け福祉発売2033115号、開館 場発第2033110号)の身出により、原業物効果般性の原正な 等率に大理がないような需要を終了るなどその服務の必要なな はったとない場合場所を出いて通常で実施することと して老したよない場合物理を上れ、 や部3年3月、「アンタル原料を加まえた原業物の処理及び消 や部3年3月、「アンタル原料を加まえた原業物の処理及び消			
別表 1	253	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第21条第1項	一般廃棄物処理施設及び産業 廃棄物処理施設における技術 管理者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和6年度 4月~6月	常駐専任一 環境省 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	郊に関する途標等の週間に係る解析の明確と考について (通 加) 」(令和5年3月31日付け環礁運免業2933125号、環境 規発第292333116号) の発出により、原棄物処理施設の適正な 管理に実施がないような措置を選するなどその職務の遂行の徹 返を期したとで、情報返債機器を用いて返落で実施することと して着しまえなが多年間をした。			
別表 2	10	再生医療等の安全性の確保等に 関する法律	厚生労働省	第43条第1項	特定細胞加工物の加工施設に おける管理者の設置	常駐等任	1-2	3-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakunitsuits/bunys/kenk ou_iryou/injou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 報節化を行う。			
別表 2	25	家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準	こども家庭庁	第29条第1項	小規模保育事業所A型における 保育士の常額	常駐専任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	労団ルルリンル。 や和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 協)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で開車を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である旨知確をした。			
別表 2	27	家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準	こども家庭庁	第31条第1項	小規模保育事業所B型における 保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通過等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル原門を加まえた児童福祉行政 の規制等の見重しについて」(令和5年4月28日付等搭連 前)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で規率を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である批判機化した。			
別表 2	29	家庭的保育事業等の設備及び運 常に関する基準	こども家庭庁	第34条第1項	小規模保育事業所C型における 家庭的保育者の常盤	常駐寄任	1-3	2-3	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規則等の見重しについて」(参和5年4月28日7等所連 前のの会により、配基基金を受けるたか、記符を規略を 離れることや、Web会議サービス等を返用して会議等に参加 することが可能である始初率化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政			
別表 2	31	家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準	こども家庭庁	第44条第1項	保育所型事業所内保育事業所 における保育士の常数	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 協)の発出により、影響基準を遵守した上で、研修等で開場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である契明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政			
別表 2	33	家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準	こども家庭庁	第47条第1項	小規模型事業所内保育事業所 における保育従事者の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	告示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 協)の発出により、影響基準を避予した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル復則を踏まえた児童福祉行政			
別表 2	144	児童福祉生物行規則	こども家庭庁	第1条の7第1号	地域子育で支援拠点事業にお ける知識・経験を有する者の 常駐	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	表示、通知・通過等 の発出又は改正	2734	の規制等の見直しについて」(令包5年4月28日付事務連 協)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で開場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル復則を踏まえた児童福祉行政			
別表 2	146	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の8第1 項	児童自立生活援助事業所にお ける①指導員及び②管理者の 常駐	常駐寄任	①1-3 ②1-3	①2-3 ②2-3	*	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 協)の発出により、影響基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政			
別表 2	199	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第17条第1項	第二種助産施設における助産 師の常粒	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等務連 協)の典により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービで等を選用して会議等に参加 することが可能である股間等をした。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童機社行政			
別表 2	200	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における看護師の常祉	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 額)の発血により、配置基準を遵守した上で、研修等で規率を 離れることや、Web協能サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である各明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童線祉行政			
別表 2	201	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児酸における個別対応職員 の常数	常駐専任	1-3	2-3	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 筋)の発血により、配置基準を遵守した上で、研修等で規準を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である経明確化した。			
別表 2	202	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	見見数における家庭女優専門 相談員の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見重しについて」(参和5年4月28日行事務連 納)の会出により、配基基本参与したたっ、批研や環境を 離れることや、Web会議等・ビス等を派用して会議等に参加 することが可能である設可確化した。			
別表 2	203	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における栄養士の常祉	常駐等任	1-3	2-3	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 筋)の発血により、配置基準を遵守した上で、研修等で規準を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である経明確化した。			
別表 2	204	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における調理員の常祉	常駐寄任	2-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	克丁弄み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見重しについて」(令和5年4月28日行等務連 納)の発出により、配基基準を受けるたか、研制等で規略を 離れることや、Web会議サービス等を派用して会議等に参加 することが可能である設可確化した。			
別表 2	205	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第3項	乳児酸における心理療法担当 組員の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	合示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	TRD3キャリASDL、「アンクルの別で無点とて光度機能[13 の発展等の見まこついて](今初5年4月28日付券所達 場)の発生により、配置基準を遵守したよで、研修等で現場を 離れることや、Web会接サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である契引機化した。			

						,				7	項目のア	ナログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	206	所管電庁名	44	規制等の内容概要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「四」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列遣合性が確保できている ことを確認者	見直し先了	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余子の現由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 2	206	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第6項	乳児院における最接続の常祉	常駐寄任	1-3	2-3	- 32.6 GZ(3)	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党である	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童階社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 絡)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で規率を 離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である管理等をした。			
別表 2	207	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第21条第7項	乳児院における保育士の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 場)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることか、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である旨明確化した。			
別表 2	208	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる 乳児院における看護師の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童媒社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事形達 納)の発出により、犯罪基準を遵守した上に、研修等で規準を 離れることが、Web会議サービスを採用して会議等に参加 することが可能である論句確化した。			
別表 2	209	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる 乳児院における原庭支援専門 相談員の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	¥	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童職長行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等再覧 助)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修すて規率を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である容別報念した。 や別を当まります。			
別表 2	210	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる 乳児院における調理員又はこ れに代わるべき者の常数	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和3年4月28日、「アンタル原列等を加まえた児童福祉力が の発展等の見重しについて」(今前5年4月28日1付等務選 係)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修等で規導を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能のある協同能化した。 令和5年4月28日、「アンタル原列等加まえた児童福祉行政			
別表 2	211	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援無数における母 子支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁涛み	市和3年4月26日、「アンタル原内的を組まえた完集機能打成 の発展所の見返により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能かる分容明能化した。 令和5年4月28日、「デジタル原列を加まえた児童福祉行政			
別表 2	212	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援無数における少 年を指導する職員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 絡)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会報サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である名前研修化した。 令和5年4月28日、「デジタル提門を加まえた世際報酬付款			
別表 2	213	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援施設における調 理員又はこれに代わるべき者 の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 納)の央出により、配置基準を遵守した上で、研修等で規準を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である協引機をした。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政			
別表 2	214	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第27条第2項	母子生活支援無数における心 理療法担当職員の常覧	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 納)の発出により、配算基準を遵守した上で、研修等で規準を 離れることや、Webの高サービス等を追用して会議等に参加 することが可能である設留機をした。 令和5年4月28日、「デジタル限削を踏まえた児童報社行政			
別表 2	215	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第27条第4項	母子生活支援施設における個 別対応職員の常勉	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 絡)の発出により、配算基準を遵守した上で、研修等で規事を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である貨用機をした。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童媒社行政			
別表 2	216	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第33条第1項		常駐寄任	1-3	2-3	#	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 結)の発出により、配算基準を遵守した上で、研修等で規準を 離れることや、Webの高サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である資料等化した。 令和5年4月28日、「デジタル規則を踏まえた児童階社行政			
別表 2	218	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第38条第1項	児童厚生施設における児童の 遊びを指導する各の常数	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	の規制等の見直しについて」(全和5年4月28日付等務連 総)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修等で規模を 離れることが、Web会議サービスを実施して会議等に参加 することが可能である設可確化した。 全和5年4月28日、「デジタル規制を加まえた配置を提供行政 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
別表 2	219	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における児童指導員の常能	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の規制等の見面しについて」(令目5年4月28日7事務連 制・向発出により、配置基準を遵守した上で、研修予で開発 離れることや、Web会議サービス乗を派用して会議等に参加 することが可能である沿着階級した。 令和5年4月28日、『デジタル原則を踏まえた児童様社庁改 の規制等の原因とについて」(令記5年4月28日7事務連			
別表 2	220	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における保育士 の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	の物物が充品によいに」(YRE3キャ月20日刊等等で 場)の発生により、配業基準を受けたまで、研予で現場を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である容容等をした。 や和5年4月28日、デジタル原則を加まえた児童媒社行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付着搭通			
別表 2	221	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における個別対 応職員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	7の例のサルビニリ、配業基準を遵守した上で、研修等で規模を 離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である協同機能した。 の和5年4月28日、「デジタル原列を加えた児童職社行政 の規則等の見直しについて」(今和5年4月28日付券務連			
別表 2	222	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における家庭女 接等門相談員の常塾	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	7の例のサルビニンでは、「NEW 27 AD			
別表 2	223	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における栄養士 の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	場)の発生になり、配置基準を遵守した上で、研修やで規導を 離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である旨知機をした。 の和5年4月28日、「デジタル規則を加まえた児童職社行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付券務連			
別表 2	225	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	こども家庭庁	第42条第1項	乳児が入所している児童養護 施設における看護師の常駐 児童養護施設における心理療	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月 令和4年度	常駐専任一 共通1 常駐専任一	会示、通知・通道等 の発出又は改正 会示、通知・通道等	党で済み	稿)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会裁サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である契明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童媒社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連			
別表 2	226	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	こども家庭庁	第42条第3項	法担当職員の常祉 児童養護施設における職業指	常駐寄任	1-3	2-3	*	1月~3月	共通1	の発出又は改正	党丁済み	語)の発生により、配置基準を遵守したとで、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である貨物能化した。 令和5年4月28日、「デジタル原用や加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務差			
別表 2	250	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	こども家庭庁	第42条第5項 第73条第1項	導員の常駐 売量の理治療施設における医	常駐専任	1-3	2-3	*	1月~3月	共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等	見丁済み 見丁済み	語)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である皆可能化した。 令和5年4月28日(デジタル原則や加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連			
別表2	251	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	ことも家庭庁	第73条第1項	師の常祉 児童心理治療施設における心	常駐等任	1-3	2-3	*	1月~3月	共通1 常駐等任一	の発出又は改正	先丁済み	稿)の発生により、配置基準を遵守したとで、研修等で現場を 銀れることや、Wsb会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能かある管理等とした。 や和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等形理 級)の発出により、配置基準を受けたよど、近時で現場を			
別表2	252	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	ことも家庭庁	第73条第1項	理療法担当職員の常駐 児童心理治療施設における児	常駐等任	1-3	2-3	*	1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 合示、通知・通道等	売了済み	99)の残血により、配血金を水位でにたり、前呼がで物物を 群れることが可能である管理部化した。 令和5年4月28日、「デクタル原則を加まえた児童総付行政 の規制等の見直について」(令和5年4月28日付書務連 動)の発出により、配置基準を通守したよで、研修をで規率を			
別表2	253	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	こども家庭庁	第73条第1項	量指導員の常駐 児童心理治療施設における保	常駐等任	1-3	2-3		1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	党で済み	場のカスエムを、、地面会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である絵明様化した。 令和5年4月28日、「デクタル原則を加まえた児童様柱行政 の規制等の見直にじついて」(令和5年4月28日付書務連 級)の発出により、配置基準を通守した上で、研修等で規導を			
別表2	254	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に	こども家庭庁	第73条第1項	育士の常駐 児童心理治療施設における者	常駐専任	1.3	2-3		1月∼3月	京通1	の発出又は改正 合示、通知・通道等	党丁済み	離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である契明確化した。 令和5年4月28日、『アジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて』(令和5年4月28日付事務連 続)の発金により、影響基準を遵守した上で、受渉等で現場を			
別表 2	255	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に 	こども家庭庁	第73条第1項	接跡の常駐 児童心理治療施設における個	常駐寄任	1-3	2-3	#	1月~3月	京通1	の発出又は改正	見了済み	離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である各利機をした。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日行事務連 施)の発出により、配類基準を遵守した上で、研修等で現場を			
別表 2	256	関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	別対応報貨の常数 児童心理治療施設における家 庇女技専門知談員の常数	常駐専任	1-3	2-3	*	1月~3月 令和4年度 1月~3月	共通1 常駐等任一 共通1	の発出又は改正 合示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である旨可用催化した。 令和5年4月28日、ビアタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等務連 练)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を			
別表2	257	用する金本 児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	民工仮等门知取員が高祖 児童心理治療施設における栄 養士の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	1月~3月 仓和4年度 1月~3月	京航事任- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	離れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、『アクタル原則を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて』(令和5年4月28日付等務連 絡)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を			
別表 2	259	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における児 童自立支援専門員の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	線れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である3分間能化した。 や和5年4月28日、「デジタル原則や加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付書務連 絡)の発血により、記事業事を遵守したとで、研修等で規導を 報れることや、Web会議サービスを採用して会議等に参加			
別表2	260	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第1項		常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	原れることや、Web会議サービス等を当用して発情等に参加 することが可能である貨用能化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見重しについて」(今和5年4月28日付着形理 前)の発出により、配置基準を遵守した上で、同様等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加			
別表 2	261	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における個 別対応職員の常祉	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を超まえた児童福祉行政 の規制等の見面しについて」(令和5年4月28日付事務連 前)の発金により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 類れることや、Web会議サービス等を採用して会議等に参加			
別表 2	262	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における家 庇支援専門指談員の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	することが可能である旨明確化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を期まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付等務連 稿)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修可限場を 離れることや、Web金属サービス等を採用して金属等に参加			
別表2	263	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における栄 養士の常粧	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	することが可能である管理確化した。 令和5年4月28日、「デクタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直について」(令和5年4月28日付事務連 動)の発生により、配置基準を遵守した上で、研修等で規率を 離れることや、Wwb会議サービス等を採用して会議等に参加			
別表2	265	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第3項	児童自立支援無数における心 理療法担当職員の常数	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	することが可能である管理機化した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童様状行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 動)の発生により、配業基準を遵守した上で、研修等で規模を 離れることや、Wwb会議サービス等を採用して会議等に参加			
別表 2	266	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第80条第5項	児童自立支援施設における職 単指導員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	することが可能である独明等化した。 令和5年4月28日、「マシル原則を加まえた児童様は行政 の機関等の原因にロンマブ」(今部5年4月28日付事務連 納)の発出により、記載基準を遵守した上で、研修等で開業を 都れることや、Wac会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である各等研密化した。			
別表 2	267	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第88条の3第1 項	児童家庭女優センターにおけ る女優を担当する職員の常駐	常駐等任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日行事務連 制)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を返用して会議等に参加			
_		1		1	1	ı——	ı		1	ı	ı	<u> </u>	l	することが可能である旨明確化した。		1	

										7	項目のア	ナログ規制 点検:		1ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管官庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 関型	现在 Phase	見面像 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列適合性が確保できている	見直し先了	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見面しの内容	見直し北丁の理由	新たな見直し 売了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 2	268	児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	こども家庭庁	第94条第1項	保育所における保育士と同等 の知識及び経験を有すると認 める者の常駐	常駐等任	1-3	2-3	ことを確認力 要	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党である	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童場社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 納)の発出により、配算基準を遵守した上で、研修等で規率を 離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加 することが可能である貨用等をした。			
別表 2	285	民間あっせん機関による養子様 組のあっせんに係る児童の保護 等に関する法律	こども家庭庁	第36条第1項	養子縁起あっせんを行う事業 所における責任者の専任	常駐専任	14	3-2	×	令和5年度 4月~9月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童場社行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付着務連 納)の発生により、美子類似のあっせんに第る業務を摂正に実 勢できる範囲かであれば、美子類似あっせんを行う事業所にお ける責任者の業務をすることが可能であるお判断化した。			
別表 2	288	高気圧作素安全衛生規則	厚生労働省	第10条第1項	高圧室内作業における高圧室 内作業主任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年2月、「デジタル展別に関らした規制の一核見面して ランルビデジタル展別を着またカアタログ解制の見直に保急 工程機を書まえれが同ドロ・ロバ、6m5 年2月22日付 第四計号0222第1号基安安発0222第1号基安労発0222第1 号基安定発0223第3号)を発出し、作業主任者が観路を行う 場所の考えが参与相談にた。			
別表 2	289	電腦放射線障害的止規則	厚生労働省	第46条第1項	管理区域におけるエックス線 作業主任者の常数	常駐専任	1-1	2-1	¥	令和4年度 1月~3月	常駐募任一 厚生労働省 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和5年2月、「デジタル提問に関らした規制の一項共画して ラン及びデジタル原則を請まえたアナログ規制の見直に保急 工程報金額まえれが同じついて」(参加5年2月22日付 基定計算0222第1号。基定受例0222第1号。基定労例0222第1号。 引基定に例0222第3号)を発出し、分集主任者が観測を行う 場所の考えが多年期にした。			
別表 2	290	電腦放射線障害的止視則	厚生労働省	第52条の2第1 項	管理区域におけるガンマ経過 通写真撮影作業主任者の常駐	常駐等任	1-1	2-1	7	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	場所の考えが今を明明にした。 中部5年年月、「デアタル長期に関らした規制の一核見面して ラン及びデジタル規則を離まえたアテログ規制の見直しに係る 工程表を築まえた対応等について」(中記5年2月22日付 基定件例の222第1号、基定学例の222第1号、基定学例の222第1号、 場上を使り222第3号)を発出し、作業主任者が観路を行う 場所の考えが毎年期にした。			
別表 2	296	調理師法施行規則	厚生労働省	第6条第2号	調理師養成施設における施設 長の専任	常駐等任	1-4	2-4	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	他のロッスノフラミリロにした。 令和5年4月、厚生労働省HP (https://www.thfim.go.jp/stf/newpage_11843.html) にお いて規制の明確化を行った。			
別表 2	428	母子保健生物行規則	こども家庭庁	第7条の4第2号	産後ケア事業における助産 師、保健師又は看援師の常覧	常駐等任	1-3	2-3	W	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(今和5年4月28日付等形達 稿)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 報れることが、Web会議サービス等を採用して会議等に参加 することが可能である治明能化した。			
別表 2	429	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第1号	臨床研究中核病院における医 師又は歯科医師の人員配置標 選	常駐等任	1-3	3-2	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk pu_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 2	430	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1 項第2号	臨床研究中核病院における薬 剤師の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	期端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mblm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunys/kenk ou_tryou/mbkakushinaoi_00015.html) において規制の			
別番 2	431	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1	臨床研究中核病院における看	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度	常駐専任一	会示、通知・通道等	先了済み	明確化を行った。 令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
				項第3号	接跡の人員配置標準				· ·	1 Д~ 3 Д	共通1	の発金又は改正	70,700	ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 期輩企を行った。 令和5年5月、厚生労働省HP			
別表 2	432	医療法	厚生労働省	第10条第1項	病院等における管理者の選任	常駐等任	1-3	2-3	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	(https://www.mhhm.go.jc/stf/ssiakunitas/bunys/hark ou_iryou/spikakusishinsei_(00015.html) において、原則 として服務所向や数であり、例外的に勤務所都中に指肢原 機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。 令和5年5月、原生労働当伊			
別表 2	433	医療法	厚生労働省	第10条の2第1 項	特定機能病院における管理者 の選任	常駐寄任	1-3	2-3	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	完了弄み	(https://www.mhfm.go.jp/stf/seisakuntsuits/bunya/kark ou_iyyou/iyyou/shikakuntsissi_00015.html) において、原則 として勤務時間中年勤であり、例外的に勤務時間中に当該原除 機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
別表 2	434	医療法	厚生労働省	#11	助産所における管理者の選任	常駐寄任	1-3	2-3	W	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令初5年5月、原生労働省HP (https://www.mbhs.go.jo/stf/seisakunitsuite/burya/kark ou_jyou/myou/hiskakushinsuite/burya/kark として敬務研究中本歌であり、例外的に勤務研鑽中に当該民務 顧問を載れることを切げるものではないことを明確化した。			
別表 2	435	医療土	厚生労働省	第21条第1項第 1号	(病院における医師等の人員配 蓄標項	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbingo.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou_iryou_shikakushinsei_00015.html) において規制の 報酬をを行った。			
別表 2	436	医療法	厚生労働省	第21条第2項第 1号	「療養病法を有する診療所にお ける医師等の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	W	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令犯5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 2	437	医療生	厚生労働省	第22条の2第1 項第1号	特定機能病院における医師、 歯科医師、薬剤師、看護師の	常駐専任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	顕確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhw.go.jp/stf/seisakunitssite/bunya/kerk ou_tryou/inhakukushinaei_00015.html) において規制の			
別表2	_			項第1号 第22条の3第1	人员配置標準 毎年研収中経済時における年				_	1月~3月	京相1	の何以又は収止		明確化を行った。 令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
別表 2	438	医療法	厚生労働省	項第1号	師、歯科医師、薬剤師、看護 師の人員配置標準	常駐等任	1-3	3-2	*	1月~3月	共通1	の発出又は改正	元丁済み	ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 研媒化を行った。 会別5年3日 原生物輸出中			
別表 2	439	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第1項第 1号	(病院における医師の人員配置 標準	常駐寄任	1-3	3-2	*	1月~3月	共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	(https://www.mhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 開催化を行った。 ・ 例35年3月、原生外報告HP			
別表 2	440	医療法施行規則	厚生分削省	第19条第1項第 2号	病院における歯科医師の人員 配置標準	常駐等任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunys/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 2	441	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第 1号	(病院等における薬剤師の人員 配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhis.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shkakushinsei_00015.html) において規制の 報酬をを行った。			
別表 2	442	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第 2号	(病院等における看護師及び准 看護師の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html)において規制の			
別表 2	443	医療出物行規則	厚生労働省	第19条第2項第	(病院等における看護補助者の 人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	即確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhin.go.jp/stf/seisakunitssite/bunya/kark ou_iryou/jnkakushinsoi_00015.html) において規制の			
別表 2	444	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第	病院等における栄養士の人員	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度	常駐専任一	会示、通知・通道等	党丁済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhw.do.ip/stf/seisakunitsuite/bunva/kenk			
別表 2	ME	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第3項第	配置標準 (病院等に 2:ける診療放射線技	常駐寄任	1-3	3-2	*	1月~3月	共通 1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	見了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 研能化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/kerk			
				第19条第3項第	師等の人員配置標準 (病院等における理学療法士及					1月~3月	共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等		ou_iryou/iryou/jshikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
別表 2	446	医療法施行規則	厚生労働省	29	び作業療法士の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	*	1月~3月	共通1	の発金又は改正	党丁済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	447	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1 項第1号	人员配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/jahkkakushinsei_00015.html) において規制の 関係化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	448	医療法施行規則	厚生分割省	第22条の2第1 項第2号	特定機能病院における歯科医 師の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 2	449	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1 項第3号	特定機能病院における薬剤師 の人員配置標準	常駐等任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/konk ou_iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 販売化を行った。			
別表 2	450	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1 項第4号	特定機能病院における最護師 及び准者護師の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	W	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚な労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bumya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 可能企を行った。			
別表 2	451	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1 項第5号	特定機能病院における管理栄 養士の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 2	452	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1	特定機能病院における診療故 射線技師、事務員の人員配置	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度	常駐専任一	会示、通知・通道等	見て済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mh/m.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
別表 2	455	保健師助産師看護師学校養成所	文部科学省	項第6号 第2条第4号	標準 保健師学校養成所における教	常駐事任	14	3-2		1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等	27.99	ou_iryou/iryou/ahikakushinsei_00015.html) に25いて規制の 開催化を行った。 や和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbm.go.jp/stf/seisakunitseite/bunya/kenk			
		指定規則	厚生労働省		員の専任				*	1 Д~ 3 Д	共通1	の発金又は改正		ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 関端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	456	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第10号	保健師学校養成所における事 務職員の専任	常駐寄任	1.4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/jshikukushinsai_00015.html) において規制の 開催化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	457	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第4号	助産師学校養成所における教 員の専任	常駐等任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	(https://www.mhhs.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 2	458	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第10号	助産師学校養成所における事 務職員の専任	常駐寄任	1.4	3-2	w	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfmgo.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) に25いて規制の 研稿化を行った。			
別表 2	459	保健師助座師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第4 号	毎接師字校養成所における教 長 (看援師) の専任	常駐寄任	1.4	3-2	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	2734	令初5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhs.go.jp/stl/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 2	460	保健師助座師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第 10号	看護師学校養成所における事 務職員の専任	常駐寄任	1.4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁弄み	期端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/jnhkakunihinsui_00015.html) において規制の			
別表 2	461	保健師助定師看護師学校養成所	文部科学省	第4条第2項第4	看護師学校養成所における数	常駐寄任	14	3-2	*	令和4年度	常駐専任一	会示、通知・通道等	売了済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk			
		指定規則 保健師助產師看護師学校養成所	厚生労働省 文部科学省	明4条第2項第	長 (最護師) の専任 最護師学校養成所における事					1月~3月	共通1 常駐専任一	の発出又は改正 会示、通知・通道等		ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 期面化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbm.go.jp/stf/seisakunitseite/bunya/kerk			
別表 2	462	指定規則	厚生労働省	10-9	務職員の専任	常駐等任	1.4	3-2	×	1月~3月	共通1	の発出又は改正	売了済み	ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 関端化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	463	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第4 号	員 (看護師) の専任	常駐等任	1.4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	背示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	(https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 関策化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP			
別表 2	464	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第 10号	看護師学校養成所における事 務職員の専任	常駐等任	1.4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	(https://www.mhingo.jp/stf/seisekunitsuite/bunya/benk ou_inyou/inyou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			

		,		,						7	項目のア	ナログ規制 点検		1ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管官庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、実在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見高し北丁の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の確由
別表 2	465	保健師助產師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第5条第4号	准程援師学校養成所における 教員の専任	常駐寄任	1-4	3-2	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	2734	令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunye/kenk ou_iryou/inyou/shkakushinsei_60015.html) において規制の 制能化を行った。			
別表 2	466	保健師助産師看護師学校養成所 指定規則	文部科学省 厚生労働省	第5条第10号	准長援師学校養成所における 事務職員の寄任	常駐寄任	1-4	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
別表 2	627	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律	国土交通省	第46条第1項第	登録建築物エネルギー消費性 板利定機関における管理者の 事件	常駐専任	1-2	3-1	=	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	明確化を行った。 HPにて公開している令和元年度改正建築物省エネ法に関する 質疑応答集(令和3年3月)において、管理者の差勝や同一事 単所内でのかの職務との業務が許容されることを明らかにして			
新規	17	有機容利中毒子防規則	厚生労働省	第19条第2項	専技 有機器割作業における有機器 割作業主任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	¥	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	いる。 や和5年2月、「デジタル原則に前らした規制の一級見直しア ラン及びデジタル原則を前まえたプラログ機制の別直しに係る 工程を参加まえたが応等について」(※和5年2月22日付け 高型計争の22221 日本医学的222221 日本医学物222221 日 男。基定化例の222第3号)を発出し、作業主任者が顕極を行う 場所の考えが参与相談にした。 場所の考えが多年3月にデジタル原則に関らした機制の一級見直しア			
新規	20	将定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第27条第1項	特定化学物質作業における特 定化学物質作業主任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	ラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る 工程表を置まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 基安計例0222第1号基安安例0222第1号基安分例0222第1 号基安化例0222第3号)を発出し、作業立任者が顕振を行う 場所の考え方等を明確にした。			
新規	21	<u><u><u></u><u></u> <u></u> <u></u> </u></u>	厚生労働省	第33条第1項	創作単における創作単念任者 の常数	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐募任一 厚生労働省 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	完了男子	令和5年2月、「デジタル原則に関らした機制の一飛見直して フン及びデジタル原列を結束えたアチログ原制の見直しに係る 工程表を指まえた対応所について」(今和5年2月22日付け 基安計会位222第1年基定等向2222第1年基定労免2222第1 月、基定化角位222第3号)を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の考えが毎年期間にした。			
莊規	22	四アルマル似中毒子防規則	厚生労働省	M14&M14	四アルキル盤等作業における 四アルキル盤等作業主任者の 水鞋	常駐寄任	1-1	2-1	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報名年2月、「デジタル原則に関心した規制の一核原国しず シン型化デジタル原列を重まえたアリの規制の原因に対 に関係を選まえた対応等について」(今期5年2月22日付け 基定計算の222第1号。基定計算の222第1号。基定計算の222第1号。 基定計算の222第3号)を発出し、停業止省者が顕常を行う 場所の東入庁等を開催した。 中間5年2月、デアジル原則に関心した規制の一核原国しず			
新規	23	石師陳客子於規則	厚生労働省	#19III	石錦作業における石錦作業主 任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	貴京、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	市和コキュバ、1アンフルの前川、田の上に成前の一部共産し、 シン型ビデジルが開発しままえた。700 (季報)を見返した係る 工程兼を譲まえた対応等について」(今報5年2月22日付1 第三年後の222日 3 美工学典の222日 3 美工学典の222日 3 毎日の222日 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3			
新規	24	労働安全衛生規則	厚生労働省	第314条第1項	ガス溶接作用におけるガス溶 接作果主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	タン及びデジタル原列を踏まえたアナログ規制の見直しに係る 工程接を譲まえた対応等について」(金和5年2月22日付1 返出時後222至19年3至実例222回19年3至分例222回19年3年3年3日第25分の第22回3日)を発生し、伊果主任者が服務を行う場所の考入が等を明確にした。 金和5年2月、「デジタル原則に関らした規制の一核児直しア			
新規	25	労働安全衛生規則	厚生労働省	第428条第1項	はい作用におけるはい作用主 任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ラン及びデジタル原則を加まえたアナログ解析の見直しに係る 圧裂表を加まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 基安計例の222第1号。基安学例の222第1号。基安学例の222第1 号、基安化例の222第3号。を発出し、作業主任者が服務を行う 場所の考えが寄生物様にした。 令知5年2月、デジタル原則に関るした解析の一位号直しず			
新規	26	労働安全衛生規則	厚生分類省	第450条第1項	船内荷役作業における船内荷 役作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	市和コモノバ、1アグラル申加に関係して活動が一個共産した シスピデジタルで発射の発達と大力が開始の発達した条 工程表を重まえた対応等について」(今報5年2月22日付 製工件会の222日、9 基定学会の222日 9 基定化免0222第3号)を発生し、伊東立任金が観発を行う 場所の422年スプラを可能した。 毎85年2月、7年を可能した。			
新規	27	ポイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第24条第1項	ポイラー取扱作業におけるポ イラー取扱作業主任者の常駐	常駐寄任	2-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	タン及びデジタル限制を踏まえたアテログ規制の見直しに係る 工程表を踏まえた対応等について」(今和5年2月22日付は 高安計会の222年3年) 名英安会の2222年1年 英田今県の2222年1 号、基安化例(222第3号) を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の表え方等を明確にした。 令和5年2月、「デジタル限制に関らした規制の一規見直しず			
新規	28	ポイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第62条第1項	第一種圧力容器取扱作業にお ける第一種圧力容器取扱作業 主任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ラン及びデジタル原列を踏まえたアナログ解制の見直しに係る 工程接を譲まえた対応等について」(今前5年2月22日付1 返出時金222年1年3年2年9日22年1日、基定分例の222年1日、基定分の222年3日、本日本公司の222年3日、基定分の222年3日、基定公司の222年3日、 選所の考え方等を明確にした。			
新規	29	労働安全衛生規則	厚生労働省	第129条第1項	木材加工用機械作業における 木材加工用機械作業主任者の 常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	ラン及びデジタル原則を超まえたアテログ解制の見返しに係る を開きた対抗等について」(今和5年2月22日付け 基度計例な222第19、基度学例の222第1号。基定号列の222第1 号、基でル例の222第3号)を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の考えが等を明確にした。 令和5年2月、デジタル原則に関らした規制の一規見返しプ			
新規	30	労働安全衛生規則	厚生労働省	第133条第1項	プレス機械作業におけるプレス機械作業主任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐募任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	2734	ラン及びデジタル原則を重まえたアテログ解制の見返しに保る 圧裂を編まえた対応等について」(今和5年2月22日付け 基定計例の222第1号。基定学例の222第1号。基定分例の222第1 号、基定外例の222第3号。を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の考え入等を可能にした。 仲和5年2月、「デジタル原則に謂らした規制の一規見返しア			
茶規	31	労働安全衛生規則	厚生労働省	第297条第1項	影嫌設備作業における影嫌設 備作業主任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ラン及びデジタル原則を重まえたファログ発制の見直 Lに収る 圧裂を需まえた対応等について」(今和5年2月22日付け 基定計例の222第1号。基定学例の222第1号。基定号列の222第1号 号、基定に例位222第3号。を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の考え入等を可能にした。 令和5年2月、「デジタル原則に謂らした規制の一規見直しプ			
新規	32	労働安全衛生規則	厚生労働省	第321条の3第 1項	コンクリート破砕器作業にお けるコンクリート破砕器作業 主任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	タン及びデジタル原則を含まえたアタロダ解制の見直しに係る 工務表を指まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 基安計会位222年1号基安学典位222年1号基安学典位222年 号基安氏会位222年3号)を発出し、伊第広任者が顕然を行う 場所の考え方等を解説した。 令和3年2月 「デジタル原則に関らした規制の一項児直しア			
新規	33	酸素欠乏症等防止规则	厚生労働省	第11条第1項	販素欠正危険作業における販 素欠正危険作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	ラン及びデジタル原則を重まえたアナログ解析の見直しに収る 配表を需まえた対応等について」(今和5年2月22日付け 基定計例の222第1号。基定学例の222第1号。基定号列の222第1号 号、基定公局の222第3号。を発出し、作業主任者が職務を行う 場所の考え大等を明確にした。 令和5年2月、「デジタル原則に謂らした規制の一項見直しプ			
新規	34	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の126 第1項	林墨嶽線作圏における林墨嶽 線作圏主任者の常覧	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	タンカビデジタル原則を始まえたアタロダ係的の見直しに係る 工務会を加まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 高安庁侍位222日、日本医学内位222日、日本医学内位222日 日本医学内位222日、日本医学内位222日 日本医学内位222日、日本医学内位222日 日本医学内では、日本医学内では、日本医学内では 一個15年2日、「デジタル原列に関らした規制の一様見直しに学 シンをグデジタル原列を始まえたアップ解的の見直しに呼			
新規	35	労働安全衛生規則	厚生労働省	第246条第1項	型粋支保工の組立て等作業に おける型枠支保工の組立て等 作業主任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	ップルファクル原則を加まれたアチロフ解的の発出に応称 正規係を確まえた対応等について「6655 年2月22日付け 高史特の222第1 号。基定学の222第1 号。基定学の222第1 号。基定分の222第3 号。基定分の222第3 号。基定公の222第3 号。基定公の222第1 号。基定分の222第1 号。基定分の222第1 号。基定分の222第1 号。基定分の222 号。基定分の222 号。基定分の222 号。基定分の222 号。			
新規	36	労働安全衛生規則	厚生労働省	第359条第1項	地山の護刑作業における地山 の護刑作業主任者の常数	常駐専任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	フツルウンアグル原則を加まれたアチロフ解的の発血に係る 圧縮を指すえた対応等について「6955 年2月22日付 基定件例の222番1 号 基定学例の222番1 号 基定学例の222番1 場面で第22万等を明細にした。 ・			
新規	37	労働安全衛生規則	厚生労働省	第374条第1項	上の支保工作業主任者の常祉	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ラン茂ビデジルル原列を加まえたアナログ解制の見直に集合 工程発を確認よる北京所でいない。(中部5 年2月22日付け 高安計会の222第1 号。基安学会の222第1 号。基安学会の222第1 号。基安公会の222第3 号。基安公会の222第3 号。基安公会の222第3 号。基安公会の222第1 号。基安公会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司会公司			
新規	38	労働安全衛生規則	厚生労働省	第383条の2第 1項	者の常社	常駐寄任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	フンルカンアグル原則を加まれたアチロフ解的の発血に係る 工程を参加またが約5階について「6965 年2月22日付け 基定件例222第1 号 基定学例222第1 号 基定学例222第1 場面で第223 号 5 条型に、作業主任者が顕著を行う 場所の第2.万等を明確にした。 令和3年2月、「デジタル原則に関立した規制の一項児園レア シンカガデシタル間を創まれたアナログ解制の現立に係る			
新規	39	労働安全衛生規則	厚生労働省	第383条の4第 1項	ずい道等の機工作業における ずい道等の機工作業金任者の 常数	常駐寄任	1-1	2-1	#	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	正発表を指まえた対応等について」(令前5年2月22日付け 基安計会の222第1号。基安安長0222第1号。基安分会の222第1号 号基安化会の222第3号。全発し、作業主任者が選邦を行う 選所のきえ方等を明確にした。 令和5年2月、デジタル規則に関うした規制の一規見直しア シン及びデジタル規則を加きたカアサログ制制の可能上に係る			
莊規	40	労働安全衛生規則	厚生労働省	第403条第1項	者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	フグ成シアンタル原的で加まえたジアメリン所向の大阪にし、味る 圧硬を重要まえたが同じついて) (6855年2月22日付け 基定件例222第1号。基定学の222第1号。基定分の服務を行う 進死の第223第1号)を発出し、作業を完めて38億年7日 地所の考えが等を明確にした。 令和3年2月、「デンタル原則に何らした解析の一核児鹿しア シスカデテンタルデリンを対象が表示されてが解析の見渡して発 シスカデテンタルデリンを対象がある。			
莊規	41	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の4第 1項	建築物等の教骨の組立て等作 層における建築物等の飲骨の 組立て等作業主任者の常駐	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1 常駐事任一	食み、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	正程表を指まえた対応等について」(令前5年2月22日付1 第安計会の22第1 号基安安発の222第1 号基安化分の222第1 号基安化免位222第3号)を発出し、作業主任者が選邦を行う 選所のきえ方等を明確にした。 令和5年2月、デジタル規則に関うした規制の一規見直して シスタデジタル規則を加まるたプテログ制制の可能上に係る			
新規	42	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の8第 1項	顕情架設等作業における顕情 架設等作業主任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	厚生労働省	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	工程表を期まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 基定計像の22第1号。基定学の222第1号。基定学の222第2号。 高差で後の223第3号)を発出し、作業立任者が顕落を行う 進所の考え方等を開催した。 令和5年2月、「デジタル提明に同らした規制の一規見置しア シン及びデジタル提明を創まえたフォログ機制の規定して集る			
茶規	43	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の12 第1項	木追避祭物の組立て等作単に おける木追避祭物の組立て等 作単主任者の常数 コンクリート造の工作物の解	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	食が、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	工程表を組まえた対応等について」(令部5年2月22日付は 基安計会の22第1 年 基安安発の222第1 年 基安分別の222第1 年 基安化房の222第3年) 全発出し、作業主任者が福務を行う 場所の考え方等を明確にした。 令和5年2月、「デジタル関則に関うした規制の一項見直しア シン及びデジタル原則を加まえたアナログ解制の可能上に係る			
莊規	44	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の17 第1項	体等作単におけるコンクリー ト造の工作物の解体等作単ま 任者の常数	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	食が、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	工程表を期まえた対応等について」(令和5年2月22日付け 基内表現の222第19 表定写例の222第19 東定労例の222第1 号表現で例の222第399 今発出、作業主任者が服務を行う 場所の考え方等を明確にした。 令和5年2月、「デジタル原則に関らした規制の一項見直レブ シン及びデジタル原則を加まえたアナログ制制の同意上に係る			
新規	45	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の22 第1項	コンクリート機能設等作業に おけるコンクリート機能設等 作業主任者の常数 一般型一路等かり事業におけ	常駐寄任	1-1	2-1	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁弄み	マグルファンタル原列を加まえた。アメリン州側の大阪以上に基本 工程を金額またが同年でレフド(60%5 年 2月22日付け 基定件例の222番1 号 基定学の222番1 号 基定学のの222番1 基定件例の223番1 号 本意とし、作業主任者が服務を行う 場所の考え力等を明確にした。 ・ 他記令年 4月28日、「デジタル原列を加まえた児童福祉行政 の機能等の単名、「デジタル原列を加まえた児童福祉行政 の機能等の単名、「デジタル原列を加まえた児童福祉行政			
莊規	91	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の35第 1項第1号	一般型一時預かり事業におけ る保育士、その他告町村長が 行う研修を修了した者の常駐	思駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	の規制等の見直しについて」(令相5年4月28日付事務連 稿)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で規場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加 することが可能である智明確化した。			

		, ,		1						7	項目のア	ナログ規制 点検:		ーアップ一覧表			
分類(※)	No.	法会名	所管银行名	44	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「君」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要きずともデジタル 原則適合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	92	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の35第 1項第2号	幼稚園型一時預かり事業にお ける保育士、幼稚園教諭普通 免許状所有者、その他市町村 長が行う研修を修了した者の	常駐寄任	1-3	2-3	*	令和4年度 1月~3月	京駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年4月28日、「デジタル原門を踏まえた児童福祉行政 の規制等の見直しについて」(令和5年4月28日付事務連 絡)の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を 離れることや、Web会議サービス等を当用して会議等に参加			
莊規	94	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生分類省	第7条第2項	連載 薬用における管理薬剤師の常 味	常駐専任	1-1	2-1	Ŗ	令和4年度 1月~3月	京駐等任一 共通1	会示、透知・透達等 の発出又は改正	党丁英み	することが関連である影響を含した。 原型にコウェクルの名の位式大を受けた業別が開業品 原型によった。 原型によった。 原型によった。 のでは、一点など、 のでは、一点など、 のでは、			
新規	99	医穿出物行规则	厚生労働省	第9条の20の2 第1項第4号	特定機能病院における医療提 供に係る説明責任者の配置	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	合示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	くことは可能。 令和5年3月、厚生労働省IP (https://www.mhing.gip/stf/seisakunitsuita/bunya/kenk uu_iryou/irikakushinsai_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
新規	101	医療出	厚生労働省	第10条第2項	病院等における臨床研修等修 了医師、臨床研修等修了案料 医師の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令犯5年5月、厚生労働省HP (https://www.mbim.go.jp/stf/seisakunitasite/burya/kerk oz.jryoz/prou/shiskushinesi_60015.html) において、原列 として政務所等のを改つか、例外がに勤務所等の上見起席 機関を離れることを助げるものではないことを明確化した。			
新規	102	医療法	厚生労働省	M10@M3W	病院等における臨床研修等修 了医師の常駐	常駐寄任	1-3	2-3	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	貴元、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年5月、厚生労働省4P (https://www.mthm.go.jq/stf/soisakun/tsuits/burys/kork con_iryos/iryou/shikakuchinsoi_00015.html) において、原則として勧誘時時中本能であり、例かがに勧誘時期中に自該医療機両を譲れることを物げるものではないことを明確化した。			
新規	104	医療法施行規則	厚生労働省	M19-6-M4-M	病院等における実地修練を行 おうとする者の人員配置標準	常駐等任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.ja/stf/seisakunitsuite/bunya/kank ou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
新規	105	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第1 項	療養病床を有する診療所にお ける医師の人員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2		令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	会和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の			
新規	106	医療法施行規則	厚生分削省	第21条の2第2 項第1号	療養病床を有する診療所にお ける看護師及び准看護師の人 員配置標準	常駐寄任	1-3	3-2	×	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	明確をを行った。 令和5年3月、原生労働省HP (https://www.mbhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk oo_iyyou/prpu/shhkakushinsei_(00015.html) において規制の			
新規	107	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第2項第2号	察養病床を有する診療所にお ける看護緩励者の人員配置標	常駐寄任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kerk ou_jyyou/phikakushinisei(0015.html) において規制の			
新規	108	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第3	車 療養病床を有する診療所にお ける事務員その他従業者の人	常駐専任	1-3	3-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	明確化を行った。 令和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mbfm.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_byou/ipyou/shikakushintei_00015.html) において規制の			
新規	119	ガス事業法施行規則	经英產業官	第26条第1項	長配置標準 ガス小売事業者におけるガス 本位技術者の専任	常駐寄任	2-2	2-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	*7	明確企を行った。	無奈団体((一社)日本ガス協会)と顕整を開始したところ。 見渡し工程度の改定時本では十分化予期できなかった過度活動 等が生じた場合の代望装置(他の選択手等や毎度人が対抗。 上さる経費施置が、よらには大規模を設定を目じたシモラ 窓会界の対抗の取り力など、保安の様似に係る世界に始める写 たしたか、やむを得ず予定外の検討期間を要している もの。	金和5年8月	改正の方針についてはまとまりつつあるとこうであるが、単 再記体との概整・検討核子後、透過や改正率の無変が改正 にサインプラックスシナトの支援をとは、無等が付える ガイドラインについて必要拠点を行う必要があることから、 見直し完了時期は全部5年8月となる見込み。
新規	121	ガス事業法施行規則	经汽座单省	第150条第1項	ガス製造事業者におけるガス ま任技術者の専任	常駐寄任	2-2	2-2	*	令和4年度 1月~3月	常駐専任一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	*7		無財団を (一地) 日本ガエ協会) と調整を開始したところ。 見直 工工程舎の支持を立て十分一手門でなかった場合 等が生じた場合の代質装置(他の遺伝子段等の確保、人が対応 による種別機工等)、さらには大規模自然活意をはじめさする 製造物の対点のですっなど、保安の機定は多言要をなじかさする たに浮上したため、やむを等す予定外の検討規関を要している もの。	令和5年8月	改正の方針についてはまとまりつつあるところであるが、原 存在体との関係・検討終了後、通過や改正薬の毎正次が改正 に伴うパブリックコメントの実施とともに、展界が作成する ガイドラインについて合理形成を行う必要があることから、 見直し売了時間は他和5年3月となる見込み。
新規	147	動物の愛媛及び管理に関する法律施行規則	環境省	第3条第1項第一号	第一種動物取扱業の事務所に おける動物取扱責任者の専任	常駐寄任	1-2	2-2	¥	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	動物部原責任者の選任要件責格について、都適府信等がより効 車的に刊降するための参考界料となるよう、他和4年12月、 「動物の受援を記憶を出演する法律記念業工 リルニダイ動 物能の責任者の選任者の活任事件について」(他和4年12月13日付開 自然保護2212132号)を発出し、関連関係の情報を都適所選 等不提供した。			
新規	167	労働安全衛生規則	厚生勞難省	第565条第1項	足場の組立て等作業における 足場の組立て等作業主任者の 常駐	常駐寄任	1-1	2-1	=	令和4年度 1月~3月	常駐等任一 厚生労働省 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令部5年2月、「デジタル開除に開くした無利の一級見直しプ シスルデデタル開発の着金えたプラロが開めの原因である 工程機を出来えた対応等について」(令部5年2月22日付け 基宏計会の222第1号。基宏計会の222第1号。基定計会の222第1号 号高を任何以222第3号)を発出した。 ・ の第5年3月、アナス学会の場合とした。			
3)表 1	29	教急救命士法	厚生分衡省	第34条第1項第 4号	教急救命士の受験資格に係る 講習	対面講習	1-2	3-1	*	令和4年度 1月~3月	講習一共通 2	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	(https://www.mhlm.go.jp/atf/seisakunitsuite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	32	介護保険法	厚生労働省	第69条の7第2 項、第69条の 第2項	3 介護女護等門員更新研修	対面誘習	2-1①	3-1	=	令和4年度 1月~3月	講習一厚生 分衡省 4	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・ 報告等 3月31日、「「デジタル原門を踏まえたアナログ県 助の原温に任命 (工程) を指定 大きた 大き機関での取扱いについ でご (中部16年3月31日付度 2分衡音 老規則原原体度保険 麻事至江中 事務連絡) を発出し、肝管の受損が订立なく、受損 の申込みつ修了 22分等の負債等の研修はある最終による必要がよっないて、オ ンラインで実施することがする資金を採出した。 ボールデールで表示することがする資金が出した。			
別表1	47	介援支援専門員資質向上事業の 実施について(平成26年7月4 日老兒0704第2号 厚生労働省 老親局長連知)	厚生労働省	4 (3) 1	主任介護支援等門員更新研修	対面講習	2-1()	3-1	#	令和4年度 1月~3月	講習一厚生 労働省 4	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「他日本子3月31は、「17-20月周門を設またステアロフ湾 助り見直しに係る工商長」を指まえた者機関党の放映がについ て」(仲和5年3月31日付車の労働者を接続関係展別が保保険 構築事正は予算基督の発行等の研修に係る子級をしついて、オ ンラインで実施することがする資金原知した。 毎558年4月24日、「選挙の管理」に基本る議算等のオンライン			
別表 1	83	然否自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第48条の4	運行管理者の講習	対面講習	2-1(j) 2-1(j)	2-1(j) 2-1(j)	*	令和4年度 1月~3月	講習一国土 交通省 6	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	(他について)(令和5年4月24日付別土交通省自動車局安全政 策謀事務連絡)の発出により、講習の申込や講習の実施等につ いて、オンラインで実施することを妨げるものではないことを 関知した。			
別表 2	1	道路交通出	警察庁	第108条の2第 1項第15号	自転車運転者に対する誘習	対面講習	1-2	2-1(j) 2-1(j) 2-1(j)	*	令和5年度 10月~3月	講習-共通 2	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年1月、「オンラインによる自転車運転希護習の実施に ついて」(令和5年1月13日等務連絡)の発出により、講習 に係る手数科粉付、講習受講及び自転車運転者講習板了延書の 交付について、オンラインによることが可能である旨を明示し			
別表 2	7	食品商生法	厚生分衡省	第48条第6項第 4号	食品衛生管理者誘否	対面講習	2-1()	2-1(j) 2-1(j) 2-1(j)	*	令和6年度 4月~6月	講習一共通	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	た。 令和5年3月、『デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見面 しに係る工程表について』(令和5年3月27日付集と食金舎 0327第1号、薬生食監験9327第2号)の発出により、デジタ			
別表 2	13	母体保護法	こども家庭庁	第15条第2項	受無調節の実地指導講習	対面講習	2-1(j) 2-1(j)	2-1(j) 2-1(j)	*	令和4年度 1月~3月	講習一厚生 労働省1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ル技術の深即が可能である旨、周知した。 令和5年4月28日、「デジタル原則を加まえた児童保証行政 の規制等の見事しについて」(今和5年4月28日付事務連 絡)の発止により、受加調整実地指導員の講習の実施方法につ			
新規	12	地域交通安全活動推進委員及U 地域交通安全活動推進委員協議	警察庁	W 8 &	****	対面構習	1-20	2-1(3)		令和5年度	講習-共通	告示、適知・適適等	党で済み	いて、実技等を除す。週切かつ可能な範囲でオンタイン講習等 を実施することが可能である貨物機化した。 や和5年3月、「地域交通安全活動推進委員制度の運営につい て(通途)」(参和5年3月17日付け警察庁丁炎会側集40			
25.02	17	会に関する規則 理学療法士作業療法士専任教員 養成購習会の開催指針について	E2796	W 2 2	理学療法士作業療法士学校養	対面誘習	2-1(j)	2-1(1)	*	10月~3月	2 講習一厚生	の発出又は改正 会示、通知・通道等	見て済み	号)の発出により、講習の実施方法について、原則としてオンラインによることとする旨を明示した。 厚生労働省HPにおいて、修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続きについて、デジタル化を助げるものではない旨を明			
		(医政医角0325票6号令和3年 3月25日付)	4-2/101	m2 2	成所規則の教員	7) ALME	2-1(2)	2-13	*	1月~3月	労働省 6	の発出又は改正	2,180	担い十割の1いた、アンタルだを切りのものではない日本の 種をし、実施団体ペメールにより買知した。 令和5年3月31日、「「デンタル原門を指まえたアナログ明 制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについ			
新規	18	介護保険法施行規則	厚生分衡省	第22条の24	介護員養成研修	対面講習	2-1()	3-1	*	令和4年度 1月~3月	誘習一厚生 労働省4	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	て」(令和5年3月31日付摩生労働省を鎮助総務課分課保険 指導室圧か事務連絡)を発出し、研修の受講だけでなく、受講 の申込みや修了証券の房行等の研修に係る手続きについて、オ ンラインで実施することができる旨を測知した。			
新規	19	水道法施行規則	厚生分衡省	第14条の2	水道技術管理者	対面講習	1-2	2-1(j) 2-1(j) 2-1(j)	*	令和4年度 1月~3月	講習一共通 5	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「デジタル環路行政調査会の「デジタル規則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 原生水角0331第20号)の角出により、デジタル技術の活用が 可能である旨、周知した。			
新規	33	展用保険出	厚生分衡省	第63条第1項第 3号	1 版来講習	対面講習	2-1()	3-1	*	令和5年度 4月~9月	講習一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和4年12月22日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた介 境労機器召実施方法の見直しについて (依頼) 」の発出によ り、ホッラインでの選考結果の透知、受講修了廷の発行等をデ ジタル原則に適合する手段によることが原則であることを透知 上明確全する観客の見直しを行った。			
新規	59	質物自動車運送事業輸送安全規 則	国土交通省	第23条	運行管理者の誘習	対製講習	2-1(j) 2-1(j)	2-1① 2-1②	#	令和4年度 1月~3月	講習一国土 交通省 6	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	上明地です。商制で収集しませった。 本部5年4月24日、「雇打の管理は、関する議習等のオンライン をについて」(中部5年4月24日で開土交通省金額を販売を設 西軍務再港港)の発出により、議官の中心との語写の実施で いて、オンラインで実施することを助げるものではないことを 周知した。 (平分々ル度所に関うした規制の一様見直しず			
別長1	1	武力攻撃事態等における国民の 保護のための指置に関する法律 施行令	内閣官房	第31条第3項	汚染拡大を防止するための指 室を選じる場合の必要専項掲 示義務	書面掲示	1-②	2-4102	*	令和4年度 1月~3月	掲示一内閣 官房 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ランを簡まえた国民保険に関する対応(通知)」(金和5年3 月3日付事務連絡)の負出により、国民保険法施行令第31条 第3項に規定する場所においてデジタル化、インターネットの 利用を計合する首を明示した。			
別長 1	92	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の16第5号	診療等に関する縁紀録の閲覧 場所に関する情報の掲示義務	書面掲示	1-0	2-4(1)(2)	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	告示、適知・適適等 の発出又は改正	元丁弄み	を犯5年3月、厚立労働省HP (https://www.mbhago.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kank ou_iryou/irjou/shikakushinsei_00015.html) において規制の 明確化を行った。			
別長 1	93	医療法施行規則	厚生労働省	期9条の20第5号	診療等に関するほ記録の閲覧 場所に関する情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4(1)(2)	*	令和4年度 1月~3月	掲示-共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	79回ルトリント。 全和5年3月、厚生労働省HP (https://www.mhlm.go.jp/stf/seisakunitssite/bunya/kenk ou_iryou/iryou/shikakushinsei_60015.html) において規制の 明確化を行った。			
別表 1	221	住宅地区改良法施行令	国土交通省	987 Sk	建築物の移転等の代行時の掲示(公由)義務	書面掲示	1-①	3-4	×	令和4年度 1月~3月	掲示-共通 1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	明確定を行った。 ・ 485年3月、「信宅地区改員注象行令に基づく 掲示 規制 のオンライン化について 迷印」(今和5年3月31日村際計算 第494号)の身出により、地方公共間部が行う提示について は、現地の規元と合わせて、インターネットを利用した掲示 も行うこととする資金機和した。	毎初口款金を正による対応を予定していたが、今報のデジタル		
別長 1	228	沖縄の便爆に伴う運輸省関係法 令の適用の特別措置等に関する 政令	国土交通省	第24条第3項3 57第10項	飛行場の設置等の厚止時に必 要な情報掲示義務	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	政令改正	*7		無利は収金位上による対象を予定していたが、今後のランタル 社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社 会形成基本法等の一部を改正する法律家により、就憲法の一部 が改正されることによって、対応可能 (PHASE3) となるこ とが明らかになったもの。	令和6年6月まで	令和6年6月までに、デジタル社会の形成を図るための規制 改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改 正する法律案の施行をもって、見直し見了(PHASE3)とな る。
別長 1	261	亚洲管理规则	国土交通省	期3条第2項	団体入場時の展出規定に係る 掲示義務	書面掲示	1-2	3-4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁男み	本年3月に「空港管理規則第3条第2項の規矩規示に係るオン ライン化しついて」の発出により、デジタルで掲示内容を確認 可能となるように見直しを実施。	ann an agus tha dha tha tha tha tha tha tha tha tha tha t		
別表 1	290	特定委員賃貸住宅の供給の促進 に関する法律施行規則	国土交通省	第27条第2項	入居者を公募する際の掲示義 務	書面掲示	1-①	3.4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令部5年3月、「特定委員責責任等の付款の保証に関する当該 修行規則に基づく掲示のオンタイン化について (選加)」 (令部5年3月3日付額信益業等を等)の責当により、処方公 共認該が行う掲示については、インターネットを利用した掲 示を行うこととする旨を通知した。 令部5年4月、「は効関策・解算及び書談明示におけるデジタ			
別長 1	299	高齢者、障害者等の移動等の円 潜化の促進に関する法律施行規 則	国土交通省	第20条 (第22 条において事 用する場合を 含む。)	移動等円滑化経路放立の認可 等の申請の掲示(公告)義務	書面掲示	1-2	3.4	#	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令担5年4月、「は効関策、振覚及び需要原用におけるデジタ 外側の返開していて「通知」「人間5年月2月8日以下 パ環5年)の発出により、監算等対象機能の保存、振覧等の 一連のプロセスをデジタ外展開に適合する手段によることが原 附であることを通知上研修化する機能の見高しを行った。			

_									1	7	項目のア	ナログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管電庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	R/G Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、原在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則連合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し兜了時期の現由
別表 1	312	沖縄振興特別指置法第21条第5 項第3号に規定する基準等を定 める命令	内閣府 原林水産省 国土交通省 環境省	W26	保全利用協定の認定申請が あった旨の掲示 (公告) 義務	雲型掲示	1-2	3-4	#	令和4年度 1月~3月	掲示一内閣 府1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和5年3月、保全利用協定の手引きの改正により、公会をイ ンターネット (HP) で行うことが原則であることを明確化す る確論の見蓋しを行った。			
別長 2	8	国家公安委員会関係刑事収容施 設及び被収容者等の処遇に関す る法律施行規則	警察庁	第25条第3項	国会中出省の遵守事項の掲示 (会知) 義務	書面掲示	1-①	2-4①	*	令和4年度 1月~3月	掲示-共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令和5年2月、「被留書者との医会に当たっての遵守事項の ホームページ機能について」(令和5年2月16日付け警察庁 丁形発第16号)の発出により、医会中生免疫守事項につい て、留置教授を有する警察署又は超過所書警察本部のホーム ページに掲載することとする資金等示した。			
別長 2	82	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律施行規則	法務省	第88条第1項	一般社団法人等における公会 方法	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、法務者ホームページ (URL: https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html) におい て、電子公貨等他の公貨方法の利用を促す内容の負知を行っ た。			
別長 2	87	法務省問期規則	注房官	M10 & M2 III	公開審理の聴聞の期日等の公 示方法 (法務大益等の事務所 の掲示場に掲示) 差押財産等の公売公告の方法	書面掲示	1-2	3-4:8	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	省令改正	充了済み	法務省問期期の一部を改正する省合(令和5年3月31日公 右)により、書面掲示規制を削除し、掲示規制の見直しを行っ た。			
別長 2	89	国技能权法	財務省	第95条第2項	(税務署の掲示場その総税務 署内の公衆の見やすい場所に 掲示)、ただし、他の適当な 場所に掲示する方法、官額又 は一定の日刊新聞紙に掲げる 方法等を併せて問いることも 可能。	書面掲示	1-①	3.4	¥	令和4年度 1月~3月	表示一时務 省3	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	令部5年3月、孫示文書を発進し、公売公告等について国際庁 ホームページ(公開機関ホームページ)にも掲載することによ 9、公告事項からを考予的に帰還することを可感とする選加 上の見高しを行った。			
別長 2	123	国民年金法施行規則	厚生分衡省	第83条の4第3 項	学生勢付将例事務法人の指定 手続に係る掲示 (周知) 義務	書面掲示	1-0	3-4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	省令改正	党丁済み	令和5年1月、国民年金法施行規則第33条の4第3項を改正 し、学生物打特例事務と人の指定を受けた法人は、当該法人で ある旨をインターネットにおいて掲示することにより学生等に 周知しなければならないこととし、その旨を官報に掲載した。			
別長 2	162	河景出	国土交通省	第56条の5	標識の掲示義務	書面掲示	2-223	2-2@3	=	令和4年度 1月~3月	掲示一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	令和5年3月、「デジタル福時行政調査会での決定事項を請ま えた期間金額56条の5 (物理の掲示)に係る対応等につい て」(令和5年3月31日付國不再建業80号)の商出により、 店舗での機識の掲示に加えてインターネットにおける公表を推 奨済み。			
別長 2	226	マンションの管理の適正化の推 進に関する法律施行規則	国土交通省	第83条第2項	管理事務の委託に関する重要 事項説明会に関する情報掲示 義務	書面掲示	1-①	2-4(1)	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「マンションの管理の選正化の推進に関する法律施行規則率 33条第2項等に接定する場所にデジタルサイネージを採用す ることについて」(令和5年3月31日付頭不停罪80号)の発 出により、文書での掲示に加え、デジタルサイネージを採用す ることも可能であることを明確化。			
別長 2	227	マンションの管理の適正化の推 進に関する法律施行規則	国土交通省	第89条第3項	管理事務に係る批明に関する 情報掲示義務	書面掲示	1-2	2-43)	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「マンションの管理の選正化の推進に関する法律施行規則第 83条第2項等に規定する場所にデジタルサイネージを採用す ることについて」(令和5年3月31日付隔下停車80号)の発 出により、大章の場所に起え、デジタルサイネージを採用す ることも可能であることを明確化。			
羽長 2	244	外国人の技術実習の適正な実施 及び技術実習なの保護に関する 法律物行規則	注册省 厚生分衡省	第52条第15号	監理団体における業務運営に 係る規定の掲示義務	書面掲示	1-2	3-4	*	令和4年度 1月~3月	掲示一共通 1	省令改正	見了済み	外級人の対象を習る過三な事態とが検索習立への模様に関する 建築計列解的の改正 (今和5年3月31日と他) により、従 水・幕衛所が一般の間証に関ける場所に掲示することされ ていた監視認体の無限の選集に関する機能 (指揮費の取収を含 た。)について、シマーネットを利用した公債を展明とする ための見高しを行った。			
別長 2	167	宅地建物取引量法	国土交通省	第46条第4項	服無額の掲示義務	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	*	令和5年度 4月~9月	掲示-共通 1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「宅地跡物飲引用注票46条第1項の報酬の顧 のインターネットでの公費について」(今配5年3月28日付 原不動第156号)の制定により、宅地跡物飲引無注票46条第3 第1本3年5年第1年か高大きれた観測の間について、担工交通官に おいてインターネットにより公妻するものとする資金変めた。			
別表 1	1	人事院規則13-1 (不利益処分 についての審査請求)	人事稅	第69条	公平委員会が取りまとめた調査の開覧	住的開架	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	*	令和6年度 4月~6月	開覧報覧- 人事院 1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参加5年3月、人事財計P (https://www.jinij.go.j/ncu/minista/furiski/furiski/syobun- temi) : 定義している「不中間接受けこついての審査機ポッテ 引」の改訂を行い、オンラインの方法による申請及び継等が引 等である客間配した。きらに、HP上に申請フェームを披置し た (https://www.jinij.go.jc/ncu/minista/furiski/fyousho/dems My.moushkkem/ministm()。			
別表 1	3	人事院規則2-1 (人事院会議及 びその手続)	人事故	第6条第6項,第 7項	人事院会議の議事日程及び議 事録の開覧	住幼問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	x	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	省令改正	死了海心	※ 100年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の			
別表 1	14	国家栽培特別区域法	内閣府	第21条第3項	国家栽培都市計画建築物等整 偏事業を定める旨の公告・報 覧	住的開架	2-4(j) 2-4(j)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	開発報第一 共通 1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年1月、内閣府ホームページ (URL: https://www.chisou.go.jp/libi/Rokusantoc/tokyokan.html) において、国家教育特別区域法に基づく公告・概算は当日中に			
別表 1	19	反同資金等の浜用による公共施 設等の整備等の仮進に関する法	内閣府	第2条第4項	実施方針の策定の見通しの間	住的開発	2-4① 2-4②	3-4	=	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	て実施する旨を明示した。 令和5年3月、地方公共団体におけるPF 事業導入の手引き の改定により、実施方針の見通しの公表はデジタル原則に適合			
別表 1	92	排施行規則 消費者安全法	消費者庁	第11条の17第 2項1号	財務経表等の個付け及び問覧	住的開発	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	7	令和5年度 4月~9月	問覧総覧― 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	する手段によることが原則であることを明確化した。 他的写象3月、『アクタを開発に関した派養者を全途か一副 念文の解別開催化について』(令配5年3月29日7別地議 の別、の発出して、開発等力を制めるが、現実等の申請 等プロセス、開発等の一連のプロセスをデジタル開発に適合す る手段によることが原則であることを選加上開催化する開設の 凝集しを行った。			
別表 1	100	独立行改法人等の保有する情報 の公開に関する法律	総務省	第15条第2項	電磁的記録の開示方法に関す る定めの開覧	住幼問覧	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参加5年2月、独立行政法人等の保有する場面の公開に関する 建定金素 3項:北周定する独立行政法人等に対し、「独立行政法 人等の保有する機能の公開に関する法律等に基づて変める一般 の問題に対する方法について(規則)」を発出し、同法に集 通の機能により、起む行法人等にいいを図りると参加した。 なども変かについて、原則としてインターネットを利用した方 地の問題に向するよう適別した。 他的年2月、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する			
別表 1	101	独立行政法人等の保育する情報 の公開に関する法律	総務省	第17条第4項	子放料に関する定めの閲覧	住的開展	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	法律2名 1 現土規定する協立行政法人等に対し、「独立行政法 人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく定めを一般 の開某に伴する方法について (機能)」を発出し、同治17条 4 項の概定により、独立行政法人等において設けることとされ ている定めについて、原則としてインターネットを利用した方 法により一般の閲覧に伴するよう強利した。			
別表 1	135	地方公共団体全職機構法	総務省	第36条第3項	財務議長等の服覧	住的開発	2-4(j) 2-4(j)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	デジタル手続法等により縦翼又は開覧を書画等によることな く、電温的記録によりオンラインで行うことが可能であるた め、引き扱き電池的記録による振翼を実施するよう、地方公共 団体金融機関に従来した。			
別表 1	136	地方公共団体情報システム機構 法	総務省	第31条第3項	財務議長等の服覧	住的開展	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月27日、地か公共団体情報システム機構に対し て、地か公共団体情報システム機構と第31条第3項の対景線 表等の概覧は、同条第4項及び第5項の規定により、電磁的記 録によりオンラインで行うことができることを伝達した。			
別表 1	140	統計法	彩務省	第38条第4項	子数料の開覧	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	当額条項における指定独立行政法人等である日本銀行に対し、 令和5年3月20日付けで通知を発出し、統計法第38条第3項 による干股料の銀の定のを一般の開覧に供しなければならない セする同条第4項について、インターネットにより開覧に供す ることが基本であることを研修化した。			
別表 1	141	独立行政法人等の保有する情報 の公開に関する法律施行令	彩務省	第11条第2項	写しの送付に要する費用に関 する定めの開覧	住的開覧	2-4(j) 2-4(j)	3.4	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年2月、独立行改法人等の保有する階級の公開に関する 出資2名 別北/規定する独立行政法人等に対し、保証行政法 人等の保存する機能とついて(保証)3 を発出し、独立行政法 人等の保存するが議とついて(保証)3 を発出し、独立行政法 人等の保存する情報の公開に関する法律部行令116至3項の報 定こより、独立行政法人がことができまった。 かたついて、原理としてインターネットを利用した方法により 一般の管理に対すると対象にた。			
別表 1	144	住民基本会被法施行規則	彩唇雀	第22条	報会書の開覧	住的開覧	2-4(j) 2-4(j)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月27日、地方公共団体情報システム機構に対し て、住民基本名帳法施行規則第22条の規定により場合書を問 第に供することは、デジタル予報法及びデジタル予報法総務省 令に基づき、電磁的記録によりオンラインで行うことができる ことを伝達した。			
別表 1	214	森林法	農林水產省	第39条の2第2 項	保安林会領の開覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「保安特及が保安施技地区の指定、解除等の指 扱いについて」(国和45年6月2日付け45時が直第22号) の一部空正により、保安特金機等の開業を走められたときにつ いては、インターネットや電子メール等を利用する方法により 開策を求められたときを含むものとし、開版は暗聴力記録を利 用する方法を含むのとする6条形のた。			
別表 1	252	展地出	農林水産省	第7条第2項	農地所有適格法人が農地所有 適格法人でなくなった場合に おける買収すべき土地の報覧	COME	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧松覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	「農地法関係事務処理要額の制定について」(平成21年12月 11日付け21経営第4608号・21農振期1599号報至明長・農 村振興開充遺址)の一部改正により、農地等の展収に関する報 気について、インターネットを利用する方法で行うことを原則 とした。			
別表 1	253	農物金	農林水産省	第9条第3項	原果委員会による買収令書の 腰本に係る服覧	住的開発	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「長敗法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月 11日付け21経営第4608号 - 21 農振第1599号経常明長・農 村振興展光遊印)の一部改正により、農場等の異似に関する報 第について、インターネットを利用する方法で行うことを原用 とした。			
別表1	254	展地出	農林水産省	第12条第2項	農地所有適格法人が農地所有 適格法人でなくなった場合に おける質収すべき附帯施設に 係る農業委員会による買収令 書の謄本に係る報覧	住的開覧	2-4① 2-4②	3-4	#	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「農廃法際係事務処理要額の制定について」(平成21年12月 11日付121線営業4608号・21農場第1509号経営総長・農 付援房局長逃旬 の一部改正により、農地等の買収に関する解 製について、インターネットを利用する方法で行うことを原則 とした。			
別表 1	263	日本中央服馬会法	農林水產省	第30条第3項	財務議長等の偏付け開覧	住的開覧	2-4① 2-4②	3.4	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	会別5年3月、「「デジタル開放に前らした機制の一級原産」 ブラン」(金配4年6月3日デジタル臨時行政機会展定)年 に近ぐ在地域原規制の開産したついて)(金配5年3月22 日付4番至207号)の単出により、財産展表等の位数算は- はいて、対策制度のデータによる原文、ソクターネットにより けら格音な風、開発等の一部のプロセスをデジタル開放に通会 小さ手段によることが基本であることを明確化する開発の通知 発出を行った。			
別表 1	298	商工会議所法	经决定单省	第38条第2項	書限の偏面が開覧	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	2023年3月、「南工会議所法第38条第2項及び第39条第3項 に規定する書類の閲覧について」(202303246系第1号)の 発出により、各地商工会議所において、電子メールを活用した 環境中部の受付及び閲覧に供することを原則とする適用を明確 化した。			
別表 1	299	商工会議所法	经决定单省	第39条第3項	主張の偏付け開覧	住的開展	2-3①	3-3	#	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	2023年3月、「南工会議所法第38条第2項及び第39条第3項 に規定する書類の閲覧について」(20230324帳項第1号)の 角出により、各地商工会議所において、電子メールを活用した 環境中華の受付及び閲覧に供することを原列とする適用を明確 化した。			
別表 1	334	運輸安全委員会運営規則	国土交通省	第5条第3項	公示場所での原因関係者の開 覧	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年4月、「船舶事款等に関する調査に成る原因関係者の らの原見地取得務取扱原理」(学成20年10月1日運費参第56 等)の一部改正(今和5年4月27日運費参第5号)により、 原則センライン(ホームページ)で公示し、開覧に向するよう 発面しを行った。 令和5年4月、「恩見総取会関係事務取扱要領」(学成20年			
別表1	335	運輸安全委員会運営規則	国土交通省	第11条第2項	運輸安全委員会が公示する場 所における公述人による関係 書面の開覧	住的開裝	2-4① 2-4②	3-4	=	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	10月1日運費参第7号)の一部改正(令和5年4月27日運費 参第4号)により、原則オンライン(ホームページ)で公示 し、閲覧に供するよう見直しを行った。 「他を押工業事業の登録係数のインターネット公案の期待につ			
別表1	430	浄化権工事業に係る登録等に関する省令	国土交通省	第7条第1項	浄化標工事業登録簿の閲覧所 の設置	往的開覧	2-4(j) 2-4(j)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	1月70元 中等有の設計等級のクターネットな政の保地にク いて」(今和5年2月2日付銀不確認538、541~543号)に より、各都道所県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表 を依頼した。			

										7	項目のア	ナログ規制 点検:		ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	206	所管官庁名	84	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「表」かつ、実在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列連合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見面しの内容	見直し余了の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し完了時期の現由
別表1	510	辟政果土	国土交通省	第24条の8第3 項	備え置かれた施工体制会板の 開覧	住的開覧	2-3(j) 2-3(j)	3-3	E STATES	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	元丁素み	令和5年5月12日に公布された「施工技術検定規則及び開設 単出表所規則か一届を改正する場合」(令和5年間上乙基合 第43号)により、接触無無理法場合第33場の規定に基合 下級場合のにより、 工事研集に備えられた施工体制会機の発注者による開覧につい て、開覧の一連のフロセスをデジタル規則に適合する手段によ ることが開発となるとう開直を持つ。			
別表 1	559	ボリ塩化ビフェニル便乗物の通 正な処理の推進に関する特別接 重止地行規則	環境省	第12条	高濃度ポリ塩化ピフェニル原 乗物の保管等に係る原出の縦 覧	住的開発	2-4(j) 2-4(j)	3-4	W	令和5年度 4月~9月	問覧叙覧- 共通1	表示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	令部5年3月、「デジタル原列を禁まえたがり場合ビフェニル 産業物の適正な妨碍の接進に関する特別機関法の適用に係る解 彩の開催化等について (機)別 (今部5年3月31日行戦間 影像第 203315号)の発生により、開策等才能機能の保下、 原策等の金融等でして、開策等の一般がフレスをデジタル 原門に適合する手限によることが原列であることを通知上明報 セナル商別の日本			
別表 1	563	廃棄物の処理及び湯弾に関する 法律	環境省	第8条第4項	一般廃棄物処理施設の設置に 係る申請書等の報覧(製質場所 へは助する必要) (製質の対象 が書類)	住助開覧	2-4① 2-4②	3-4	×	令和5年度 4月~9月	問覧収覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	全する機能の見直しを行った。 ・他35年3月、「デジタル原則を加まれた原発物の処理及び消 無限力を出発率の周囲にある解析の開催で帯について(後 知)」(全和5年3月31日付け間間温度施定3033125号、間間 解析を12年3033110号)の参加により、開発等対象機能の原序、 認施等の参勝等フレイル、開発等一分でセスをデジタル 原列にあることを掲載的一番のフレイをデジタル を対しておきない。			
別表 1	565	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	環境省	第9条第2項	- 税務棄物処理施設の変更申 語書等の総覧(総覧場所へ往 的する必要)	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	*	令和5年度 4月~9月	問覧収覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	企する最終の日産1を行った。 405年3月、「デケッルを開始を設まえた機能性の処理及び選 増に数する途標等の適用に係る延昇の研究化等について(通 が)(今和5年3月31日付け環境送発23030125号、環境 機能型2003110号)の最近により、開覧等が機能量の探示。 開覧等の申継等プロセス、開覧等の一差のプロセスをデジタル 開門に含ける手がようたとか問題であることを発生が開発			
別表 1	566	廃棄物の処理及び清弾に関する 法律	環境省	第9条の3第2項	市町村設置の一般廃棄物処理 (施設の設置国出等の報覧(戦策 の対象が書類)	住的開覧	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和5年度 4月~9月	問覧収覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	全する場合の長期にも行った。 465年3月、「デンタルを開始を建まえた機能物の展現及び選 排に数する途間等の場所に係る起発の時間を第1110年である。 501(今前5年3月3日日付加盟の機能の第2030212分号、開始 場外第20333110号)の発出により、開覧等が条備額の保証、 開展等の申請等プロセス、開覧等の一差のプロセスモデジタス 同門に送合する手がよるととが開いるとことを発出上開端			
別表 1	567	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	環境省	第9条の3の3第 2項	非常災害に係る一般廃棄物場 理施設の設置派出等の報覧(版 質の対象が書稿)	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	*	令和5年度 4月~9月	問覧収覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	全する場合の長期に4行った。 465年3月、「デンタルを開始を建また是業物の投資法が選 排に数する途時等の週間に係る新年の時間を第二ついて、侵 カリー(中島1年 月313日付け間報金数2333312年、週間 根外第2333110日)の最出により、既第等対象情報の保工 研究等の金換等プロセス、既第等の一連のプロセスをデジタル 原際に適合する手列によることが開りなることを選別上所開			
別表 1	568	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律	環境省	第9条の3の3第 3項	非常災害に係る一般廃棄物場 理施設の変更減出等の報覧(版 質の対象が書類)	住的開策	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和5年度 4月~9月	問覧収覧-	食み、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	企する展界の開催しを行った。 布筋5年3月、「デジタル商所を加まえた原産物の処理及び消 所に関する近極等の開出に成る解析の開催を終じついて(後 切)」(参加5年3月31日付け間避免検定2933115号、開催 解検定2033119号、の単比と対、民間を対象機を受る 関係等の申請等プロセス、開覧等の一差のプロセスをデジタル 原制に適ける手供とることが開けたることを通知上明確 なてる解析の関係し行った。			
別表 1	569	原要物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第9条の10第8 項	一般廃棄物の無害化処理施設 の設置に係る申請書等の報覧 (服覧の対象が書類)	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和5年度 4月~9月	問覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	一次で商品の火船は上で打つた。 中部5年3月、72少人成削を禁まえた売業物の地球及び消 排に関する途間等の適用に係る延昇の時間を終了これで、(値 かり) (今他5年3月31日付電温を発了2033126号、電路 根保証2033110号)の設計により、関係等寸法格器の反 次、関係等の地域がつせた、販貨等の一遇のプロセスをデジ タル側に設合する手段によっことが限別であることを選加上 等端とする場合の製造しを行った。			
別表 1	570	原要物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第9条の3第9項	市町村設置の一般廃棄物処理 (施設の変更届出等の服覧(能覧 の対象が書類)	住的開策	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和5年度 4月~9月	問覧報覧— 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	・ 他的3年3月、「デジタル原附金融まえた原業物の抗療及び消 等に関する途間等の適用に係る解析が開始を終了ついて(値 が)」(今他5年3月31日付け原理機能を2333113号、開催 規模施2333110号)の発出により、開策等方統領面の保予 が開発等の金融等でしては、開業等の一般でプロセスをデジタル 原附に適合する手限によることが開かたあることを通知上明報 セイス酸性の音点を行った。			
別表 1	571	廃棄物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第15条の4の4 第3項	産業所要物の無否化処理施設 の設置に係る申請書等の報覧	在助開覧	2-4(1) 2-4(2)	3.4	×	令和5年度 4月~9月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	※Tの銀炉砂線にを打った。 体的5年3月、プリクル信削や留まえた原業物の処理及び消 排に関する途標等の適用に係る解析の時間化等について(値 かり)(今85年3月31日付曜協会第20331269、帰職 根原第2033110号)の設により、関策等対法指数の反 水、関策等や対象がつせた、関策等の一速のプロセスをデジ タル原則に設合する手段によることが限制であることを透知上 解除する場所の関係した。			
別表 1	572	廃棄物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第15条第4項	申請年月日等の食示及び申請 書等の服覧	住的開策	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和5年度 4月~9月	問覧報覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	・ 他的年3月、「デジタル原附金融まえた廃棄物の助得及び消 特に関する途間等の適用に係る解析の開催化等について(値 が)」(他的5年3月3日日将職金商業の303315年、機 規模第2033110号)の担比より、関策等対法機関の依 が、関策等や地域を対しまた。 大の、関策等や機能を行ったよ、関策等が タル間に治されることが規則であることを通知上 が確定する間等の関係しを行った。			
別表 1	574	廃棄物の処理及び海豚に関する 法律	環境省	第9条の3第7項	記録の偏付け開覧	在均開架	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和5年度 4月~9月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「デジタル原則を加まえた原業物の抗療及び消 解に関する連修の適用に係る無核の締命化プロンはて(値 かり)(今他5年3月31日付け福祉研究2333112号、指 規模第2333110号)の第24日により、既集時力能構造の保尿、 販業等の金属等プロセス、開業等の金属プロセスをデジタル 原形に適合する手限によることが原則であることを通知上明報 をする確保を見出る任うなた。			
別表 1	575	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第15条の18第 3項	会帳の開覧	住幼問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	莱	令和5年度 4月~9月	問覧収覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令和5年3月、「デジタル原列を加まえた原薬物の抗療及び消 解に関する途標等の適用に係る解析の場所を行ったで、値 かり、「今他5年3月3日付け原理必要第233311分の、信服 解発第233311分の、今日13日は付加速により、民族等方面機関の保尿、 販策等の金融等プロセス、民族等の一起・プロセスをデジタル 原形に適合する手的によることが原列であることを通知上明率 をする機能的によりであった。			
別表 1	576	廃棄物の処理及び通擇に関する 法律	環境省	第19条の12第 3項	会領の開覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和5年度 4月~9月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	先了済み	令部5年3月、「デジタル周別を設定えた無差物の抗療及び消 解に関する途標等の適用に必要がの場所を行っなて、侵 知り」(今前5年3月3日付け原理送機能2333110号、原 規模施2333110号)の機能が表現が表現が表現が 現実が必要能等プロセス、開発等の差のプロセスをデジタル 原則に適合する手段によることが展別であることを通知上明報 をする機能を必要性を行った。			
別表 1	587	净化槽法	国土交通省 環境省	第23条第3項	浄化標工事業登録簿の腰本の 交付又は開覧の請求	CONS	2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	「浄化暦工事業者の登録情報のインターネット公長の推進につ いて」(令和5年2月2日付間不維第538、541~543号)に より、各都道府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公長			
別表 1	599	沖縄振興特別指置法	内閣府 理場名	第21条第6項	保全利用協定の報覧	住物開架	2-3(3) 2-4(3) 2-4(2)	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 内閣府1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	全依拠した。 令和5年3月、保全利用協定の手引きの改正により、服覧をイ ンターネット (HP) で行うことが原列であることを明確化す			
別表 1	604	競馬法	彩務省 農林水産省	第23条の41第 3項	高国を備え置き問覧	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	¥	令和4年度 1月~3月	問覧収覧-	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	る職務の担産しを行った。 金配等の登組と呼びかる開催に振らした機制の一項利益し ブラン」(金配4年6月3日デジタル機両行政機会会定2)等 に基づく放政策度契約の発産したりいて」(金配5年3月22 日付する重型2079)の側により、対策が表帯でのは対策に 2011で、対象情報のデータによる投資、インターネット上にお 15倍額公成、開発の一選のプロセンモデジルを開いる場合 する手段によることが基本であることを将順化する機会の通知 剤を終行った。			
別表1	606	建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律	国土交通省	M26.6k	解体工事業者登録簿の閲覧	住助開架	2-4① 2-4②	3-4	#	令和4年度 1月~3月	用製板架- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	元州エリンパル 「解体工事業者の登録情報のインターネット公表の推進につい て」(令和5年2月2日付限不譲第537、540号)により、各 都通府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表を依頼し			
別表 1	609	高齢者、障害者等の移動等の円 潜化の促進に関する法律	粉務省 国土交通省	第42条第1項 (第44条第2項 及び第51条の2 第3項において 連用する場合 を含む。) 第43条第2項	2 許可申請に係る移動等円滑化	住助開覧	2-4(j) 2-4(j)	3-4	莱	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	た。 ・総名等4月、「経数開業・総製及び構築場所におけるデジタ を触るの温和について(機知)」(中部5年4月22日付開業 ・パ第369)の発出により、重要等対象情報の保存、展開等の 一種のプロセスをデジタ水原所に適合する手数によることが明 所であることを通知上明確かする維育の見渡しを行った。			
別表 1	610	高齢者、障害者等の移動等の円 潜化の促進に関する法律	粉務省 国土交通省	(第44条第2 項、第45条第4 項、第47条第3 項、第50条第 第3項及び第51 条の2第3項に おいて運用す る場合を含	2	住幼問覧	2.4(j) 2.4(ž)	3.4	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令部5年4月、「住幼問覧・報覧及び需要限用におけるデジタ ら教師の返開について(機切)」(今前5年4月28日代閲覧 パ国36号)の発出により、報覧等対象機能の保存、報覧等の 一港のプロセスをデジタを開助に適合する手間によることが開 所であることを差別上階級でする異なり見直しを行った。			
別表1	647	フロン類の使用の合理化及び管 理の適正化に関する法律	经决定单位 環境省	#32 fi	第一種 フロン競先項回収差者 登録簿の開覧	住地開発	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	「デジタル復則に割らした規制の一组見直しブラシ」の趣旨を 協まえ、第一種フロン類充填回収率者登録等の開覧について、 デジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル干			
別表 2	149	高法	法務省	第539条第1項	書面の開覧	住的開発	2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	深を基本とするよう等所書類を加工とり必須した。 物能5年3月、法務電コームページ (URL: 物能5年3月、法務電コームページ (URL: ・ (はまながデジタル等手に (例えば、電子メールの送がによる の対象やオンタイン会談による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル等手法によることが ある後を有数するとともに、デジタル等法によることの検討 を見した。			
別表 2	151	僕託法	法務省	第190条第2項 (第3項:貸付信 託法の開覧の 条項にて専用 されている。)	受益者原薄の開覧	住助開覧	2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、法務省ホールージ (URL: https://www.molgo.jp/MM/L/minj07/50325.html) において、 原本者かデンルの当上に (例えば、電子メールの送がによる方法やメッタイン会議による方法や、ことを希望している場合には、アラルの手法によって対応することを可能である新を検討するとともに、アジタルの手法によることの検討を促した。			
別表 2	152	保護法	注務省	第38条第1項, 第6項	板薄等の開覧	住的開策	2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	他的5年3月、法院報志・ムページ(URL: https://www.moilgo.ig/MINII/moin[27_00325.html)において、 は、原本者がランカーの手手上(例えば、電子メールの送付によ る方法のウェンタイン会議による方法等)によることを希望して いる場合には、デジタルの手上によって対抗することと可能で ある版を創むするとともに、デジタルの手法によることの検討 を似した。			
別表 2	153	建物の区分所有等に関する法律	法務官	第33条第2項	規約の開覧	住助開覧	2-3() 2-3()	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	会記を与う月、法院報告・上れージ(URL: https://www.moni.go.jo/MRMU/innight/2002A.html) に加いて、形容関係人がデジタル機的を電子メール等で受信することを機宜するときは、デジタル のことを機宜するときは、デジタル機的が保護者は、デジタル 研究を電子メールで設定するなど、ビア家上が開きるせること 可能であることを明示し、デジタル的学法によることの検討を 但した。			
別表 2	181	医療法	厚生労働省	第46条の7の2 第1項	医療法人の理事会の議事録に 関する社員又は評議員の開覧 又は謄写の語求	住的開発	2-3() 2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、夢務連絡の発出により、閲覧又は腰芋の交付の 誘水があった場合には、振修法人の夢展所には対するが出によ リチラニとされいることに関し、出場等やの、メーカーの 地図的な力化による閲覧又は腰芋の交付の過水があった場合に は、粉役の事態がに収回、自指が上より閲覧又は甲等の交 付を行うこととして適知よ明確をする見面しを行った。			
別表 2	182	医療土	厚生労働省	第46条の3の6	社団たる医療法人の社員総会 の議事録に関する社員及び債 報者の開覧又は誰写の様求	住幼問覧	2-3() 2-3()	3-3	要	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月、事務連絡の発出により、開覧又は勝等の交付の 総定があった場合には、要要法人の事務所には対する対象によ 19行うとときまったのることに関し、自発等やら、メー等を 電磁的な力法による開覧又は勝等の交付の継承があった場合に は、特徴の事務がない後り、自然方法により開覧又は勝等の交 付を行うこととして選組と明確化する見返しを行った。			

										7	項目のア	ナログ規制 点検:	対象条項のフォロ	コーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管電庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	现在 Phase	見面後 Phase	見直し要否 見直し「我」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 専列遣合性が確保できている ことを確認者	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し余了の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し完了時期の理由
別表 2	183	医療法	厚生労働省	第46条の4の7	財団たる医療法人の評議員会 の議事録に関する評議員及び 供権者の開覧又は謄写の語求	住助開覧	2-3(j) 2-3(j)	3-3		令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	令和5年3月、毎期連絡の発出により、閲覧又は腰等の交付の 線定があった場合には、変線に大の事務所には効する力法によ 9行うこととされていることに関し、性質争の、メール等の 製御的な力法による関策又は腰等の交付の過ぎがあった場合に は、特別の事情がない個り、指数方法により閲覧又は腰等の交 付を行うこととして遊址と指摘される。			
別表 2	184	医療法	厚生分割省	第51条の4第1	医療法人の書類の主たる事務 所における個え面まと閲覧	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	医療法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令 第58号)により、インターネットその他適切な方法により関			
別表 2	188	医療止	厚生勞開省	第54条の7	社会医療法人債権者集会の議 事務に関する社会医療上人債 重視者を分化金数企人債権 者の開発又は簡等の過去、社 会医療上人債用等に即する社 会医療上人債用等に即する社 は原子の過去、社会医療法人 は原子の過去、社会医療法人 に関する社会医療の場につ いて議会権の意思系示をし 大震薬に関する社会医療法人債 機能機会、企業を決した 機能機会、企業を上人債 等者の関係工人性会医療上人債 等者の関係工人性の	住助問覧	2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	会示、通知・通途等 の発出又は改正	党了済み	製力化さらとした。 ・ 本語を持ち、			
別表 2	189	医療生	厚生労働省	第58条の3第2 項	医療法人の債権者に対する吸 収合押契約に関する書面等の 開覧	住的開覧	2-3()	2-3(j) 2-3(j)	=	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	表示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、事務連絡の発出により、閲覧又は遵守の交付の 結束があった場合には、影像法人の事務所に信約する方法によ り行うこととされていることに関し、自長等やら、よへの様の 報題的な方法による閲覧又は簡単の交付の継ぎがあった場合に は、特役の等値がない優り、当該力法により閲覧又は遵守の交 対を行うこととして選集と同様なども別覧又は遵守の交 対を行うこととして選集と同様なども別覧又は遵守の交			
別表 2	190	医療生	厚生勞劑省	第59条の2	医療法人の債権者に対する新 設合併契約に関する書面等の 開覧	住幼問覧	2-3(j)	2-3(j) 2-3(j)	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧-共通1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、春報連絡の発出により、閲覧又は腰芋の交付の 橋水があった場合には、振伸法人の事所所に信約する方法によ り行うこととされてることに関し、出身等やら、メール・停切 報道的な方法による閲覧又は腰帯の交付の様子があった場合に は、特役の事務がない。個り、音能方法により開覧の又は腰竿の交 付金行うこととして遊覧上列機でする限置しを行うま			
別表 2	191	医療法	厚生勞難省	第60条の4第2 項	医療法人の債権者に対する吸 収分割契約に関する書面等の 開覧	住助開覧	2-3①	2-3(j) 2-3(j)	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、帯療通路の発出により、開覧又は腰等の交付の 感があった場合には、影響点上の帯解所に助ける力法によ 同行うこととされてることに関し、出長等やか、よール等の 機関かな力法による開覧又は腰等の交付の懸すがあった場合に は、特殊の帯帯がい機り、自動が出より開覧又は腰等の交 付を行うこととして選知上明確をする見直しを行った。			
別表 2	192	医寒土	厚生分類省	第61条の3	医療法人の債権者に対する新 設分割契約に関する書面等の 開覧	位的開策	2-3(j)	2-3(j) 2-3(j)	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	令和5年3月、事務連絡の発出により、開覧又は腰芋の交付の 線水があった場合には、医療法人の事務所に位対する力法によ 同行うことさまれていることに関し、は長等から、よっの等の 報題的な方法による開覧又は腰芋の交付の過ぎがあった場合に は、特徴の事態がない機り、自動力法は、夕間実又は腰芋や交 付を行うこととして通知上哨機をする見直しを行った。			
別表 2	197	社会福祉法	厚生労働省	第45条の15第 2項,第3項	理事会の議事録の問覧請求	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の継点があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい谷周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf		L	
別表 2	199	社会福祉法	厚生労働省	第45条の34第 3項	財産口録等の開覧等の請求	住的問覧	2-3()	3-3	#	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の様求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい発現地した。 https://www.sthlw.go.jp/content/1200000/001075786.pdf			
別表 2	200	社会福祉法	厚生労働省	第45条の11第 4項	評議員会の議事録の問覧請求	住的開覧	2-3()	3-3		令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の継求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい資別知した。			
別表 2	201	社会福祉法	厚生労働省	第45条の9第 10項	評議員会の提案に係る同意書 面の開覧請求	住的問覧	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.mhlw.gs.jp/content/12000003/001076786.pdf 令初5年3月22日付事務連絡で問覧の請求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい発聞和した。			
別表 2	202	社会福祉法	厚生労働省	第45条の25	会計帳簿の開覧等の語ぎ	住的開発	2-3()	3-3	*	令和4年度	NENE-	会示、通知・通道等	売了済み	https://www.mhhw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf 令和5年3月22日付事務連絡で開覧の請求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい発現的した。			
別表2	203		厚生労働省	第46条の20第	適宜人会の逐事録の作成問覧	住的問覧	2-3()	3-3		1月~3月	用用 1 用 1 用 1 用 1 用 1 用 1 用 1 用 1 用 1 用	の発出又は改正 会示、通知・通道等	見了済み	https://www.mhhw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf 令和5年3月22日付事務連絡で開覧の様求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい発現的した。			
_				2項,第3項 第46条の26第	等の語求					1月~3月	共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等		https://www.mhlw.go.jp/content/12000001/001076786.pdf 令和5年3月22日付事務連絡で開覧の請求があった場合に			
別表 2	204	社会福祉法	厚生労働省	210	製等の語求 吸収合併消滅法人の吸収合併	位的問覧	2-3()	3-3	*	1月~3月	共通1	の発金又は改正	党で済み	は、電磁的方法によることを基本とされたい発別和した。 https://www.mhhw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf 令和5年3月22日付事務連絡で開覧の確求があった場合に			
別表 2	205	社会福祉法	厚生分削省	第51条第2項	契約に関する書面等の閲覧等 の請求 係収合併存額法人の係収合併	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	は、電磁か方法によることを基本とされたい発明知した。 https://www.mbhw.gs.jp/content/12000000/001076788.pdf 令和5年3月22日付事務連絡で開覧の請求があった場合に			
別表 2	206	社会福祉法	厚生労働省	第54条第2項	契約に関する書面等の開覧等 の語求	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	充了済み	は、電磁的方法によることを基本とされたい発明知した。 https://www.mhhw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表 2	207	社会福祉法	厚生労働省	第54条の7第2 項	新設合併消滅法人の新設合併 契約に関する書面等の開覧等 の請求	住的開架	2-3()	3-3	#	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	表示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の請求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい保険地した。 https://www.mhlw.go.jp/content/1200000/001076786.pdf			
別表 2	208	社会福祉法	厚生労働省	第54条の4第3 項	吸収合併存続法人の吸収合併 に関する書面等の閲覧等の語 求	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	開発報第一 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の継求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい旨開知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表 2	209	社会福祉法	厚生労働省	第54条の11第 3項	新設合併設立法人の新設合併 に関する書間等の閲覧等の請求	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月22日付事務連絡で開覧の継求があった場合に は、電磁的方法によることを基本とされたい省間知した。 https://www.mhhw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表 2	210	同于OZ 庫	厚生労働省	第19条の6の 10第2項 第16条の2第1	財務議長等の問覧等 地域医療支援病院における議	住的開覧	2-3(j) 2-3(j)	3-3	¥	令和4年度 1月~3月 令和4年度	問覧総第一 共通1 問覧総第一	会示、通知・通道等 の発出又は改正 会示、通知・通道等	見了済み	HPにアナログ規制がない旨を掲載した。 https://www.mbhv.go.jp/stf/seisakunitsuite/burys/seishin hokenshinii.html 令和5年3月、厚生労働省HPにおいて規制の明確化を行っ			
別表 2	215 216	医療生	厚生労働省	第16条の2条1 項第5号 第16条の3第1 項第6号	心球医療支援的所における値 記録の開覧 特定機能病院における値記録 の開覧	(LUNEX (LUNEX	1-2	3-3	# #	1月~3月 会和4年度 1月~3月	共通1 問覧収覧- 共通1	の発出又は改正 会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み 見了済み	では3年3月、原生労働省日Pにおいて規制の明確化を行っ た。 令和5年3月、原生労働省日Pにおいて規制の明確化を行っ た			
別表 2	253	マンションの管理の適正化の推 進に関する法律施行規則	国土交通省	第69条の10第 2項	財務編表等の開覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	用質粒質- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	「金銭実務諸習実施機関の財務諸表等の問覧について」(令和 5年3月3日付国不参謀81号)の発出により、電子メールを 利用した方法により対応を基本とする旨を明確化した。			
別表 2	277	フロン類の使用の会理化及び管 理の適正化に関する法律	经决定单省 環境省	第47条第2項	光項屋・回収量等の記録の問 覧	住的開架	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	(デジタル原列に回らした規制の一級見直しプラン」の確省を 期まえ、先後妻 一部収量等の開発について、デジタル化推進の 報点から、電磁的記録によるなどデジタル手段を基本とするよ 今事務連絡発出により依頼した。			
別表 2	278	フロン類の使用の合理化及び管 理の適正化に関する法律	经决定单省 環境省	第60条第2項	再生星等の記録の閲覧	住的問題	2-3()	3-3	#	令和4年度 1月~3月	問覧松覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	「デジタル専門に関らした規制の一组見直しプラン」の確旨を 踏まえ、再生量等の問覧についてデジタル化推進の観点から、 電磁的記録によるなどデジタル平段を基本とするより事務連絡			
別表 2	279	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	经决定单位 環境省	第71条第2項	破壊量等の記録の閲覧	住的開覧	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	泉出により機能した。 ドデジタル開発に関っした機能の一様見高しプラン」の機能を 禁まえ、破壊継等の開発しついてデジタル化増進の関点から、 電池が出たよるなどデジタル分裂を基本とでるよう事務理解 発出により機能した。 を招き等3月、法指律ホームページ (2011: 1015/25/myww.mgjc./fMM1/i/mji07_00325.html) におい			
別表 2	314	担保付社債保託法	金融行法務省	第20条第2項	信託征書の個え面を及び問覧	在助開業	2-3()	3-3	#	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・適適等 の発出又は改正	見丁済み	で、原来者がデジタルが予定。例えば、電子メールの認対によ の方法やオンタイン会議による力法等)によることを希望して いる場合には、デジタルが予定によって対応することも可能で ある路を別位するとともに、デジタルの予定によることの規封 を促した。 ・ 相当年3月、法報書ホームページ (URL: 1000/1997/monitosia/in/MINI/in/in/jo/2022.html) におい 1000/1997/monitosia/in/MINI/in/in/jo/2022.html) におい			
別表 2	315	担保付柱債保託法	金融庁 法務省	第30条第2項	社構原簿の写しの問覧	住助開覧	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	では、「無常者が与いる。」では、「無子のようのでは、「ある。」では、「無常者がラルラが主体(例えた)、「最子のようのと思うした。 る力流やカンライン会解しよる力法等)によることを希望して、 いる場合には、アプタルの手指によって対抗できることの物計 を促した。 ・和5条条列は、接着ボーーメージ(URL: 1875//mww.moni.go.jo/MMI/I/mij/0.0225.html)におい 1875//mww.moni.go.jo/MMI/I/mij/0.0225.html)におい			
別表 2	316		金融庁 法務省	第33条第2項	摄帯録の写しの問覧	住幼問覧	2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	用質軟第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	て、請求者がデジタルの手法 (例えば、電子メールの送付によ る方法ウオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、アジタル的学法によって対応することも可能で ある旨を知するとともに、デジタル的学法によることの検討 を促した。 令和5年3月、指标ホームページ (URL:			
新規	8	国家栽培特別区域法	内閣符	第20条第3項	事業計画等の程覧	住的開覧	2-4① 2-4②	3-4	#	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	告示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	https://www.chisou.go.jn/libi/hokusentoc/tokyoken.html) において、国家戦略特別区域法に基づく公告・解覧は当HPに 定案終する存み引こた。 令和5年1月、当府ホームページ (URL:			
新規	9	国家栽培特別区域法	内製符	第24条第3項	事業計画等の報覧	住的問覧	2-4① 2-4②	3.4	#	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	https://www.chisou.go.jp/filis/kokusantoc/tokyoken.html) において、国家教術特別区域法に基づく公舎・複覧は当HPに て実施する旨を明った。 令和5年2月、「智察共満基礎システムによる過失物等情報管			
新規	17	道失物法	警察庁	第7条第3項	通失物に係る書面の閲覧	住的開架	2-4① 2-4②	3-4	*	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	理維持実施要額の制定について (通達) 」 (令和5年2月16 日付曹稼庁両会免第29号ほか) の発出により、週失物等情報 管理維持について、電気通信回線等を派用した全国共通システ			
新規	18	道失物法	警察庁	第16条第2項	道大物に係る書面の閲覧	住助開覧	2-4① 2-4②	3.4	7	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	音示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	ムの選用を開始した。 参加5年2月、日本野田は高麗システムによる遵大物等情報管 薄単純支施整物の制定について (通池) 」 (参加5年2月16 日付置等庁が会保施立号はなりの会出により、遵大物等情報 要連載を行いて、電気機関指導等を実用した金銭共進システ ムの選用を開始した。			
新規	105	独立行政法人郵便貯金務易生命 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構に関する省令	総務省	第17条第2項	経営等に関する情報の公表事 現を記載した書類を偏置き間 覧	住的開策	2-4① 2-4②	3.4	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	省令改正	先了済み	令部5年3月、「加立行政社人規模的企業基立企成開管費・報 原拠ネットワーク支援機能に関する他(中国19年級形容か 第28号)の一部を改立するを向(「全形5年級形容を施立 9、令部5年3月31日前門。)により、経営等に関する情報 の公乗等項を配載した業務の公安力が出せインターネットを利用 して一般の問題に使する方法とする解音の見楽しを行った。			
新規	107	独立行改法人郵便貯金提昇生命 保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構に関する省令	彩務省	第18条第2項	経営等に関する情報の公表事 項を記載した書類を個置き問 覧	在助開覧	2-4① 2-4②	3-4	#	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	省令改正	見て済み	会記5年3月、「加立行政法人規模的完議基立会の保険管理・組 組集ネットワーク支援機能に関するを(「在219年報告を 第29年)の一部を改正する場合(《中記5年報告を施設 の一部を改正する場合(《中記5年報告を施設 の公路等項を配払、広書館の公路が止せインターネットを利用 して一般の関払、作するが注とする解析の別組と行った。 和記5年3月、と記録を一上ページ(URL:			
新規	112	会社法	注務省	第442条第3項	計算書類等の問覧	住幼開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	貴示、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	の報告事業3月、法権者ホールページ(以称: 対抗政//www.magia_jn/hMM//minj/j0.0225.Mem)におい て、銀来者のデジタルが予定。例えば、電子メールの送付によ の力かやカックルくの機能にようが決め、によることを希望して いる場合には、デジタルが予定によって対応することも可能で ある除を負わするとともに、デジタルが予法によって対応することの機対 条個した。			

_										7	項目のア	トログ規制 点検:		1ーアップ一覧表			
分類(班)	No.	法令名	所管督庁名	条項	規制等の内容頻要	規制等の 関型	現在 Phase	見遊後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、原在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 即則適合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの標要	見直しの状況 (後「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の現由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し見了時期の理由
新規	113	会柱法	注册省	原442条原4項	計算書類等の開覧	住幼開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	・報当 第 3月、注解セニームページ (URL: https://www.mag.aip/MMU/im/im/7.00252.html) におい て、結束をデジタルが予注 (例えば、電子メールの送付によ あ力法やマンタインの縁による力法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが予禁によって対応することも可能で ある新き物はするとともに、デジタルが学法によることの機材 を似した。			
新規	114	会社法	注册省	第31条第2項	定款の開覧	在助開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等4月、無機電子ールページ (URL: 14thの//www.moi/gaip/iMBU/minj07_00325_fami) じかい て、無常希がデジタルのデ生は (例えば、電子・ルールの送付によ る力能やオンタイン機能による力能等) によることを希望して いる場合には、アジタルが手出たコンドがよることの検討 者似した。 毎年1日、デジタルが手法によることの検討 者似した。 毎年1日、一般報音・コームページ (URL:			
新規	115	会经法	注册省	30.74 St. 50.7 JQ	議決権の代理権を証明する書 限の開覧	住的開策	2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.mejgo.ja/MMU/minj07,00255.hmm) において、 、振者者がマンタル等手性 (今日、電子メールの近した も方法やオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル的手能によって対応することも形態で ある旨を負加するとともに、デジタル的手法によることの検討 を促した。			
新規	117	会经法	注册省	M76&M54J	電磁的記録に記録された議決 推行使書面の開覧	住的開策	2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	食み、透知・通道等 の発出又は改正	見了済み	****ローンフ、エのの**** エー・ *** (Online) で 00225.hem) じかい は物力が物を出った。			
新規	118	会社法	注册省	W81 AW3 W	順事録の閲覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	-	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	****ローンフ、山内の中で、 **** (Ook Despire Transport			
新規	119	会经法	注册省	W824-W3-W	創立総会の決議の閲覧	住的開策	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.monig.go.jp/MMU/minjs/27_00225.html) において、無序者がデジタル等下版 (例えば、電子スールの送行によったがかインタル機能にようが決したることを希望している場合には、デジタル等学能によって対応することも可能である後を負担するとともに、デジタル等学法によることの検討を促した。			
彩規	120	会柱法	注册省	第125条第2項	株主名簿の開覧	在助開業	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	https://www.meig.oip/MMU(min)07,00255.html) において、 原本者がデジタルの手法(例えば、電子メールの送付によ る方法やオンタイン機能による方法等)によることを発置して いる場合には、デジタル的手法によって対応することも可能で ある後を負加するとともに、デジタル的手法によることの検討 を促した。 や数5年3月、注解電ホームページ(URL:			
新規	121	会经法	注册省	第171条の2第 2項	全部取得条項付種類株式に関 わる事項の開覧	位的開策	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総第一 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.molgo.jp/MMU/minj07_00325.html) において、無存者がデジタの哲学は、例えば、電子人への迅速によったがはつくりへの強能にようが上端してよることを希望している場合には、デジタル哲学法によって対応することも可能である場合性的であるともに、デジタル哲学法によることの検討を促した。 仲和5年3月71 法務備セナームページ (URL:			
新規	122	会社法	注册省	W1734/W3W	全部取得条項付種類株式の取得に関わる事項の閲覧	位的研究	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	https://www.mejapi.jn/MMU/minj07,00255.hem) において、請求者がデジタルの予注、例えば、電子メールの送付による方法やマンダイン機能による方法やフィンの場合には、デジタルの当年によって対応することも可能である場合的は「あとともに、デジタルの当年によることの検討を促した。 や知ち等3月、法務率ホームページ (UNL:			
新規	123	会社法	注册省	第179条の5第 2項	特別文配株主等に係る事項の 開覧	住助開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	「特別学生3月、進物電子のムケン(URL: 対抗など、「無ながあった。」(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)			
新規	124	会社法	注務省	第179条の10 第3項	売波株式等の取得に関する事 項の開覧	住助開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	- F	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	や相当年3月、進修電子ルベージ (URL: 25 http://www.maips.jm/MUI/minij/10255.html) におい て、請求者がデジタル的子法(例入は、電子メールの送付によ る方法やセッラインの論はことが定等)によることを模型して いる場合には、デジタル的学品によって対策することも可能 ある新を負担するとともに、デジタル的学法によることの検討 を促した。 他相当年3月、法修士ホームページ (URL:			
新規	125	会社法	注册省	第182条の2第 2項	株式の併合に関する事項の問 覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	莱	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	等担当年3月、進齢電子のムケン(URL: 計算な//www.major/MRUI/minj/020225.html) におい て、原来会デジタルが手法 (例えば、電子メールの送付によ る力性ウオンタイン分離による力法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対応することも可能する ある数を負担するとともに、デジタルが手法によることの検討 を属した。 他的3年3月、法務電ホームページ (URL:			
新規	126	会社法	注務省	第182条の6第 3項	株式の併合に関する事項の問 覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	W	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	****ロージース、出版をは、「			
新規	127	会社法	注册省	第231条第2項	株券英大登録簿の閲覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	-	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	https://www.moj.go.jo/MMU/minj07_00255.hmm) において、 、指表者のデタルが予定。(今日、電子メールの近日、 も方法やオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル的手能によって対応することも形態で ある後を負担するとともに、デジタル的手法によることの検討 を促した。			
新規	128	会社法	注册省	第252条第2項	新株子的推原港の閲覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	W	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	Web ユラカ、 エ密加・エーゲー Violnt. Telpy // Web エラカ、エ密加・エーゲー Violnt (特別 // Web アールーグ Violnt で、 旅水者がデジタル等下法 (例えば、電子メールの送行: よったかったが、マンタル等をは、よっておかったことも可能である後を向けることともに、デジタル等手法によっておがったこともで展である後を向けるとともに、デジタル等手法によることの検討を促した。 一种数字 多月、法務者ホームページ (URL:			
新規	129	会社法	注務省	第310条第7項	議決権の代理行使に関する事 項の開覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	Web 3-4 3.1、 法所当・ルーツ (UIII.1: は特定が/www.mag.ga/p/MMUI/mil07_00225.html) において、接来者がデジタル等手法 (例えば、電子メールの送行によ の方法やオンタイル線はよるの方法の によることを会かし、こる場合には、デジタルが手法によって対応することもで展で ある後を負加するとともに、デジタルが手法によることの検討 を促した。 や知る年3月、法務省ホームページ (UIII.1:			
新規	130	会社法	注務省	第312条第5項	電磁的方法による議決権の行 使に関わる事項の閲覧	住幼開覧	2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	Web 3 = 3 r. 上帝帝 3 r. エーマ Viol. 1 は fttp://www.maja.pi/MM11/mini 77,00225 hemi) におい て、 販手者のデジタルカチま (例えば、電子メールの送付によ る力法やオンタイル機能による力があり、によることを分配し よる当後を会成けることもに、デジタルカチ油によって対応することも可能で ある後を会加するともに、デジタルカチ油によることの検討 を促した。 後期である。 他和5年3 p. 1 ・ 1 を持ちます。 ・ 2 を持ちます。 ・ 1 を持ちまする。 ・ 1 をもままする。 ・ 1 をもままする。 ・ 1 をもまままする。 ・ 1 をもままままままままままままままままままままままままままままままままままま			
新規	131	会社法	注册省	第318条第4項	語事録の開覧	位的研究	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	https://www.meja.jn/MMU/minj07_00255.hmi) において、 原本者のマンタル等元性 (今は、電子メールの立とし、 も方法やオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル的学法によって対応することも形態で ある社を負加するとともに、デジタル的学法によることの検討 を促した。			
新規	132	会柱法	注册省	第319条第3項	株主形会の決議に関わる事項の開覧	在助開業	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧— 共通1	食売、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.meja.jn/MMU/minj07.00255.hem) において、 、 誘水者がマッルボラ上 (例えば、電子メールの近よ も方止ウオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルの計画によっておがすることも可能で ある社を負加するとともに、デジタルの計画によることの検討 を似した。			
新規	133	会柱法	注册省	第371条第2項	議事録等の開覧	在助開業	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧— 共通1	食売、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	****ローブー、			
新規	134	会柱法	注册省	第374条第2項	計算書類等の閲覧	住助開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	*	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	https://www.moj.go.ja/MMU/minj07_00255.hmm) において、原本者がプラルの野生 (例えば、要子メールの対した る力法やカイン多様に とる力法等) によることを希望している場合には、デジタル的学法によって対応することも可能である社会 有別するとともに、デジタル的学法によることの検討を促した。 参加を分別するとともに、デジタル的学法によることの検討を促した。			
新規	135	会社法	注册省	第378条第2項	計算書類等の開覧	住的開発	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	Web 3-4 3.5、 出版 エー・ーン (URL) : は			
新規	136	会社法	注册省	第389条第4項	会計帳簿等の開覧	位的研究	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	************************************			
新規	137	会社法	注册省	M394&M2W	語事録等の開覧	位的研究	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	等担当年3月、進幣電子のムケン(URL: 計算に対象が必要に対象が対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象がある。 で、無常者がデジタルが手法(例えば、電子メールの送付による方法やオンタイン会議による方法等)によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対象することも可能が ある数を執致するとともに、デジタルが手法によることの検討 を属した。 他記3年3月、法務電ホームページ(URL:			
新規	138	会社法	注務省	第396条第2項	会計帳簿等の問覧	住助開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	や相当年3月、進修電子ルベージ (URL: 25 http://www.maips.jm/MUI/minij/10255.html) におい て、請求者がデジタル的子法(例入は、電子メールの送付によ る方法やセッラインの論はことが定等)によることを模型して いる場合には、デジタル的学品によって対策することも可能 ある新を負担するとともに、デジタル的学法によることの検討 を促した。 他相当年3月、法修士ホームページ (URL:			
新規	139	会社法	注册省	第399条の11 第2項	議事録等の問覧	住助開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	参照写事 3月、法務報ホールページ (URL: http://www.mag.aip/hhl/li/mij/n/ 20025.hem) において、接来者がデジタル等手法 (例えば、電子メールの送付によったからマクライの縁はよるかから によっことを引張いいる場合には、デジタル的手法によって対応することも引張いるの後をには、デジタル的手法によって対応することの検討を促した。			

										7	項目のア	トログ規制 点検:		1ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	进参名	所管官庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 報型	现在 Phase	見面像 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 原則適合性が確保できている ことを確認者	見直し先了	工程表	見直しの標要	見面しの状況 (後「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見面し完了 時期」を設定)	見面しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 児子時期	新たな見直し見了時期の現由
新規	140	会枉法	注務省	原413条原2項	孫挙録等の開覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、適知・適適等 の発出又は改正	見了済み	・報告等3月、注解ホームページ (UBL) は初記に//www.mago.go/pMMU/mi/mi/7,00252.hem) におい て、競手者がデジタル炉子法 (例えば、電子メールや送付によ み方法やオンタイン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが予禁によって対応することも可能で ある報告的は下るとともに、デジタルが学法によることの機材 を似した。			
新規	141	会枉法	注册省	原413条原3項	議事録等の開覧	住的開発	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	完了済み	◆部5年3月、無極電子―ルページ (URL: 18世紀/*/www.moil.gai.pi/MRUU/mij07_00325_faem) じ おい て、勝承命がデジタル的学法 (明えば、電子ルールの送付によ る方法やマンタイン機能による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル的学法によっていまることの検討 者包を負別するとともに、デジタル的学法によることの検討 を記る年3月、決勝電子ームページ (URL:			
新規	142	会社法	法務省	第433条第1項	会計帳簿等の問覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	W.	令和4年度 1月~3月	開覧報覧— 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	https://www.meijapip/MMU/minj07_00325.html) におい 、 請求者がデジタル的手法(例えば、電子メールの送付に る方法やオンライン会議による方法等)によることを希望して いる場合には、デジタル的手法によって対応することも可能で ある旨を負担するとともに、デジタル的手法によることの検討 を促した。			
新規	143	会社法	法務省	第496条第2項	資傷対照表等の問覧	住的開展	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等3月、注意報中エレベージ (URL: https://www.mag.ai/pMMU/mi/mi/D, 00255.html) において、原本者がデジタル均平法 (例えば、電子メールの送付による方法やマンタへの議院による方法等) によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である指令的は下るとともに、デジタル的手法によることの機能を似じた。			
新規	144	会枉法	注務省	W618&W1W	計算書類等の閲覧	住的開展	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参配5年3月、注意報本ニュページ (UBL: 対抗に//www.mag.a(p/MMU/mi/mi/7,00255.hmm) におい て、請求者がデジタル的手法 (例えば、電子メールの送付によ る方法やオンタイン協議による方法等) によることを希望して いる場合には、アジタルの手法によって対応することも可能で ある数を向抗するとともに、デジタルの手法によることの機材 を似した。			
新規	145	会柱法	注務省	原625条第1項	計算書類等の閲覧	住的開策	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	※部5 年 3月、生務セナー人ページ (URL: http://www.mag.aip/httl/in/in/7,0025/hem) において、続年者がデジタルヴァ芸・(明えは、電子メールや送付によっ方池やフライン会議では、アジタルヴァ芸によって対応するととも可能である数を会談です。ことのことを希望してある数を会談できるともでい、デジタルヴァ芸によることの検討を似した。			
新規	146	会社法	法務省	第684条第2項	社典原簿の開覧	住的開展	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	◆85年3月、漁務電ホールページ (DRL: は初度//www.moij.gai.jp/MRUU/mij07_00325_hem) じおい て、農産者がデジタル等手法 (例えば、電子メールの送付によ る対象やオンライン会談によるが出等) によることを希望して いる場合には、デジタル等手法によって対応することも可能で ある服を発信するととに、デジタルの手法によっことの理解 を促した。 最初に当まる (参照セールページ (DB):			
新規	147	会枉法	注册省	第731条第3項	順事録の開覧	住的阿萊	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	https://www.mosiga.jp/MMU/minij ∂T_c 00225.html) において、銀来者がデジタル的手法 (例えば、電子メールの送付によったからマックル線はことの方面では、マンタル的手法によって対応することも可能である影を発位するとともに、デジタル的手法によっことの検討を促した。			
新規	148	会社法	法務省	第735条 の2第 3項	社債権者集会の決議に関わる 事項の開覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	IIX	令和4年度 1月~3月	開覧報覧— 共通1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	参配5年3月、法務等ホールページ (URL: は特別に/www.mag.a/p/MMU/im/im/7 00255.hmm) におい で、原本者がデジタルサデル (例えば、東子メールの送付によ るが治セウィックへ会議によるが決め、によることを与い いる場合には、デジタルサ学地によって対応することも可能で ある資金 物別するとともに、デジタルが学地によることの検討 を促した。			
新規	149	会枉法	注册省	第775条第3項	船舗変更計画に関する事項の 開発	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参配5 年 3 月、生態報ナールページ (URL: は物理が/www.mag.a/p/MMU/im/mi/D, 00252.hmm) におい で、原本者がデジタルサテル (例えば、電子メールの送付によ る力能会セフルク・公園によるがあり、によることを参加 にも3 日を会しは、デジタルが手地によって対応することも可能で ある 日を会か打さるとともに、デジタルが手地によることの検討 を促した。			
新規	150	会柱法	注務省	第782条第3項	吸収合併契約等に関する事項 の開覧	住的問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3.3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の部5 年 3 月、生務報ナールページ (URL: は物理が/mww.mag.a(p/MMU/mi/mi/D, 20025.hmm) におい て、原求者がデジタル等手法 (例えば、電子メールの送付によ ろ力池のオンタイン会議による方法等) によることを希望して、 べる場合には、アジタルの手が出たよって対応することも可能で ある数を負担するとともに、デジタルの手法によることの検討 を似した。			
新規	151	会柱法	注務省	M79146M3W	吸収分割又は株式交換に関す る事項の開覧	住的開策	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	※部5 年 3月、生務セナー人ページ (URL: http://www.mag.aip/httl/in/in/7,0025/hem) において、続年者がデジタルヴァ芸・(明えは、電子メールや送付によっ方池やフライン会議では、アジタルヴァ芸によって対応するととも可能である数を会談です。ことのことを希望してある数を会談できるともでい、デジタルヴァ芸によることの検討を似した。			
新規	152	会枉法	注務省	第794条第3項	吸収合併契約等に関する事項 の開覧	住的開覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	の部5 年 3 月、生務セナーレベージ (URL: 18世紀/1997-2009-2019 (A) (MUHI/GHI) 7,00225 John() におい で、販売者がデジタル均子法 (例えば、電子メールの送付によ ろ力法のオンタイン会議による力法等) によることを希望して いる場合には、デジタル均子法によって対応することも可能で ある数を会社でするとともに、デジタル均子法によることの検討 を似した。			
新規	153	会枉法	注册省	原801条原4項	吸収合併等に関する事項の問 覧	住的開発	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等 3月、生務報中・上ページ (URL: 10世紀/1997-2003年)。2012年1日には に2012年、同志開発人がデジタル規則を電子メール等で発生 こことを希望するとは、デジタル規則の配管者は、デジタル 規約を電子メールで送信するなどして専奨上開覧させることも 別形であることを明示し、デジタル的学会によることの教討を 促した。			
新規	154	会柱法	注務省	M803AM3W	斯設合併契約等に関する事項 の開発	住的開策	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参和5条3月、法務領ホールページ (URL: は物理が/www.mag.a/p/MMU/imi/mi/7,00255.hmm) におい で、原本者がデジタルサデ生 (例えば、電子メールの送付によ る力性やオック・公職によるが決等) によることを希望して いる場合には、デジタルサ手法によって対応することも可能で ある数を負担するとともに、デジタルサ手法によることの検討 を似した。			
新規	155	会枉法	注務省	#811#.#3W	新設分割又は株式移転に関す る事項の開覧	住的開展	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等3月、注意報本ー上ページ (URL: https://www.mag.ai/pMMU/mi/mi/D, 00255.html) において、原本者がデジタルサラ社 (明えば、電子メールの送付による方法や、しょうことを希望している場合には、デジタルサラ社によって対応することも可能である報告的は下るとともに、デジタルサ学法によることの機能を似した。			
新規	156	会社法	法務省	第815条第4項	新設会併契約等に関する事項 の開発	住的開展	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	※部5 年 3月、注意報中・上ページ (URL: https://www.mag.a/p/MMU/im/im/70,0025.html) におい で、旅売者がデジタかり予生 (明えば、電子メールの送付によ みが治せてラクトの機能によるが決等) によることを希望して いる場合には、デジタル的予法によってが応することも可能で ある数を会談けるとともに、デジタル的学法によることの機材 等似した。			
新規	157	会社法	法務省	第816条の2第 3項	株式交付計画に関する事項の 開覧	住的阿莱	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	毎15年3月、独勝電ホームページ (DRL: 対抗な1/mwxmmigacjn/MHU/minj07_00252.hem) におい て、指来者がデジタルヴァ社 (例えば、電子メールや送付によ る対点やコッタイン機能によるが出等) によることを希望して いる場合には、アジタルヴァ社によってよる「形で ある日を割的するとともに、デジタルヴァ社によることの傾対 を似した。 毎15年3月、独勝電ホームページ (DRL:			
新規	158	会社法	注册省	第816条の10 第3項	株式交付に関する事項の開覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党ア済み	・ 報告等 4 月、接種市一 ムページ (URL: 1世記/** www.mabig.johNU/minij/50225.hem) におい て、請求者がデジタル哲子法 (明えば、電子メールの送付によ る方法やセンタインの領はことが定等) によることを有望して いる場合には、デジタル哲学はたっとがあることの検討 を回した。デジタル哲学はたっというだっることの検討 を回した。 か85年 4 月、接種市一 ムページ (URL:			
新規	162	会社法	注册省	第951条第2項	材務議長等の問覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	https://www.moj.go.jp/MMUl/minj07_00325.html) におい て、前来者がデンタル的手法 (例えば、電子メールの設計によ る方法のセンターの会議によるが決勢) によることを希望して いる場合には、デジタル的手法によって対応することも可能で ある旨を会知するとともに、デジタル的手法によることの検討 を促した。			
新規	175	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第14条第2項	定款の開覧	住幼問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等 3月、漁務電子ールページ (JRL: http://www.mode/aip/afMU/imi)27_0025.html) において、無常者がデジタルの子法 (例えば、電子メールの送付によ ら対途のセンタイン会議によるが出等)によることを希望して いる場合には、デジタル的子法によって対応することも可能で ある版を向封するとともに、デジタルの子法によることの検討 を促した。			
新規	176	一般社団法人及 <i>U一般</i> 財団法人 に関する法律	注册省	第32項第2項	社員名簿の開覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党ア済み	◆部5年3月、無極電子―ルページ (URL: 18世紀/*/www.moil.gai.pi/MRUU/mij07_00325_faem) じ おい て、勝承命がデジタル的学法 (明えば、電子ルールの送付によ る方法やマンタイン機能による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタル的学法によっていまることの検討 者包を負別するとともに、デジタル的学法によることの検討 を記る年3月、決勝電子ームページ (URL:			
新規	177	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第50条第6項	代理権を証明する事項の問覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	・ 報告等 4 月、接種市一 ムページ (URL: 18年2年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年			
新規	179	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第52条第5項	議決権行債に関する事項の問 覧	住助開覧	2-3()	3-3	y	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	含示、通知・通道等 の発出又は改正	党ア済み	https://www.mojacja/MMU/minj07_00255.html) において、請求者がデジタル的手法(例えば、電子メールの送付にる方法のオンライン会議による方法等)によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を負担するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	180	一般社団法人及 <i>U</i> 一般財団法人 に関する法律	法務省	第57条第4項	語事録の開覧	住的開発	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	×	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	会示、通知・通過等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、接着電子・レイージ URL: https://www.mode/aip/afMUI(mi)07_0025.html) におい て、原本者がデジタルの手法 (例えば、電子メールの送付によ ろ为たのセンライン会談によるが出等) によることを希望して いる場合には、デジタルの手法によって対応することも可能で ある数を向けするともに、デジタルの手法によることの検討 を促した。			
新規	181	一般柱間法人及 <i>U</i> 一般射間法人 に関する法律	注册省	W58 (4.W3 VI)	社員総会の決議に関する事項 の開覧	住的開発	2-3() 2-3() 2-3()	3.3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	・報告等3月、注意報中・上ページ (URL: https://www.mag.aip/MMU/im/im/7,00225.html) において、原本者がデジタル物子法 (例えば、電子メールや送付によるが治やインター/公園によるが決め、によることを考している場合には、デジタル物子法によって対応することも可能である報告表的はできたに、デジタル的学法によることの機能を担じた。			

										7	項目のア	トログ規制 点検		ーアップ一覧表			
分類 (班)	No.	法令名	所管電庁名	条項	規制等の内容振要	規制等の 類型	RA: Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「四」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しを要さずともデジタル 即列連合性が確保できている ことを確認者	見直し先了 時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況 (後「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し元了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し北了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し兜了時期の理由
新規	182	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第97条第2項	議事録等の閲覧	住的開架	2-3() 2-3() 2-3()	3.3	*	令和4年度 1月~3月	問覧叙覧— 共通1	貴示、通知・通道等 の発出又は改正	先丁済み	参和5年3月、法務省ホームページ (URL: http://www.mej.go.jn/MMU/mijl07_00025.html) におい て、旅者省か72ヶ水の手法。(例242、電子メールの送付によ ろ方池ウオンタイン分類による方法等) によることを希望して いる場合には、アラシルの手法によって対応することをの検討 を促した。			
新規	183	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第107条第2項	会計帳簿等の閲覧	住的開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	◆和5年3月、注册セナームページ (URL: は特別に/www.moj.go.jn/MNU/mijl87_00325.html) におい て、請求者がデジタル等手法 (例及は、電子メールの送付によ る力法やオンライン会議による力法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対応することもでき なる形を検討するとともに、デジタルが手法によることの検討 を似した。			
新規	184	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第121条第1項	会計帳簿等の閲覧	住的開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	◆和5年3月、法務由エームページ (URL: https://www.moj.go.jp/MMI/mijl07_00025.html) におい て、原来者のデジャの手注。(例文は、電子メールの送付によ ろ力池やオンライン会議による力法等) によることを希望して いる場合には、デジタルの手法によって対応することもの検討 を似した。			
新規	185	一般柱間法人及び一般时間法人 に関する法律	注務省	第129条第3項	計算書類等の問覧	住沙阿賀	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	莱	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	令約5年3月、注册省ホームページ (URL: https://www.moig.or/p/Mhl/mini/07.0025/hmil) におい て、原来者がデタルが手法 (何えば、電子メールの送付によ ろ方法やオンタイン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対抗することもの検討 を似した。			
新規	186	一般柱間法人及び一般財間法人 に関する法律	注務省	第156条第2項	定款の開覧	住幼問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	×	令和4年度 1月~3月	開覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見丁済み	令和5年3月、汝務省ホームページ (URL: https://www.moj.go.jo/MMI/(mii)07,00325.html) におい て、原来者がラメのお手法 (何えば、電子メールの送付によ ろ方法やオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対応することもの検討 を信じた。			
新規	187	一般社団法人及び一般対団法人 に関する法律	注册省	第193条第4項	議事録の開覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	参取5年3月、法務省ホームページ (URL: https://www.moj.go.ja/MMIV/mij07_00325.html) におい て、旅者者がデタルが手法 (例なば、電子メールの送付によ ろ方池やオンライン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対応することもの検討 を促した。			
新規	188	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注册省	第194条第3項	野議員会の決議に関する事項 の開覧	住的開覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	B.	令和4年度 1月~3月	問覧叙覧— 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、法務省ホームページ (URL: http://www.mej.go.jn/MMU/mijl07_00025.html) におい て、旅者省か72ヶ4の手法 (例及は、電子メールの送付によ ろ方池ウオンタイン分類による方法等) によることを希望して いる場合には、アラシルの手法によって対応することの検討 を促した。			
新規	189	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第223条第2項	振事録等の閲覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	要	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	食が、通知・通過等 の発出又は改正	見丁弄み	参配5年3月、注册セナーノベージ (URL: は物理シ/mown.comg.co (p/MMU/mi/mi/7. coutSz.hem) におい て、請求者がデジタルが手法 (例えば、電子メールの送付によ が対定やオンタインの場所による方法等) によることを希望して いる場合には、デジタルが手法によって対応することの検討 を似した。			
新規	190	一般柱間法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第229条第2項	資価対照表等の問覧	住的開展	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参配5年3月、法務セナームページ (URL: 財政に/www.maga.jo/pMMU/mi/mi/D, 20025.hem) におい て、請求者がデジタル的手法 (例えば、電子メールの送付によ ろ力池やオンタインの編作によの力圧的) によることを希望に いる場合には、アジタルの手法によって対応することも可能で ある数を負担するとともに、デジタル的手法によることの検討 を似した。			
新規	191	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第246条第3項	吸収合併契約に関する事項の 開覧	住幼問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	Ŗ	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	食示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参部5条3月、注意報本ールページ (URL: は物理が「WWW.mogo.go/pMMU/ming/7.0025.hem) におい て、請求者がデジタル的手法 (例えば、電デルールの送付によ る力法やカンタイン会議による力法等) によることを希望に いる場合には、アジタルの手法によって対応することも可能で ある数を対比するとともに、デジタルが手法によることの検討 を似した。			
新規	192	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第250条第3項	吸収合併契約に関する事項の 開覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	×	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参数5条3月、生務報ホールページ (URL: は物理が「WWW.mogologin/MUMI/min/D, 20025.hem) におい て、藤水高がデジタルが手法 (例えば、電子メールの送付によ ろが述やオンタイン会議による方法等) によることを希望して いる場合には、アジタルの計画によって対応することを検 なした。			
新規	193	一般柱間法人及び一般対間法人 に関する法律	注册省	第253条第3項	吸収合併に関する事項の問覧	住的開策	2-3() 2-3() 2-3()	3.3	×	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	参数5条3月、注意報本ールページ (URL: 18世紀/1997/2097/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/21/2015/2015			
新規	194	一般社団法人及び一般対団法人 に関する法律	注册省	第256条第3項	新設合併契約に関する事項の 開覧	住的開展	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧— 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売丁済み	参数5条3月、注意報本ールページ (URL: は物理が/www.mago.jo/jaMUl/ming/D.2025.hem) におい て、商業者がデジタル均子法 (例えば、電子メールの送付によ み方法やマンタイン会議による方法等) によることを希望にて いる場合には、デジタル均子法によって対応することも可能で ある数条的は下るとともに、デジタル均子法によることの機能 を似した。			
新規	195	一般柱間法人及び一般対間法人 に関する法律	注册省	第260条第3項	新設合併契約に関する事項の 開覧	住的開展	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3.3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧収覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	売了済み	485年3月、法務セナールページ (URL: http://www.mag.go/pMMU/ming7.00252.html) におい て、原来者セデジタルサデル (明えば、電子メールの送付によ る方法令ヤッターの金属による方法等) によることを希望に いる場合には、デジタルサデルによって対応することも可能で ある報告的はできたに、デジタルヴデルによることの検討 を促した。			
新規	196	一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律	注務省	第298条第1項	一般社団法人の財産の状況の 服舎又は計算に関する資料の 開覧	住的問覧	1-2	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧叙覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和5年3月、法務省ホームページ (URL: https://www.moi.go.jn/MNMJ/mini.j07_00325.html) において、一般性間上入反で一般时間上入に関する法律等の規 定による閲覧等の方法に関する文書を掲載した。 金融金金正よるが応く引く継ぎ検討する。			
新規	197	に関する法律	注務省	第298条第4項	問覧	住的問覧	1-(2)	3-3	*	令和4年度 1月~3月 令和5年度	開覧報覧- 共通1 開覧報覧-	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	https://www.moi.go.jp/MINII/minj07_00325.Html) において、一般社団出人及び一般対団出人に関する法律等の規 定による問題等の力法に関する文書を掲載した。 社団改正による対応も引き続き検討する。 令和5年3月、インターネットの利用等による公既会調書の問			
別長1	169 205	開稅土物行規則 健康保険土物行令	財務省 厚生労働省	第4条第8項 第13条第4項	公等会調書の問覧 会議録の閲覧	(1.20周星	2-3(2) 2-3(3) 2-3(3) 2-3(2)	3-3	W W	10月~3月	共通3	者令改正 会示、通知・通道等	見了済み 見了済み	第が可能となるよう省や第4集を改正し、その旨を官額に掲載 した。 令和4年12月、「健康保険組合の令和5年度予算の組成にフ いて」(令和4年12月26日付け保保発1226第1号)の発出に より、会議性や事業及び決算に関する管告書については、ホー			
※規		発展保険上掲行で 健康保険上掲行令	厚生労働省	第24条第3項	英雄球の両見 服会書の開覧	GONE	2-3() 2-3() 2-3() 2-3()	3-3	*	1月~3月 令和4年度 1月~3月	共通1 開覧報覧- 共通1	の発出又は改正 由示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	ムページに掲載するなど、加入者の利便性に記慮した環境整備 に取り題化よう規則した。 令和4年12月、「健康保険組合の令和5年度予算の組成にフ いて」(令和4年12月26日付け保保発1226第1号)の発出に より、会議録や事業及び使用に関する報告書については、ホー			
新規		食品衛生法	厚生労働省	第39条第2項	登録検査機関に関する財務議 表等の開覧	住的開発	2-3() 2-3()	3-3	*	令和5年度 4月~9月	問覧報覧-	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	ムページに掲載するなど、加入者の利便性に記慮した環境整備 に取り超むよう規則した。 令和5年3月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見道 に成ら工程表について」(令和5年3月27日付開生食企発 0327第2号、薬生食監例0327第3号)の充血により、デジタ			
新規		食品衛生法施行令	厚生労働省	第27条第2項	表等の開覧 食品衛生管理者登録講習会に 関する財務議長等の閲覧	(1.10阿某	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	*	4月~9月 令和5年度 4月~9月	四克松克- 共通1	の何以又は改正 会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	ル技術の活用が可属である後、周知した。 令和5年3月、『デジタル規則を踏まえたアナログ規制の見直 にに係る工程表について』(令和5年3月27日付無本食金発 0327第1号、薬な食監例の327第2号)の発出により、デジタ			
新規	220	水道出	厚生労働省	第20条の10第 2項	登録水質検査機関に関する財 務議表等の開覧	住的開架	2-3() 2-3()	3-3	*	令和4年度 1月~3月	問覧報第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	A性間の活用が可能である旨、周知した。 令和5年3月、『デジタル開新行政調査会の「デジタル限則」 への水道法令における対応について』(令和5年3月31日付 け栗本水発0331第19号)の発出により、デジタル技術の活用			
新規	221	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の10第 2項	登録講習機関に関する財務協 表等の開覧	住的問覧	2-3(j) 2-3(j)	3-3	=	令和4年度 1月~3月	問知報第一 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	見て済み	が可能である段、関知した。 令和5年3月、「デジタル福路行政調査会の「デジタル規則」 への水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 薬生水発の331第20号)の発出により、デジタル技術の項用が			
新規	222	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の5	水道事業者等の水質検査結果 等の公表	住物開覧	2-3(j) 2-3(j)	3-3	x	令和4年度 1月~3月	問覧松覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党で済み	可能である旨、開知した。 命和5年3月、「デジタル間時行政調査会の「デジタル間則」 本の水道法令における対応について」(令和5年3月31日付 業本条例6333間17号)の発出により、デジタル技術の汎用が 可能である旨、開知した。			
新規	235	森林法	農林水産省	第46条の2第2 項	保安施設地区会帳の閲覧	GUNE	2-3(j) 2-3(j) 2-3(j)	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧総覧- 共通1	食み、通知・通道等 の発出又は改正	見了済み	令和5年3月、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の政 最小について」(開和45年6月2日付け45林野温間25日) の一部改正により、保安林46帳号の間質を求められたと考につ いては、インターネットや電子メール等を利用する方法により 閲覧を求められたとぎを含むものとし、問題は策略的記録を利 用する方法を含むものとする音を研究した。			
新規	283	運輸安全委員会運営規則	国土交通省	第25条第2項	公送記録の開覧	住的問覧	2-3() 2-3() 2-3()	3-3	¥	令和4年度 1月~3月	問覧報覧- 共通1	会示、通知・通道等 の発出又は改正	党了済み	令和5年4月、「意見聴取会開催事務取扱要額」(平成20年 10月1日運奏参第7号)の一部改正(令和5年4月27日運奏 参第4号)により、原則センライン(ホームページ)に掲載 し、開発は付するよう見重しを行った。			
新規	339	住宅宿泊事業法	原生労働省 国土交通省	第51条	登録簿の開覧	住的問覧	2-4① 2-4②	3-4	莱	令和4年度 1月~3月	問覧叙覧一 国土交通省 7	食み、通知・通道等 の発出又は改正	党丁済み	総光庁が運営する民治ポータルサイトにおいてすぐに公長して いる登録第について、当該登録理が任本客心事業上第31条に まず、登録第である音を、参加5年3月22日に制定した。 https://www.mit.go.jp/kankocho/minpaku/business/media tise/list.html			
w for		Contract management of a second				0.947. 0.958				sector fo	OR 1 70 H	NEC 1 2 MAI 2 A	rivers 68 (6 mg	から追加提出があった条項)については「新規」と記載			

FD等の記録媒体を指定する規制 点検対象条項のフォローアップ一覧表

_					- 1, 1 10,			19(N(-)(-)) ·		, ,,,,,,,			,
N	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、 「オンライン手続等の規 定の整備」に「●」のあ るものは、既にオンライ ン予続等の規定が整備さ れていることを確認済	見直! オンライン 手続等の 規定の整備	上方針 具体の 記録媒体 規定の見直し	見直し 完了時期	工程表	見直しの 概要	見直しの状況	見直しの内容
1	7 公共施設等運営権登録令施行規則	内閣府	第30条第2項	申請·交付等(行政 手続)	記録媒体	要	0		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正 する内閣府令(令和5年内閣府令第20号)により、オンライン 手続が可能となるよう、第30条第2項を改正した。
56	8 関税法施行令	財務省	第90条の2第1項第 4号	申請・交付等(行政 手続)	記録媒体	要	•	0	令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、関税定率法等の一部を改正する法律の施行に件 う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第158号)に おいて、フレキシブルディスクによる交付を規定していた第90 条の2第1項第4号を削除する改正を行った。
60	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 3 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 行に関する省令	財務省	第2条第17項	申請・交付等(行政 手続)	記錄媒体	要	0		令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例年に関する法律の施行に関する者令の一部を 改正する者令(中国5年度報者・財務金権第2号)の公正 リ、光ディスク等の電子設設線体を利用した方法に限らず、電 ・情報処理服務を発明する方法にる発達も初密となるよう。 当該者令第2条第17項を改正し、その旨を官報に掲載した。
60	租股条約等の実施に伴う所得税法、法人税 4 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 行に関する省令	財務省	第2条の2第16項	申請・交付等(行政 手続)	記錄媒体	要	0		令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、租赁条約等の支票に伴う所得起点、出入税之力を (地力労徒込の特別に関する法律の公司に、関する条件の公司 を改正する省令(令和5年総務省・財務省令第2号)の公司によ り、先ディスク等の電子設施保を利用した方法に関うて、電 ・情報処理機能を使用する方法による実践も可能となるよう。 自該場合第2条の2第16例を改正し、その旨を官報に掲載し た。
60	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 5 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 行に関する省令	財務省	第2条の3第16項	申請・交付等(行政 手続)	記錄媒体	要	0		令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、租税条約等の実際に伴う所得税法、法人税益素 (地方的法の特別に関する法律のおけて関する金件の 改正する省令(令和5年税税者・財務省令第2号)の公布によ り、先ディスク等の電子投税保険を利用した方法に関うず、電 ・情報処理機能を使用する方法による実施も可能となるよう。 由該場合第2条の3第16項を従正し、その旨を官額に掲載し た。
60	租股条約等の実施に伴う所得税法、法人税 6 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 行に関する省令	財務省	第2条の4第16項	申請・交付等(行政 手続)	記錄媒体	要	0		令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、租赁条約等の支票に伴う所得起点、出入税之力を (地力労徒込の特別に関する法律の公司に、関する条件の公司 を改正する省令(令和5年総務省・財務省令第2号)の公司によ り、先ディスク等の電子設施保を利用した方法に関うて、電 ・情報処理機能を使用する方法による実践も可能となるよう。 自該場合第2条の4第16列を改正し、その旨を官報に掲載し た。
60	租股条約等の実施に伴う所得税法、法人税 7 法及び地方税法の特例等に関する法律の施 行に関する省令	財務省	第2条の5第17項	申請・交付等(行政 手続)	記録媒体	要	0		令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、租税条約等の次額に伴う所得税法、法人税益力 が地方的途の特別に関する法律の場所に関する金律のも 改正する省令(令和5年税務省・財務省令第2等)の公布によ り、投ディスク等の電子投税額体を利用した方法に関うす。電 ・情報製売機能を利用した方法に関うす。電 ・情報製売機能を利用する方法による実施も可能となるよう。 自該省令第2条の5第17列を改正し、その日を官報に掲載し た。
16	34 法人土地·建物基本調查規則	国土交通省	第9条第3項	申請・交付等(行政 手統)	記錄媒体	要	•	0	令和5年中	記錄媒体一共通	法令改正	完了済み	令和5年3月、注入土地、建物基本調查原則の一郎を改正する 寄令(令和5年国上交通舎令第17号)において、郵送に代わる 提出方法として、第9条第3項(改正後の第8条第3項))に 倒示していた「電気テープ、フレキシブルディスクその他の電 電約記録媒体)を「電缆的記録媒体」に改正し、その旨を官報 に掲載した。

^{※ 「}オンライン手続等の規定の整備」における「○」は今後整備を行うもの、「●」は際に整備がされているものを、「具体の記録媒体規定の見直し」における「○」は今後見直しを行うものを指す。

(その他の見直し)

その他 点検対象条項のフォローアップ一覧表

					その他 点検対象系	K3(U) / 1 F	• , , ,	9E 1X				
No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望等の概要)	見直し要否	見直し完了 時期	工程表	見直しの状況 (※「未了」のもの についてはいずれも 「新たな見直し完了 時期」を設定)	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し 完了時期	新たな見直し完了時 期の理由
1	総合特区支援利子補給金交付要網	内閣府		総合特区支援利子補給契約書 の押印を廃止して欲しい。	要	令和4年度1月~3月	その他	完了済み	電子契約での取り交 わしを可能とするた め、令和5年3月3日付 けで「総合特区支援 利子補給金交付要 網」を改正し、電子 により契約書を作成 する場合の取扱いを 明記した。			
2	保険業法	金融庁	第277条	保険募集人の登録申請をオン ライン化して欲しい。	要	令和4年度 1月~3月	その他	完了済み	保険募集人の登録申 請に係るオンライン 化をの能とするた め、必を完了するとよう もに、監令和5年3月 に、監委した。			
3	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律施行規則	デジタル庁 総務省	第4条	マイナンバーカードの交付時 の本人確認に当って提示を求 めるものとして、学生証アブ リも認めることができない か。	要	令和4年度目処	その他	未了		カードの交付に加え て、新たに電子証明 薬の発行においても 学生証アプリの掲示 が認められるよう検 討したことに加えま 自治体の運用につい で検討を行う必要が あめ。 助問で要した ため。	令和5年7月	省令改正の実施に要 する期間を勘案した ため。
4	割賦販売法	経済産業省	第30条の4	支払停止抗弁の申出につい て、デジタル化を容認して欲 しい。	要	令和4年度 1月~3月	その他	完了済み	日本クレジット協会 の自主規制ルールに おいて、支払停止抗 弁の申出について、 電磁的方法でも行え る旨を追記。			
5	①たばこ事業法 ②酒税法 ②二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止 二関スル法律 ④二十歳未満ノ者ノ吸煙ノ禁止 二関スル法律	①財務省 ②国税庁 ③④警察庁	①第31条第9号 ②第12条第2号 第14条第2号 ③第1条 ④第4条		要	令和4年度1月~3月	その他	完了済み	2023年1月31日にコ ンピニ業界を代表す る日本フランチャイ ズチェーン協会が、 「デジタル技術を活 用した酒類・たば、 年齢確認がイドライ ン」を策定し、各省 庁から関係機関に同 ガイドライった。			
6	協会員の従業員に関する規則	日本証券業協会	第9条	事故連絡書が書面・押印であるため、電子化して欲しい。	要	令和4年度 1月~3月	その他	完了済み	2023年2月10日に協 会員宛の通知を発出 し、2023年4月3日以 降事故連絡書の提出 は全てオンライン提 出とした。			
7	協会員の従業員に関する規則	日本証券業協会	第10条	事故顔未報会書が書面・押印 であるため、電子化して欲し い。	要	令和4年度 1月~3月	その他	完了済み	2023年2月10日に協 会員宛の通知を発出 し、2023年4月3日以 降事故顛末報告書の 提出は全てオンライ ン提出とした。			